

大学機関別認証評価

# 自己評価書

平成27年6月

北海道教育大学



## 目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準1 大学の目的	4
	基準2 教育研究組織	7
	基準3 教員及び教育支援者	17
	基準4 学生の受入	36
	基準5 教育内容及び方法	44
	基準6 学習成果	80
	基準7 施設・設備及び学生支援	90
	基準8 教育の内部質保証システム	109
	基準9 財務基盤及び管理運営	121
	基準10 教育情報等の公表	148



## I 大学の現況及び特徴

### 1 現況

(1) 大学名 北海道教育大学

(2) 所在地 北海道札幌市

#### (3) 学部等の構成

学部：教育学部

研究科：教育学研究科

附置研究所：なし

関連施設：附属図書館，国際交流・協力センター，  
学校・地域教育研究支援センター，大  
学教育開発センター，キャリアセンタ  
ー，保健管理センター，教員養成開発  
連携センター，大雪山自然教育研究施  
設，附属学校

#### (4) 学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）

学生数：学部5,142人、大学院309人

専任教員数：406人

助手数：0人

### 2 特徴

北海道教育大学教育学部・教育学研究科の母体の1つである北海道師範学校は、初等学校教員の養成（師範教育）を目的として、明治19年に設置された。

新制国立大学の発足時には、旧制諸学校である北海道第一師範学校（札幌），北海道第二師範学校（函館），北海道第三師範学校（旭川），北海道青年師範学校（岩見沢）の四師範学校を包括し、新たに釧路分校を設置して、昭和24年に北海道学芸大学として設置され、昭和41年に北海道教育大学に改称された。

その後、ベビーブームによる児童生徒の急増を背景に、昭和51年に養護教諭特別科が函館分校、旭川分校に設置された。また、教員需要の低下に伴い、昭和63年から平成11年にかけて、教員養成課程の一部を教員以外の職業分野の人材や高い教養と柔軟な思考力を身につけた人材を養成することを目的として新課程への改組が行われ、教員養成課程の入学定員を縮小した。

平成18年には、課程を集約・再編してキャンパスごとに人材養成を明確に区分し、教員養成課程を札幌、旭川、釧路校に置き、新課程を函館、岩見沢校に置いた。

さらに、平成24年度に発表された「大学改革実行プラン」（文部科学省）を受け、函館、岩見沢校に置かれた

新課程を全国で初めて発展的に解消し、平成26年4月、国際地域学科、芸術・スポーツ文化学科を設置した。

大学院については、平成4年、本学大学院教育学研究科が、札幌・岩見沢分校の連携で設置され、函館・旭川・釧路の各分校でも順次整備を行い、平成11年には5分校に大学院の3専攻11専修が置かれた。平成14年には、学校臨床心理専攻を設置し、平成20年、専門性の高い教員を養成するために教職大学院を設置した。

本学「新課程」の改組に関して、国際地域学科と芸術・スポーツ文化学科とする改組案に併せて入学定員の見直しにも着手し、新学科が養成する人材の地域ニーズの把握と、北海道における教員需要見込み数の調査を行った。さらに、入学生の質確保という観点からの検討も重ね、「新課程」の入学定員を45人減じた上で学科に改組し、このうちの20人については、教員養成課程に振り替えることとした。平成25年12月18日に公表されたミッションの再定義の中で、「学校教員の養成に加え、新たな学科を設置して（中略）改革に取り組む」と明記されている。

「新課程」の改組の後、残された課題である教員養成課程の改革は、ミッションの再定義を踏まえつつ、「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」（文部科学省、平成25年6月）や北海道の教育課題にも留意し、学校教員の質向上に責任を果たすための取組を開始するために、「北海道教育大学教員養成改革の基本方針」をまとめ（平成26年1月28日）、その改革を具体的に進めて実効性あるものにするために、「教員養成改革推進本部」を設置して（「北海道教育大学教員養成改革推進本部設置要項」制定、平成26年3月11日）、教員養成改革に着手した。

以上の改革を通じて、北海道教育大学は「人間と地域の成長・発展を促す大学」として、質の高い実践的な教員と、教育マインドを持った地域振興・地域文化振興を担う人材を養成し、地域の発展に寄与することを新たな使命として掲げている。

## II 目的

### 1. 大学の目的 (北海道教育大学学則第1条)

北海道教育大学は、真理を探究する教育研究の場として、学術文化を創造しつつ、豊かな教養と高い専門性を備え、地域を担う人材を養成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に貢献することを目的とする。

### 2. 教育理念 (大学憲章)

#### (1) 先進の人間教育

教育の活動は、人が育ち成長することへの飽くことなき関心と情熱から始まる。北海道教育大学の教育は、現代の人間と子どもについての先進的で深い知見と体験を根底に置き、人を育てることの喜びと尊さの自覚を不断に醸成する。

#### (2) 行動する教養

21世紀の社会と教育は、文理融合の複合的な教養、他者と積極的に関わり共存する柔軟な人間性を求めている。そのためには、芸術やスポーツを含めた多様な実践と体験に基づく、豊かで、社会に広がりを持つ人間性の育成が不可欠である。北海道教育大学の教育は、創造し行動する教養を旗印として現代の教養教育を展開する。

#### (3) 高い志の涵養

教育には、人のために生きる高い志が不可欠である。現代の教師には、子どもたちが抱える困難をわがこととして受け止める感受性が求められる。21世紀の地域と国際社会の諸課題への挑戦にも、同様の志が求められる。北海道教育大学の教育は、その全体を通して高い志の涵養をめざす。

### 3. 教育に関する目標 (大学憲章)

- ・ 現代の学校教育現場の多様な課題に対応できる豊かな人間性、幅広い教養と知性並びに専門的能力を育て、北海道の地域特性を生かした教育実践を創造的に展開する教師を養成する。
- ・ 人間と地域の価値に関する現代的・学際的探究を進めるとともに、芸術、スポーツの専門性を高め、文化的活性化を図り、現代社会の多様なニーズに応える地域人材を養成する。
- ・ 学習主体者としての学生の自発的な学習を積極的に開発するとともに、学生間の交流を促進し、充実した学生生活とキャリア形成を組織的に支援する。

### 4. 研究に関する目標 (大学憲章)

- ・ 教育諸科学をはじめとするあらゆる研究分野における理論的研究と実践的研究を融合的に深める。
- ・ より高度化し複雑化する現代の諸課題に対応し、先進的かつ学際的研究を推進する。

### 5. 社会貢献に関する目標 (大学憲章)

- ・ 北海道における学術・文化の創造を推進する拠点として、地域社会に有益な情報を発信し、広く学びの場を提供する。
- ・ 社会から信頼される教師と地域人材を世に送り出すとともに、国際社会の動向を視野に入れ、海外を含む他の大学や諸機関と連携し、人類の幸福に貢献する。

### 6. 学部・大学院の人材養成の目的 (北海道教育大学学則第13条, 第40条)

学部の課程及び学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりである。

- (1) 教員養成課程 現代の学校教育現場の多様な課題に対応できる豊かな人間性、幅広い教養、知性並びに専門

的能力を持ち、子どもを深く理解し、北海道の地域特性を活かした教育実践を創造的に展開する教員を養成する。

- (2) 国際地域学科地域協働専攻 地域学の基本的知識、教育学的視点及び地域学を支える諸科学の専門知識を持ち、グローバル化した現代社会の地域学的問題を俯瞰的に捉え、国際的視野を持って地域社会の諸問題の解決のために積極的かつ主体的に行動できる人材を養成する。
- (3) 国際地域学科地域教育専攻 地域の教育的課題解決に主体的に取り組み、特にグローバル化した現代社会に必要な国際性を持った子どもたちを育成するとともに、いじめ、不登校等の問題に苦しんでいる特別なニーズのある子どもの支援に先導的に取り組むことができる人材を養成する。
- (4) 芸術・スポーツ文化学科芸術・スポーツビジネス専攻 芸術・スポーツ文化を活かしたマネジメントの知識及び組織の運営に関する実践的な能力を有し、芸術・スポーツを通じた地域活性化及びまちづくりに貢献するとともに、新しい文化ビジネスを創造できる人材を養成する。
- (5) 芸術・スポーツ文化学科音楽文化専攻 音楽文化による地域の活性化を促すことができるとともに、音楽に関する専門的な知識、技法及び技能を有し、自らの創作活動を発信することにより、音楽文化を地域社会に広める人材を養成する。
- (6) 芸術・スポーツ文化学科美術文化専攻 美術文化を地域社会に広め、美術による地域の活性化を促すことができ、表現者としても美術に関する深い造詣、豊かな技術及び諸問題を切り開く構想力を有する人材を養成する。
- (7) 芸術・スポーツ文化学科スポーツ文化専攻 スポーツ文化を地域社会に広めスポーツによる地域の活性化を促すことができるとともに、スポーツに関する科学的知識及び技能を有し、スポーツ指導ができる人材を養成する。

大学院の各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりである。

- (1) 学校教育専攻 学校教育の諸分野における専門的研究を深め、併せて学校教育における諸課題を理論的・実践的に深く究明し、学校教育の理論と実践に関する高度な専門的能力の形成を図り、学校現場において、生涯学習・社会教育及び福祉教育等の観点と研究的視点をもって、指導的な役割を担うことのできる人材を養成する。
- (2) 教科教育専攻 各教科における専門的研究を深め、併せてそれを基盤とした教科教育の理論と実践に関する高度な専門的能力の形成を図り、教科指導に加え、教科指導上に生ずる様々な教育課題に対し、研究的視点をもって対応できる人材を養成する。
- (3) 養護教育専攻 教育保健学、医科学看護学、心身相談の各分野における専門研究を深め、併せて養護教育における諸課題を理論的・実践的に深く究明し、養護教育の理論と実践に関する高度な専門的能力の形成を図り、保健室の経営及び心身の健康問題に対応できる人材を養成する。
- (4) 学校臨床心理専攻 教育臨床、心理臨床、発達臨床の各領域における専門的研究を深め、様々な心の問題の援助を必要とする児童・生徒に対して教育臨床アプローチを有効に進めることのできる高度な専門的能力の形成を図り、カウンセリングマインドをもった教員、及び地域において学校教員と協働して心理的・福祉的ケアを担うことのできる人材を養成する。
- (5) 高度教職実践専攻 学校現場における諸課題について、理論的・実践的研究を深め、教師としての使命を自覚し、学校全体を俯瞰して課題解決にあたるための高度な専門的能力及び実践力の形成を図り、授業実践力、学級・学校経営力、生徒指導力、教育相談力、協働遂行力及び地域教育連携力を備えた人材を養成する。

### Ⅲ 基準ごとの自己評価

#### 基準 1 大学の目的

##### (1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①: 大学の目的(学部、学科又は課程等の目的を含む。)が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

##### 【観点到に係る状況】

本学の目的は、学則第 1 条に「真理を探究する教育研究の場として、学術文化を創造しつつ、豊かな教養と高い専門性を備え、地域を担う人材を養成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に貢献することを目的とする。」と定めている(資料 1-1-①-1)。また、学則第 13 条の「学部の課程及び学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」において、教員養成課程の目的、国際地域学科及び芸術・スポーツ文化学科における専攻ごとの目的を定めている(資料 1-1-①-2)。

##### 資料 1-1-①-1 北海道教育大学学則(抜粋)

(目的)

第 1 条 北海道教育大学(以下「本学」という。)は、真理を探究する教育研究の場として、学術文化を創造しつつ、豊かな教養と高い専門性を備え、地域を担う人材を養成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に貢献することを目的とする。

出典: 北海道教育大学学則

##### 資料 1-1-①-2 北海道教育大学学則(抜粋)

(目的)

第 13 条 学部の課程及び学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 教員養成課程 現代の学校教育現場の多様な課題に対応できる豊かな人間性、幅広い教養、知性並びに専門的能力を持ち、子どもを深く理解し、北海道の地域特性を活かした教育実践を創造的に展開する教員を養成する。
- (2) 国際地域学科地域協働専攻 地域学の基本的知識、教育学的視点及び地域学を支える諸科学の専門知識を持ち、グローバル化した現代社会の地域学的問題を俯瞰的に捉え、国際的視野を持って地域社会の諸問題の解決のために積極的かつ主体的に行動できる人材を養成する。
- (3) 国際地域学科地域教育専攻 地域の教育的課題解決に主体的に取り組み、特にグローバル化した現代社会に必要な国際性を持った子どもたちを育成するとともに、いじめ、不登校等の問題に苦しんでいる特別なニーズのある子どもの支援に先導的に取り組むことができる人材を養成する。
- (4) 芸術・スポーツ文化学科芸術・スポーツビジネス専攻 芸術・スポーツ文化を活かしたマネジメントの知識及び組織の運営に関する実践的な能力を有し、芸術・スポーツを通じた地域活性化及びまちづくりに貢献するとともに、新しい文化ビジネスを創造できる人材を養成する。
- (5) 芸術・スポーツ文化学科音楽文化専攻 音楽文化による地域の活性化を促すことができるとともに、音楽に関する専門的な知識、技法及び技能を有し、自らの創作活動を発信することにより、音楽文化を地域社会に広める人材を養成する。
- (6) 芸術・スポーツ文化学科美術文化専攻 美術文化を地域社会に広め、美術による地域の活性化を促すことができ、表現者としても美術に関する深い造詣、豊かな技術及び諸問題を切り開く構想力を有する人材を養成する。
- (7) 芸術・スポーツ文化学科スポーツ文化専攻 スポーツ文化を地域社会に広めスポーツによる地域の活性化を促すことができるとともに、スポーツに関する科学的知識及び技能を有し、スポーツ指導ができる人材を養成する。

出典: 北海道教育大学学則



## 【分析結果とその根拠理由】

本学の目的である「真理を探究する教育研究の場として、学術文化を創造しつつ、豊かな教養と高い専門性を備え、地域を担う人材を養成」することは、学校教育法第 83 条に規定する「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」に適合したものである。同様に「地域社会及び国際社会の発展に貢献する」本学の目的も、同法第 83 条第 2 項に規定する「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」に適合している。

このことから、大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

**観点 1-1-②：** 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

## 【観点に係る状況】

本学大学院の目的は、学則第 40 条において、「大学院は、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者としての能力を養成することを目的とする。」と定めている。また、大学院に「学校教育専攻」、「教科教育専攻」、「養護教育専攻」、「学校臨床心理専攻」及び専門職学位課程である「高度教職実践専攻」を置き、各専攻の目的を学則第 40 条第 2 項に定めている（資料 1-1-②-1）。

## 資料 1-1-②-1 北海道教育大学学則（抜粋）

（目的）

第 40 条 大学院は、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者としての能力を養成することを目的とする。

2 大学院の各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

- (1) 学校教育専攻 学校教育の諸分野における専門的研究を深め、併せて学校教育における諸課題を理論的・実践的に深く究明し、学校教育の理論と実践に関する高度な専門的能力の形成を図り、学校現場において、生涯学習・社会教育及び福祉教育等の観点と研究的視点をもって、指導的な役割を担うことのできる人材を養成する。
- (2) 教科教育専攻 各教科における専門的研究を深め、併せてそれを基盤とした教科教育の理論と実践に関する高度な専門的能力の形成を図り、教科指導に加え、教科指導上に生ずる様々な教育課題に対し、研究的視点をもって対応できる人材を養成する。
- (3) 養護教育専攻 教育保健学、医科学看護学、心身相談の各分野における専門的研究を深め、併せて養護教育における諸課題を理論的・実践的に深く究明し、養護教育の理論と実践に関する高度な専門的能力の形成を図り、保健室の経営及び心身の健康問題に対応できる人材を養成する。
- (4) 学校臨床心理専攻 教育臨床、心理臨床、発達臨床の各領域における専門的研究を深め、様々な心の問題の援助を必要とする児童・生徒に対して教育臨床アプローチを有効に進めることのできる高度な専門的能力の形成を図り、カウンセリングマインドをもった教員、及び地域において学校教員と協働して心理的・福祉的ケアを担うことのできる人材を養成する。
- (5) 高度教職実践専攻 学校現場における諸課題について、理論的・実践的研究を深め、教師としての使命を自覚し、学校全体を俯瞰して課題解決にあたるための高度な専門的能力及び実践力の形成を図り、授業実践力、学級・学校経営力、生徒指導力、教育相談力、協働遂行力及び地域教育連携力を備えた人材を養成する。

出典：北海道教育大学学則

## 【分析結果とその根拠理由】

本学大学院の目的である「学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を修め」ることは、学校教育法第 99 条に規定する「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ」に適合

したものである。また、「専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者としての能力を養成する」本学大学院の目的も同法第 99 条第 2 項に規定する「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」ことに適合したものである。

このことから、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

## （2）優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

- 大学及び大学院の目的は、学則に明記されており、大学・大学院一般に求められる目的に適合している。
- 大学設置基準第 2 条で求められている「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」について、学則で定めている。

### 【改善を要する点】

- 特になし。

## 基準 2 教育研究組織

### (1) 観点ごとの分析

**観点 2-1-①：** 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

#### 【観点到係る状況】

本学は、学則第 13 条（前掲資料 1-1-①-2）に定める目的に基づき、教員養成課程を札幌・旭川・釧路の 3 校に置くとともに、国際地域学科を函館校、芸術・スポーツ文化学科を岩見沢校に置く、1 学部 1 課程 2 学科で構成している（資料 2-1-①-1）。

札幌校、旭川校、釧路校の教員養成課程は、各校ごとの特色のあるカリキュラムを展開し、それぞれの地域性を踏まえた専攻を置いている。主に札幌校では、教育現場で求められている課題に対応できる指導力を持った小中学校教員を養成しており、各専攻において、各教科の内容や指導に関して学びつつ、多様な課題を解決できる創造的実践力の育成を目指している。旭川校では、教科教育を深く学び、教科の実践的指導力を持った小中学校教員を養成しており、各教科教育専攻において、教科教育担当と教科専門担当の教員が緊密に連携し、特に中学校の教科内容の研究の充実を図っている。釧路校では、へき地・小規模校教育など、地域の特徴を踏まえた教育を学び、地域で活躍できる小中学校教員を養成しており、各専攻において、北海道の地域特性を生かした教育や、地域生涯教育のための教育実践と教材開発などにも取り組んでいる。

函館校の国際地域学科では、広い意味での「教育」を基軸としつつ、国際的な視野から地域の諸課題解決を志向する統合的知としての地域学という理念を掲げており、国際的な視野と教育マインドを持ち、豊かなコミュニケーション能力を発揮しながら、地域を活性化できる人材を養成するため、地域協働専攻及び地域教育専攻を置いている。

岩見沢校の芸術・スポーツ文化学科では、芸術やスポーツの文化価値を、地域の様々な課題解決へ活用し、また、それを新たな文化ビジネスへつなげる発想を持つ、地域再生の核となる人材養成を行うため、芸術・スポーツビジネス専攻、音楽文化専攻、美術文化専攻及びスポーツ文化専攻を置いている。

#### 資料 2-1-①-1 課程・学科の構成

<http://www.hokkyodai.ac.jp/intro/public/annai.html>

出典：北海道教育大学 2015 大学案内 (P.6-7)

#### 【分析結果とその根拠理由】

学則第 13 条に規定する目的に基づき、教員養成課程、国際地域学科、芸術・スポーツ文化学科の 1 課程 2 学科を置き、それぞれの人材養成をする上で必要な専攻を置いている。

このことから、学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

**観点 2-1-②：** 教養教育の体制が適切に整備されているか。

#### 【観点到係る状況】

平成 25 年度に、教養科目に係る教育の円滑な実施及び運営並びに改善等を図るため、教養教育全学運営委員会

を設置している（資料 2-1-②-1）。

同委員会は、「国立大学法人北海道教育大学教養教育全学運営委員会規則」第 3 条の規定に基づき、

- ①各校における教養教育の円滑な実施と充実のための諸方策の検討
- ②教養教育の充実と改善のための各校教養教育組織との連絡・調整・協議・提言等
- ③北海道地区国立大学との教養教育の単位互換についての円滑な実施のための諸方策の検討

などを実施するため、学長が指名する者及び各校において選出された教員各 2 人から構成されている。

各校においては、各校カリキュラム委員会が責任実施母体となり、教養教育を実施している。

なお、北海道地区国立大学の連携による教養教育の充実強化を目的として、平成 25 年 6 月に北海道地区国立大学 6 大学で「北海道地区国立大学の教養教育連携実施に関する協定書」（別添資料 2-1-②-A）を締結し、単位互換制度を活用した教養教育連携事業を実施している。

資料 2-1-②-1 北海道教育大学教養教育全学運営委員会規則（抜粋）

（設置）

第 1 条 国立大学法人北海道教育大学運営規則（平成 26 年規則第 25 号）第 26 条第 2 項に基づき、北海道教育大学教育課程編成基準（平成 26 年規則第 84 号）に規定する教養科目に係る教育（以下「教養教育」という。）の円滑な実施及び運営並びに改善等を図るため、北海道教育大学に、北海道教育大学教養教育全学運営委員会（以下「全学運営委員会」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 全学運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長が指名する者 若干人
- (2) 各校において選出された教員 各 2 人

2 前項第 2 号に規定する委員の任期は、2 年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（任務）

第 3 条 全学運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 教養教育の基本方針及び運営方針に関する事項
- (2) 教養教育の実施に関する事項
- (3) 教養教育の改善のための諸方策に関する事項
- (4) 教養教育の他大学との単位互換の実施に関する事項
- (5) その他教養教育に関する必要事項

2 全学運営委員会は、前項の審議にあたって、各校の教養教育の運営を担当する組織と連絡、調整等を図るものとする。

3 第 1 項の審議結果は、教育委員会に報告する。

出典：北海道教育大学教養教育全学運営委員会規則

別添資料 2-1-②-A 北海道地区国立大学の教養教育連携実施に関する協定書

【分析結果とその根拠理由】

教養教育の充実に向けた全学組織である北海道教育大学教養教育全学運営委員会を設置し、教養教育の体制が適切に整備されている。また、各校カリキュラム委員会が責任実施母体となり、教養教育を実施している。

このことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

観点 2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学大学院教育学研究科は、学則第 40 条（前掲資料 1-1-②-1）に定める目的に基づき、学校教育専攻、

教科教育専攻、養護教育専攻、学校臨床心理専攻及び専門職学位課程である高度教職実践専攻の5専攻14専修で構成している（資料2-1-③-1）。

学校教育専攻は、学校教育における諸問題を理論的・実践的に深く究明するとともに、高度な専門能力の形成を図る。10専修からなる教科教育専攻は、各領域内容の研究を深めるとともに、各科教育の理論的・実践的な高度な指導能力の形成を図る。養護教育専攻は、理論的・実践的諸問題を究明するとともに、高度な専門性を備えた養護教育能力の形成を図る。学校臨床心理専攻は、主として現職教員及び社会人を対象に今日的学校教育の課題に関して、教育臨床的専門の能力の形成を図る。高度教職実践専攻は、大学と学校・地域社会が連携・協力して、実践的な能力を身につけ、学校や地域社会で指導的役割を果たす高度な能力の形成を図るものである。

**資料2-1-③-1 本学大学院に置く専攻・専修**

<http://www.hokkyodai.ac.jp/faculty/post/master/graduate-detail.html>

**【分析結果とその根拠理由】**

学則第40条に規定する目的に基づき、本学大学院に5専攻14専修を置いている。

このことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

**観点2-1-④： 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。**

**【観点到に係る状況】**

本学では、「養護教諭を養成することを目的」とし、指定養護教諭養成機関として養護教諭特別別科を設置している。北海道内の学校保健の推進と拡充を目的として、看護師免許を有する者に対して開いた養護教諭の養成課程である（資料2-1-④-1）。

本別科は、児童生徒の心身の健康問題を積極的に解決する能力、ヘルスカウンセリングについての能力修得を目的とし、衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む）、栄養学（食品学を含む）、学校保健、養護概説、健康相談活動の理論及び方法、精神保健から構成されている（資料2-1-④-2）。

**資料2-1-④-1 北海道教育大学養護教諭特別別科規則（抜粋）**

（目的）

第2条 特別別科は、養護教諭を養成することを目的とする。

（中略）

（入学資格）

第6条 特別別科に入学できる者は、学則第17条に定める本学の入学資格を有し、かつ、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条各号のいずれかに該当する者とする。

出典：北海道教育大学養護教諭特別別科規則

**資料2-1-④-2 本学養護教諭特別別科の主な授業科目**

<http://www.hokkyodai.ac.jp/hak/faculty/school-nurse/>

【分析結果とその根拠理由】

本学養護教諭特別別科は、「北海道教育大学養護教諭特別別科規則」第2条に規定された目的に基づき、看護師免許を有する者を対象とした養護教諭養成課程を構成している。

このことから、本別科の構成が教育研究上の目的を達成する上で、適切なものとなっていると判断する。

観点2-1-⑤： 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は、附属学校並びに教育活動を直接担うセンターとして「国際交流・協力センター」「学校・地域教育研究支援センター」「大学教育開発センター」の3センターを設置している。附属学校、各センターはそれぞれ規則を定め、教育・研究の目的達成に向けた活動に取り組んでいる。

附属学校は、札幌、旭川、釧路、函館の4地区に小学校4校、中学校4校、特別支援学校1校、幼稚園2園の4校種11附属学校園を設置している（資料2-1-⑤-1）。これらの学校園は本学教育研究等への協力、本学学生に対する教育実習の実施を目的として掲げ、教育研究の実践的な場として本学の研究に貢献している（資料2-1-⑤-2）（資料2-1-⑤-3）。

国際交流・協力センターは、国際化推進の中心として、国際交流・協力を積極的に貢献できる人材育成に寄与し、学術・教育を通じて国際平和の実現に貢献することを目的としており、主に国際交流・協力事業の企画及び実施に関することを担っている（資料2-1-⑤-4）。また、教育・地域人材養成に関する国際化を進め、本学の国際的プレゼンスを高めることを目的として策定した「国際化推進基本計画」（別添資料2-1-⑤-A）の実行組織としてもその任を担っている。

学校・地域教育研究支援センターは、地域教育の充実・発展に寄与することを目的として、学校教育及び生涯教育に関する研究を推進し、地域の諸機関と連携しつつ学校教育や現職教員の実践的活動及び地域における生涯学習に関わる支援を行っている（資料2-1-⑤-5）。その中の学校教育研究支援部門においては、学校現場への支援を中心とした事業を行っており、主に学生ボランティア派遣事業や現職教員に対する講習会等を行っている。また、へき地教育研究支援部門においては、へき地・小規模校及び関係機関との教育実践に関する連携・協力や研究、本学学生に対しての「へき地校体験実習」を継続して取り組んでいる。生涯学習・地域連携部門においては、生涯学習、大学開放事業として授業公開講座や一般公開講座等（別添資料2-1-⑤-B）を開講し、また「社会教育主事講習」（別添資料2-1-⑤-C）を実施し、指導者の養成を行っている。

大学教育開発センターは、カリキュラムの改善、全学連携科目・双方向遠隔授業の開発、ファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）、授業評価等を系統的に推進し、大学教育の充実を図ることを目的としている（資料2-1-⑤-6）。特に、FD活動では、大学教育開発センターにおいて「FDアクションプラン2011-2015」（後掲資料8-2-①-1）を策定し、大学全体のFD活動、各校FD委員会が主催するFD活動、自主的FD活動の3つの柱を基本とした理念のもと組織的なFD活動に取り組んでいる。

資料2-1-⑤-1 国立大学法人北海道教育大学運営規則（抜粋）

（附属学校（園））

第15条 本学に、次の附属学校（園）を置く。

- (1) 附属旭川幼稚園
- (2) 附属函館幼稚園
- (3) 附属札幌小学校
- (4) 附属旭川小学校
- (5) 附属釧路小学校

- (6) 附属函館小学校
- (7) 附属札幌中学校
- (8) 附属旭川中学校
- (9) 附属釧路中学校
- (10) 附属函館中学校
- (11) 附属特別支援学校

出典：国立大学法人北海道教育大学運営規則

資料 2-1-⑤-2 北海道教育大学附属学校規則（抜粋）

（附属学校の目的）

第2条 附属学校は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づいて教育を行い、北海道教育大学（以下「本学」という。）における児童、生徒又は幼児の教育又は保育に関する研究に協力し、及び本学の計画に従い学生の教育実習の実施に当たることを目的とする。

出典：北海道教育大学附属学校規則

資料 2-1-⑤-3 附属学校における教育実習受入状況（平成 26 年度）

学校園 (舎)名	教育職員免許法施行規則第6条又は第7条に規定する教育実習								その他		合 計		備 考
	学部学生		院生 (修士)		院生 (教職大学院)		他大学						
	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	
附属函館 幼稚園	4	80					3	43			7	123	
附属旭川 幼稚園	9	126									9	126	
附属札幌 小学校	54	1,088			10	245			2	18	66	1,351	その他: 養護教諭特別別科
附属函館 小学校	35	670					1	20	2	40	38	730	
附属旭川 小学校	190	1,554			4	136	2	46			196	1,736	
附属釧路 小学校	45	912			5	125					50	1,037	
附属札幌 中学校	26	364			5	120	1	20			32	504	
附属函館 中学校	59	630							2	40	61	670	その他: 養護教諭特別別科
附属旭川 中学校	84	1,308			1	24	2	30			87	1,362	
附属釧路 中学校	137	757			4	101					141	858	
附属特別 支援学校	46	485					3	36	2	40	51	561	その他: 養護教諭特別別科
合計	689	7,974	0	0	29	751	12	195	8	138	738	9,058	

出典：附属学校室資料

資料 2-1-⑤-4 北海道教育大学国際交流・協力センター規則（抜粋）

（目的）

第2条 センターは、国際化推進の中心として、国際交流・協力を積極的に貢献できる人材育成に寄与し、学術・教育を通じて国際平和の実現に貢献することを目的とする。

第2章 部門、業務、職員等

(部門)

第3条 センターの業務を遂行するため、センターに、次の部門を置く。

- (1) 国際交流部門
- (2) 国際協力部門

(業務)

第4条 センターは、第2条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 国際化推進基本計画の実施（以下「アクションプラン」という。）の統括に関する事。
- (2) 国際交流事業の企画及び実施に関する事。
- (3) 国際協力事業の企画及び実施に関する事。
- (4) アクションプランの点検及び評価に関する事。
- (5) 国際交流・協力事業に伴う危機管理に関する事。
- (6) その他国際交流・協力に関する事。

出典：北海道教育大学国際交流・協力センター規則

資料2-1-⑤-5 北海道教育大学学校・地域教育研究支援センター規則（抜粋）

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人北海道教育大学運営規則（平成26年規則第25号）第14条第3項の規定に基づき、学校・地域教育研究支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、地域教育の充実・発展に寄与することを目的として、学校教育及び生涯教育に関する研究を推進し、地域の諸機関と連携しつつ学校教育や現職教員の実践的活動及び地域における生涯学習に関わる支援を行う。

(部門)

第3条 センターに、次の部門を置く。

- (1) 学校教育研究支援部門
- (2) へき地教育研究支援部門
- (3) 生涯学習・地域連携部門

(業務)

第4条 センターは、第2条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 学校経営や教育課程等の教育課題に関する研究及び支援
- (2) 学習指導や生徒指導等の教育実践の改善及び充実のための研究及び支援
- (3) 現職教員に関わる系統的な研修の調査及び研究
- (4) へき地・小規模校教育に関する調査及び研究
- (5) へき地・小規模校における教育内容及び教育方法の研究及び開発
- (6) へき地・小規模校の教育実践に関する連携及び支援
- (7) 学生のへき地教育実習の実施
- (8) 生涯学習に関する調査及び研究
- (9) 生涯学習指導者の養成及び研修
- (10) リカレント教育及び公開講座等地域への大学開放事業の実施
- (11) 地域貢献及び地域連携に関する企画及び推進
- (12) その他目的達成に必要な業務

出典：北海道教育大学学校・地域教育研究支援センター規則

資料2-1-⑤-6 北海道教育大学大学教育開発センター規則（抜粋）

(目的)

第2条 センターは、カリキュラムの改善、全学連携科目・双方向遠隔授業の開発、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）、授業評価等を系統的に推進し、大学教育の充実を図ることを目的とする。

第2章 部門、業務、職員等

(部門等)

第3条 センターに、次の部門を置く。

- (1) カリキュラム開発部門
- (2) 授業改善部門

(業務)

第4条 センターは、第2条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 現行カリキュラムの研究及び検証
- (2) カリキュラムの改善に関する調査及び研究



- (3) 新たな社会のニーズに対応したカリキュラムの調査及び開発
- (4) 教育実習を含む教育実践フィールド科目群、全学連携科目及び双方向遠隔授業システムの開発及び実施
- (5) エデュケーション・カフェ事業の展開及び研究
- (6) FD及び授業評価に関する調査、研究及び実施
- (7) 教育内容及び教育方法の改善に関する調査、研究及び開発
- (8) その他目的達成に必要な業務

出典：北海道教育大学大学教育開発センター規則

別添資料 2-1-⑤-A 国際化推進基本計画

別添資料 2-1-⑤-B 北海道教育大学公開講座について

別添資料 2-1-⑤-C 平成 26 年度社会教育主事講習

### 【分析結果とその根拠理由】

附属学校及び各センターは、それぞれの規則に定められた目的に沿って活動するとともに、本学の教育研究組織と連携・協力体制を構築し、教育・研究の目的達成に向けた取組を行っている。

このことから、附属施設、センター等が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

**観点 2-2-①：** 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

### 【観点到係る状況】

本学の教育研究に関する方針について審議する機関として、国立大学法人法に規定する教育研究評議会を法人に設置するとともに、学校教育法の規定に基づき、学生の入学、卒業、課程の修了及び学位の授与の他、教育研究に関する事項を審議する機関として、教授会を大学の学部及び研究科に設置している（資料 2-2-①-1）。

教授会においては、効率的な運用を図るため、学校教育法施行規則第 143 条により、代議員会を設置している。

教授会の審議を円滑に推進するため、教授会の下に、各校の学部及び研究科、独立専攻である研究科学校臨床心理専攻及び教職大学院といった単位で教員会議を設置し、それぞれ、教授会の審議事項である学生の入学・卒業及び課程の修了、学位の授与等、「国立大学法人北海道教育大学運営規則」に定める事項について審議している。

上記の各審議機関の組織については、「国立大学法人北海道教育大学運営規則」において規定しており、教育研究評議会については、学長、理事といった役員その他、各校の長であるキャンパス長、教職大学院長、学校臨床心理専攻長、附属図書館長及び保健管理センター長等、教育研究上の重要な組織の長等で構成されている。

教授会については、学部及び研究科の全教授が構成員となっているが、教授会が設置する代議員会は、「北海道教育大学代議員会規則」において規定されているとおり、副学長、キャンパス長及び教授会構成員数人で構成されている。

また、「国立大学法人北海道教育大学運営規則」第 26 条第 1 項に基づき、教育研究に関する専門的な事項について審議する機関として、北海道教育大学教育委員会規則を定め、大学に教育委員会を設置し、教育内容・方法等に関する事項、教育実習に関する事項等について審議している（資料 2-2-①-2）。

各校においては、教育課程や教育方法等を検討する組織として、カリキュラム委員会を設置（別添資料 2-2-①-A）しており、各専攻等から選出された教員を構成員として、毎月 1 回程度開催している。審議事項は、教育課程の調査研究やカリキュラムの編成及び実施・運営に関する事項、学生の修学に関する事項等であり、そ

れら専門的事項の審議結果等を、教員会議及び教育委員会へ協議・報告を行うとともに、各専攻等の会議において教員に対して周知を行っている。

資料 2-2-①-1 国立大学法人北海道教育大学運営規則（抜粋）

（教育研究評議会）

第9条 法人に、教育研究評議会を置く。

（中略）

3 教育研究評議会は、次の事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項（経営に関する事項を除く。）
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項（経営に関する事項を除く。）
- (3) 学則（経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する基本的方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他教育研究に関する重要事項

（中略）

（各校の長）

第20条 各校に、次に掲げる長（以下「キャンパス長」という。）を置く。

- (1) 札幌校キャンパス長
- (2) 旭川校キャンパス長
- (3) 釧路校キャンパス長
- (4) 函館校キャンパス長
- (5) 岩見沢校キャンパス長

（中略）

（教授会）

第24条 学部及び研究科に、次の教授会を置く。

- (1) 学部教授会
- (2) 研究科教授会

（中略）

4 各教授会は、学部又は研究科に係る次に掲げる事項の審議結果について、それぞれ学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与

5 教授会は前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について、それぞれ審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

（中略）

（教育研究に関する委員会）

第26条 本学に学長が必要と認める教育研究に関する専門的事項（第24条第4項各号に掲げる事項を除く。）を審議するため、委員会を置く。

（中略）

（教員会議）

第27条 教授会の審議を円滑に推進するため、教授会の下に、次に掲げる教員会議を置く。

- (1) 札幌校教員会議
  - (2) 旭川校教員会議
  - (3) 釧路校教員会議
  - (4) 函館校教員会議
  - (5) 岩見沢校教員会議
  - (6) 研究科札幌校・岩見沢校教員会議
  - (7) 研究科旭川校教員会議
  - (8) 研究科釧路校教員会議
  - (9) 研究科函館校教員会議
  - (10) 教職大学院教員会議
  - (11) 学校臨床心理専攻教員会議
- 2 教員会議は、各校、教職大学院又は研究科学校臨床心理専攻に係る次の各号に掲げる事項について、それぞれ審議する。
- (1) 学生の入学・卒業及び課程の修了

- (2) 学位の授与
- (3) 教育課程の編成及び実施に関する事項
- (4) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (5) 学生の在籍に関する事項
- (6) 年度計画の実施に関する事項
- (7) 配分予算の執行に関する事項
- (8) その他必要と認められる事項

出典：国立大学法人北海道教育大学運営規則

**資料 2-2-①-2 教育委員会に関わる規定**

(教育研究に関する委員会)

第26条 本学に、学長が必要と認める教育研究に関する専門的事項（第24条第4項各号に掲げる事項を除く。）を審議するため、委員会を置く。

- 2 本学に、前項のほか、教育研究に関する専門的事項を推進するため委員会を置く。
- 3 前2項に規定する委員会のほか、必要な委員会を置くことができる。
- 4 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

出典：国立大学法人北海道教育大学運営規則

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育内容・方法等に関する事項
- (2) 教育実習に関する事項
- (3) 単位の授与及び成績評価に関する事項
- (4) 修学支援に関する事項
- (5) 他機関との教育連携に関する事項
- (6) その他教育に関する事項

出典：北海道教育大学教育委員会規則

**別添資料 2-2-①-A 各校委員会規則（札幌校）****【分析結果とその根拠理由】**

国立大学法人法に基づく教育研究評議会及び学校教育法に基づく教授会が設置されて、それぞれ法令に基づく審議事項について適時に審議を行っている。

また、学校教育法施行規則第143条に基づき、代議員会を設置し、教授会を効率的に運用している。

各校の学部及び研究科、学校臨床心理専攻及び教職大学院に教員会議を設置し、上記の審議機関との連携を図ることにより、教育活動に関し全学的な審議体制が適切に構成されている。

このことから、教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、教育課程や教育方法等を検討する組織が、適切に構成されていると判断する。

**(2) 優れた点及び改善を要する点****【優れた点】**

- 教員養成機能の強化を図るため、平成26年度に新課程を学科に改組し、函館校に国際地域学科、岩見沢校に芸術・スポーツ文化学科を置く、1学部1課程2学科を構成している。
- 北海道地区国立大学の連携による教養教育の充実強化を目的として、平成25年6月に北海道地区国立大学6大学の間で「北海道地区国立大学の教養教育連携実施に関する協定書」を締結し、単位互換制度を活用した教養教育連携事業を実施している。

【改善を要する点】

- 特になし。

## 基準3 教員及び教育支援者

### (1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

#### 【観点到る状況】

学部における諸課程の教育にあたっては、学則第2条及び第9条（資料3-1-①-1）に基づき、教育研究のために教員養成課程を札幌校、旭川校及び釧路校、国際地域学科を函館校、芸術・スポーツ文化学科を岩見沢校に置き、その5校及び教育研究施設の一つである保健管理センターに専任教員を配置し、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携を確保している。

大学院教育学研究科では、学則第3条（資料3-1-①-1）に基づき、5専攻・14専修を設置し、教育学部及び保健管理センターに専任として配置された教員が兼務している。また、学校臨床心理専攻及び教職大学院である高度教職実践専攻にあつては、兼務担当教員に加えて専任教員を配置している。

これら教育研究組織（学部、大学院）における責任体制については、各校に教育研究組織の長としてキャンパス長を配置し、当該校における校務・管理運営の掌理と教員会議の運営・統括に責任を負っている（資料3-1-①-2）。さらに、各校に置かれた専攻（学部）・専修（大学院）にはそれぞれ専攻代表・専修代表を置き、カリキュラム・教育内容・教育方法等を点検・改善する体制を組織化することで、本学のガバナンス体制を確立し、組織的な連携体制による効果的な教育・研究を展開している。

特に学校臨床心理専攻及び教職大学院については、業務を掌理する学校臨床心理専攻長及び教職大学院長を配置し（資料3-1-①-2）、それぞれの教員会議において、独自の委員会等の役割分担などを運営し、効果的な教育・研究を展開している。

#### 資料3-1-①-1 北海道教育大学学則（抜粋）

（学部）

第2条 本学に、教育学部（以下「学部」という。）を置く。

2 学部に、次に掲げる課程及び学科を置く。

- (1) 教員養成課程
- (2) 国際地域学科
- (3) 芸術・スポーツ文化学科

3 前項各号に規定する課程及び学科に別表第1に掲げる専攻を置く。

（大学院）

第3条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に、教育学研究科（以下「研究科」という。）を置き、課程は修士課程及び専門職学位課程とする。

3 前項の研究科に、別表第2に掲げる専攻及び専修を置く。

4 第2項の専門職学位課程は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第1号）に定める教職大学院とする。

（中略）

（各校）

第9条 本学に、教育研究のために、札幌校、旭川校、釧路校、函館校及び岩見沢校（以下「各校」という。）を置く。

2 教員養成課程を、札幌校、旭川校及び釧路校に置く。

3 国際地域学科を、函館校に置く。

4 芸術・スポーツ文化学科を、岩見沢校に置く。

課程・学科	専攻	各校	入学定員	収容定員
教員養成課程	学校教育専攻	札幌校	720	2,880
	特別支援教育専攻			
	言語・社会教育専攻			
	理数教育専攻			
	生活創造教育専攻			
	芸術体育教育専攻			
	養護教育専攻	旭川校		
	教育発達専攻			
	国語教育専攻			
	英語教育専攻			
	社会科教育専攻			
	数学教育専攻			
	理科教育専攻	釧路校		
	生活・技術教育専攻			
	芸術・保健体育教育専攻			
	地域学校教育専攻			
	地域・環境教育専攻			
	学校カリキュラム開発専攻			
国際地域学科	地域協働専攻	函館校	240	960
	地域教育専攻		45	180
芸術・スポーツ文化学科	芸術・スポーツビジネス専攻	岩見沢校	25	100
	音楽文化専攻		40	160
	美術文化専攻		55	220
	スポーツ文化専攻		60	240
	計			1,185
課程	専攻	専修	入学定員	収容定員
修士課程	学校教育専攻	学校教育専修	24	48
		教科教育専攻	96	192
	国語教育専修			
	社会科教育専修			
	数学教育専修			
	理科教育専修			
	音楽教育専修			
	美術教育専修			
	保健体育専修			
	技術教育専修			
	家政教育専修			
	英語教育専修			
養護教育専攻	養護教育専修	6	12	
	学校臨床心理専攻	学校臨床心理専修	9	18
専門職学位課程	高度教職実践専攻	高度教職実践専修	45	90
計			180	360

出典：北海道教育大学学則

<p><b>資料3-1-①-2 国立大学法人北海道教育大学運営規則 (抜粋)</b> (各校の長)</p> <p>第20条 各校に、次に掲げる長 (以下「キャンパス長」という。) を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 札幌校キャンパス長</li> <li>(2) 旭川校キャンパス長</li> <li>(3) 釧路校キャンパス長</li> <li>(4) 函館校キャンパス長</li> <li>(5) 岩見沢校キャンパス長</li> </ol> <p>2 キャンパス長は、学長の統督の下に、当該校の校務をつかさどる。</p> <p>3 キャンパス長は、学長が任命する。</p> <p>4 キャンパス長は、キャンパス長を補佐させるため、キャンパス長補佐を置くことができる。</p> <p>5 キャンパス長に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(教職大学院長)</p> <p>第21条 教職大学院に、教職大学院長を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 教職大学院長は、学長の統督の下に、教職大学院の校務をつかさどる。</li> <li>3 教職大学院長は、学長が任命する。</li> <li>4 教職大学院長は、教職大学院長を補佐させるため、教職大学院長補佐を置くことができる。</li> <li>5 教職大学院長に関し必要な事項は、別に定める。</li> </ol> <p>(学校臨床心理専攻長)</p> <p>第22条 研究科学校臨床心理専攻に、学校臨床心理専攻長を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 学校臨床心理専攻長は、学長の統督の下に、研究科学校臨床心理専攻の校務をつかさどる。</li> <li>3 学校臨床心理専攻長は、学長が任命する。</li> <li>4 学校臨床心理専攻長に関し必要な事項は、別に定める。</li> </ol>	<p>出典：国立大学法人北海道教育大学運営規則</p>
--	-----------------------------

**【分析結果とその根拠理由】**

教育組織として設置している札幌校、旭川校、釧路校、函館校及び岩見沢校の5校及び教育研究施設として設置している保健管理センターに配置した教員により、教育学部、大学院教育学研究科の教育研究上の目的を達成している。また、責任体制については、各校、学校臨床心理専攻及び教職大学院に責任者を配置し責任の所在を明確にしているとともに、組織的な連携体制を確立している。

このことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

観点3-1-②： 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

教育学部の収容定員は4,790人であり、平成27年5月1日現在、5,142人の学生が在学している。これらの学生に対して教育研究指導に当たる教員数は、教員養成課程232人、国際地域学科78人、芸術・スポーツ文化学科63人の計373人であり、現況票のとおり、大学設置基準上必要とされる教員数を確保している。本学は教員養成大学であることから、教職課程認定審査上、必要な専任教員数を確保している。専任教員一人当たりの担当学生数は、教員養成課程3.2人、国際地域学科3.7人、芸術・スポーツ文化学科3.1人であり、きめ細かな少人数教育が実施できるだけの教員数を確保している（資料3-1-②-1）。

また、本学では、課程・各学科の教育研究上の目的を踏まえ、課程・各学科におかれる各専攻の必修科目を教育上主要な授業科目と位置づけており、専攻ごとに開設されている主要授業科目の延べ数は、教員養成課程で1,040科目、国際地域学科で89科目、芸術・スポーツ文化学科で155科目としている。このうち、教授、准教授、講師別に専任教員が担当している科目は、教員養成課程では405科目（38.9%）、288科目（27.7%）、134科目（12.9%）、国際地域学科では60科目（67.4%）、8科目（9.0%）、8科目（9.0%）、芸術・スポーツ文化学科では78科目（50.3%）、41科目（26.5%）、6科目（3.9%）であり、大学全体の専任教員が担当している科目は、80.0%である（資料3-1-②-2）。

資料3-1-②-1 教育学部における学生定員、現員、専任教員数及び教員一人あたりの担当学生数（平成27年度）

教員養成課程		定員	現員	教員数	担当学生数※1
札幌	学校教育専攻	28	29	10	2.9
	特別支援教育専攻	25	26	6	4.3
	言語・社会教育専攻	76	76	26	2.9
	理数教育専攻	52	52	22	2.4
	生活創造教育専攻	22	23	10	2.3
	芸術体育教育専攻	27	28	9	3.1
	養護教育専攻	40	41	8	5.1
旭川	教育発達専攻	50	53	13	4.1
	国語教育専攻	30	30	7	4.3
	英語教育専攻	25	27	6	4.5
	社会科教育専攻	40	40	11	3.6
	数学教育専攻	30	32	7	4.6
	理科教育専攻	40	43	11	3.9
	生活・技術教育専攻	25	27	9	3.0
	芸術・保健体育教育専攻	30	32	15	2.1
釧路	地域学校教育専攻	40	41	13	3.2
	地域・環境教育専攻	40	43	8	5.4
	学校カリキュラム開発専攻	100	107	41	2.6
	計	720	750	232	3.2
国際地域学科		定員	現員	教員数	担当学生数※1
函館	地域協働専攻	240	241	63	3.8
	地域教育専攻	45	46	15	3.1
	計	285	287	78	3.7
芸術・スポーツ文化学科		定員	現員	教員数	担当学生数※1
岩見沢	芸術・スポーツビジネス専攻	25	27	8	3.4
	音楽文化専攻	40	44	16	2.8
	美術文化専攻	55	58	21	2.7
	スポーツ文化専攻	60	64	18	3.6
	計	180	193	63	3.1

※1 担当学生数は1学年あたり

出典：教務課及び各校室資料

資料3-1-②-2 平成27年度主要授業科目担当状況

教員養成課程

	専攻	科目数	専任		担当率
札幌	学校教育専攻	45	教授	19	42.2%
			准教授	11	24.4%
			講師	3	6.7%
	特別支援教育専攻	46	教授	19	41.3%
			准教授	7	15.2%
			講師	2	4.3%
	言語・社会教育専攻	53	教授	28	52.8%
			准教授	7	13.2%
			講師	3	5.7%
	理数教育専攻	55	教授	21	38.2%
			准教授	20	36.4%
			講師	3	5.5%



	生活創造教育専攻		48	教授	22	45.8%
				准教授	8	16.7%
				講師	3	6.3%
	芸術体育教育専攻	図画工作・美術教育分野	43	教授	11	25.6%
			准教授	6	14.0%	
			講師	4	9.3%	
	音楽教育分野	45	教授	14	31.1%	
			准教授	4	8.9%	
			講師	2	4.4%	
	保健体育教育分野	49	教授	17	34.7%	
			准教授	6	12.2%	
			講師	7	14.3%	
養護教育専攻		41	教授	16	39.0%	
			准教授	9	22.0%	
			講師	2	4.9%	
旭川	教育発達専攻		55	教授	18	32.7%
				准教授	18	32.7%
				講師	5	9.1%
	国語教育専攻		37	教授	16	43.2%
				准教授	14	37.8%
				講師	2	5.4%
	英語教育専攻		48	教授	15	31.3%
				准教授	17	35.4%
				講師	5	10.4%
	社会科教育専攻		32	教授	13	40.6%
				准教授	11	34.4%
				講師	3	9.4%
	数学教育専攻		40	教授	18	45.0%
			准教授	14	35.0%	
			講師	2	5.0%	
理科教育専攻		46	教授	23	50.0%	
			准教授	14	30.4%	
			講師	4	8.7%	
生活・技術教育専攻		49	教授	20	40.8%	
			准教授	18	36.7%	
			講師	2	4.1%	
	芸術・保健体育教育専攻	音楽分野	63	教授	26	41.3%
				准教授	15	23.8%
				講師	17	27.0%
		美術分野	48	教授	18	37.5%
			准教授	19	39.6%	
			講師	2	4.2%	
	保健体育分野	46	教授	10	21.7%	
		准教授	25	54.3%		
		講師	2	4.3%		
釧路	地域学校教育専攻		52	教授	21	40.4%
				准教授	16	30.8%
				講師	11	21.2%
	地域・環境教育専攻		53	教授	21	39.6%
				准教授	17	32.1%
			講師	26	49.1%	
学校カリキュラム開発専攻		46	教授	19	41.3%	
			准教授	12	26.1%	
			講師	24	52.2%	

計	1040	教授	405	38.9%
		准教授	288	27.7%
		講師	134	12.9%

国際地域学科

	専攻	科目数	専任		担当率
函館	地域協働専攻	国際協働グループ	教授	13	81.3%
			准教授	1	6.3%
			講師	1	6.3%
		地域政策グループ	教授	12	63.2%
			准教授	2	10.5%
			講師	4	21.1%
	地域環境科学グループ	教授	11	78.6%	
		准教授	1	7.1%	
		講師	1	7.1%	
	地域教育専攻	40	教授	24	60.0%
			准教授	4	10.0%
			講師	2	5.0%
計	89	教授	60	67.4%	
		准教授	8	9.0%	
		講師	8	9.0%	

芸術・スポーツ文化学科

	専攻	科目数	専任		担当率
岩見沢	芸術・スポーツビジネス専攻	48	教授	23	47.9%
			准教授	9	18.8%
			講師	2	4.2%
	音楽文化専攻	44	教授	20	45.5%
			准教授	15	34.1%
			講師	4	9.1%
	美術文化専攻	35	教授	16	45.7%
			准教授	14	40.0%
			講師	0	0.0%
	スポーツ文化専攻	28	教授	19	67.9%
			准教授	3	10.7%
			講師	0	0.0%
計	155	教授	78	50.3%	
		准教授	41	26.5%	
		講師	6	3.9%	

教育学部総計

総計	1284	教授	543	42.3%
		准教授	337	26.2%
		講師	148	11.5%

出典：教務課及び各校室資料

【分析結果とその根拠理由】

本学は教員養成大学であることから、大学設置基準上必要な教員数を確保するとともに、教職課程認定審査上、

必要な専任教員数を確保している。加えて、これらの専任教員が教育上主要な授業科目の80.0%を担当している。

このことから、本学学士課程における教育活動を展開するために必要な教員数を確保し、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

観点3-1-③： 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【観点到に係る状況】

修士課程を担当する研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、現況票のとおりであり、大学設置基準上必要とされる教員数を確保している（資料3-1-③-1）。平成27年5月1日現在、修士課程の収容定員270人に対し、217人の学生が在学しており、これらの学生に対して教育研究指導に当たる研究指導教員数及び研究指導補助教員数は330人（うち教授166人）と、教員1人当たりの学生数は約0.7人である。

専門職学位課程を担当する研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、現況表のとおりであり、大学院設置基準上必要とされる教員数を確保している（資料3-1-③-2）。また、実務家教員10人を置き、これも設置基準を満たしている（資料3-1-③-3）。平成27年5月1日現在、専門職学位課程の収容定員90人に対し、92人の学生が在学しており、これらの学生に対して教育研究指導に当たる研究指導教員数及び研究指導補助教員数は21人と、教員1人当たりの学生数は約4.4人である。

修士課程における専任教員の授業担当率は94.5%、専門職学位課程においては100%であり、特別な事情がある場合を除き専任教員が授業を担当している（資料3-1-③-4）。

なお、学校臨床心理専攻は、臨床心理士受験資格に関わり複数の臨床心理士が実習科目を担当しなければならないため、学外の臨床心理士が非常勤講師として学生指導を行っている。

資料3-1-③-1 専任教員配置状況（平成27年度）

研究科等名	専攻等名	専修等名	大学院設置基準上必要な教員数		専任教員配置状況						学生数等		
			研究指導教員	研究指導補助教員	研究指導教員 (うち教授)	研究指導補助教員	計	教科教育担当教員数		定員	現員	教員1人当たりの担当学生数	
								研究指導教員	研究指導補助教員				
教育学研究科	学校教育専攻	学校教育専修	5	4	22	22	33	55			48	37	0.7
	教科教育専攻	国語教育専修	4	3	13	12	12	25	3	4	192	17	0.7
		社会科教育専修	6	6	18	17	29	47	2	3		17	0.4
		数学科教育専修	4	3	11	10	9	20	5	1		4	0.2
		理科教育専修	6	6	30	29	13	43	4	3		19	0.4
		音楽教育専修	4	3	12	11	13	25	1	4		21	0.8
		美術教育専修	4	3	15	15	13	28	5	2		18	0.6
		保健体育教育専修	4	3	17	17	11	28	2	3		13	0.5
		技術教育専修	3	2	6	4	4	10	3	0		0	0.0
		家政教育専修	4	3	11	10	5	16	4	1		11	0.7
		英語教育専修	3	2	10	10	8	18	6	0		13	0.7
	養護教育専攻	養護教育専修	4	3	5	5	3	8			12	3	0.4
	学校臨床心理専攻	学校臨床心理専修	4	3	4	4	3	7			18	44	6.3
計			55	44	174	166	156	330	35	21	270	217	0.7

出典：人事課資料

資料3-1-③-2 教職大学院における実務家教員配置状況（平成27年度）

研究科等名	専攻等名	専修等名	大学院設置基準上必要な教員数	うち実務家教員の必要数	うちみなし専任教員の配置可能数	専任教員配置状況			学生数等		
						専任教員数	うち実務家教員	うちみなし専任教員	定員	現員	教員1人当たりの担当学生数
教育学研究科	高度教職実践専攻	高度教職実践専攻	11	5	3	21	10	0	90	92	4.4
計			11	5	3	21	10	0	90	92	4.4

出典：人事課資料

資料3-1-③-3 実務家教員一覧

氏名	職名	実務経験年数
A	教授	35年4月
B	教授	34年
C	特任教授	38年
D	特任教授	37年
E	教授	28年
F	教授	34年
G	特任教授	37年8月
H	教授	36年
I	教授	38年
J	特任教授	38年

出典：人事課資料

資料3-1-③-4 専任教員授業担当状況（平成26年度）

修士課程

修士課程	専修名	総授業時間数 (H26実績)	専任教員 担当時間数	非常勤講師 担当時間数	専任教員 担当率
学校教育専攻	学校教育専修	7,320	6,930	390	94.7%
教科教育専攻	国語教育専修	2,730	2,610	120	95.6%
	社会科教育専修	5,190	5,160	30	99.4%
	数学教育専修	1,710	1,650	60	96.5%
	理科教育専修	3,750	3,720	30	99.2%
	音楽教育専修	1,830	1,770	60	96.7%
	美術教育専修	1,800	1,740	60	96.7%
	保健体育専修	2,040	1,920	120	94.1%
	技術教育専修	510	450	60	88.2%
	家政教育専修	1,650	1,650	0	100.0%
英語教育専修	2,250	2,100	150	93.3%	
養護教育専攻	養護教育専修	1,140	1,140	0	100.0%
学校臨床心理専攻	学校臨床心理専修	1,485	720	765	48.5%
計		33,405	31,560	1,845	94.5%

専門職学位課程

専門職学位課程	専修名	総授業時間数 (H26実績)	専任教員 担当時間数	非常勤講師 担当時間数	専任教員 担当率
---------	-----	-------------------	---------------	----------------	-------------

高度教職実践専攻	高度教職実践専修	4,410	4,410	574	100.0%
※教職大学院の非常勤講師はゲストスピーカーであり、すべての授業を専任教員が担当している。					
出典：教務課資料					

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学大学院課程の教員数は、大学院設置基準上必要とされる教員数を満たした上で、専任教員の授業担当率が修士課程で94.5%、専門職学位課程で100%となっている。また、専門職学位課程における実務家教員についても10人を置き、設置基準を満たしている。

このことから、本学大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

**観点3-1-④：大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。**

#### 【観点到に係る状況】

本学の教員数及び教員配置等については、平成22年3月30日開催の役員会において、各校の専任教員数は全学で管理すること及び採用（昇任）枠は、学長と副学長（当時）等との協議を経て役員会が決定することを定め、戦略的に教員の配置ができるようにしている。この採用（昇任）枠の策定に関しては、学校教育法及び国立大学法人法の改正を受け、「北海道教育大学教員選考規則」（以下「教員選考規則」という。）を改正し、平成27年4月からは、役員会の審議を経て学長が策定することとしている。（資料3-1-④-1）（資料3-1-④-2）。

この教員選考規則において、教員の採用については公募によることが定められており、公募に際しては、年齢は不問とすることを原則としつつも、当該専攻内の年齢構成を考慮しキャリア形成を目的とし年齢制限を設けることにより、教員組織構成上のバランスを考慮するなど、適切な候補者の獲得のための措置を講じている（資料3-1-④-1）（資料3-1-④-3）。なお、平成27年4月1日現在の年齢構成は、21～30歳9人（2%）、31～40歳49人（13%）、41～50歳104人（28%）、51～60歳139人（37%）、61～65歳76人（20%）となっている（資料3-1-④-4）。また、外国籍を有する者の採用に関しては、その確保のための特段の措置は設けていないが、外国籍を有する大学教員は、377名中9名（教授2名、准教授5名、講師2名）となっており、その割合は2.4%となっている（平成27年4月1日現在）。

本学では男女共同参画の推進を図っており、第2期中期目標・中期計画期間（平成22～27年度）においても、国立大学協会が掲げる女性大学教員の割合20%を目指している。男女共同参画を推進する目標を掲げ、女性大学教員の割合増加に努めたことにより、平成21年度に16.8%であった全学の教員に占める女性大学教員の比率は、平成26年度においては、18.1%となっている（資料3-1-④-5）（資料3-1-④-6）。出産と教育研究の両立を可能とする制度として、育児休業制度については、法定1歳に達する日までのところを3歳に達する日まで、子の看護休暇制度等においては、法定1年において5日のところを10日までと長く取得できるよう制度を整備している（資料3-1-④-7）。

一方、公募以外の採用として、北海道教育委員会及び札幌市教育委員会（以下「教育委員会」という。）との協定に基づき、教育上の諸課題に関する基礎的・実践的研究を行うこと等を目的とした教育委員会との人事交流を実施することにより、教育組織の活動の活性化を図っている（資料3-1-④-8）（資料3-1-④-9）。なお、人事交流による教員の配置については、平成20年から現在まで、札幌校、釧路校及び函館校に各1名の人事交流による教員が配置されている。

また、多様な大学教員を確保し、機動的な教員の配置が出来るよう、学長裁量枠を活用し採用することを原則

とした、特任教員制度を新設し、社会及び教育ニーズにあわせた専門分野における実務の経験を有した高度な実務能力を有する者を採用している（資料3-1-④-10）（資料3-1-④-11）。

さらに、教員組織の活動をより活性化させるための方策として、本学独自のテニユア・トラック制度による採用を平成26年度から実施している。本学におけるテニユア・トラック制度は、教員の多様性と質の確保を目的としたもので、優れた若手研究者や教職経験者など多様な人材をテニユア・トラック教員（特任教員）として採用し、テニユア・トラック期間において「教員養成を担当する教員」として養成した後、テニユア審査を受ける制度となっている。本制度においては、附属学校等の教育に関わる研究の実施を義務付け、学内外の者をメンター教員として配置し、教育・研究等の指導・助言を行うこととしている（資料3-1-④-12）（資料3-1-④-13）（資料3-1-④-14）。

教員が研究の遂行に必要な知識及び能力の向上を図るため、平成18年度からサバティカル制度を導入している（資料3-1-④-15）（資料3-1-④-16）。

**資料3-1-④-1 北海道教育大学教員選考規則（抜粋）**

（全学的な採用等の基本方針の策定）

第3条 採用、昇任及び配置換（以下「採用等」という。）の本学における枠及び基本方針（以下「枠等」という。）の策定は役員会の審議を経て、学長が行う。

（中略）

（公募）

第13条 採用候補者は、公募によるものとする。

出典：北海道教育大学教員選考規則

**資料3-1-④-2 当面の本学の教員数及び教員配置等に関する方針について（平成22年3月30日役員会決定）（抜粋）**

○各校の専任教員数は全学で管理するものとし、採用（昇任）枠は、学長と副学長等との協議を経て役員会が決定する。

○教員の人事計画は、各副学長等からの申請に基づき、全学的組織の議を経て役員会が策定する。

出典：当面の本学の教員数及び教員配置等に関する方針について（平成22年3月30日役員会決定）

**資料3-1-④-3 公募申請書（抜粋）**

5 年齢

【不問とする場合】

特に問わない。（ただし、本学における大学教員の定年は65歳である。）

【キャリア形成を目的とし、年齢制限を設ける場合】

採用予定年月日において、おおむね35歳以下とする。

※年齢制限の設定は長期連続雇用によるキャリア形成を図るためである。

（雇用対策法施行規則第1条の3第1項第3号イ）

出典：公募申請書

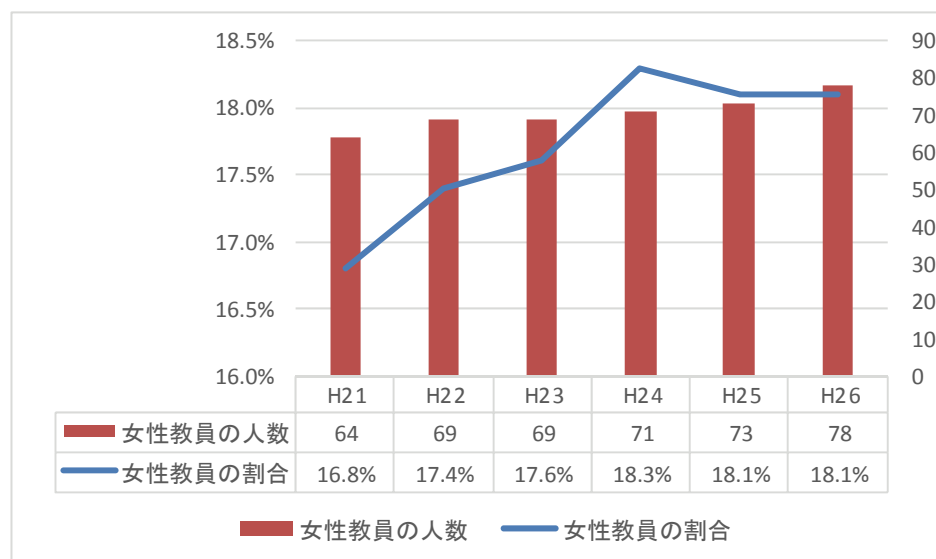
**資料3-1-④-4 大学教員の年齢構成**

<http://www.hokkyodai.ac.jp/files/00000500/00000548/kyouinnenreikousei.pdf>

**資料3-1-④-5 北海道教育大学 大学教員の男女比（平成27年3月1日現在）**

<http://www.hokkyodai.ac.jp/files/00000500/00000548/danjyohi.pdf>

資料3-1-④-6 北海道教育大学 全教員に占める女性大学教員の割合及び人数 (H21～H26)



出典：人事課資料

資料3-1-④-7 育児・出産のための諸制度

<http://www.hokkyodai.ac.jp/files/00000300/00000316/20140925153736.pdf>

資料3-1-④-8 北海道教育委員会と北海道教育大学との人事交流等に関する協定書（抜粋）

北海道教育委員会（以下「甲」という。）と北海道教育大学（以下「乙」という。）は、教育職員の人事交流及び派遣について、以下のとおり実施することを協定する。

## 1 人事交流

## (1) 目的

甲と乙との間で、教育職員の人事交流を実施することにより、両者の連携協力の一層の推進を図り、共同して教育上の諸課題に関する基礎的・実践的研究を行い、もって北海道の教育の充実・発展を図ることを目的とする。

出典：北海道教育委員会と北海道教育大学との人事交流等に関する協定書

資料3-1-④-9 札幌市教育委員会と北海道教育大学との人事交流等に関する協定書（抜粋）

札幌市教育委員会（以下「甲」という。）と北海道教育大学（以下「乙」という。）は、教育職員の人事交流及び派遣について、以下のとおり実施することを協定する。

## 1 人事交流

## (1) 目的

甲と乙との間で、教育職員の人事交流を実施することにより、両者の連携協力の一層の推進を図り、共同して教育上の諸課題に関する基礎的・実践的研究を行い、もって札幌市の教育の充実・発展を図ることを目的とする。

出典：札幌市教育委員会と北海道教育大学との人事交流等に関する協定書

資料3-1-④-10 国立大学法人北海道教育大学特任職員就業規則（抜粋）

（特任職員の定義）

第2条 この規則において「特任職員」とは、期間を定めて年俸制で雇用される職員で、次に掲げるものをいう。

- (1) 特任教員
- (2) 特任研究員
- (3) 特任専門職

## 2 特任教員とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) I種 大学の教員又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条で定める大学（短期大学を除く。）の教授として勤

務経験を有し、かつ、大学が規定する定年年齢を超えている者で、特別な事情により大学の教育研究上特に必要と認める場合に、常勤の大学教員として雇用される者で、1日の勤務時間が7時間45分で、かつ、1週間の勤務時間が31時間の者。

(2) II種 大学の教育・研究・社会貢献に参画する職務に従事させるため、学校現場その他専門分野における実務の経験を有し、かつ、高度な実務能力を有する者で、常勤の大学教員として雇用される者。

(3) III種 外国語科目又は専門教育科目を担当させるために高度の専門的学識又は技能を有する外国人で、常勤の大学教員として採用される者。

3 前項第1号を特任教授又は特任准教授、同項第2号を特任教授、特任准教授又は特任講師、同項第3号を特任講師とそれぞれ呼称する。

出典：国立大学法人北海道教育大学特任職員就業規則

**資料3-1-④-11 北海道教育大学特任教員の選考等に関する要項（抜粋）**

（採用）

第2条 特任教員は、学長裁量枠を活用し採用することを原則とする。

出典：北海道教育大学特任教員の選考等に関する要項

**資料3-1-④-12 北海道教育大学テニュア・トラック制度に関する要項（抜粋）**

（目的）

第2条 テニュア・トラック制度は、優れた若手研究者や教職経験者など多様な人材をテニュア・トラック教員として採用し、教員養成を担当する教員として養成し、公正かつ厳格な審査を実施の上、学術上及び業務の遂行上優れた実績を認める場合にテニュアを授与し、もって本学の将来を担う優れた教員を育成することを目的とする。

（中略）

（審査等）

第14条 テニュア・トラック教員は、審査委員会の中間評価及びテニュア審査を受けなければならない。

2 テニュア・トラック教員は、テニュア・トラック期間において、レフリー論文1編（点）以上を含む学術論文（実技系については、第4条第6号から第8号に定める業績を含む。以下第16条において同じ。）を3編（点）以上発表しなければならない。

3 前項の学術論文には、教育に関する学術論文が含まれていなければならない。

4 テニュア・トラック教員は、テニュア・トラック期間において、本学の附属学校園又は大学を除く国公私立の学校（以下「附属学校園等」という。）の教育に関わる研究を行い、テニュア・トラック期間の最終年度にその活動記録報告書を作成しなければならない。

（メンター教員）

第15条 部局は、テニュア・トラック教員にメンター教員を配置することができる。

2 メンター教員は、テニュア・トラック教員に対する教育・研究及びテニュア取得に関する指導・助言を行う。

3 メンター教員は、本学の教員をもって充てる。ただし、学長が特に認める場合は、本学の教員以外の者を充てることができる。

出典：北海道教育大学テニュア・トラック制度に関する要項

**資料3-1-④-13 テニュア・トラック制度に関する申合せ事項（抜粋）**

4. メンター教員に係る取扱いについては、次のとおりとする。

(1) メンター教員の配置については、2名以内とする。

(2) メンター教員は、原則、テニュア・トラック教員が所属する講座等の教授（特任教授を含む。以下同じ）をもって充てる。ただし、他キャンパスの同一専門分野の教授を充てることも可能とする。

出典：テニュア・トラック制度に関する申合せ事項

**資料3-1-④-14 テニュア・トラック教員採用実績等一覧**

平成27年4月1日現在

採用時期	人数	備考
平成26年4月1日	5	札幌校4名 旭川校1名
平成26年7月1日	1	札幌校
平成26年10月1日	1	札幌校
平成27年4月1日	4	札幌校1名 釧路校1名 岩見沢校2名
平成27年10月1日（予定）	2	札幌校1名 岩見沢校1名
合計	13	



出典：人事課資料

## 資料3-1-④-15 国立大学法人北海道教育大学教員研究専念規則（抜粋）

（種類）

第4条 研究専念の種類は、長期研究専念及び短期研究専念とする。

（中略）

（期間）

第6条 研究専念できる期間（以下「研究専念期間」という。）は、次の各号に掲げる種類に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 長期研究専念 3月を超え1年以内

(2) 短期研究専念 1月以上3月以内

（職務の免除等）

第7条 研究専念期間中の教員は、当該教員が所属する部局（以下「所属部局」という。）の長の定めるところにより、原則として教育及び管理運営等に関する職務が免除されるものとする。

出典：国立大学法人北海道教育大学教員研究専念規則

## 資料3-1-④-16 国立大学法人北海道教育大学教員研究専念に関する実施要項（抜粋）

（原則）

第2条 教員は、原則として6年に1度短期研究専念しなければならない。

2 （略）

3 部局の長は、教員が円滑かつ有効に研究専念できるよう配慮しなければならない。

（中略）

（委員会等の取扱い）

第9条 部局の長は、委員会等の業務を免除するに当たって、あらかじめ代理又は後任の者を選出する等、委員会等業務に支障が生じることがないよう配慮しなければならない。

出典：国立大学法人北海道教育大学教員研究専念に関する実施要項

## 【分析結果とその根拠理由】

本学においては、役員会で定めた教員数及び教員配置に関する方針に則り、戦略的な教員配置を行うとともに、社会及び教育ニーズに迅速に対応するため、学長裁量枠を活用した特任教員制度を導入し、機動的な教員配置を行っている。

また、男女共同参画の推進及びサバティカル制度を導入し、教員の教育・研究活動を活性化するための措置を講じている。

さらに、教員の多様性と質の確保を目的とした本学独自のテニユア・トラック制度を導入し、「教員養成を担当する教員」として養成を行っている。

このことから、本学では、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

**観点3-2-①：** 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

## 【観点に係る状況】

教員の採用基準及び昇格基準については、「北海道教育大学教員選考基準」（資料3-2-①-1）、「北海道教育大学教員選考規則」（資料3-2-①-2）及び「北海道教育大学教員の選考に関する申合せ事項」（資料3-2-①-3）により定められているほか、高度教職実践専攻（教職大学院）の実務家教員については「北海道教

育大学大学院教育学研究科（高度教職実践専攻）の実務家教員に関する要項」（資料3-2-①-4）で定められている。さらに「全学大学教員人事計画会議における『教員選考に係る各種取扱い』に関する決定事項について」（別添資料3-2-①-A）及び「教員選考に関する教育研究評議会申合せ」（別添資料3-2-①-B）を選考手続等に係る確認事項として整理している。

採用、昇任候補者の決定にあたっては、教員会議等の下に選考委員会を設置し、選考委員会による選考結果を基に、教育研究評議会の審議及び役員による面接（昇任については、教授昇任に限る）を経て、学長が教員の選考を行っている（資料3-2-①-2）。また、選考基準については、教員選考規則に定める6つの評価項目（研究上の業績、教育上の業績、管理運営に関わる貢献、社会的活動に関わる貢献、学校教育を中心とした教育への深い理解と関心及びその他選考委員会が必要とする項目）の総合的な評価結果を基に選考を行っている（資料3-2-①-2）（資料3-2-①-5）。

特に教育上の指導能力の評価に関しては、評価項目の「教育上の実績」において、教育指導に係る実績及び教育改善に係る業績を評価対象としており、採用時には「教育指導に係る実績」及び「教育経験に係る特記事項」を、昇任時には「教育指導に係る実績」及び「授業内容・方法の改善及び創意・工夫に係る実績」をそれぞれ記載することを定めている（資料3-2-①-6）。

また、本学では、学部所属の教員は、大学院を担当することを前提としており、採用又は昇任時における選考の際に、大学院担当教員としての資格審査も行っている（資料3-2-①-1）。

#### 資料3-2-①-1 北海道教育大学教員選考基準（抜粋）

（趣旨）

第1条 この基準は、北海道教育大学の教授、准教授、講師及び助教並びに特任教員及び非常勤講師（教員養成実地指導講師を含む。以下同じ。）の選考基準に関し必要な事項を定める。

（教授の選考基準）

第2条 （略）

2 教授は、原則として、大学院教育学研究科（以下「大学院」という。）を担当する教員として、専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められ、研究指導教員となり得る者とする。

（准教授の選考基準）

第3条 （略）

2 准教授は、原則として、大学院を担当する教員として、研究指導補助教員となり得る者とする。

（講師の選考基準）

第4条 （略）

2 講師は、原則として、大学院において研究指導補助教員となり得る者又はこれに準ずる能力を有すると認められる者とする。

出典：北海道教育大学教員選考基準

#### 資料3-2-①-2 北海道教育大学教員選考規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道教育大学（以下「本学」という。）の教員、特任教員及び非常勤講師等の選考について、北海道教育大学教員選考基準（平成16年規則第145号。以下「教員選考基準」という。）に則り、厳格かつ公正に実施するため必要な事項を定める。

（中略）

（設置）

第7条 採用等候補者の選考及び資格審査は、教員会議（運営規則に定める各校にあつては北海道教育大学教員会議規則（平成26年規則第27号）第2条第1項各号、教職大学院にあつては第3条第1項第5号、学校臨床心理専攻にあつては同条同項第6号に定める教員会議をいう。以下同じ。）及びセンター運営委員会（以下「教員会議等」という。）にそれぞれ選考委員会を置いて行う。ただし、配置換に係る選考を行う場合は、選考委員会における選考は行わない。

（中略）

（採用等候補者の選考）

第14条 選考委員会は、教員選考基準に基づき、採用等候補者の経歴、研究上の業績及び教育上の実績、専攻分野における知識及び経験、学界及び社会における活動等について、別表に掲げる評価項目の総合的な評価の結果を基に採用等候補者の選考及び資格審査を行うものとする。

- 2 選考委員会は、選考の対象となる職種、専門分野、教員選考基準の適用区分、採用・昇任の別等に応じて、評価項目の重要度を考慮する。
- 3 社会人を対象とした分野、特定分野又は特に必要とする分野における教員選考にあつては、採用等候補者の当該分野における経歴及び実績等を重視した選考を行う。

(中略)

(教員の選考)

第18条 学長は、第16条の報告を基に、教育研究評議会で採用等候補者及び資格審査についての審議を行う。

- 2 学長は、採用等候補者について、役員による面接を行う。ただし、准教授以下の昇任に係る選考については、面接を要しないものとする。
- 3 教員の選考は、第1項の教育研究評議会の審議及び前項の面接の結果を踏まえ、学長が行う。

出典：北海道教育大学教員選考規則

#### 資料3-2-①-3 北海道教育大学教員の選考に関する申合せ事項（抜粋）

北海道教育大学教員選考規則（平成16年規則第19号。以下「教員選考規則」という。）及び北海道教育大学教員選考基準（平成16年規則第145号。以下「教員選考基準」という。）の適用については、次により取り扱うものとする。

出典：北海道教育大学教員の選考に関する申合せ事項

#### 資料3-2-①-4 北海道教育大学大学院教育学研究科（高度教職実践専攻）の実務家教員に関する要項（抜粋）

(趣旨)

第1条 北海道教育大学大学院教育学研究科（高度教職実践専攻）（以下「教職大学院」という。）の実務家教員に関し、必要な事項を定める。

(中略)

(選考基準)

第5条 実務家教員（教授）の選考基準は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校等」という。）の教諭等として、概ね15年以上の実務経験を有する者
  - (2) 次のいずれかに該当する職歴を有する者
    - ア 学校等の校長又は園長
    - イ 学校等の教頭、副校長又は副園長（勤務歴2年以上を有すること）
    - ウ 都道府県及び市教育委員会の課長相当職以上又はそれに準ずる職と判断される職
    - エ その他、研究団体等における指導的役割を担う職
  - (3) 次に示す教育実践における研究業績等を有する者
    - ア 著書、全国的教育誌への論文・実践記録等の執筆
    - イ 研究会等の授業公開・研究発表、研究団体等の研究実績、受賞歴
    - ウ 研究会・研修会の指導及び助言実績（教育講演会等の講師を含む）
- 2 実務家教員（准教授）の選考基準は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 学校等の教諭等として、概ね10年以上の実務経験を有する者
  - (2) 次のいずれかに該当する職歴を有する者
    - ア 学校等の教頭、副校長又は副園長
    - イ 都道府県及び市教育委員会の指導班主査又はそれに準ずる職と判断される職
    - ウ その他、教育実践上の指導的役割を担う職
  - (3) 次に示す教育実践における研究業績等を有する者
    - ア 著書、全国的教育誌への論文・実践記録等の執筆
    - イ 研究会等の授業公開・研究発表、研究団体等の研究実績、受賞歴
    - ウ 研究会・研修会の指導及び助言実績（教育講演会等の講師を含む）

出典：北海道教育大学大学院教育学研究科（高度教職実践専攻）の実務家教員に関する要項

資料3-2-①-5 北海道教育大学教員選考規則別表(第14条関係)(抜粋)	
評価項目	評価対象
研究上の業績	公刊された著書、学術論文及び報告書等とする。芸術(書道を含む。)及び体育の分野における実技系にあっては、演奏会、展覧会又は競技会等において得た技術優秀、指導歴又は審査歴の証明をもって、研究上の業績とすることができる。
教育上の実績	次の区分とする。 (1) 教育指導に係る実績(教育経験、教育実績等) (2) 教育改善に係る業績(大学テキスト等の執筆、FD等の企画運営、FD等への受講参加等、附属学校・センター等での活動等)
管理運営に関わる貢献	全学的な委員会、各校等の委員会における任務、本学の教員として特記すべき事項等で、最近5年以内の実績とする。
社会的活動に関わる貢献	次に掲げるもののうち、最近5年以内の実績とする。 (1) 学外の審議会・委員会等での活動 (2) 学会・学術団体での活動 (3) 生涯学習等に係る活動 (4) 本学独自の地域連携事業(公開講座、教員免許状更新講習等) (5) 国際的な社会的活動等 (6) その他社会的に活動したと思われる事項
学校教育を中心とした教育への深い理解と関心	今日の学校教育及び教育一般に関する意見や抱負、これまで行ってきた教育実践に関する取り組み等とする。
その他選考委員会が必要とする項目	選考委員会が必要とする事項

出典：北海道教育大学教員選考規則

資料3-2-①-6 教育上の実績(別記様式第6号(第15条関係))(抜粋)
<p>記載上の留意事項</p> <p>以下のうち、採用は1と3、昇任は1と2を記載すること。</p> <p>1 本学の教育課程及び担当(予定)授業科目に対する【教育指導に係る実績】を記載すること。(採用の際は、非常勤講師の実績を含めて記入しても構わない。)</p> <p>2 【授業内容・方法の改善及び創意・工夫に係る実績】を記載すること。</p> <p>3 【教育経験に係る特記事項】を記載すること。(2の内容があれば含めて記載する)</p> <p>4 【その他特記すべき顕著な教育上の実績】があれば記載すること。</p>

出典：北海道教育大学教員選考規則

別添資料3-2-①-A 全学大学教員人事計画会議における「教員選考に係る各種取扱い」に関する決定事項について
別添資料3-2-①-B 教員選考に関する教育研究評議会申合せ

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用基準及び昇格基準については、「北海道教育大学教員選考基準」等において定めているほか、選考手続等に係る確認事項を整理しており、教員の採用基準等を明確かつ適切に定め運用している。

教員の採用、昇任候補者の決定にあたっては、選考委員会、教育研究評議会及び役員による面接を経て適切に運用している。

また、採用又は昇任の審査については、教員の資質を維持するよう教員選考規則に定める6つの評価項目に総合的な評価結果を基に行うこととし、さらに、大学院における教育研究指導能力の審査と学士課程における教育上の指導能力の審査を併せて行っている。

このことから、本学では、教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

**観点3-2-②：** 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

**【観点に係る状況】**

教員の教育及び研究活動等に関する評価を行うため、教員の総合的業績評価を実施している。本評価は、「各教員の業績を総合的に評価しその向上に役立てることによって、本学の目的達成に資するとともに、国立大学法人として社会に対する説明責任を果たす」ことを目的としており、毎年度1回実施している（別添資料3-2-②-A）。

評価部門は「教育」、「研究」、「社会貢献」、「管理運営」の4部門であり、ウェブシステムを用いた各教員の評価書への記入及び各校のキャンパス長による部局長評価から成っている。

各部門の評価は、本学教員としての職責を果たした度合いによるA、B、C、Dの4段階評価とし、1部門以上でD評価を受けた教員には、必要に応じて、部局長から業績の改善についての指導・助言を行い、総合評価を昇給及び勤勉手当といった処遇に反映させている（別添資料3-2-②-B）。

また、教育研究活性化経費等の配分に係る評価・審査により、研究費の配分に反映させている（別添資料3-2-②-C）（別添資料3-2-②-D）。

別添資料3-2-②-A 北海道教育大学教員の総合的業績評価についての指針

別添資料3-2-②-B 教員の総合的業績評価における各部門の評価方法

別添資料3-2-②-C 平成26年度教育研究活性化経費等の配分に係る評価・審査等要項

別添資料3-2-②-D 教育研究活性化経費等の配分審査における評価に関する取扱基準

**【分析結果とその根拠理由】**

教員の教育及び研究活動等に関する評価を、毎年度1回継続的に行い、勤勉手当及び昇給といった個々の教員の処遇や研究費の配分に反映させている。

このことから、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われ、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

**観点3-3-①：** 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

**【観点に係る状況】**

「国立大学法人北海道教育大学事務局組織規則」において、事務局の組織及び所掌事務を定めており、教育活動を展開するために必要な組織として、事務局に教務課、学生課、国際課、入試課、キャリアセンター、旭川校室、釧路校室、函館校室、岩見沢校室を置き、それぞれの課及び各校室に置かれる学務担当のグループに事務職員を配置している（別添資料3-3-①-A）（別添資料3-3-①-B）。

また、教員養成系の4大学（北海道教育大学、愛知教育大学、東京学芸大学、大阪教育大学）が連携して、教員養成大学が共通して抱える諸課題を協働で解決できる体制を整備するとともに、全国の教員養成系大学・学部とのネットワーク化を図り、日本における教員養成の高度化支援システムを構築するため教員養成開発連携機構

(以下、「HATOプロジェクト」という。)を共同で設置している。本学では、HATOプロジェクトを遂行するため、平成25年5月から教員養成開発連携センターを設置し、センターに関する事務を学務部教務課教務企画グループが担当してきたところであるが、事務体制の更なる充実を図るため、平成27年4月から教員養成改革グループを置くこととした(資料3-3-①-1)。

そのほか、情報関係の業務を担当する職員として、情報化推進室に事務職員及び技術職員を配置し、教務課が行っている学籍・履修成績等の管理を行う大学教育情報システムの管理等を行っている。附属図書館に関しては、学術情報室及び各校室の学術情報担当の職員が業務を行っており、札幌館、旭川館、釧路館、函館館、岩見沢館の全構成館に司書、司書補の資格を有する常勤又は非常勤の職員を配置している。

さらに、TA制度に基づき、学部学生等に対する実験、実習、演習等の教育補助者として大学院生を活用し、学部教育の充実を図っていると同時に、TAには教員・研究者としてのトレーニングの機会となっている(資料3-3-①-2)。

**資料3-3-①-1 北海道教育大学教員養成開発連携センター要項(抜粋)**

(趣旨)

第1条 この要項は、教員養成開発連携機構規程(平成25年5月9日制定)第8条に基づき、北海道教育大学教員養成開発連携センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(中略)

(構成員)

第7条 センターに、センター長のほか、次に掲げる者を置く。

- (1) IR部門長、研修・交流支援部門長、先導的実践プログラム部門長及び第3条第2項に規定する部門の長(以下「部門長」という。)
- (2) 主任センター員
- (3) センター員

2 センター長は、前項各号に掲げる者のほか、センターに、職員及び特任職員を置くことができる。

3 センター長は、前2項のほか、特定の事項を調査・研究するため、学内外から共同研究員を委嘱することができる。

4 第2項に規定する職員及び特任職員の選考に関し必要な事項は、北海道教育大学教員選考規則(平成16年規則第19号)及び北海道教育大学特任教員の選考等に関する要項(平成24年12月28日制定)を準用する。

(中略)

(事務)

第14条 センターに関する事務は、関係する各課及び室の協力を得て、学務部教務課が行う。

出典：北海道教育大学教員養成開発連携センター要項

**資料3-3-①-2 北海道教育大学ティーチング・アシスタント取扱要項(抜粋)**

(趣旨)

第1条 この要項は、北海道教育大学大学院(以下「大学院」という。)に在学する優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する報酬を支払うことにより、処遇の改善に資するとともに、教員・研究者としてのトレーニングの機会提供及び学部教育の充実を図るため、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 第1に定める教育補助業務を行う者の名称は、ティーチング・アシスタント(以下「TA」という。)とする。

(職務内容)

第3条 TAは、教育的効果を高めるため、授業科目を担当する教員(以下「授業担当教員」という。)の指示に従い、学部学生等に対する実験、実習、演習等の教育補助業務に従事する。

(資格)

第4条 TAは、大学院に在学する学生(日本学術振興会特別研究員(DC)である者を除く。)とする。

出典：北海道教育大学ティーチング・アシスタント取扱要項

別添資料3-3-①-A 国立大学法人北海道教育大学事務局組織規則 第2, 5, 6, 18, 19, 20, 21, 22, 26条(抜粋)

別添資料3-3-①-B 事務局各課・室の事務職員数

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学の教育課程を円滑に展開するため、必要な事務職員及び技術職員を配置し、教育支援を行っている。また、TA制度に基づき大学院生を採用し、学部教育における教育補助者として活用している。

このことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者を適切に配置し、TA等の教育補助者の活用も図られていると判断する。

#### (2) 優れた点及び改善を要する点

##### 【優れた点】

- 専任教員一人当たりの担当学生数は、教員養成課程3.2人、国際地域学科3.7人、芸術・スポーツ文化学科3.1人であり、きめ細かな少人数教育が実施できるだけの教員数を確保している。
- 出産と教育研究の両立を可能とする制度については、育児休業制度や子の看護休暇制度等において、法定よりも長く取得できるよう制度を整備している。
- 公募以外の採用として、北海道教育委員会及び札幌市教育委員会との協定に基づき、教育上の諸課題に関する基礎的・実践的研究を行うこと等を目的とした教育委員会との人事交流を実施することにより、教育組織の活動の活性化を図っている。
- 教員組織の活動をより活性化させるための方策として、本学独自のテニユア・トラック制度による採用を平成26年度より実施している。

##### 【改善を要する点】

- 特になし。

## 基準4 学生の受入

### (1) 観点ごとの分析

観点4-1-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

#### 【観点到に係る状況】

学部では、本学の教育理念及び目標に基づき、教員養成課程、国際地域学科及び芸術・スポーツ文化学科における「大学として養成したい教員像・人材像」及び「求める学生像」を示した入学者受入方針を定めている（資料4-1-①-1）。

大学院では、教育学研究科としての教員養成の目的及び共通に「求める学生像」を示すとともに、各専攻の目的に基づいた「求める学生像」を定めている（資料4-1-①-2）。また、教育学研究科高度教職実践専攻では、専攻における目的を示しているとともに、現職教員と学部卒から進学する学生（ストレートマスター）のそれぞれにおける「求める学生像」を定めている（資料4-1-①-3）。

さらに、平成17年に定めた選抜方法の基本方針（別添資料4-1-①-A）に基づき、課程、各学科の選抜方法を学生募集要項において定めている。なお、平成28年度以降の教員養成課程における入学者選抜については、新たに平成26年3月に策定した「平成28年度以降の教員養成課程における入学者選抜方法の基本方針」（別添資料4-1-①-B）に基づき、大学入試センター試験で基礎的学力を担保のうえ、学力検査等で、教科の基礎に基づいた思考力、判断力、表現力を問う選抜を実施することとしている。

#### 資料4-1-①-1 学部 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

##### 【教員養成課程】

教員養成課程では、子どもたちとのふれあいを大切にする豊かな人間性をはぐくむことを第一として、現代の学校現場における様々な課題に対応できる幅広い教養と確かな学力を持ち、地域社会に積極的に貢献できる教員の養成を目指しています。したがって、次のような人を求めます。

- 1 子どもが好きで、子どもとの豊かなコミュニケーションができる人
- 2 教師（養護教諭を含む。）となる意欲を持ち、教育に関する専門性を達成するために、志望する領域を十分に習得できる基礎的な学力や技能を持つ人
- 3 学校と地域社会との関わりに関心があり、地域の中に入っての実践的な活動に興味を持ち、将来教師として地域社会の教育・文化の伝達・創造に貢献しようとする人
- 4 現代的な課題に興味・関心があり、教科を超えた総合的・学際的な教育に意欲を持つ人

##### 【国際地域学科】

国際地域学科では、国際的な幅広い視野を持って、身近な地域を活性化・再生できる人材の養成を目指しています。したがって、次のような人を求めます。

##### ○地域協働専攻

- 1 国際的視野に立った幅広い教養、豊かな人間性を身につけようとする意欲がある人
- 2 地域学の基礎的知識とそれを構成する学問領域に関する専門知識を身につけようとする意欲がある人
- 3 地域学的問題を俯瞰的に捉え、国際的視野を持って考える態度を身につけようとする意欲がある人
- 4 地域の活性化・再生に、主体的に行動し取り組む姿勢を身につけようとする意欲がある人
- 5 地域社会の課題の調査・研究方法と、その成果を国際的視野を持って他者に伝えるコミュニケーションの能力と方法を身につけようとする意欲がある人
- 6 大学での学修に必要なバランスの取れた学力、及び特定の教科に偏らない理解力、思考力、表現力を有しているか、あるいは、外国語等の特定科目に優れた学力を有している人

##### ○地域教育専攻

- 1 国際的視野に立った幅広い教養、豊かな人間性を身につけようとする意欲がある人
- 2 初等教育と特別支援教育に関する専門的知識と技能を身につけようとする意欲がある人
- 3 子どもの教育問題を俯瞰的に捉え、国際的視野を持って考える態度を身につけようとする意欲がある人
- 4 地域の教育課題を理解し、学校教育を通して課題解決に取り組む主体的姿勢を身につけようとする意欲がある人



5 地域の教育課題を調査・研究し、その成果を国際的視野を持って他者に伝えるコミュニケーションの能力と方法を身につけようとする意欲がある人

6 大学での学修に必要なバランスの取れた学力、特定の教科に偏らない理解力・思考力・表現力を有している人

#### 【芸術・スポーツ文化学科】

芸術・スポーツ文化学科では芸術・スポーツ文化を多面的に追究し、地域の活性化及び文化振興に貢献できる人材の養成を目指していることから、「芸術文化、スポーツ文化が持つ多面的な価値を追究し、その効用を様々な文化活動を通して、人々の生活に還元し、地域の活性化や心豊かな生活環境の創造に関わろうとする人」を求めます。

#### ○芸術・スポーツビジネス専攻

芸術・スポーツビジネス専攻では、芸術・スポーツ文化を活かしたマネジメントの知識や組織の運営に関する実践的な能力を有し、芸術・スポーツを通じた地域活性化やまちづくりに貢献するとともに、新しい文化ビジネスを創造できる人材の養成を目指しています。したがって、次のような人を求めます。

- 1 芸術・スポーツのビジネス研究を通じて、芸術・スポーツ文化振興に貢献することを目指す人
- 2 芸術・スポーツ活動の企画や運営などを創造的に展開できる資質をもつ人
- 3 グローバル化への関心を持ち、柔軟性と協調性を備えた高いコミュニケーション能力を有する人

#### ○音楽文化専攻

音楽文化専攻では、音楽文化による地域の活性化を促すことができるとともに、音楽に関する専門的な知識、技法及び技能を持ち、自らの創作活動を発信し、音楽文化を地域社会に広める人材の養成を目指しています。したがって、次のような人を求めます。

- 1 音楽文化全般を深く愛する熱意のある人
- 2 人の心に音楽のメッセージを届けることを、積極的に展開したいと思う人
- 3 演奏や創作などの音楽活動を展開できる優れた資質を持つ人

#### ○美術文化専攻

美術文化専攻では、美術文化を地域社会に広め、美術による地域の活性化を促すことができ、表現者としても美術に関する深い造詣、確かな技術・諸問題を切り拓く構想力を有する人材の養成を目指しています。したがって、次のような人を求めます。

- 1 美術文化に対する関心や探究心を有し、基礎的な造形能力や探究心に富む人
- 2 美術に関するあらゆる事柄について研究を重ね、社会と芸術文化の新しい関わり方を提案・実践することに意欲的な人
- 3 美術に関する専門知識、高い技能や表現力を身につけ、社会をリードする指導者となることを目指す人

#### ○スポーツ文化専攻

スポーツ文化専攻では、スポーツ文化を地域社会に広め、スポーツによる地域の活性化を促すことができるとともに、スポーツに関する科学的知識、技能を有し、スポーツ指導ができる人材の養成を目指しています。したがって、次のような人を求めます。

- 1 スポーツ文化への関心や探究心を持ち、基礎的な体力・運動能力を有し、それらの向上を目指す人
- 2 スポーツ競技能力の向上や指導力育成、そして運動・スポーツの科学的探究を通じて文化創造に貢献することを目指す人
- 3 野外環境教育を通じて、自然と人間関係を理解し、その良好な在り方の探究・実現に向けて行動することを目指す人

出典：北海道教育大学入学者受入方針（学士課程）

#### 資料4-1-①-2 修士課程 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

本学大学院は、学校教育の高度化と多様化の進展に対応し、教育の場における理論と実践にかかわりのある学術諸分野の総合的・学際的な研究・教育を行うことにより、高度な能力、識見と実践力を有し、あわせて地域文化の向上に寄与できる専門的知識を備えた教員の養成を目的としていることから、教育学研究科及び各専攻では次のような人々を求めています。

##### 〈教育学研究科〉

- 1 教育実践に対する強い意志と情熱を持つ人
- 2 教育に関する明確な研究課題と遂行する意欲を持つ人
- 3 教育に関する研究に必要な学力を持つ人
- 4 教員として必要な資質・能力を持ち、より充実した教育活動や授業を目指している人

##### 〈学校教育専攻〉

上記に加えて

- ・ 学校教育を中心とした研究に明確な目的意識と情熱を持つ人

##### 〈教科教育専攻〉

上記に加えて

- ・ 各教科教育とその基礎となる諸科学の知識、技術、技能等に関する研究に明確な目的意識と情熱を持つ人

##### 〈養護教育専攻〉

上記に加えて

- ・ 養護教育に関する研究に明確な目的意識と情熱を持つ人

##### 〈学校臨床心理専攻〉

上記に加えて

- ・ 教育と臨床心理に関する研究に明確な目的意識と情熱を持つ人

- ・ 臨床心理に関する教育研究活動に責務を果たすことを目指す人

出典：北海道教育大学入学者受入方針（修士課程）

**資料 4-1-①-3 専門職学位課程 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）**

本教育学研究科高度教職実践専攻は、学校教育現場に生起する諸課題に対して、問題解決への力量、技量として、授業実践力、学級・学校経営力、生徒指導力、教育相談力、協働遂行力、地域教育連携力を身につけさせることを目的としています。

これらを踏まえて、特に現職教員にあつては、学校・地域の課題を自分の課題として自覚し、この課題の解決に向けて研究する意欲がある人を求めています。また、ストレートマスターにあつては、教職への強い希望と情熱を持ち、将来学校を背負う中堅教員となることを自覚し、新しい学校づくりの有力な一員となる意欲がある人を求めています。

出典：北海道教育大学入学者受入方針（専門職学位課程）

**別添資料 4-1-①-A 北海道教育大学再編に伴う平成 18 年度及び 19 年度入試の基本方針（抜粋）**

**別添資料 4-1-①-B 平成 28 年度以降の教員養成課程における入学者選抜方法の基本方針**

**【分析結果とその根拠理由】**

学部においては、教育の理念及び目標に基づき、養成したい教員像・人材像を掲げ、求める学生像を示した入学者受入方針を定めており、大学院では、教員養成の目的と各専攻における求める学生像を示した入学者受入方針を定めている。

このことから、入学者受入方針を明確に定めていると判断する。

**観点 4-1-②： 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。**

**【観点到に係る状況】**

学部の入学者選抜においては、選抜方法の基本方針に基づき、教員養成課程、国際地域学科及び芸術・スポーツ文化学科の選抜方法を学生募集要項に定めている。

教員養成課程の一般選抜では、受験生の論理的思考力、問題解決能力や学習に対する意欲、目的等を総合的に検査するため、大学入試センター試験における基礎的学力を考慮しつつ、前期後期日程で、小論文、実技、面接を課している（資料 4-1-②-1）。

函館校の国際地域学科では、論理的思考力、問題解決能力や学習に対する意欲、目的等を総合的に検査するため、大学入試センター試験における基礎的学力を考慮しつつ、前期日程では総合問題又は小論文、後期日程では面接を課している（資料 4-1-②-1）。

岩見沢校の芸術・スポーツ文化学科では、それぞれの分野における高い実技能力とコミュニケーション能力を有し、地域社会の文化活動推進への意欲、指導・支援を目指す意欲的な者を選抜するため、大学入試センター試験における基礎的学力を考慮しつつ、専攻により前期後期日程で小論文、実技、面接を課している（資料 4-1-②-1）。

特別入試である推薦入試では、各専攻に強い意欲、関心、適性等を持つ者を選抜するために、各専攻共通の選抜方法である推薦書、調査書、自己推薦書、面接と専攻ごとの小論文、実技、作品、活動歴調査書により総合的に判定を行っている（資料 4-1-②-2）。そのほか、帰国子女入試、社会人入試、私費外国人留学生入試、編入学と、多様な入試を行っている。

また、大学院では、修士課程、専門職学位課程における各専攻で一般選抜、現職教員特別選抜、学外推薦特別選抜、学内推薦特別選抜を実施しており、学力検査の成績、最終卒業学校の成績や、本大学院における研究課題、

目的, 方法, これまでの教育実践及び研究上の成果等や意欲を口述試験により判定している。

**資料 4-1-②-1 学生募集要項 (一般入試)**

[http://www.hokkyodai.ac.jp/files/00000200/00000285/H27%E5%AD%A6%E7%94%9F%E5%8B%9F%E9%9B%86%E8%A6%81%E9%A0%85%E4%B8%80%E8%88%AC\).pdf](http://www.hokkyodai.ac.jp/files/00000200/00000285/H27%E5%AD%A6%E7%94%9F%E5%8B%9F%E9%9B%86%E8%A6%81%E9%A0%85%E4%B8%80%E8%88%AC).pdf)

**資料 4-1-②-2 学生募集要項 (推薦入試)**

<http://www.hokkyodai.ac.jp/files/00000200/00000285/H27%E5%AD%A6%E7%94%9F%E5%8B%9F%E9%9B%86%E8%A6%81%E9%A0%85%E6%8E%A8%E8%96%A6%E4%B8%80%E8%88%AC%E3%83%BB%E8%87%AA%E5%B7%B1%E6%8E%A8%E8%96%A6%EF%BC%89.pdf>

**【分析結果とその根拠理由】**

学部においては, 教員養成課程, 国際地域学科及び芸術・スポーツ文化学科ともに, それぞれのアドミッション・ポリシーに基づき, 小論文, 総合問題, 実技, 面接により選抜を行っている。

大学院においては, 各専攻のアドミッション・ポリシーに基づき, 筆記・実技試験及び口述試験により選抜を行っている。

このことから, 入学者受入方針に沿って, 適切な学生の受入方法を採用していると判断する。

**観点 4-1-③: 入学者選抜が適切な実施体制により, 公正に実施されているか。**

**【観点到に係る状況】**

平成 26 年度までの入学者選抜については, 全学組織として, 入学試験委員会を置き, 学長を委員長, 学長が指名する理事又は特命担当副学長 (現 副学長) を副委員長として, 各校担当副学長 (現 キャンパス長) 及び各校等から選出された教員等により, 入学者選抜に係る基本方針や入学者選抜方法に関する事項を審議している。また, 各校においても, 入学試験の実施に関する事項等を行う各校入学試験委員会を設置し, 各校担当副学長 (現 キャンパス長) を委員長として, 全学との連携を取っている (資料 4-1-③-1)。

入学試験問題については, 学部及び大学院において各校の専攻に対応した問題作成のための入学試験問題作成委員会を組織し, 問題の作成にあたっている。入学試験問題の作成にあたり, 問題点検委員を配し, 出題ミスが無いよう厳正なチェック体制を整えている (別添資料 4-1-③-A) (別添資料 4-1-③-B)。

入学試験の実施にあたっては, 学長を実施本部長とする実施本部を置き, 入学試験の実施に関する総括及び連絡調整, 入学試験の疑義の処理, 広報や補助業務等の事項を執り行う。各校には, 実施部を置き, 実施本部との業務分掌に基づき連携を図りながら適切な実施体制を整備している (別添資料 4-1-③-C) (別添資料 4-1-③-D) (別添資料 4-1-③-E) (別添資料 4-1-③-F)。

なお, 平成 27 年度においては, 入学試験委員会と学長室である入試企画室の業務の見直し及び機能の明確化を行い, 更なる組織体制の強化を図ることから, 入学試験委員会規則を含めた関連する規則については, 現在審議が行われている状況となっている。

**資料 4-1-③-1 入学試験委員会に係る規定**

(入学試験委員会)

第 3 条 運営規則第 8 条第 1 項第 2 号に規定する入学試験委員会は, 次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事又は副学長 (特命担当) 1 人
- (3) 運営規則第 2 条の 3 に規定する副学長 (以下「各校担当副学長」という。)

- (4) 学長が指名する特別補佐若干人  
 (5) 各校及び教職大学院において選出された教員各 1 人  
 (6) 事務局長
- 2 入学試験委員会は、次の事項を審議する。  
 (1) 入学者選抜についての基本方針に関する事項  
 (2) 入学者選抜方法に関する事項  
 (3) 入学試験の実施に関する事項  
 (4) その他入学試験に関する事項
- 3 第 1 項第 5 号の委員の任期は、2 年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員長は学長を、副委員長は第 1 項第 2 号の理事又は副学長（特命担当）をもって充てる。
- 5 入学試験委員会の庶務は、学務部入試課において行う。

出典：北海道教育大学委員会規則

別添資料 4-1-③-A 北海道教育大学入学者選抜入学試験問題作成委員会設置要領

別添資料 4-1-③-B 北海道教育大学大学院入学者選抜入学試験問題作成委員会設置要領

別添資料 4-1-③-C 北海道教育大学入学者選抜基本要綱（第 6～9）

別添資料 4-1-③-D 北海道教育大学大学院入学者選抜基本要綱（第 5～8）

別添資料 4-1-③-E 北海道教育大学入学者選抜に係る入学試験実施本部と実施部の業務分掌要領

別添資料 4-1-③-F 北海道教育大学大学院入学者選抜に係る入学試験実施本部と実施部の業務分掌要領

#### 【分析結果とその根拠理由】

入学者選抜については、入学試験委員会が入学者選抜に係る基本方針や入学者選抜方法に関する事項等に係る責任を有しており、実施要領等を定めている。入学試験問題は、各校の専攻に対応した入学試験問題作成委員会を組織し、作成に当たっていると同時に、問題点検委員を配置してより厳正なチェックを行っている。入試に当たっては、総括、連絡調整を行う実施本部と各校の実施部を設置し、連携を図りながら入学者選抜の実施に万全を期している。

このことから、入学者選抜を適切な実施体制により公正にしていると判断する。

**観点 4-1-④： 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。**

#### 【観点に係る状況】

学部及び大学院のアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための組織として、入試担当の理事又は副学長を室長として、学長特別補佐、各校から選出された教員、学務部長、入試課長、入試アドバイザーで構成する入試企画室を設置している（資料 4-1-④-1）。

入試企画室では、入学者に対して入学試験に関するアンケート調査を実施しており、アンケート結果については、全学の入学試験委員会に報告し全教職員に示している。アンケート結果では、「志望理由」の質問項目に対して、「自分の勉強したい課程・専攻・コースがあるから」との回答が 68%、「情報源」の質問項目に対して、「高校・塾・予備校の進路指導」との回答が 59%、「本学ホームページ」との回答が 50%、「試験の設問内容等」の質問項目に対して、「分かりやすかった」と「普通」との回答が 59%、となっており、本学の求める学生像を認識して、受験に望んでおり、試験問題についても適正であることを示している（別添資料 4-1-④-A）。

入学試験問題の作成にあたっては、総合的な視点から難易度、妥当性、出題ミス等の点検を行う問題点検委員

を置き、入試企画室によるアンケート結果を含め、アドミッション・ポリシーの内容を踏まえた観点から改善を行っている。

大学院の改善事例としては、アドミッション・ポリシーの周知と入学生を安定的に確保する観点から、マスメディアと連携し大学院進学説明会の各地での開催（別添資料4-1-④-B）や、教員を志望する学生を本学の大学院に呼び込むため、推薦特別選抜の導入に合わせて北海道内私立大学との協定（別添資料4-1-④-C）を積極的に行うなど、広報に力を入れた取組を行っている。

#### 資料4-1-④-1 国立大学法人北海道教育大学運営規則（抜粋）

（学長室）

第23条 本学に、戦略的な大学改革を推進するため、学長室を置く。

2 学長室は、次に掲げる室で構成する。

- (1) 教育改革室
- (2) 学術研究推進室
- (3) 大学評価室
- (4) 地域連携推進室
- (5) 広報企画室
- (6) 総合情報企画室
- (7) 入試企画室
- (8) 教員免許状更新講習推進室
- (9) 国際戦略室

3 前項に規定する室は、それぞれ次に掲げる者で組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長若干人
- (2) 特別補佐若干人
- (3) 学長が指名する者若干人

4 第2項各号に規定する室に、それぞれ室長を置き、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

5 学長は、第2項各号に規定する室に、第3項各号又は第4項に掲げる者のほか、必要に応じて学外者を加えることができる。

6 第2項各号に規定する室の行う業務等については、別に定める。

7 学長は、第2項各号に規定する室のほか、必要な室を置くことができる。

出典：国立大学法人北海道教育大学運営規則

#### 別添資料4-1-④-A 入学試験に関するアンケート集計結果（抜粋）

#### 別添資料4-1-④-B 教育学研究科の進学説明会

#### 別添資料4-1-④-C 北海道教育大学と道都大学との教員養成の高度化に関する協力協定（1例）

#### 【分析結果とその根拠理由】

入試企画室において、入学試験に関するアンケートの実施結果について分析を行っていることや、問題作成時の総合点検により、アドミッション・ポリシーに沿った内容となっているかの点検・改善を行っている。

このことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断できる。

**観点4-2-①：** 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

#### 【観点に係る状況】

本学教育学部の入学定員は、教員養成課程 720 人〔平成 25 年度以前は 700 人〕、国際地域学科 285 人、芸術・

スポーツ文化学科 180 人，大学院教育学研究科の修士課程 135 人，専門職学位課程 45 人である。また，平成 26 年度から新たに設置した学科の改組前の課程については，人間地域科学課程 330 人，芸術課程 120 人，スポーツ教育課程 180 人である。

学部では，札幌校，旭川校，釧路校における教員養成課程の入学定員に対する実入学者の割合平均は過去 5 年間で 1.06 倍，函館校の国際地域学科（平成 25～26 年度の 1 年間）は 1.02 倍，岩見沢校の芸術・スポーツ文化学科（平成 25～26 年度の 2 年間）は 1.05 倍であり，入学定員を大幅に超える又は大幅に下回る状況にはなっていない。

大学院教育学研究科修士課程及び専門職学位課程では，入学定員に対する実入学者の割合平均が過去 5 年間でそれぞれ 0.70 倍，1.02 倍と入学定員を大幅に超える又は大幅に下回る状況にはなっていない。（資料 4-2-①-1）

資料 4-2-①-1 学部及び大学院の入学定員充足率

○ 学部の入学定員充足率

1. 教員養成課程

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	5 年平均
志願者数	2,989	3,164	2,426	2,656	2,646	2,776.2
合格者数	781	767	769	975	768	812
入学者数	758	754	757	764	750	756.6
入学定員	700	700	700	720	720	708
入学定員充足率	1.08	1.07	1.08	1.06	1.04	1.06

2. 国際地域学科（平成 25 年度までは人間地域科学課程）

	平成 26 年度	平成 27 年度	2 年平均
志願者数	1,097	1,303	1,414
合格者数	317	303	310
入学者数	293	287	290
入学定員	285	285	285
入学定員充足率	1.02	1.00	1.02

3. 芸術・スポーツ文化学科（平成 25 年度までは芸術文化課程及びスポーツ教育課程）

	平成 26 年度	平成 27 年度	2 年平均
志願者数	779	766	772.5
合格者数	193	196	194.5
入学者数	187	193	190
入学定員	180	180	180
入学定員充足率	1.03	1.07	1.05

○ 大学院の入学定員充足率

1. 修士課程

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	5 年平均
志願者数	150	157	135	125	134	140.2
合格者数	110	122	99	95	94	104
入学者数	100	110	93	85	88	95.2
入学定員	135	135	135	135	135	135
入学定員充足率	0.74	0.81	0.68	0.62	0.65	0.70

2. 専門職学位課程

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	5 年平均
志願者数	47	55	55	61	48	53.2
合格者数	46	51	48	51	44	48
入学者数	45	48	47	48	43	46.2
入学定員	45	45	45	45	45	45
入学定員充足率	1.00	1.06	1.04	1.06	0.95	1.02

**【分析結果とその根拠理由】**

入学定員に対する実入学者の割合は、教員養成課程では1.06倍（5年間平均）、国際地域学科（2年間平均）は1.02倍、芸術・スポーツ文化学科（2年間平均）は1.05倍、大学院教育学研究科修士課程（5年間平均）は0.70倍、専門職学位課程（5年間平均）は1.02倍となっており、入学定員を大幅に超える又は大幅に下回る状況にはなっていない。

このことから、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られていると判断する。

**（2）優れた点及び改善を要する点****【優れた点】**

- 入学試験問題の作成にあたり、問題点検委員を配し、出題ミスが無いよう厳正なチェック体制を整えている。
- アドミッション・ポリシーの周知と、大学院入学生を安定的に確保する観点から、マスメディアと連携し大学院進学説明会の各地での開催
- 教員を志望する学生を本学の大学院に呼び込むため、推薦特別選抜の導入に合わせて北海道内私立大学との協定を積極的に行っている。

**【改善を要する点】**

- 特になし。

## 基準5 教育内容及び方法

### (1) 観点ごとの分析

#### <学士課程>

観点5-1-①: 教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)が明確に定められているか。

#### 【観点到に係る状況】

教育課程の編成・実施方針は、学則第25条第2項の規定(資料5-1-①-1)に基づき、「北海道教育大学教育課程編成基準」で定めており、教員養成課程、国際地域学科、芸術・スポーツ文化学科の各専攻の教育上の目的を達成するために、授業科目を教養科目、学科共通科目、専門科目、研究発展科目及びキャリア開発科目のいずれかの区分により開設(資料5-1-①-2)し、体系的に編成し、実施している。

#### 資料5-1-①-1 北海道教育大学学則(抜粋)

(教育課程の編成方針及び基準)

第25条 教育課程は、教員養成課程、国際地域学科及び芸術・スポーツ文化学科の各専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

2 授業科目の種類、単位数及び履修方法に関する教育課程の編成基準は、別に定める。

出典：北海道教育大学学則

#### 資料5-1-①-2 北海道教育大学教育課程編成基準(抜粋)

(基本方針・教育課程の編成)

第2条 教育課程は、北海道教育大学における学位授与の方針を保証するため、教育研究評議会の審議を経て体系的に編成し、実施する。

2 教員養成課程の教育課程は、各専攻の教育上の目的を達成するために、教育研究評議会の審議を経て、授業科目を教養科目、専門科目、研究発展科目及び卒業研究のいずれかの区分により開設し、卒業に必要な単位数は、別表第1の1のとおり定めるものとする。

3 国際地域学科及び芸術・スポーツ文化学科の教育課程は、各専攻の教育上の目的を達成するために、教育研究評議会の審議を経て、授業科目を教養科目、学科共通科目、専門科目、研究発展科目、キャリア開発科目のいずれかの区分により開設し、卒業に必要な単位数は、別表第1の2のとおり定めるものとする。

4 教育課程は、教育研究評議会の審議を経て、第2項及び前項の授業科目について必修、選択及び自由選択に区分し、これらを各年次に配当して学則第9条第1項に規定する札幌校、旭川校、釧路校、函館校及び岩見沢校(以下「各校」という。)において編成するものとする。

5 第2項及び第3項により開設する授業科目には、教育研究評議会が必要と認める全学共通の科目を含むものとする。

出典：北海道教育大学教育課程編成基準

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学では、学則に基づき、教育課程の編成・実施方針を「北海道教育大学教育課程編成基準」として定めており、各専攻の教育上の目的を達成するために体系的に編成している。

このことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

観点5-1-②: 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。



### 【観点に係る状況】

学部の教育課程は、教養科目、専門科目、学科共通科目（芸術・スポーツ文化学科のみ）、研究発展科目、キャリア開発科目（国際地域学科のみ）、卒業研究（教員養成課程のみ）のいずれかの区分により開設される科目群から構成されている（資料5-1-②-1）。また、各科目区分及びその下位区分毎の目的は、教員養成課程については「北海道教育大学教育課程編成基準」に示されている。学科については、平成25年度に文部科学省に提出した学科の新設に係る設置計画書の中に明記されており、各科目区分の目的はこれに基づいている。

教員養成課程では、教養科目を「共通基礎科目」「基礎教養科目」「現代的教養科目」から構成し、それぞれの科目区分の目的を「北海道教育大学教育課程編成基準」に示している。専門科目は、「教員養成コア科目」と「専攻科目」の二つに区分されている。「教員養成コア科目」に含まれる科目の多くは、「教育職員免許法施行規則」に規定されており、必修科目に指定されている。また、これら科目の内容も「教育職員免許法施行規則」に規定されていることから、科目名称及びその内容についてもキャンパス間で統一が図られている。「専攻科目」は、各専攻において得意分野形成に係る科目群であり、その多くは選択科目とされている。この科目群に加え、各専攻の専門性をさらに強化し、教師としての教育実践上の視野を広げることを目的とする「研究発展科目」（主に選択科目）が設定されている。「専攻科目」と、「研究発展科目」の科目群を活用して自主的な学習プログラムを構築することで、それぞれの学生が教員としての得意分野形成と教育実践上の視野を広げられるような教育課程の編成がなされている。

国際地域学科では、教養科目を「共通基礎科目」「基礎教養科目」「現代地域教養科目」から構成し、初年次教育としての基礎的な内容、古典教養を含むオーソドックスな学問体系の入門的な理解及び現代の世界が直面している様々な課題や国際的・グローバルな視点から地域社会の課題の解決に対する複眼的・総合的な理解を目的としている。専門科目では、教育学的視点とコミュニケーション能力及び地域学の基本的知識を修得し、それらを生かして地域課題に主体的に取り組む姿勢を身につける「学科共通科目」を配置するほか、専攻ごとの「専攻共通科目（地域協働専攻のみ）」「重点科目（地域教育専攻のみ）」「専攻科目」「卒業研究」から構成している。研究発展科目及びキャリア開発科目では、学生の自主的な学習の促進や種々の学びと進路との関連を理解させることを教育上のねらいとしている。

芸術・スポーツ文化学科では、教養科目を「共通基礎科目」「基礎教養科目」「現代的教養科目」から構成し、大学で学ぶ者としての基本的な資質、芸術やスポーツの専門性を探究していくうえで必須となる人文、社会、自然科学領域の知識及び地域社会で活躍できるようになるための実践的な知識を身につけることを目的としている。学科共通科目では、芸術・スポーツが有する文化価値に目を向け、理解を深め、その多様性に触れるために設定された本学科の「コア」科目群として「文化基礎科目」「文化共通科目」「ビジネス科目」「地域実践プロジェクト科目」から構成している。専門科目では、専攻の特色を生かした専攻専門科目と卒業研究を置き、それぞれの専攻のディプロマ・ポリシーに適合した専門教育が十分に行えるよう理論科目、演習科目、実技・実習科目を効果的に配置している。また、研究発展科目についても、教員養成課程や国際地域学科と同様、学生の自主的な学習によって、得意分野の形成と広い視野の涵養をその目的としている。

本学における学位は、教員養成課程では「学士（教育学）」、国際地域学科では「学士（地域学）」「学士（教育学）」、芸術・スポーツ文化学科では「学士（芸術・スポーツビジネス）」「学士（音楽文化）」「学士（美術文化）」「学士（スポーツ文化）」であり、各課程・学科において体系的に編成された教育課程に基づく所定の卒業要件を満たすことにより授与している。

資料5-1-②-1 科目開設区分																														
○課程の卒業に必要な単位数																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目区分</th> <th>課程</th> <th>教員養成課程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教養科目</td> <td></td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>専門科目</td> <td></td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>研究発展科目</td> <td></td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>卒業研究</td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>卒業に必要な単位数</td> <td></td> <td>134</td> </tr> </tbody> </table>	科目区分	課程	教員養成課程	教養科目		30	専門科目		92	研究発展科目		8	卒業研究		4	卒業に必要な単位数		134	○学科の卒業に必要な単位数											
科目区分	課程	教員養成課程																												
教養科目		30																												
専門科目		92																												
研究発展科目		8																												
卒業研究		4																												
卒業に必要な単位数		134																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目区分</th> <th>学科</th> <th>国際地域学科</th> <th>芸術・スポーツ文化学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教養科目</td> <td></td> <td>30</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>学科共通科目</td> <td></td> <td></td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>専門科目</td> <td></td> <td>80</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>研究発展科目</td> <td></td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>キャリア開発科目</td> <td></td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>卒業に必要な単位数</td> <td></td> <td>124</td> <td>124</td> </tr> </tbody> </table>	科目区分	学科	国際地域学科	芸術・スポーツ文化学科	教養科目		30	24	学科共通科目			30	専門科目		80	62	研究発展科目		8	8	キャリア開発科目		6		卒業に必要な単位数		124	124		
科目区分	学科	国際地域学科	芸術・スポーツ文化学科																											
教養科目		30	24																											
学科共通科目			30																											
専門科目		80	62																											
研究発展科目		8	8																											
キャリア開発科目		6																												
卒業に必要な単位数		124	124																											
別表第1の1 (第2条関係)	別表第1の2 (第2条関係)																													
出典：北海道教育大学教育課程編成基準																														

【分析結果とその根拠理由】

本学では、「北海道教育大学教育課程編成基準」に基づき、教員養成課程、国際地域学科、芸術・スポーツ文化学科における各専攻の教育上の目的を達成するため、教養教育に相当する科目から専門領域に関する科目へと体系的な教育課程を編成している。また、各科目区分の目的を示すことによって各授業科目の内容・水準を担保するよう配慮されている。

このことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程を体系的に編成しており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

観点5-1-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点到に係る状況】

学生の多様なニーズへの配慮としては、学生の自主的学修プログラムに基づき、所属校の全科目を研究発展科目として履修することができるほか、学生に多様な授業科目の履修機会を与えるため各校が教育上有益と認めた場合は、60単位まで他の校等で開設する授業科目を履修することができることとしている。また、国内の16大学等との単位互換協定締結による単位認定や入学前の既修得単位の認定により、学生の多様なニーズに応じた単位認定に基づく履修が可能となっている（資料5-1-③-1）。

教員養成課程においては、卒業要件単位を修得することで教育職員免許状（主免）の取得が可能となっているが、教育委員会からは複数免許取得の要望もあり、履修カリキュラムを通して教育職員免許状（副免）の取得が可能となるカリキュラム編成を行っているほか、資格科目を開講し、学校図書館司書教諭、社会教育主事、学芸員等の資格の取得が可能となるカリキュラムを編成している（資料5-1-③-2）。

国立大学改革強化推進補助金により、「グローバル教員養成プログラム（平成27年度開講）」を教員養成課程の札幌校、旭川校、釧路校に開講し、高い英語力と豊かな国際感覚を有し、社会のグローバル化について深く理解し、それに対応した教育活動の先導的役割を担うことができる教員を養成している。このプログラムでは、通常教育課程で学びながら、プログラムで指定された科目を受講するとともに、原則1学期以上の留学をすること

で、プログラム修了認定を行うこととしている（資料5-1-③-3）。

平成26年度には、教員養成課程と一体的な大学全体の機能強化を図り、現代社会の多様なニーズに応える人材養成を行うため、新たな教育課程を編成し、国際地域学科及び芸術・スポーツ文化学科を設置した。

#### 資料5-1-③-1 他校履修等に係る規定

##### 北海道教育大学学則（抜粋）

（他の課程又は学科における授業科目の履修等）

第33条 本学が教育上有益と認めるときは、学生に他の課程又は学科の授業科目を履修させることができる。

2 前項に規定する授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第34条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

（中略）

（入学前の既修得単位の認定）

第37条 本学に入学を許可された者のうち、本学又は他の大学若しくは短期大学を卒業又は中途退学したものについては、本学が教育上有益と認めるときは、当該者が本学又は他の大学若しくは短期大学において修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

（中略）

5 前各項により与えることができる単位数は、編入学及び転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

出典：北海道教育大学学則

##### 北海道教育大学の他の課程又は学科における授業科目の履修に関する要項（抜粋）

（履修科目の範囲等）

第2 履修できる授業科目は、原則として他の課程又は学科で開設するすべての授業科目とし、各校はシラバス及び開設科目を他の課程又は学科の学生が履修登録できる期間内に閲覧できるよう各校に通知するものとする。

2 双方向遠隔授業（以下「遠隔授業」という。）による授業科目及び受入人数は、前年度までに定め、当該科目のシラバス及び授業科目を各校に通知するものとする。

3 前項による授業科目等、遠隔授業の実施に当たって必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（履修単位数）

第3 履修できる単位数は、60単位までとする。

（受入手続）

第4 各校は、他の課程又は学科の授業科目を履修させる場合は、授業科目ごとに履修希望者を取りまとめ、所定の期日までに当該校へ申請するものとする。ただし、1年次学生の履修は後期以降に取り扱うものとする。

2 前項の申請を受理した当該校は、原則として受け入れるものとし、教育上所要の制限を行う場合は、依頼校へ理由を付して受入不許可の通知を行うものとする。

出典：北海道教育大学の他の課程又は学科における授業科目の履修に関する要項

#### 資料5-1-③-2 教員養成課程（札幌校）における取得可能資格一覧

<https://www.hokkyodai.ac.jp/faculty/intro/organization-license.html>

#### 資料5-1-③-3 グローバル教員養成プログラムパンフレット

<http://www.hokkyodai.ac.jp/hue-geiprogram/>

#### 【分析結果とその根拠理由】

学生の多様なニーズへの配慮として、自主的学修プログラムに基づく所属校全科目の履修制度、他校履修制度、単位互換等を実施している。その他、教育職員免許以外にも、学校図書館司書教諭、社会教育主事、学芸員等の

取得のための授業を開設している。また、「グローバル教員養成プログラム」を実施し、高い語学力と豊かな国際感覚を有する教員を養成している。さらに、本学では、地域の要望を踏まえつつ、これまでの函館校、岩見沢校の「新課程」を「学科」に改組して、教員養成課程と一体的な大学全体の機能強化を図っている。

このことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

**観点5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。**

**【観点到に係る状況】**

教養科目では、講義を基本としつつ、目的に応じて、外国語・外国語コミュニケーション科目は演習、体育科目は実技からなっている。

専門科目には、課程・学科の教育目的に応じて、講義、演習、実験、実習、実技を学年進行に合わせて配置している（資料5-2-①-1）。

教員養成課程では、実践的な指導力の育成をめざし、教育の理論と実践とをつなぐ教育実践フィールド科目をコアとして、その周辺に教科内容研究科目・専攻科目・実践教育科目等を配置する「教員養成コア・カリキュラム」を形成している。また、演習科目を重点的に配置し、受講者20人以下の少人数授業の実施実績が68.6%となっている。特に、教職実践演習では、「教員養成チェックリスト」を踏まえた電子ポートフォリオによる履修履歴に対して、教員が指導を行うことにより、不足している知識や技能等を補っている（資料5-2-①-2）（資料5-2-①-3）。

国際地域学科では、地域性（現場性）、国際性（俯瞰性）、教育マインド、コミュニケーション力をすべての学生に共通に身につけさせるため、それぞれの授業目的に応じた講義、演習、実習科目を配置している。地域に関する基礎的な知識を身につけさせる現代地域教養科目を配置し、地域学入門科目には、地域学の基礎について学ぶ「地域学入門」や、学生と地域との協働で地域課題解決のためのプロジェクト成果を大学と地域に対して公表する「地域プロジェクト」を配置している。

芸術・スポーツ文化学科では、芸術・スポーツビジネス専攻において、芸術・スポーツ文化を生かすことのできる基礎知識や実践能力を養成するため、専攻専門科目には芸術やスポーツに関する経済学・経営学科目や組織運営のための演習・実習科目を配置している。音楽文化専攻、美術文化専攻、スポーツ文化専攻では、芸術やスポーツに関する文化性を専門的に学ぶため、それぞれの領域に応じた理論科目や演習・実技科目を配置している。

		開設 科目数	講義	演習	実験	実技	講義・ 演習	講義・ 実験	講義・ 実験	講義・ 実習	講義・ 実技
教員養成課程	教養 科目	275	46	140	0	0	36	51	1	1	0
	専門 科目	2,134	563	651	86	121	29	488	14	128	54
国際地域学科	教養 科目	224	37	135	0	0	0	52	0	0	0
	専門 科目	65	37	7	0	0	1	19	0	1	0
芸術・スポーツ 文化学科	教養 科目	39	7	24	0	0	2	6	0	0	0

	専門 科目	174	47	9	0	3	35	2	0	6	42
--	----------	-----	----	---	---	---	----	---	---	---	----

注1 「教員養成課程」は札幌校、旭川校、釧路校の3校の合計科目数である。  
 注2 「開設科目数」は実際に学生が履修した科目数である。  
 注3 「講義・演習」等に集計した科目は、講義の中に一部演習等を含む科目を示す。

出典：教務課資料

**資料5-2-①-2 教職実践演習の授業方法**

3. 授業方法

- ・演習を中心とすること。
- ・受講者数は、演習科目として適正な規模（授業内容、方法等にもよるが、おおむね20名程度）とし、演習の効果が最大限に発揮されるよう配慮すること。受講者数が増える場合には、大学の実情に応じて、ティーチングアシスタント（TA）等を活用するなど、授業形態の工夫を図る。
- ・教職に関する科目の担当教員と教科に関する科目の担当教員が複数人で協力して行うこととする。
- ・学生のこれまでの教職課程の履修履歴を電子ポートフォリオ等により把握し、それを踏まえた指導を行うことにより、不足している知識や技能等を補うものとする。
- ・学生に自己の課題を自覚させ、主体的にその解決に取り組むことを促すため、本科目の履修に当たっては、「役割演技（ロールプレイング）：ある特定の教育テーマ（例えば、いじめ、不登校等）に関する場面設定を行い、各学生に様々な役割（例えば、生徒役、教員役、保護者役等）を割り当てて、指導教員による実技指導も入れながら、演技を行わせる。」「事例研究：ある特定の教育テーマに関する実践事例について、学生同士でのグループ討議や意見交換、研究発表などを行わせる。」及び「現地調査（フィールドワーク）：ある特定の教育テーマに関する実践事例について、学生が学校現場等に出向き、実地で調査活動や情報の収集を行う。」、指導案の作成等の成果を省察する観点から、単に映像記録等を残したり、感想文を書かせるだけでなく、例えば学生に実践記録を作成させる等の工夫をする。
- ・学校現場の視点を取り入れる観点から、必要に応じて、現職の教員又は教員勤務経験者を講師とした授業を含める。
- ・連携先となる教育委員会及び学校を確保することや授業計画の立案に当たって、当該教育委員会又は学校の意見を聞くことが望ましい。

出典：平成25年度教職実践演習実施要項

**資料5-2-①-3 授業の履修状況**

(平成26年度)	
全開設科目数	5,469 科目
履修生総数	107,284 人
1科目平均	19.6 人
履修生20人以下の授業	3,751 科目 ( 68.6%)
履修生21人～99人の授業	1,581 科目 ( 28.9%)
履修生100人以上の授業	137 科目 ( 2.5%)

出典：教務課資料

**【分析結果とその根拠理由】**

授業形態について、各課程・学科の教育目標に沿って、実践・体験を重視しつつ教育内容に応じた講義、演習、実験、実習、実技を学年進行に合わせて配置している。また、少人数授業、学生参加型授業、学校現場と連携した実践的授業等によって学習指導法の工夫を行っている。

このことから、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

**観点5-2-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。**

【観点に係る状況】

各科目の授業は、各校における行事等を踏まえた全学の年間暦に共通のルールを設けたうえで、各年度を前後期に分け、それぞれに15回を確保し、祝日等の理由で確保できない曜日については曜日振り替え授業日を設けて授業回数を確保している。また、1年間の授業を行う期間が、定期試験の期間を含め、前期18週、後期19週と年間で37週を確保している（資料5-2-②-1）。

授業科目の履修に当たっては、グレード・ポイント・アベレージ（GPA）制度に基づく履修登録単位数の上限設定（CAP制）を導入している。GPA制度は、学生の成績評価をより明確にすることにより、授業に対する学生の意識を高め、学期ごとに学生の学修及び学修指導に役立てることを目的としている（資料5-2-②-2）。また、CAP制は、学修すべき授業科目の精選及び十分な学修時間の確保により、授業内容を深く真に身につけることを目的とし、学生が履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、各年次にわたって適切に授業科目を履修させている。なお、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生は、単位数の上限を超えて履修登録を認め、成績の状況が十分でない学生については、履修登録の単位数の上限を制限している（資料5-2-②-3）。

教育支援機能及び単位制度の実質化の更なる充実を目的として、平成23年度から大学教育情報システムに出欠管理機能を追加し、全授業の出欠情報を確認することができる。学生は入室する際に各教室に設置している出席確認用ICカードリーダーに学生証（ICカード）をかざすことで出席登録が完了する。このシステムにより各学生の出欠状況をリアルタイムに把握するほか、病気による欠席学生、不登校学生への早期の修学指導や大学における災害発生時の危機管理への対応も可能としている。

平成24年度に実施した学生生活実態調査における調査結果では、「あなたは、授業時間以外に、予習・復習、課題などに1日どのくらいの時間を使っていますか。」の設問に対して、3時間以上が3%、2～3時間が4%、1～2時間が16%、30分～1時間が28%、30分未満が29%、全くしていないが20%となっており、学生の自主的な学習時間が少ない。このため、学生の自学習を促す観点から、シラバスに予習・復習の内容や方法などを記載するよう、「シラバス作成の手引き簡易版」（別添資料5-2-②-A）を通じて教員に徹底するとともに、単位制度について学生に周知している。

資料5-2-②-1 単位制度に関する学生への周知

①授業の方法

授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行います。

②単位の計算方法

1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業科目の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算します。

授業の方法	授業時間数	授業時間外の学修時間 (予習・復習等)	計
講義、演習	15時間の授業をもって1単位とする。	30時間	45時間
	ただし、演習については、30時間の授業をもって1単位とするものがある。	15時間	45時間
実験、実習、実技	30時間の授業をもって1単位とする。	15時間	45時間
	ただし、授業の内容によっては、45時間の授業をもって1単位とするものがある。	0時間	45時間

上記にかかわらず、卒業研究等、学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、必要な学修等を考慮して単位の計算を行うものがある。

出典：平成27年度 学生便覧 北海道教育大学札幌校 P. 5

資料5-2-②-2 北海道教育大学の成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに学修指導等に関する取扱要項（抜粋）

第5 学生に授業科目を履修させるに当たっては、グレード・ポイント・アベレージ（成績平均値をいう。以下「GPA」という。）制度に基づく履修登録単位数の上限設定（以下「CAP制」という。）により行うものとする。

2 GPA制度は、学生の成績評価をより明確にすることにより、授業に対する学生の意識を高めるとともに、学期ごとの学修指導に役立てることを目的とするもので、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表第1の評価に基づき、別表第3のとおりグレード・ポイント（以下「GP」という。）を付す。
- (2) GPAの算出方法は、履修した授業科目の単位数にGPを乗じ、その合計を履修単位数の合計で除して算出するものとし、次の計算式による。

$$GPA = \Sigma (\text{履修した科目の単位数} \times GP) / \Sigma (\text{履修単位数})$$

- (3) GPAの対象科目は、当該学期において履修登録（再試験登録を含む。）したすべての科目（他の大学等において履修した科目を含む。）とする。ただし、次に掲げる科目は、当該学期のGPAの対象科目から除くものとする。

ア 履修登録変更期間（履修登録期限から1週間以内をいう。以下同じ。）を経過した後、4週間以内（以下「履修取消期間」という。）に学生から履修取消申請書（履修取消期間内用）（別記様式第1号）により申請があった科目

イ 履修取消期間を経過した後（集中講義科目及び再試験登録科目にあつては登録した後）、休学、病気欠席等のやむを得ない事由で学生から履修取消申請書（やむを得ない事由用）（別記様式第2号）により申請があった科目で、各校の学修指導に関する委員会の審査を経て、キャンパス長が許可した科目

ウ 授業期間外に行われる実習、集中講義、不定期講義及び補講等により、成績提出期限までに成績の評価をすることができない科目

- (4) 前号ただし書きによりGPAの対象科目から除かれた科目は、同号ア及びイの申請書の写しにより、学務担当グループが当該授業科目の担当教員へ通知するものとする。

（中略）

別表第3（第5条関係）

成績評価	グレード・ポイント
A	4
B	3
C	2
D	1
F	0
F*	0

出典：北海道教育大学の成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに学修指導等に関する取扱要項

#### 資料5-2-②-3 CAP制度の概要

- (1) 各学期の履修登録単位数の上限を28単位とする。

ただし、当該学期の直前の学期のGPAに基づき、次のとおり単位数の上限を変更して取り扱う。

- ① 直前の学期のGPAが3.0以上の者 32単位
- ② 直前の学期のGPAが2.5以上3.0未満の者 30単位
- ③ 直前の学期のGPAが1.5以上2.5未満の者 28単位
- ④ 直前の学期のGPAが1.5未満の者 26単位

- (2) 休学や病気欠席等のやむを得ない事由により、その学期のすべての授業科目を履修できなかった者の履修登録単位数の上限は上記(1)④にかかわらず、28単位とする。

- (3) 次に掲げる科目は、CAP制に含まないものとする。

- ① 学校図書館司書教諭、社会教育主事、学芸員、社会福祉士等の資格取得の科目として指定する授業科目（教員免許取得の科目及び同一の授業科目で資格取得と教員免許取得の両方に係る授業科目は、CAP制を含む。）
- ② 教員養成課程における教育実践フィールド科目のうち教育実習科目及び教育フィールド研究科目（人間地域科学課程、芸術課程、スポーツ教育課程においては、これらに相当する科目を含む。）
- ③ 卒業研究（論文、制作、演奏等）
- ④ 集中講義による授業科目
- ⑤ 再試験登録科目

出典：平成27年度 学生便覧 北海道教育大学旭川校 P.16

#### 別添資料5-2-②-A シラバス作成の手引き簡易版

##### 【分析結果とその根拠理由】

各科目の授業は、それぞれに15回を確保し、1年間の授業を行う期間は、定期試験の期間を含め、前期18週、後期19週と年間で37週を確保している。また、グレード・ポイント・アベレージ（GPA）制度に基づく履修登録

単位数の上限設定（CAP制）を導入し、学生が履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、各年次にわたって適切に授業科目を履修させている。

教育支援機能及び単位制度の実質化の更なる充実を目的として、出欠管理システムを導入し、全授業の出欠情報を確認することができる。

このことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

### 観点5-2-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

#### 【観点到係る状況】

本学では、大学教育情報システムの機能を活用した電子シラバスを作成しており、そのシラバスの内容は、「授業の目標」「授業計画」「成績評価」を中心に、科目番号、授業科目名、単位数、開講期、曜日・時限、授業形態、担当教員、授業内容、授業の位置づけ、到達目標、教職チェックリスト、テキスト、参考文献、オフィス・アワー、備考欄の項目から構成されている（資料5-2-③-1）。シラバスは本学ウェブサイトで公開しており、学内外で閲覧することができる。

教員のシラバス作成に当たっては、大学教育開発センター及び教育改革室で策定した「シラバス作成の手引き」（別添資料5-2-③-A）を各教員に向けて配布している。手引きには、シラバスをめぐる状況や高等教育の国際的・全国的な動向から見たシラバスの今日的な位置づけ等を示しているなど、全体像が見渡せる構成となっており、各項目の具体的な記入方法についても詳細に記載されている。作成された全シラバスは、各校のカリキュラム委員が点検を行い、記載上の不備を指摘するとともに、適正な内容に書き改めるよう勧告する体制を整えている。また、シラバス改善のための方策として、「シラバス作成の手引き簡易版」（別添資料5-2-②-A）を作成している。シラバスは、学生との契約書的な性格があり、「到達目標」及び「成績評価」の変更により学生が不利益を被らないようにするために授業開始後はなるべく変更しないことや「授業計画」の中で予習・復習の内容や方法などを詳細に記載することを求めている。

シラバスの活用については、シラバスの閲覧と履修登録は、共に大学教育情報システムを利用していることから、学生はシラバスを確認しながら履修登録を行うことが可能となっている。



## 資料5-2-③-1 シラバス例

科目番号	授業科目	英語科目名	単位
31685	木材加工学	Wood Processing Technology	1.0
開講期	曜日・時限	授業形態	担当教員
2015年度前期	月曜2限	講義	■■■■
授業内容	中学校技術・家庭科技術分野「A材料と加工に関する技術」の指導で特に中心となる木材およびその加工法についての基本的な能力を養うことを目的とし、木材、木工具および木材加工機械について学び、その利用に係る実践的能力を養うことを目的とする。講義では、材料としての木材にはじまり、木材加工の四大工程、さらに実際に授業を行う上での指導法についても触れるとともに木材加工機械と安全について具体的に学ぶ。		
授業の位置づけ			
授業の目標	中学校技術・家庭科技術分野「A技術とものづくり」の指導で特に中心となる木材およびその加工法についての基本的知識を養う。		
到達目標	材料としての木材、四大工程および木材加工機械について基本的知識を理解すること。		
授業計画	<p>第1回 木材の構造 外観的構造と顕微鏡的構造</p> <p>第2回 木材の乾燥 木材と水分の関係、乾燥機構</p> <p>第3回 木材物理</p> <p>第4回 木材切削（1） 鋸歯の構成、鋸歯の切削など</p> <p>第5回 木材切削（2） 刃物の切削</p> <p>第6回 木材切削（3） 平削り加工</p> <p>第7回 木材接着</p> <p>第8回 木材塗装</p> <p>第9回 木材加工機械概説と各論（1） のこ機械</p> <p>第10回 各論（2） かなな機械</p> <p>第11回 各論（3） 成形削り機械</p> <p>第12回 木材加工機械と安全</p> <p>第13回 木工工作法（1）</p> <p>第14回 木工工作法（2）</p> <p>第15回 まとめ</p> <p>&lt;授業外学習&gt; 中学校技術・家庭科技術分野教科書の関係部分を毎回読んでくること。 毎回、リフレクションカードの提出を求める。</p>		
成績評価	<p>授業への参加 30%</p> <p>期末テスト 70%（100点満点のうち50点以上が単位取得の条件）</p> <p>なお、原則として4日以上欠席した者は、不可とする。</p>		
教職チェックリスト	<p>学習指導力 それぞれの専攻・分野における講義・演習などを通して、専門領域（科目）で求められる基礎的あるいは専門的な知識や技能を学年の進行に伴ってより深く理解し、習得する。</p> <p>・専門領域（科目）で求められる論理的な思考力や表現力を身につけるとともに、専門領域（科目）の様々な事象に対する関心や意欲を育む。</p> <p>・追求すべき問題を見つけ、必要な資料や文献を収集・分析・活用しながら、問題を解決していくための基本的な技能を習得する。</p> <p>・資料・文献を分析し、得られた知識や情報、それに対する自分なりの見解を適切にまとめ、発表する。</p>		
テキスト	「木材の性質と加工」山下晃功ほか 開隆堂出版		
参考文献	なし		
オフィス・アワー	授業の最初の時間に指示する		
備考（履修条件・履修上の注意等）			

出典：大学教育情報システム

別添資料 5-2-③-A シラバス作成の手引き

**【分析結果とその根拠理由】**

教員のシラバス作成に当たっては、各項目の具体的記入方法について詳細に記載されている「シラバス作成の手引き」をもとに、大学教育情報システムの機能を活用した電子シラバスにより作成している。

作成されたシラバスは、各校のカリキュラム委員が点検を行い、記載上の不備を指摘すると共に、適正な内容に書き改めるよう勧告する体制を整えている。

シラバスの活用については、シラバスの閲覧と履修登録は、共に教育情報システムを利用していることから、学生はシラバスを確認しながら履修登録を行うことが可能となっている。

このことから、適切なシラバスを作成し、活用されていると判断する。

**観点 5-2-④： 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。**

**【観点到る状況】**

本学における勉学に強い意欲を持たせること、基礎的学力の充足を図り、入学後の学力面での不安を取り除くこと、勉学の習慣を入学まで維持させることを目的として、大学入試センター試験を課していない推薦入試合格者を対象とした入学前教育を行っている（資料 5-2-④-1）。入学前教育の対象教科は、国語、数学、英語、理科（物理・化学・生物・地学）、社会（地理・歴史・公民）としており、本学学生に必要とされる基礎的な内容及び高校の授業に負担をかけない程度の課題を課している。提出された課題の添削結果については、本人に返却するとともにそのコピーを当該学生の学生指導教員に配付し、基礎学力不足を含む入学後の学生指導等に活用している。

また、教員（非常勤講師を含む。）が各研究室等において、学生からの履修相談や授業に関する質問等に応じるため、学生が気軽に訪問できるオフィス・アワーの時間帯を設定し、基礎学力不足を含む履修相談などの指導・助言を行っている（資料 5-2-④-2）。

**資料 5-2-④-1 入学前教育実施要項**

平成 27 年度推薦入試・自己推薦入試合格者入学前教育実施要項

(1) 目的

- ① 本学との結びつきのなかで、本学における勉学に強い意欲を持たせる。
- ② 基礎的学力の充足を図り、入学後の学力面での不安を取り除く。
- ③ 勉学の習慣を入学まで維持させる。

**【業務】**

- ① 問題作成の依頼・添削の依頼
- ② 問題作成者より提出された課題内容の点検
- ③ 問題の印刷・送付に係る印刷業者への依頼
- ④ 問題・添削に関する問い合わせの対応
- ⑤ 入学前教育アンケートの実施（アンケート項目の点検及びアンケート結果の検証を含む）
- ⑥ アカデミックアドバイザーへ添削内容の送付
- ⑦ 教育研究委員会への報告

(2) 対象となる学生

- ・ 平成 27 年度推薦入試合格者及び自己推薦入試合格者を対象

(3) 実施内容

- ・ 入学前教育の対象教科は国語、数学、英語、理科（物理・化学・生物・地学）、社会（地理・歴史・公民）とする。
- ・ 教員養成課程の合格者は、国語、数学、英語、理科（物理・化学・生物・地学）、社会（地理・歴史・公民）を必須教科とする。
- ・ 国際地域学科、芸術・スポーツ文化学科の合格者は、国語、数学、英語、理科（物理・化学・生物・地学）、社会（地理・

歴史・公民)の中から、その合格者が所属するキャンパスが指定する教科数を選択する。

(4) 実施期間

大学入試センター試験(1月18日)終了後から2月20日(予定)

(5) 課題の作成について

- ・ 入学前教育の問題作成・添削は、原則、本学同窓会に委託する。
- ・ 本学学生に必要とされる基礎的内容とする。
- ・ 高校の授業に負担をかけない程度の課題とする。(1科目5時間程度を目安とする)
- ・ 在宅でできるものとする。

(6) 添削結果の活用

- ・ 添削結果については、コピーを行い、合格者の指導教員(アカデミック・アドバイザー)に送付する。

(7) その他

- ・ 実施課題は1回とする。
- ・ 問題作成と添削は、原則、同一の者で行うこととする。
- ・ 課題提出者数の把握を行う。
- ・ 入学前教育の実施業務を補助する者として、TA、大学院生等を置くことができる。
- ・ 課題等の発送については、配達記録が残る方法で取扱う。

出典：平成27年度推薦入試・自己推薦入試合格者入学前教育実施要項

資料5-2-④-2 オフィス・アワー実施要項(抜粋)

(目的)

第1 オフィス・アワーとは、教員(非常勤講師を含む。)が各研究室等において、学生から履修相談や授業に関する質問等に応ずるため、教員があらかじめ設定した時間帯であり、学生が、気軽に研究室等を訪問してオフィス・アワーを積極的に活用することで、履修上の問題解決に役立てることを目的とする。

(実施者)

第2 授業科目を開講しているすべての教員が実施するものとする。

出典：北海道教育大学オフィス・アワー実施要項

【分析結果とその根拠理由】

基礎的学力の充足を図り、入学後の学力面での不安を取り除くこと等を目的として、推薦入試合格者を対象として入学前教育を行っており、課題の添削結果を当該学生の学生指導教員に配付し、基礎学力不足を含む入学後の学生指導等に活用している。また、学生が気軽に訪問できるオフィス・アワーを設定し、基礎学力不足を含む履修相談などの指導・助言を行っている。

このことから、基礎学力不足の学生への対応を組織的に行っていると判断する。

観点5-2-⑤： 夜間において授業を実施している課程(夜間学部や昼夜開講制(夜間主コース))を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当しない。

観点5-2-⑥： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業、面接授業(スクーリングを含む)。若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当しない。

観点5-3-①： 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

学部では、教員養成課程、国際地域学科及び芸術・スポーツ文化学科の各専攻における学位の質を保証するためのディプロマ・ポリシーを定め、本学が学士の学位を授与するにあたって、学生に身につけさせるべき資質・能力についての方針を明示している（資料5-3-①-1）。

教員養成課程では、「1. 教員としての豊かな人間性、幅広い教養、知性、コミュニケーション能力を身につけている。」「2. 教職における使命感、責任感を身につけ、教育的愛情をもって子どもを理解しようとする。」「3. 教育に関する専門的知識及び技能を身につけている。」「4. 現代の学校教育現場の多様な課題を理解し、適切な対応を考えることができる。」「5. 学校と地域社会との関わりを理解し、社会性や対人関係能力を養い、地域の中で活動する態度を身につけている。」「6. 教育に関する理論及び方法を活かし、教育実践を展開する基礎を身につけている。」とし、その他の学科においても専攻ごとに同様に定めている。

資料5-3-①-1 北海道教育大学教育学部のディプロマ・ポリシー

北海道教育大学教育学部のディプロマ・ポリシー

○教員養成課程

1. 教員としての豊かな人間性、幅広い教養、知性、コミュニケーション能力を身につけている。
2. 教職における使命感、責任感を身につけ、教育的愛情をもって子どもを理解しようとする。
3. 教育に関する専門的知識及び技能を身につけている。
4. 現代の学校教育現場の多様な課題を理解し、適切な対応を考えることができる。
5. 学校と地域社会との関わりを理解し、社会性や対人関係能力を養い、地域の中で活動する態度を身につけている。
6. 教育に関する理論及び方法を活かし、教育実践を展開する基礎を身につけている。

○国際地域学科 地域協働専攻

1. 幅広く深い教養と豊かな人間性を身につけている。
2. 教育学の視点と地域学の基本的知識を身につけている。
3. 地域学を支える諸科学の専門知識を身につけている。
4. グローバル化した現代社会の地域学的問題を俯瞰的に捉え、国際的視野を持って考える態度を身につけている。
5. 地域の活性化・再生に、主体的に行動し取り組む姿勢を身につけている。
6. 地域社会の課題を調査・研究し、その成果を国際的視野を持って他者に伝えるコミュニケーションの能力と方法を身につけている。

○国際地域学科 地域教育専攻

1. 幅広く深い教養と豊かな人間性を身につけている。
2. 地域学の視点及び教育学の基本的知識、教職における使命感、責任感を身につけている。
3. 初等教育と特別支援教育に関する専門的知識と技能を身につけている。
4. グローバル化した現代社会における子どもの教育問題を俯瞰的に捉え、国際的視野を持って考える態度を身につけている。
5. 地域の教育課題を理解し、学校教育を通して課題解決に取り組む主体的姿勢を身につけている。
6. 地域の教育課題を調査・研究し、その成果を国際的視野を持って他者に伝えるコミュニケーションの能力と方法を身につけている。

○芸術・スポーツ文化学科 芸術・スポーツビジネス専攻

1. 豊かな人間性と感性、幅広い知性と教養、それらを社会に活かすコミュニケーション能力を身につけている。
2. 諸芸術、スポーツをはじめとする人間文化、及び芸術・スポーツ文化の社会における役割について、基本的な知識や技能、広い見識、行動で示す実践精神を身につけている。
3. 芸術・スポーツビジネスの観点から、使命感を持って地域社会に貢献する態度を身につけている。
4. 芸術・スポーツビジネスに関する自らの課題・問題意識を明確にして研究に取り組むことができる。
5. 芸術・スポーツビジネスの専門知識、高い技能、研究能力や社会への発信力を身につけている。

○芸術・スポーツ文化学科 音楽文化専攻

1. 豊かな人間性と感性、幅広い知性と教養、それらを社会に活かすコミュニケーション能力を身につけている。
2. 諸芸術、スポーツをはじめとする人間文化、及び芸術・スポーツ文化の社会における役割について、基本的な知識や技能、広い見識、行動で示す実践精神を身につけている。
3. 音楽芸術や音楽活動が現代社会で広く果たす機能について理解し、自らの専門性を地域社会や問題解決に還元、貢献する態度や実践能力を身につけている。

4. 音楽表現や研究領域において、自らの課題や問題意識を明確にし、自律的に制作や表現、研究に取り組むことができる。
5. 音楽の専門知識、高い技能や表現力、研究能力や社会への発信力を身につけている。

## ○芸術・スポーツ文化学科 美術文化専攻

1. 豊かな人間性と感性、幅広い知性と教養、それらを社会に活かすコミュニケーション能力を身につけている。
2. 諸芸術、スポーツをはじめとする人間文化、及び芸術・スポーツ文化の社会における役割について、基本的な知識や技能、広い見識、行動で示す実践精神を身につけている。
3. 美術や美術活動が現代社会で広く果たす機能について理解し、自らの専門性を地域社会や問題解決に還元、貢献する態度や実践能力を身につけている。
4. 美術表現や研究領域において、自らの課題や問題意識を明確にし、自律的に制作や表現、研究に取り組むことができる。
5. 美術の専門知識、高い技能や表現力、研究能力や社会への発信力を身につけている。

## ○芸術・スポーツ文化学科 スポーツ文化専攻

1. 豊かな人間性と感性、幅広い知性と教養、それらを社会に活かすコミュニケーション能力を身につけている。
2. 諸芸術、スポーツをはじめとする人間文化、及び芸術・スポーツ文化の社会における役割について、基本的な知識や技能、広い見識、行動で示す実践精神を身につけている。
3. スポーツ指導、またはスポーツ振興の観点から使命感や責任感を持って地域社会に貢献する態度を身につけている。
4. スポーツ指導、またはスポーツ振興に関する自らの課題・問題意識を明確にして研究に取り組むことができる。
5. スポーツに関して、得意とする分野の専門知識と技能、表現力を身につけている。

出典：北海道教育大学教育学部のディプロマ・ポリシー

## 【分析結果とその根拠理由】

本学では、学士の学位を授与するにあたって、学生に身につけさせるべき資質・能力についての方針を明確にし、学位授与の方針として定めている。

このことから、学位授与の方針を明確に定めていると判断する。

**観点 5-3-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。**

## 【観点到に係る状況】

成績の評価基準は学則第 30 条（資料 5-3-②-1）において A（特に優秀な成績）、B（優れた成績）、C（標準的な成績）、D（合格と認められる最低の成績）、F（不合格）の 5 段階評価とし、評価方法の指針を「北海道教育大学の成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに修学指導等に関する取扱要項」（資料 5-3-②-2）に明示している。また、成績評価方法は、各授業科目の授業方法に応じて、小テスト及び定期試験、課題レポート、発表及び討論、提出作品、授業の参加態度、予習・復習の自主的学修態度、出欠席の状況等多様な要素を組み合わせることにより適切に単位認定を行っている（前掲資料 5-2-③-1）。なお、成績評価基準及び成績評価方法は、学生便覧、各授業科目のシラバスにおける成績評価欄及び入学時のガイダンスにおいて周知を行っている。さらに、GPA 制度を実施し、学生の成績評価をより明確にすることにより、授業に対する学生の意識を高め、学期ごとに学生の修学及び修学指導に役立てている（前掲資料 5-2-②-2）。

## 資料 5-3-②-1 北海道教育大学学則（抜粋）

（成績の評価）

第 30 条 授業科目の試験の成績は、A、B、C、D 及び F の 5 段階により評価し、A、B、C 及び D を合格とし、F を不合格とする。

2 前項の評価の方法は、別に定める。

出典：北海道教育大学学則

資料5-3-②-2 北海道教育大学の成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに修学指導等に関する取扱要項（抜粋）

（成績の評価方法等）

- 第3 成績の評価は、各授業科目の教育目標に対する学習者の到達度を見るため、講義、実験、実習、演習、実技等の授業形態に応じた適切な評価方法及び評価基準に基づき行う。
- 2 成績の評価は、学期の途中においても適宜行い、その結果を学修者にフィードバックすることにより、目標への到達度を高められるよう配慮しなければならない。
- 3 成績の評価方法は、小テスト及び定期試験、課題レポート、発表及び討論、提出作品、授業の参加態度、予習・復習等の自主的学習態度、出欠席の状況等多様な要素を組み合わせを行い、期末試験のみで評価を行う等偏重することのないように行うものとする。
- 4 学生に選択の余地がないクラス指定等を行う同一の授業科目については、当該科目の評価方法及び評価基準を統一しなければならない。
- 5 学生から、履修した授業科目の成績の評価についての申し立てがあった場合は、当該授業科目の担当教員は、速やかに成績の評価に用いた資料等の確認を行い、申し立てた学生に対して確認結果を通知しなければならない。

（中略）

別表第1（第2、第5関係）

成績の評価	評価の内容
A	特に優秀な成績
B	優れた成績
C	標準的な成績
D	合格と認められる最低の成績
F	不合格
F*	不合格（再試験を認める場合）
I	履修未完了（その学期はGPAには含めず、次学期のGPAに含める。）

注1 「F\*」は、試験の結果、やや学修が及ばず不合格になった科目について、再試験を認める場合の評価を示す。当該学期のGPAは0となり、GPAに含める。次学期に再試験登録を行うことにより、授業への出席を要せず授業担当教員の指定する試験（課題の提出等を含む。）の結果に基づき、D又はFの評価を行い当該学期のGPAに含める。

- 2 「I」は、第5第2項第3号ウに該当する科目（授業期間外に行われる実習、集中講義、不定期講義及び補講等により、成績提出期限までに成績の評価をすることができない科目）を示す。
- 3 「F\*」「I」の成績評価は、次学期の成績提出期限までに行う。
- 4 成績証明書の評語は、A及びBを優、Cを良、Dを可として表記する。

出典：北海道教育大学の成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに修学指導等に関する取扱要項

【分析結果とその根拠理由】

成績の評価基準は学則第30条においてA、B、C、D、Fの5段階評価とし、評価方法の指針を「北海道教育大学の成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに修学指導等に関する取扱要項」に明示しているとともに、成績評価方法は多様な要素を組み合わせることにより行っている。また、成績評価基準及び成績評価方法は、学生便覧、各授業科目のシラバスにおける成績評価欄及び入学時のガイダンスにおいて周知を行っている。

このことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定を適切に実施していると判断する。

観点5-3-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点到る状況】

成績評価は、「北海道教育大学の成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに修学指導等に関する取扱要項」（前掲資料5-3-②-2）に基づき、成績評価の客観性及び厳格性を担保するために、各授業科目のシラバスにおいて評価方法を明記し、それぞれの評価の割合を記載することとしている。また、教員のシラバス作成に際し配付している「シラバス作成の手引き」においては、成績評価の指針を示しており、全学的な成績評価に関

する考え方の統一を図っている（資料5-3-③-1）。なお、函館校の各授業科目の成績分布を集計して、教員によって成績評価が著しく易しい、あるいは著しく厳しい授業科目がないかを分析し、学生の不利益にならないための検証を行っている（資料5-3-③-2）。

履修した授業科目の成績評価に対する学生からの申し立てについては、「北海道教育大学の成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに修学指導等に関する取扱要項」に基づき、教員は速やかに成績の評価に用いた資料等の確認を行い、確認結果を通知することとなっている。また、学生からの成績評価、講義内容等の意見の申出に対応するため、教員及び事務職員で構成する恒常的かつ専門的な履修支援組織（学修サポートルーム）を各校に設置している（資料5-3-③-3）。

### 資料5-3-③-1 成績評価の指針

#### (7) 成績評価について

##### 1) 成績評価の意味

評価とは、基本的には、教育活動が効果的に行われたかどうかの判断を行う作業で、その結果は、次の教育活動へフィードバックされるという継続的なものであることが求められる。

決して可否を決めるためだけのものではないとお考えください。

##### 2) 評価の種類

評価は目的によって、次の三種類があります。

##### a. 診断的評価

授業の最初に実施し、指導を行う前の時点での学習者の学力やレディネスを診断するための評価です。この情報を基に授業内容の修正を行います。授業をするにあたって最初に行うことが望ましい評価と考えられます。

##### b. 形成的評価

それまでの指導内容を学習者がどの程度理解したか、習得しているか否か、もし習得していないなら、それを習得するのに何をしなければならないかを判定するための評価をいいます。したがって、成績評価の資料とはしないのが原則です。

その結果は、学習者が学習を矯正するため、また教師が教授方法を修正し学習指導の指針を得るためのフィードバック資料となります。

形成的評価を行いながら授業を行うと、後ろで述べる総括的評価が良くなるばかりでなく、いわゆる「知識の剥がれ落ち」を防ぐことが期待できます。

##### c. 総括的評価

達成された学習成果の程度を総括的に把握する評価でその授業が終了した時期に定期試験として行われるのが普通です。

総括的評価は、到達目標に対する到達度で行います。

実際には、学生が学習の結果として目標のどのレベルまで到達したかを試験し、学業成績を求めることにあります。したがって、目標、特に到達目標の表現は、試験の評価規準をあらわすこととなります。

しかし、知識や技能以外の観点などは定期試験で評価することが難しいと考えられ、授業中に発表会を評価したり、宿題やレポートを課して評価したりすることもこれからは重要になります。

したがって、学生の習得度を理解するために診断的評価を行い、適宜形成的評価を行うことを通じて授業改善を行いながら、必要に応じて授業中に評価を行い、

最終的に成績評価を行うことが望まれます。

##### 3) 評価規準と評価基準

評価規準とは、何を評価するかという意味で、到達目標に具体的に表されます。シラバスに明示することが必要です。

評価基準は、到達目標に対してどの程度達成できたかを判断する目安を意味します。シラバスに明示することが望ましいですが、困難な場合、授業の中で明らかにするなど公開性を高めてください。

##### 4) 評価方法

評価方法とは、どのような方法で評価するかを示し、小テスト、定期試験、課題レポート、発表及び討論、提出作品、授業への参加態度、予習・復習等の自主的学修態度などが対象になります。目的に応じて選択してください。

採用した評価方法が、到達目標の何に対応し成績にどのように反映されるか、また評価の割合をあらかじめシラバスに明記しておくことが望ましいです。

認定評価（公開していない基準、教員の頭の中にある満足のいく成果）で評価することは、評価に対する信頼性を失わせ望ましくありません。

##### 5) 評価時期

診断的評価は、初回授業時に行います。

形成的評価は、授業の途中に行い授業の改善に活かしてください。

総括的評価は学期末の定期試験時に行いますが、それ以外に、評価の目的に応じて適宜評価時期を設定します。このことは、シラバスに明示し、確実に実施します。

#### コラム：FD再考

京大高等教育研究開発推進センター長の田中柳実（たなか・つねみ）先生が、日本私立大学協会の教育学術新聞（平成20年4月16日号 [http://www.shidaiyo.or.jp/news/paper/online/2312/3\\_4.html](http://www.shidaiyo.or.jp/news/paper/online/2312/3_4.html)）に興味深いことを書かれています。特に以下の部分が印象的でした。（下線は伊田）

外報から見れば、「何か教員が目を見せながら、熱心にFD活動に取り組んでいる」ことを期待するのかもしれませんが、FDが選手に見えることは絶対にありません。

（中略）

FDは、「教員が動くスイッチがどこにある」というような、簡単な話ではありません。文部科学省から言われたから、これだけやっていれればいいというものでもありません。

繰り返しのようですが、「FD」と呼んでいないだけで、日々、教員は教育改善の努力をしています。言葉として「FD」と捉えていないだけ、「FDが強くない」のではなく「現場ですべてに取組はあるのだけど、こちらがその活動を把握できていない」だけなのです。つまり、FDはすでにあるものを引き出していくプロセスが重要なのです。

資料 5-3-③-2 函館校開設科目前期成績における科目別分布の分析

函館校開設科目前期成績における科目別分布の分析

北海道函館校学修サポートルーム 高橋 伸幸、紀藤 典夫

概要：函館校開設科目の前期成績分布を科目別に分析して、成績評価における学生の不利益判定の基礎的資料作成を検討した。

1. 意義と目的： 教員間における成績評価の標準化の検討、及び、学生からの成績評価についての苦情への対応は、科目間、及び、受講学生間の本質的な差により困難な課題であるが、現実的な対処が避けて通れない。この分析は、科目間における受講生の集団的な差という計測量化が可能な要素と科目ごとの成績分布の関係を定量的に分析することで、より本質的な検討の基礎資料を準備することを目的とする。

2. 分析対象： 平成 25 年度函館校開設科目成績評価の科目別成績評価分布を分析対象とした。前期にデータ化された 485 科目中、I 評価の科目を除く 484 科目の成績評価(A, B, C, D, F\*, F)の成績評価対象者に対するパーセント分率と受講学生数を用いた。他大学で評価した科目は除かれている。

3. 分析方法： 受講者数による成績評価の実施方法の違いをモデル化して、成績分布のモデル要素に対する依存性を調べ、モデルの妥当性を検討した。成績評価方法のモデルとしては、(モデル A) 筆記試験等による客観的数値化、(モデル B) 授業中の活動、及び、レポート等による教員の主観的区分化、の二つを極限的なモデルとして想定し、実際の授業における成績評価は、学生数と実施形態により、この二つのモデルの組み合わせによる重み付き平均で行われていると仮定した。(モデル A)の筆記試験による評価の成分は受講学生数に依存しないと仮定したが、教員が評価に用いた割合はシラバスに記載されていない場合も多く、今回は個別のシラバスとの照合は行わなかった。(モデル B)の授業中の活動、及び、レポート等による評価は、学生数の増大に依存して、評価区分が単純化すると仮定した。今回は、このような方法の妥当性について検討する第 1 回目の予備的な調査であるため、教養科目と専門科目に分けた分析は行わなかった。

4. 分析結果： 図 1・図 2 に前期にデータ化された 485 科目中成績評価(A, B, C, D, F\*, F)分布の受講学生数に対する依存性を示す。他大学で評価した科目、I 評価の科目、受講者数が 20 名未

5. 考察： 今回仮定したモデルでは、評価対象学生数が増加すると、(モデル B)の授業中の活動、及び、レポート等による評価を重要視する場合、学生数の増大に依存して、個別の評価のための機会と時間の減少の効果が著しいため、評価区分が単純化すると仮定した。今回、図 2 で得られた分布の評価対象者数による違いは、この傾向と一致している可能性が高い。今後、モデルの持つ多様な側面について、適切な変数を用いて分布の傾向を調査し、学期と年度を経てこの傾向が定常的に観察されるか、さらに検討が必要であろう。今回の調査により、評価対象学生数の増加により教員が成績処理のために増大する負担が、学生の評価分布に影響を与える可能性について定量的に検討する道が開かれることが望まれる。このような調査研究についての先行研究等についても、現在は適切な報告が見つかっていないが、今回得られた視点で、再調査してみたい。

満の授業は除かれている。図 1 は評価対象学生数について分布を並べたもので、多人数クラスと少人数クラスでの成績分布に大きな違いは見られない。図 2 は科目ごとの分布の最大値について科目間での分布を並べたもので、統計的な検定はされていないが、有意な差があるように思われる。科目内分布の最大値が大きい、すなわち、評価区分が特定の評価に集中している科目について見ると、多人数クラスのほうが、成績が A と B に集中している傾向が見て取れる。

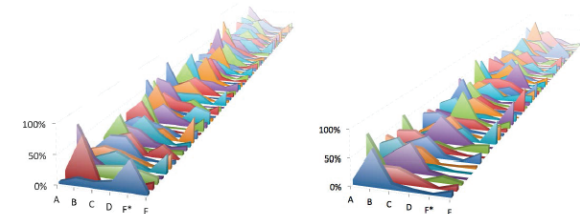


図 1 (a) 評価対象学生数 50 名以上の成績分布。手前が最大 221 名。  
(b) 評価対象学生数 30 名未満 20 名以上の成績分布。手前が最大 29 名。

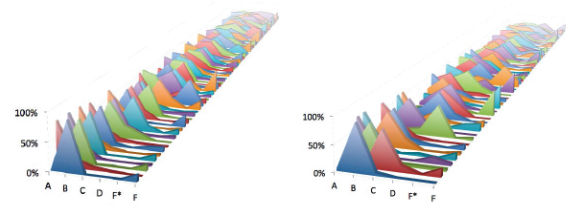


図 2 評価の分布の最大値について並べた分布。(a) 学生数 50 名以上の科目の成績分布。(b) 学生数 30 名未満、20 名以上の科目の成績分布。

出典：函館校資料

資料 5-3-③-3 北海道教育大学の成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに修学指導等に関する取扱要項 (抜粋)

(教育環境等の整備)

第 9 教育環境の整備は、次に掲げるとおり行う。

(中略)

(2) 学生の修学支援及び修学に関する多様な要望に対応するため、教員及び事務職員で構成する恒常的かつ専門的な履修支援組織(学修サポートルーム)を各校に設置するものとし、主な支援内容は次に掲げるとおりとする。

ア 学生が個別に修学上の相対的位置を知ることができるよう学期ごとに GPA 分布(ヒストグラム)等を集計し、当該校に所属する学生に配布する。

イ 教員自らの成績評価の検討資料として、各授業科目の成績分布を集計し、当該校に所属する教員に配布する。

ウ 学生からの成績評価、講義内容等に対する意見の申出に対応する。

出典：北海道教育大学の成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに修学指導等に関する取扱要領



## 【分析結果とその根拠理由】

成績評価の客観性及び厳格性を担保するために、各授業科目のシラバスにおいて評価方法を明記しているほか、「シラバス作成の手引き」において、成績評価の指針を示している。また、各授業科目の成績分布を集計して、教員間における成績評価の平準化を検討するなど、成績評価の客観性及び厳格性を担保する取組を行っている。さらに、学生からの履修した授業科目の成績評価に対する申し立て制度を設けている。このことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

**観点5-3-④： 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。**

## 【観点到る状況】

卒業については、学則第38条第1項（資料5-3-④-1）において、「本学に4年以上在学し、所定の授業科目及び単位を修得した者に対し、学長は、教授会の意見を聴取の上、卒業を認定する。」と定めており、所定の授業科目及び単位については、「北海道教育大学教育課程編成基準」（資料5-3-④-2）で定めている。これらの基準は、学生便覧に掲載しているとともに、入学時のガイダンスや本学ウェブサイトにおいて周知を行っている。

## 資料5-3-④-1 北海道教育大学学則（抜粋）

（卒業及び学位）

第38条 本学に4年以上在学し、所定の授業科目及び単位を修得した者に対し、学長は、教授会の意見を聴取の上、卒業を認定する。

- 2 前項により卒業した者に、学士の学位を授与する。
- 3 学位の授与に関する必要な事項は、別に定める。

出典：北海道教育大学学則

## 資料5-3-④-2 北海道教育大学教育課程編成基準（抜粋）

（基本方針・教育課程の編成）

第2条 教育課程は、北海道教育大学における学位授与の方針を保証するため、教育研究評議会の審議を経て体系的に編成し、実施する。

- 2 教員養成課程の教育課程は、各専攻の教育上の目的を達成するために、教育研究評議会の審議を経て、授業科目を教養科目、専門科目、研究発展科目及び卒業研究のいずれかの区分により開設し、卒業に必要な単位数は、別表第1の1のとおり定めるものとする。
- 3 国際地域学科及び芸術・スポーツ文化学科の教育課程は、各専攻の教育上の目的を達成するために、教育研究評議会の審議を経て、授業科目を教養科目、学科共通科目、専門科目、研究発展科目、キャリア開発科目のいずれかの区分により開設し、卒業に必要な単位数は、別表1の2のとおり定めるものとする。
- 4 教育課程は、教育研究評議会の審議を経て、第2項及び前項の授業科目について必修、選択及び自由選択に区分し、これらを各年次に配当して学則第9条第1項に規定する札幌校、旭川校、釧路校、函館校及び岩見沢校（以下「各校」という。）において編成するものとする。
- 5 第2項及び第3項により開設する授業科目には、教育研究評議会が必要と認める全学共通の科目を含むものとする。

（中略）

別表第1（第2条関係）

○各課程・学科の卒業に必要な単位数

○課程の卒業に必要な単位数		○学科の卒業に必要な単位数		
科目区分	課程 教員養成課程	学科	国際地 地学科	芸術・スポー ツ文化学科
教養科目	30	教養科目	30	24
専門科目	92	学科共通科目		30
研究発展科目	8	専門科目	80	62
卒業研究	4	研究発展科目	8	8
卒業に必要な単位数	134	キャリア開発科目	6	
		卒業に必要な単位数	124	124

出典：北海道教育課程編成基準

【分析結果とその根拠理由】

卒業認定基準は学則及び「北海道教育大学教育課程編成基準」に卒業要件として明確に定めており、学長は教授会の意見を聴取の上、卒業を認定している。また、それら基準は、学生便覧や入学時ガイダンス及び本学ウェブサイトにおいて周知を行っている。

このことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

観点5-4-①： 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学大学院における教育課程の編成・実施方針は、「北海道教育大学大学院教育学研究科履修規則」（資料5-4-①-1）の第2条及び第2条の2に定めている。

修士課程は、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者としての能力を養成することを目的としており、学校教育に関する科目、教科教育に関する科目、教育実践研究、課題研究、専門科目及び自由選択科目に区分している。

専門職学位課程は、学校現場における諸課題について、理論的・実践的研究を深め、教師としての使命を自覚し、学校全体を俯瞰して課題解決にあたるための高度な専門的能力及び実践力の形成を図り、授業実践力、学級・学校経営力、生徒指導力、教育相談力、協働遂行力及び地域教育連携力を備えた人材を養成することを目的としており、共通科目、コース別選択科目、学校における実習及び共通演習に区分し編成を行っている。

<p>資料5-4-①-1 北海道教育大学大学院研究科履修規則（抜粋）</p> <p>（修士課程の授業科目の編成）</p> <p>第2条 修士課程の授業科目は、学校教育に関する科目、教科教育に関する科目、教育実践研究、課題研究、専門科目及び自由選択科目に区分し編成する。</p> <p>2 学校教育に関する科目は、学校教育についての基礎的理論を取り扱うもので、全専修の学生が共通に履修するものとする。</p> <p>3 教科教育に関する科目は、教科教育について、実践的、理論的に考究するもので、教科教育専攻の各専修に設け、所属する専修の科目は必修とする。</p> <p>4 教育実践研究は、学校教育及び教科教育に関する諸課題について、実践的な研究を行うものとする。ただし、教科教育専攻においては、前半を各専修・分野の基礎的、基本的な内容について教材化を図るための研究とし、後半を実際の授業場面に即した</p>
---

実践研究とする。

- 5 課題研究は、各専修・分野の研究課題又は研究方法論を深めるもので、不定期又は集中的に開設することができる。
- 6 専門科目は、各専修において当該専修の分野別に、かつ、専門的に展開させるものとする。
- 7 自由選択科目は、専門の研究科目をより広げるためのものとする。

(専門職学位課程の授業科目の編成)

第2条の2 専門職学位課程の授業科目は、共通科目、分野別選択科目、学校における実習及び共通演習に区分し編成する。

- 2 共通科目は、6領域とし、学校の運営に積極的に携わるための基本的能力を身につけさせるものとする。
- 3 分野別選択科目は、3分野とし、教育現場の「今日的課題」に応えられる力量を形成させるために、理論に基づいた実践とその検証を行わせることを基本とする。
- 4 学校における実習は、「学校課題」を中心に据えて、その解決を図るような試行的実践とその検証を行わせ、学校全体の教育力を高めることに貢献できる能力を養うことを目的としたものとする。
- 5 共通演習は、入学時に提出した課題、あるいは現実には抱えている課題に照らして、その解決に有効と考える情報をまとめるものとする。

出典：北海道教育大学大学院教育学研究科規則

### 【分析結果とその根拠理由】

教育課程の編成・実施方針は、学則に定める大学院の目的に基づき、「北海道教育大学大学院教育学研究科履修規則」に定めている。

このことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

**観点5-4-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。**

### 【観点到に係る状況】

本学大学院の目的である「大学院は、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者としての能力を養成することを目的とする。」を達成するため、「修士（教育学）」の学位を授与する修士課程と「教職修士（専門職）」を授与する専門職学位課程において、それぞれの教育課程の編成・実施方針の下、以下のとおり教育課程を編成している。

修士課程の教育課程は、「学校教育に関する科目」「教科教育に関する科目」「教育実践研究」「課題研究」「専門科目」「自由選択科目」の6つに区分して編成している（前掲資料5-4-①-1）。学校教育についての基礎的理論を取り扱う「学校教育に関する科目」を全専攻の必修科目とし、教科教育について、実践的、理論的に考究する「教科教育に関する科目」は、教科教育専攻の各専修に設け、この2つの科目区分で教育の基礎理論を修得させている。学校教育及び教科教育に関する諸課題について、実践的な研究を行う「教育実践研究」は、教科教育専攻においては特に、前半を各専修・分野の基礎的、基本的な内容について教材化を図るための研究とし、後半を実際の授業場面に即した実践研究とすることで、教科教育の理論と実践に関する高度な専門的能力の形成を図っている。また、「専門科目」「課題研究」において、専門的知識と研究能力を身に付ける教育課程を編成しており、特に学校臨床心理専攻は臨床的な科目を配置するよう編成している。科目区分ごとに修得すべき単位数は、各専攻で比重に差を持たせる（資料5-4-②-1）ことで、各専攻の養成する人材像に合致した教育を行っている。

上記の科目区分から、修了に必要な所定の30単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して「修士（教育学）」の学位を授与している。

専門職学位課程の教育課程は、「共通科目」「分野別選択科目」「学校における実習」「共通演習」の4つに区分して編成している（前掲資料5-4-①-1）。「共通科目」は設置基準上の基本5領域に特別支援教育に関する

領域を加えた6領域12科目で編成し、1年次の履修を原則とすることで、学校の運営に積極的に携わるための基本的能力を身につけさせている。「分野別選択科目」は、「学級経営・学校経営」、「生徒指導・教育相談」、「授業開発」の3分野で構成し、教育現場の「今日的課題」に応えられる力量を形成させるため、理論に基づいた実践とその検証を行っている。「学校における実習」では、1年次に学校全体の機能を俯瞰し相互に関連づけて捉え、2年次は1年次に見つけた自己課題（ストレートマスター）や勤務校の学校課題（現職教員大学院生）を解決するための実践と検証を行っている。これらの集大成として、「共通演習」を設け、2年間蓄積された「パーソナルポートフォリオ」から、自己の課題解決に必要なものを精選させてマイオリジナルブックを作成させ、発表会を経て2単位を与えている（資料5-4-②-2）。

上記の科目区分から、修了に必要な所定の46単位を修得した者に「教職修士（専門職）」を授与している。

資料5-4-②-1 北海道教育大学大学院教育学研究科履修規則（抜粋）

（修了に必要な単位数）

第3条 修士課程の修了に必要な単位数は、30単位とし、専攻別科目区分による単位は、次のとおりとする。

専 攻		学校教育	教科教育	養護教育	学校臨床心理
科目及び 単位数	学校教育に関する科目	4	4	4	4
	教科教育に関する科目	4	4		
	教育実践研究	4	4		
	課題研究	4	4	4	4
	専門科目	8	8	16	22
	自由選択科目	6	6	6	
計		30			

2 専門職学位課程の修了に必要な単位数は、46単位とし、科目別区分による単位は、次のとおりとする。

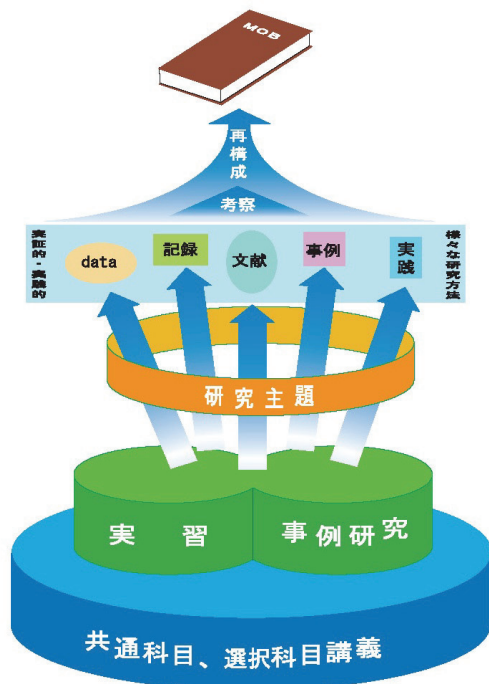
専 攻		高度教職実践
科目及び 単位数	共通科目	22
	分野別選択科目	12
	学校における実習	10
	共通演習	2
計		46

出典：北海道教育大学大学院教育学研究科履修規則

## 資料5-4-②-2 マイオリジナルブック (MOB) の概要

## ●マイオリジナルブック (MOB) の作成

教職大学院では修士論文は課しませんが、それに代わるものとして「マイオリジナルブック」の作成を課しています。「マイオリジナルブック」は実践に深く根ざした教職大学院での学びについての、いわば「自分の研究物語」です。「マイオリジナルブック」は、大学院在学中に次の3段階を経て作成します。



## 第1段階

共通科目と選択科目の講義を基礎にして、学校における実習とそれに基づく事例研究から、勤務校や自分にとっての課題を抽出する。

## 第2段階

抽出した勤務校や自分にとっての課題を、指導教員とともに研究主題として練り上げる。

## 第3段階

研究主題に沿って、相応しい解決方法や研究方法を選び、実証的・実践的な研究を行い、実践とその成果をまとめる。

出典：教職大学院のご案内 2015

## 【分析結果とその根拠理由】

修士課程では、「学校教育に関する科目」「教科教育に関する科目」「教育実践研究」「課題研究」「専門科目」等の科目区分で教育課程を編成し、教育の基礎理論、専門的知識と研究能力、教育の理論と実践に関する高度な専門的能力を身につけさせ、所定の単位の修得、学位論文審査及び最終試験に合格した者に「修士(教育学)」の学位を授与している。

専門職学位課程では、「共通科目」「学校における実習」「分野別選択科目」「共通演習」の科目区分で教育課程を編成し、学校運営の基本能力、教育現場の今日的課題に応えられる力量を身につけさせ、実践と検証を行わせた上で、所定の単位を修得した者に「教職修士(専門職)」の学位を授与している。

このことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

観点5-4-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

## 【観点に係る状況】

修士課程は、学校教育の高度化と多様化の進展に対応し、教育の場における理論と実践に関わりのある学術諸分野の総合的・学際的な研究・教育を行うことにより、高度な能力、識見と実践力を有し、併せて地域文化の向上に寄与できる専門的知識を備えた教員の養成を目的としており、各専修における専門的能力の形成を図ってい

る。

一部の授業については、現職教員等の便宜を図る趣旨から、土・日曜日及び長期休業期間中に授業を開講しており、特に学校臨床心理専攻の授業においては、社会人が多いことを踏まえ、夜間開講に重点を置いた昼夜開講制で授業を行っている。当該専攻の修学場所は、ベースキャンパスとして対面方式の授業が行われる札幌校を中心に、旭川校、釧路校及び函館校に双方向遠隔授業によるサテライトキャンパスが置かれており、学生は希望する修学場所を選択することができる。

学生の多様なニーズへの配慮の一環として、教育職員免許状を所有していない者が、大学院修了時に教育職員免許状（専修免許状）を取得できるプログラム（資料5-4-③-1）を実施しているほか、職業を有する等の事情により、定められた修業年限で大学院の教育課程の履修が困難な者を対象とした長期にわたる履修制度を導入している（資料5-4-③-1）。学則第53条では、学生が入学する前に大学院又は他の大学院において修得した単位を本学大学院において修得したものと見なす既修得単位の認定について定めている（資料5-4-③-1）。そのほか、学部の授業科目を科目等履修生として履修できる制度や、北海道大学大学院教育学研究科との単位互換協定に基づく単位互換制度により、他大学における授業科目の履修を認めている（資料5-4-③-1）。

平成19年度に文部科学省の大学院教育改革支援プログラムの支援を受けた「現職教員の高度実践構想力開発プログラム」（平成21年度まで）では、現職教員が学校現場の課題を明確化し、その対応プログラムを立案のうえ、学校内外の関係者の力を結集させて課題へ対応できる自立的研究遂行能力やプロジェクトの企画・マネジメント能力の獲得を目指したものであり、その研究成果は教育に反映されている。

専門職学位課程では、実践的指導力の育成を求める学校現場の要請に基づいて教育課程を編成しており、「学級経営・学校経営」「生徒指導・教育相談」「授業開発」の3分野から最低1科目ずつ履修し、新人教員に求められる基礎力の総合的な高度化を目指した「教職基礎力高度化コース」、選択科目を自己課題に合わせて自由に履修することができる、教職経験が5年以上の現職教員を対象とした「教職実践力高度化コース」、学校組織マネジメントに関する科目が必修となる、教職経験が概ね10年以上の現職教員を対象とした「学校改善力高度化コース」を平成27年4月から開設している（資料5-4-③-2）。また、授業内容においては、いずれの講義も研究職教員と実務家教員の協働により行っているとともに、理論と実践の乖離をつなぐものとされている臨床教育学の手法に基づき、現在生起している学校現場の生徒指導場面を主題として取り上げている。

資料5-4-③-1 教員免許状取得特別プログラム等利用者実績					
(単位：件)					
	H23	H24	H25	H26	備考
教員免許取得特別プログラム	2	3	2	6	<a href="http://www.hokkyodai.ac.jp/exam/graduate/graduate-menkyo-program.html">http://www.hokkyodai.ac.jp/exam/graduate/graduate-menkyo-program.html</a>
長期履修制度	5	7	8	10	<a href="http://www.hokkyodai.ac.jp/faculty/post/master/graduate-long-range.html">http://www.hokkyodai.ac.jp/faculty/post/master/graduate-long-range.html</a>
入学前既修得単位の認定	4	3	2	1	北海道教育大学学則第53条
北海道大学大学院教育学研究科授業科目履修	2	5	2	1	大学院教育学研究科学生便覧P6

出典：教務課資料

## 資料5-4-③-2 専門職学位課程のコース概要

## ■ 各コースのねらいと概要

## 教職基礎力高度化コース

ストレートマスター対象のコースです。期限付教員等の勤務をしながらの修学はできません。新人教員に求められる基礎力の総合的な高度化を目指しています。そのため、選択科目は「学級経営・学校経営」「生徒指導・教育相談」「授業開発」の3分野から最低1科目ずつ履修することになります。

## 教職実践力高度化コース

教職経験が5年以上の現職教員（期限付教員を除く）対象のコースです。

自らの教職経験の探究的な省察を通し、得意分野のさらなる伸長、不得意分野の克服などの自己課題に取り組み、実践力の高度化を目指します。

選択科目は自己課題に合わせて自由に履修することができます。

## 学校改善力高度化コース

教職経験が概ね10年以上の現職教員（期限付教員を除く）対象のコースです。

学校での組織的な取り組みの探究的な省察を通し、学校改革を推進していく能力の育成・高度化を目指します。

選択科目は、学校組織マネジメントに関する科目が必修となるほか、北海道教育委員会派遣の場合は、学校で長期にわたって組織運営を学ぶ「学校運営実習」を選択することができます。

出典：教職大学院のご案内 2015 P. 6

## 【分析結果とその根拠理由】

修士課程では、現職教員等の便宜を図る趣旨から、土・日曜日及び長期休業期間中に授業を開講しており、特に学校臨床心理専攻の授業においては、社会人が多いことを踏まえ、夜間開講に重点を置いた昼夜開講制で授業を行っている。教育職員免許状を所有していない者が、教育職員免許状（専修免許状）を取得できるプログラムの実施や長期にわたる履修制度を導入し、職業を有する等の事情に配慮している。その他、既修得単位の認定や学部の授業科目を科目等履修生として履修できる制度、北海道大学大学院教育学研究科との単位互換履修制度を定めており、学生の多様なニーズに配慮を行っている。また、文部科学省の大学院教育改革支援プログラムに基づく「現職教員の高度実践構想力開発プログラム」の研究成果を教育に反映している。

専門職学位課程では、「教職基礎力高度化コース」「教職実践力高度化コース」「学校改善力高度化コース」を開設しており、授業内容においては、研究職教員と実務家教員の協働により行っており、社会からの要請や学術の発展動向を踏まえた構造を有していると言える。

このことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

**観点5-5-①：** 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

## 【観点に係る状況】

修士課程では、専攻や専修の目的や特色に応じて、講義と演習の組合せを基本としつつ、実験及び実習の授業形態をとっている（資料5-5-①-1）。教育課程を構成する科目群（前掲資料5-4-①-1）のうち、「学校教育に関する科目」、「教科教育に関する科目」及び「専門科目」では、各教員は基本的に特論（講義）と特別演習（演習）を各1科目開設しており、学生は理論とその応用・実践を修得することができる。また、「課題研究」

は個別対応の研究指導であり、全体を通して、研究能力と教育実践力の双方を培う体制としている。さらに、多くの授業は少人数授業であり（資料5-5-①-2）、個々の大学院生に応じた指導を行っているとともに、講義形式の中においても討論・実験・実習・演習・フィールド調査・発表等を取り入れている。学校臨床心理専攻においては、研究科独自の授業方法として双方向遠隔授業及び出張講義、夏季及び冬季の集中講義を行っており、拠点校及び他の就学校双方が同じ講義を受けられるようにしている。その他、教育現場での経験を積ませるため、TA制度（資料5-5-①-3）（資料5-5-①-4）や附属学校と連携しての演習や実習にも積極的に取り組んでいる（資料5-5-①-5）。特に、文部科学省の平成19年度大学院教育改革支援プログラムに採択された「現職教員の高度実践構想力開発プログラム」（平成19年度～21年度）の研究成果として、教育臨床実践メンターによるメンタリング、実践における研究主題の掘り起こしと研究の遂行を支援するため、大学教員が院生の勤務校を訪問し研究指導をする勤務校訪問型のスーパーヴァイズ、現職教員とストレートマスターの協働研究を学校臨床心理専攻における教育に導入した。さらに、このプログラムを発展継続させ、「教育現場のニーズへ対応する大学と教育関係機関との互恵的パートナーシップによる教育臨床的アプローチ」（平成24年度～26年度）では教育・福祉という横のつながりから、公的教育相談機関、通信制高等学校、福祉施設等と互恵的パートナーシップを結び、ワークショップやカンファレンス等のアクティブラーニングを取り入れた授業改革を積極的に取り組んでいる。このプログラムでは、地域の教育関係機関との協働に基づく高度な実践構想力の育成を目指すために、学校臨床心理学・臨床教育学科目群を中核にし、教育学、教育心理学、臨床心理学、障害児教育学の4領域にわたる科目からカリキュラムを構成している。これらを踏まえ、2年次には教育以外の現場でも実習を行い、教育現場を外部からみる経験や、他職種との協働について学んでいる。また「課題研究」では、教育と心理の異なる専門領域の教員が研究指導を行っていることも特徴である。

専門職学位課程では、科目群ごとに基本的な内容・目的を定め（前掲資料5-4-①-1）、それに応じた授業形態をとっている（資料5-5-①-1）。共通科目は講義、分野選択科目は演習を基本としつつ、内容に応じて授業形態を変え、「講義」とした科目の中にも事例研究、討論、実習などを取り入れ、参加型の授業を展開している。その他に「学校課題」の解決に実践的に取り組むことを目的としている「学校における実習」と、実践に深く根ざした教職大学院での「学び」についての自分の研究物語とした「共通演習（マイオリジナルブックの作成）」（前掲資料5-4-②-2）を配置している。また、授業は札幌校、旭川校、釧路校を双方向遠隔授業システムでつないで実施している。授業の進行の基本構造は、講義とキャンパスごとの議論と全体討議の組み合わせにより、多様な事例を共有し合い、討論と省察の機会を与えており、実践への意識を強く持ったスクールリーダーとしての素養を培う体制となっている。授業においては講義及び演習、実習などにより、研究者教員及び実務家教員の協働による指導やストレートマスターと現職教員との活発な討論などにより、理論と実践を往還する学びを実現している。

資料5-5-①-1 授業科目の開設形態（平成26年度実績）

	開設科目数	講義	演習	講義・演習	実験、実習、実技	講義・演習・実習
修士課程	547	71	273	161	39	3
専門職学位課程	45	3	11	18	12	1

出典：教務課資料



資料5-5-①-2 年度ごとの開講科目数、受講者数等

	開講科目数	延べ受講者	1科目平均受講者	1科目最多受講者数	1科目最少受講者数
平成21年度	608	1,889	3.11	23	1
平成22年度	595	1,844	3.10	19	1
平成23年度	550	1,663	3.02	23	1
平成24年度	535	1,685	3.15	20	1
平成25年度	535	1,926	3.60	24	1
平成26年度	547	1,560	2.85	16	1

出典：教務課資料

資料5-5-①-3 北海道教育大学ティーチング・アシスタント取扱要項（抜粋）

（趣旨）

第1 この要項は、北海道教育大学大学院（以下「大学院」という。）に在学する優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する報酬を支払うことにより、処遇の改善に資するとともに、教員・研究者としてのトレーニングの機会提供及び学部教育の充実を図るため、必要な事項を定める。

（名称）

第2 第1に定める教育補助業務を行う者の名称は、ティーチング・アシスタント（以下TAという。）とする。

（職務内容）

第3 TAは、教育的効果を高めるため、授業科目を担当する教員（以下「授業担当教員」という。）の指示に従い、学部学生等に対する実験、実習、演習等の教育補助業務に従事する。

出典：北海道教育大学ティーチング・アシスタント取扱要項

資料5-5-①-4 TAの採用状況

各校	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	人数	時間数	人数	時間数	人数	時間数	人数	時間数	人数	時間数
札幌校・岩見沢校	76	7,786	90	8,504	99	8,222	94	8,037	81	11,562
函館校	33	2,647	28	2,368	29	1,990	18	986	13	1,009
旭川校	32	2,018	25	2,155	29	2,937	31	3,710	35	3,447
釧路校	22	2,009	29	2,258	30	2,055	33	2,166	24	2,443
計	163	14,460	172	15,285	187	15,204	176	14,899	153	18,461

出典：教務課資料

資料 5-5-①-5 附属学校における院生の研究授業及び非常勤講師	
平成 25 年度	
札幌小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院生 6 名が各学年に入り協力教授 (T・T) などに週に 2～3 日程度参画した。(非常勤講師)</li> <li>・教職大学院生の俯瞰実習として 5 名の学生が前期・後期に 4 週間ずつ授業観察・研究授業を行った。</li> <li>・大学院生 1 名が特別支援学級の全学年 (3 学級) の協力教授などの指導助手を担当した。(非常勤講師)</li> <li>・学校臨床心理専攻院生が特別支援学級にて授業参観, 余暇活動の実習を行った。</li> <li>・学校臨床心理専攻院生が特別支援学級にて心理検査の演習を行なった。</li> </ul>
札幌中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理科で 2 名、英語で 1 名、非常勤講師として、授業を担当した。</li> <li>・特別支援学級で 1 名、授業補助を担当した。</li> <li>・教職大学院生が 6 名、俯瞰実習として前期・後期に 4 週間ずつ実習を行った。</li> <li>・学校臨床心理専攻院生 1 名が非常勤講師として特別支援学級の全学年 (中学校の 3 学級) の指導補助を担当した。</li> <li>・学校臨床心理院生が 1 名、心の相談員として勤務した。</li> </ul>
函館中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院生 1 名が 8 月 9 日に実習で社会の研究授業を行った。</li> </ul>
旭川小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職大学院の俯瞰実習として、4 週間ずつ、前期・後期に授業観察, 研究授業を行っている。</li> <li>・院生 4 名が非常勤講師として勤務した。</li> <li>・家庭科の実験授業を行った。</li> </ul>
旭川中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職大学院の俯瞰実習として、4 週間ずつ、前期・後期に授業観察, 研究授業を行っている。</li> <li>・院生 3 名が非常勤講師として勤務した。</li> <li>・社会の実験授業を行った。</li> </ul>
釧路小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職大学院の実習として、4 週間ずつ、前期・後期に授業観察, 研究授業を行っている (M1 ストレートマスター, M1 現職院生)。</li> <li>・研究大会授業参観</li> <li>・院生が非常勤教員として、4 名勤務している (年間約 2,700 時間)。</li> </ul>
釧路中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職大学院の実習として、4 週間ずつ、前期・後期に授業観察, 研究授業を行っている (M2 現職院生)。</li> <li>・研究大会授業参観</li> <li>・院生が非常勤教員として、1 名勤務している (年間約 1,000 時間)。</li> </ul>

出典：教務課資料

【分析結果とその根拠理由】

修士課程については、講義科目と演習科目を 1 対 1 として授業形態をバランス良く組合せ、少人数授業中心で、双方向遠隔授業や討論・フィールド調査・実験等を取り入れている。学校臨床心理専攻では、教育臨床実践メンターによるメンタリング等を教育に導入するなど、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫を行っている。

専門職学位課程については、各科目群の特徴に合わせて多様な授業形態を効果的に利用し、双方向遠隔システムを活用しつつ、知識の受容・討論・省察を組み合わせた授業方法の工夫を行っている。

このことから、教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

観点 5-5-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到に係る状況】

修士課程では、全学の年間暦に共通のルールを設けており、各年度を前期と後期に分けそれぞれ 15 回を確保し、祝日等の理由により確保できない曜日については、曜日振り替え授業日を設けて授業回数を確保している。また、1 年間の授業期間を、定期試験の期間を含め前期 18 週、後期 19 週と年間で 37 週確保しており、年間スケジュールを学生便覧等によりあらかじめ明示している (資料 5-5-②-1)。自主学修環境の整備として、大学院生用の院生室・演習室を確保しているとともに、附属図書館の夜間開館・土日祝日開館を行い、現職教員を含めた大学院学生に対する学修環境に配慮している。授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮のうえ、授

業方法に応じた単位の計算方法を学則に明確に定めており、修了に必要な単位を30単位としている(資料5-5-②-2)(資料5-5-②-3)。

専門職学位課程では、1年間4クォーター制(1クォーター約2カ月)(資料5-5-②-4)で、共通科目、コース別選択科目の1回の講義を2コマ連続で行うことを原則としており、1クォーターの期間内で1科目(2単位)の講義が終了するようになっている。共通科目、分野別選択科目は、現職教員への配慮として、原則夜間1科目(6校時18時から2コマ連続)と土曜午後2科目の講義としている。ただし、指導教員がゼミ形式で行う分野別選択科目の「事例研究」は、不定期の実施として、現職教員とストレートマスターの修学事情に配慮し、任意の時間を設定できるようにしている。また、1年間に履修登録できる単位数の上限を原則32単位とし、修了に必要な単位数を46単位としている(資料5-5-②-3)(資料5-5-②-4)。

資料5-5-②-1 平成27年度北海道教育大学年間行事予定(大学暦)について

平成27年度 年間行事予定表(全学)

【前期】 2015年 4月(APR)							【後期】 2015年 10月(OCT)								
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
①	5	6	7	8	9	10	11	①	4	5	6	7	8	9	10
②	12	13	14	15	16	17	18	②	11	12	13	14	15	16	17
③	19	20	21	22	23	24	25	③	18	19	20	21	22	23	24
④	26	27	28	29	30			④	25	26	27	28	29	30	31
入学式(4/2・木) 前期授業開始(4/9・木)、前期履修登録期間(4/9・木~4/22・水) 振替授業日(4/30・木:水曜授業)							後期授業開始(10/1・木)、後期履修登録期間(10/1・木~10/15・木) 振替授業日(10/15・木:月曜授業)								
2015年 5月(MAY)							2015年 11月(NOV)								
⑤	3	4	5	6	7	8	9	⑥	1	2	3	4	5	6	7
⑥	10	11	12	13	14	15	16	⑦	8	9	10	11	12	13	14
⑦	17	18	19	20	21	22	23	⑧	15	16	17	18	19	20	21
⑧	24	25	26	27	28	29	30	⑨	22	23	24	25	26	27	28
⑨	31							⑩	29	30					
振替授業日(5/8・金:月曜授業)															
2015年 6月(JUN)							2015年 12月(DEC)								
⑩	1	2	3	4	5	6	7	⑪	6	7	8	9	10	11	12
⑪	7	8	9	10	11	12	13	⑫	13	14	15	16	17	18	19
⑫	14	15	16	17	18	19	20	⑬	20	21	22	23	24	25	26
⑬	21	22	23	24	25	26	27	⑭	27	28	29	30	31		
⑭	28	29	30					冬期休業(12/29・火~1/1・金)							
創立記念日(6/1・月)															
2015年 7月(JUL)							2016年 1月(JAN)								
⑮	5	6	7	8	9	10	11	⑮	3	4	5	6	7	8	9
⑯	12	13	14	15	16	17	18	⑯	10	11	12	13	14	15	16
⑰	19	20	21	22	23	24	25	⑰	17	18	19	20	21	22	23
⑱	26	27	28	29	30	31		⑱	24	25	26	27	28	29	30
振替授業日(7/23・木:月曜授業)							後期授業再開(1/4・月) 大学入試センター試験(1/16・土、1/17・日)								
2015年 8月(AUG)							2016年 2月(FEB)								
⑲	2	3	4	5	6	7	8	⑲	1	2	3	4	5	6	
⑳	9	10	11	12	13	14	15	㉑	7	8	9	10	11	12	13
㉑	16	17	18	19	20	21	22	㉒	14	15	16	17	18	19	20
㉒	23	24	25	26	27	28	29	㉓	21	22	23	24	25	26	27
㉓	30	31						㉔	28	29					
前期授業終了(8/6・木)、夏期休業(8/7・金~9/30・水) 前期成績入力締切日(8/31・月)							後期授業終了(2/3・水) 4年次学生成績入力締切日(2/10・水) 一般選抜 前期日程試験(2/25・木~2/27・土:予定)								
2015年 9月(SEP)							2016年 3月(MAR)								
㉔	6	7	8	9	10	11	12	㉔	6	7	8	9	10	11	12
㉕	13	14	15	16	17	18	19	㉕	13	14	15	16	17	18	19
㉖	20	21	22	23	24	25	26	㉖	20	21	22	23	24	25	26
㉗	27	28	29	30				㉗	27	28	29	30	31		
集中講義等成績入力期限(9/10・木)							後期成績入力締切日(3/3・木) 集中講義等成績入力期限(3/9・水) 一般選抜 後期日程試験(3/12・土~3/13・日:予定) 学位配授与式(未定(3/15・火~21・月))								

出典: 学生便覧

資料5-5-②-2 北海道教育大学学則(抜粋)

(単位の計算方法)

第26条 各授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、演習については、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

出典: 北海道教育大学学則

資料5-5-②-3 北海道教育大学学則（抜粋）

（修士課程の修了）

第58条 修士課程の修了には、第42条に規定する修業年限以上在学し、第49条の規定による授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者で、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、特に優れた業績をあげた者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 修士論文については、相当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果をもって代えることができる。

3 学長は、教授会の意見を聴取の上、修士課程の修了を認定する。

（専門職学位課程の修了）

第59条 専門職学位課程の修了には、第42条に規定する修業年限以上在学し、第49条の規定による授業科目について46単位以上を修得しなければならない。

2 学長は、教授会の意見を聴取の上、専門職学位課程の修了を認定する。

出典：北海道教育大学学則

資料5-5-②-4 履修要領等

2 履修要領等

(1) 履修要領等

エ 履修方法及び授業時間

学則第11条第2項に定める学期は、次のとおりです。

・平成27年度

第1クォーター 4月4日～6月10日

第2クォーター 6月8日～8月3日

第3クォーター 9月26日～11月30日

第4クォーター 11月25日～2月1日

「昼間開講コース」の学生は、平日の昼間に開講される授業、夏期休業等の長期休業期間に集中講義で開講される授業を履修します。ただし、科目によっては、夜間に開講される授業を履修する場合があります。

「昼夜開講コース」の学生は、原則として夜間に開講される授業を履修します。昼間の授業（夏期休業等の長期休業期間の集中講義を含む。）を履修することもできます。

「昼間開講コース」授業時間

校時	開始時刻	～	終了時刻
1校時	9:00	～	10:30
2校時	10:40	～	12:10
3校時	13:00	～	14:30
4校時	14:40	～	16:10
5校時	16:20	～	17:50

「昼夜開講コース」授業時間

校時	開始時刻	～	終了時刻
6校時	18:00	～	19:30
7校時	19:40	～	21:10

オ 履修上の一般的留意事項

(中略)

(ウ) 授業は、配当年次に従って履修してください。

1年間に履修科目として登録できる単位数の上限は、32単位までです。ただし、現職教員は、配当年次にかかわらず授業を履修することができます。なお、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、44単位までです。

出典：教務課資料

【分析結果とその根拠理由】

修士課程では、1年間の授業期間を、定期試験の期間を含め前期18週、後期19週と年間で37週確保しており、年間スケジュールを学生便覧等によりあらかじめ明示している。

専門職学位課程では、1年間に履修登録できる単位数の上限を原則32単位と設定しており、学修すべき授業科目の精選や授業時間外の学修時間を確保している。学生の主体的な学修の環境整備として、大学院生用の院生室・演習室や附属図書館の夜間開館・土日祝日開館により、学修環境に配慮している。

このことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

**観点 5-5-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。****【観点に係る状況】**

本学では、大学教育情報システムの機能を活用した電子シラバスを作成しており、そのシラバスの内容は、「授業の目標」「授業計画」「成績評価」を中心に、科目番号、授業科目名、単位数、開講期、曜日・時限、授業形態、担当教員、授業内容、授業の位置づけ、到達目標、教職チェックリスト、テキスト、参考文献、オフィス・アワー、備考欄の項目から構成されている（前掲資料5-2-③-1）。シラバスは本学ウェブサイトで公開しており、学内外で閲覧することができる。

教員のシラバス作成に当たっては、大学教育開発センター及び教育改革室で策定した「シラバス作成の手引き」（別添資料5-2-③-A）を各教員に向けて配布している。手引きには、シラバスをめぐる状況や高等教育の国際的・全国的な動向から見たシラバスの今日的な位置づけ等を示しているなど、全体像が見渡せる構成となっており、各項目の具体的な記入方法についても詳細に記載されている。作成されたシラバスは、各校のカリキュラム委員が点検を行い、記載上の不備を指摘するとともに、適正な内容に書き改めるよう勧告する体制を整えている（別添資料5-2-③-B）。また、シラバス改善のための方策として、「シラバス作成の手引き簡易版」（別添資料5-2-②-A）を作成している。シラバスは、学生との契約書的な性格があり、「到達目標」及び「成績評価」の変更により学生が不利益を被らないようにするために授業開始後はなるべく変更しないことや「授業計画」の中で予習・復習の内容や方法などを詳細に記載することを求めている。

シラバスの活用については、シラバスの閲覧と履修登録は、共に大学教育情報システムを利用していることから、学生はシラバスを確認しながら履修登録を行うことが可能となっている。

**【分析結果とその根拠理由】**

教員のシラバス作成に当たっては、各項目の具体的な記入方法について詳細に記載されている「シラバス作成の手引き」をもとに、大学教育情報システムの機能を活用した電子シラバスにより作成している。

作成された全シラバスは、各校のカリキュラム委員が点検を行い、記載上の不備を指摘すると共に、適正な内容に書き改めるよう勧告する体制を整えている。

シラバスの活用については、シラバスの閲覧と履修登録は、共に教育情報システムを利用していることから、学生はシラバスを確認しながら履修登録を行うことが可能となっている。

このことから、適切なシラバスを作成し、活用されていると判断する。

**観点 5-5-④： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。****【観点に係る状況】**

修士課程では、通常の昼間開講コースのほかに昼夜開講コースを設け、現職教員など社会人学生に配慮した授業時間帯を設定している。平日の夜間には、拠点校として対面方式の授業が行われる札幌校を中心に、旭川校、釧路校及び函館校において双方向遠隔授業システムを利用して受講可能となっており、土・日曜日並びに休業期間は各校とも対面で授業を行っている。また、受講者の希望に応じて、昼間開講コースと同じ授業が開講されているほか、「昼夜開講コース」での履修と併せて「昼間開講コース」の授業（夏期休業等の長期休業期間の集中講

義を含む。)が履修可能となっている。授業は基本的に少人数授業であり、学生と授業担当教員が日時調整のうえ、実施されることから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮がなされている。さらに、大学院生の学習目標達成を重視し、社会人として働きながら学ぶ学生を支援するため、長期履修制度を設けている。

専門職学位課程では、昼夜開講制をとっており、夜間の授業時間は6講目 18:00～19:30、7講目 19:40～21:10と、現職教員などの学生が受講しやすいように配慮している(前掲資料5-5-②-4)。ただし、指導教員がゼミ形式で行うコース別選択科目の「事例研究」は、不定期の実施として、現職教員とストレートマスターの修学事情に配慮し、昼間でも夜間でも任意に時間を設定できるようにしている。また、この指導教員が、学生の在学期間中を通して、学修や修学上の相談、支援を行っており、各科目の担当教員においては、オフィス・アワーによる学生の質問、学習指導に応じる体制となっている。履修計画の指導については、入学時の新入生ガイダンスにおいて授業の履修計画の説明を行い、指導教員の指導のもとで履修計画を作成している。履修登録の方法については、学生便覧において、履修上の一般的留意事項・履修登録の方法を明確に説明するとともに、その手順を流れ図で分かりやすく示している。また、履修登録は、学生が学内の大学教育情報システムにより行うこととなっているが、書面による届け出も必須としており、この届け出に伴って担当教員による修学上の指導、助言を行っている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

修士課程では、適切な授業時間帯の設定、長期履修制度の実施等により、社会人学生の立場に配慮した教育体制を取っている。また、「昼夜開講コース」での履修と併せて「昼間開講コース」の授業を履修可能となっていることや学生と授業担当教員が日時調整を行い、授業を実施しており、在籍する学生に配慮がなされている。

専門職学位課程では、在学期間を通して指導教員による事例研究(ゼミ形式)を任意の時間に設定することにより、講義の受講可能な時間帯が限られている現職教員にも対応している。

このことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

**観点5-5-⑤：** 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業、面接授業(スクーリングを含む)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当しない。

**観点5-5-⑥：** 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む)に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

#### 【観点に係る状況】

学位論文及び修学の指導・助言を行うため、入学後、各自の研究テーマによって研究指導教員を配置し(資料5-5-⑥-1)、研究指導教員の下で2年間を見通した履修計画を立て、修了までの指導を一貫して行っており、必要に応じて指導補助教員と共同して指導に当たっている。また、各校の教員会議が教育上必要と認めるときは、学生は、他の大学院又は研究所等において、1年を超えない範囲で必要な研究指導を受けることができることとしている(資料5-5-⑥-2)。特に、入学時のガイダンスでは、学位論文の作成、学位授与に至るまでのプロセスについて説明を行っている。なお、学位論文の作成にあたり、適当と認められるときは演奏、作品、教材開

発，実践研究報告等の特定課題研究をもって代えることができるとしている（資料5-5-⑥-3）。

**資料5-5-⑥-1 北海道教育大学学則（抜粋）**

（研究指導教員等）

第50条 学長は，修士課程における授業科目の履修の指導及び研究指導を行うために，学生ごとに研究指導教員を定める。

出典：北海道教育大学学則

**資料5-5-⑥-2 北海道教育大学大学院研究科履修規則（抜粋）**

（修士課程の研究指導）

第6条 修士課程の研究指導は，研究指導教員の指導の下に学位論文の作成等を行うものであって，原則として個人指導とする。

2 北海道教育大学教員会議規則（平成26年規則第27号。以下「教員会議」という。）が教育上必要と認めるときは，学生は，他の大学院又は研究所等において，1年を超えない範囲で必要な研究指導を受けることができる。

出典：北海道教育大学大学院研究科履修規則

**資料5-5-⑥-3 特定課題研究に関わる規定**

**北海道教育大学学則（抜粋）**

（修士課程の修了）

第58条

（中略）

2 修士論文については，適当と認められるときは，特定の課題についての研究の成果をもって代えることができる。

**北海道教育大学学則第58条に関する要項（抜粋）**

第2 学則第58条第2項の適用については，次に掲げるところによる。

(1) 学則第58条第2項に定める特定の課題についての研究の成果とは，演奏，作品，教材開発，実践研究報告等で学位論文に相当する内容を持つと判断されるものとする。この場合において，論文形式をとらないものについては，これに関連する論文を必要とするものとする。

(2) 前号の規定が適用される者は，現職教員等（退職者を含む。以下同じ。）である学生とする。ただし，音楽教育専修及び美術教育専修に所属する現職教員等以外の学生についても，適用するものとする。

出典：北海道教育大学学則及び北海道教育大学学則第58条に関する要項

**【分析結果とその根拠理由】**

学生ごとに研究指導教員を定め，2年間を見通した適切な履修計画に基づき，研究及び学位論文の作成に関する一貫した指導を行っている。また，必要に応じて指導補助教員と共同して指導に当たっている。入学時のガイダンスでは，学位論文の作成，学位授与に至るまでのプロセスについて説明を行っている。

このことから，研究指導，学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され，適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

**観点5-6-①： 学位授与方針が明確に定められているか。**

**【観点到る状況】**

修士課程及び専門職学位課程の学位授与方針は，それぞれ「北海道教育大学大学院教育学研究科修士課程の学位授与の方針」（資料5-6-①-1）「北海道教育大学大学院教育学研究科専門職学位課程の学位授与の方針」（資料5-6-①-2）として定め，学生に身につけさせるべき資質・能力について方針を示している。

**資料5-6-①-1 北海道教育大学大学院教育学研究科修士課程の学位授与の方針**

本学が定める期間在学し，人材養成に関する目的を実現するために設定された授業科目の単位を修得するとともに，学校教育

について、以下のような知識・能力や態度を身につけたと認められる者で、学位論文及び最終試験の審査に合格した者に学位を授与する。

1. 学校教育に関わる各分野における専門的研究を深め、その成果を基盤として、各分野における諸課題を理論的・実践的に深く究明する知識と能力
2. 学校教育の理論と実践に関する、又は教育臨床的アプローチを有効に進めることのできる高度な専門的能力
3. 様々な教育課題に対し、研究的視点をもって対応できる態度と能力

出典：http://www.hokkyodai.ac.jp/faculty/post/master/

資料5-6-①-2 北海道教育大学大学院教育学研究科専門職学位課程の学位授与の方針

本課程では、大学が定める修業年限以上在学し、学校現場における諸課題について、理論と実践に関する高度な専門的能力を身につけ、その教育目的に沿って設定された授業科目（「共通科目」「分野別選択科目」「学校における実習」及び「共通演習」）のうち修了に必要とされる単位を修得した者に、専門職学位「教職修士（専門職）」を授与する。

出典：http://www.hokkyodai.ac.jp/faculty/post/professional/

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院修士課程及び専門職学位課程では、学位を授与するにあたって、学生に身につけさせるべき資質・能力についての方針を明確にし、学位授与の方針として定めている。このことから、学位授与の方針を明確に定めていると判断する。

観点5-6-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準は、修士課程及び専門職学位課程ともに、「北海道教育大学大学院教育学研究科履修規則」第9条（資料5-6-②-1）において、A、B、C、D、Fの5段階評価とし、その評価方法を個々のシラバスに明示している。また、成績評価方法は、各授業科目の授業方法に応じて、小テスト及び定期試験、課題レポート、発表及び討論、提出作品、授業の参加態度、予習・復習の自主的学修態度、出欠席の状況等多様な要素を組み合わせることにより適切に単位認定を行っている。

なお、成績評価基準及び成績評価方法は、学生便覧、各授業科目のシラバスにおける成績評価欄及び入学時のガイダンスにおいて周知を行っている。併せて、指導教員に対しても、「シラバス作成の手引き」を作成・配付して、評価基準を明示することの重要性を確認した上で評価方法の例を示し、厳正な成績評価の実現に努めている（前掲資料5-3-③-1）。

資料5-6-②-1 北海道教育大学大学院教育学研究科履修規則（抜粋）

（成績の評価）

第9条 授業科目の試験の成績は、A、B、C、D及びFの5段階により評価し、A、B、C及びDを合格とし、Fを不合格とする。

2 前項の評価の方法は、別表第1のとおりとする。

3 他の大学等（外国の大学等を含む。）において履修した授業科目の成績の評価は、別表第2のとおりとする。

（中略）

別表第1（第9条関係）

成績の評価	評価の内容
A	特に優秀な成績
B	優れた成績
C	標準的な成績
D	合格と認められる最低の成績
F	不合格



F*	不合格（再試験を認める場合）
I	履修未完了
P	成績評価の延期
<p>注1 「F*」は、試験の結果、やや学修が及ばず不合格になった科目について、再試験を認める場合の評価を示す。次学期に再試験登録を行うことにより、授業への出席を要せず授業担当教員の指定する試験等（課題の提出等を含む。）の結果に基づき、D又はFの評価を行う。</p> <p>2 「I」は、授業期間外に行われる実習、集中講義、不定期講義及び補講等により、成績評価期限までに成績の評価ができない科目を示す。</p> <p>3 「P」は、現職教員等の社会人の履修科目及び教育実践研究で成績評価期限までに成績の評価ができない科目を示す。</p> <p>4 「F*」、「I」及び「P」の成績評価は、次学期の成績提出期限までに行う。なお、現職教員等の社会人の履修科目及び教育実践研究に限り、やむを得ない場合は、「P」の再評価を認める。</p> <p>5 成績証明書の評語は、A及びBを優、Cを良、Dを可として表記する。</p>	

出典：北海道教育大学大学院教育学研究科履修規則

### 【分析結果とその根拠理由】

成績の評価基準は、修士課程及び専門職学位課程ともに、「北海道教育大学大学院教育学研究科履修規則」第9条において、A、B、C、D、Fの5段階評価とし、評価方法は、個々のシラバスに明示するとともに、多様な要素を組み合わせることにより行っている。また、成績評価基準及び成績評価方法は、学生便覧、各授業科目のシラバスにおける成績評価欄及び入学時のガイダンスにおいて周知を行っている。併せて、指導教員に対しても、「シラバス作成の手引き」を作成・配付して、評価基準を明示することの重要性を確認した上で評価方法の例を示し、厳正な成績評価の実現に努めている。

このことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定を適切に実施していると判断する。

### 観点5-6-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

#### 【観点に係る状況】

成績評価は、修士課程及び専門職学位課程ともに、指導教員が個々にシラバスの「成績評価」欄に明示している。教員がシラバスを作成する際に配付している「シラバス作成の手引き」に成績評価の指針を示しており、全学的な成績評価に関する考え方の統一を図っている（前掲資料5-3-③-1）。

#### 【分析結果とその根拠理由】

成績評価の客観性及び厳格性を担保するために、各授業科目のシラバスにおいて評価方法を明記しているほか、指導教員に「シラバス作成の手引き」を配付し、成績評価の指針を示している。

このことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

### 観点5-6-④： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

修士課程は学則第 58 条において、「修士課程の修了には、第 42 条に規定する修業年限以上在学し、第 49 条の規定による授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者で、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。」と定めており、同様に、専門職学位課程についても学則第 59 条に「専門職学位課程の修了には、第 42 条に規定する修業年限以上在学し、第 49 条の規定による授業科目について 46 単位以上を修得しなければならない。学長は、教授会の意見を聴取の上、修士課程及び専門職学位課程の修了を認定する。」と定めている（前掲資料 5-5-②-3）。これらの基準は、学生便覧に掲載しているとともに、入学時のガイダンスや本学ウェブサイトにおいて周知を行っている。

修士課程における学位論文の審査体制は、「北海道教育大学学位規則」第 6 条第 2 項に「審査委員会は、学位論文を提出した学生が所属する専修及び当該学位論文の内容と関連する専修に属する研究科担当教員のうちから、研究指導教員を含む 3 人以上の審査委員をもって組織する。」と定めており（資料 5-6-④-1）、審査基準についても、学位論文及び最終審査に関する審査基準（別添資料 5-6-④-A）を定めている。論文審査は、学生が学位論文審査願に論文 1 編（正本 1 部、副本 2 部）及び論文要旨を添えて、修了年度の指定する日までに学長に提出し、それを審査基準に基づき審査委員会で審査する。審査結果については、当該論文及び最終試験の審査結果を学位論文審査結果報告書及び最終試験審査結果報告書により、審査委員会が学長に報告することとなっている（資料 5-6-④-2）。これらは、学生便覧の規則集に掲載し、周知を行っている。

資料 5-6-④-1 北海道教育大学学位規則（抜粋）

（審査委員会）

- 第 6 条 教授会は、前条第 2 項の学位論文が審査に付されたときは、審査委員会を設置し、学位論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。
- 2 審査委員会は、学位論文を提出した学生が所属する専修及び当該学位論文の内容と関連する専修に属する研究科担当教員のうちから、研究指導教員を含む 3 人以上の審査委員をもって組織する。
- 3 前項の審査委員会には、同項の審査委員のほか、必要に応じて他大学の研究科担当教員を加えることができる。
- 4 審査委員会に委員長を置き、審査委員の互選とする。

出典：北海道教育大学学位規則

資料 5-6-④-2 北海道教育大学学位論文に関する取扱要項（抜粋）

（論文研究題目の届出）

- 第 2 論文を提出しようとする者は、研究指導教員の承認を得て、学位論文研究題目届（別記様式第 1 号）を、修了年度の所定の期日までに、学長に提出しなければならない。

（論文の提出）

- 第 3 論文の審査を受けようとする者は、学位論文審査願（別記様式第 2 号）に論文 1 編（正本 1 部、副本 2 部）及び論文要旨を添えて、修了年度の指定する日までに、学長に提出しなければならない。

（論文の審査）

- 第 4 論文は、学位規則第 6 条に定められた審査委員会で審査するものとする。

（論文及び最終試験の審査結果報告）

- 第 5 審査委員会は、当該論文及び最終試験の審査結果を学位論文審査結果報告書（別記様式第 3 号）及び最終試験審査結果報告書（別記様式第 4 号）により、学長に報告しなければならない。

出典：北海道教育大学学位論文に関する取扱要項

別添資料 5-6-④-A 北海道教育大学大学院教育学研究科修士課程学位論文及び最終試験に関する審査基準

【分析結果とその根拠理由】

修了認定基準は、北海道教育大学学則に修了要件として明確に定めており、学長は教授会の意見を聴取の上、

修了を認定している。また、学位論文の審査体制・審査基準も明確に定めている。これらの基準・審査体制は、学生便覧や入学時ガイダンス及び本学ウェブサイトにおいて周知を行っている。

このことから、学位授与方針に従って、卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って修了認定が適切に実施されていると判断する。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

- 教員養成課程と一体的な大学全体の機能強化を図り、現代社会の多様なニーズに応える人材養成を行うため、新たな教育課程を編成し、国際地域学科及び芸術・スポーツ文化学科を設置した。
- 国立大学改革強化推進補助金により、「グローバル教員養成プログラム」を教員養成課程の札幌校、旭川校、釧路校に開講し、高い英語力と豊かな国際感覚を有し、社会のグローバル化について深く理解し、それに対応した教育活動の先導的役割を担うことができる教員を養成している。
- 教育支援機能及び単位制度の実質化の更なる充実を目的として、平成23年度から大学教育情報システムに出欠管理機能を追加し、全授業の出欠情報を確認することができる。
- 修士課程の一部の授業は、現職教員等の便宜を図る趣旨から、土・日曜日及び長期休業期間中の授業開講や、特に学校臨床心理専攻の授業は、社会人が多いことを踏まえ、夜間開講に重点を置いた昼夜開講制、ベースキャンパスとして対面方式の授業が行われる札幌校を中心とした、旭川校、釧路校及び函館校への双方向遠隔授業を行っている。
- 専門職学位課程では、修士論文に代わるものとして、実践に深く根ざした教職大学院での学びについて、2年間蓄積された「パーソナルポートフォリオ」から、自己の課題解決に必要なものをまとめたマイオリジナルブックを作成している。

### 【改善を要する点】

- 平成24年度実施の学生生活実態調査結果では、学生の自主的な学習時間が少ないことが明らかとなっている。学生の自学習を促す観点から、教員がより一層、シラバスに予習・復習の内容や方法等を記載するとともに、学生に周知を図る必要がある。

基準6 学習成果

(1) 観点ごとの分析

観点6-1-①： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到る状況】

国際地域学科及び芸術・スポーツ文化学科については、平成26年度から開設しており、学年進行中であることから、本観点では、教員養成課程及び当該学科の前身である人間地域科学課程（函館校）、芸術課程（岩見沢校）、スポーツ教育課程（岩見沢校）について、観点到る状況の記載及び分析を行う。

学部及び大学院における平成26年度卒業・修了生の単位取得状況は、学部の教員養成課程で95.2%、人間地域科学課程で88.7%、芸術課程で96.6%、スポーツ教育課程で98.2%、修士課程で99.5%、専門職学位課程で98.8%と、それぞれ高い割合となっている（別添資料6-1-①-A）。

学部では、教員養成課程以外の課程でも教育職員免許等の資格取得を目指す学生が約半数と多く、平均単位取得数は、卒業必要単位である124単位に対して、過去5年間平均で教員養成課程162.1単位、人間地域科学課程144.4単位、芸術課程151.4単位、スポーツ教育課程152.1単位という状況である（資料6-1-①-1）。また、大学院においては、修士課程の修了必要単位である30単位に対して37.1単位（過去5年間）、専門職学位課程の修了必要単位である46単位に対して51.4単位（過去5年間）となっている（資料6-1-①-2）。

平成22～26年度における「標準修業年限内卒業（修了）率」は、学部が88.1～94.5%、大学院修士課程が63.2～77.0%、大学院専門職学位課程が89.5～97.1%であり、「『標準修業年限×1.5』年内卒業（修了）率」は、学部が94.2～97.3%、大学院修士課程が81.2～95.0%、大学院専門職学位課程が95.8～100.0%となっている（資料6-1-①-3）（資料6-1-①-4）。

資格取得に関しては、教育職員、学校図書館司書教諭、学芸員、社会教育主事、社会福祉士を取得することが可能な教育課程を編成している。特に教員養成課程では、各専攻における卒業要件を満たすことにより取得できる教育職員免許状のほか、所定の単位を修得することにより、他の教育職員免許状授与の所要資格を併せて取得することが可能となっている。平成26年度では、卒業生数1,257人に対して、教育職員免許状延べ2,649名、学校図書館司書教諭282名、学芸員29名が資格を取得している（資料6-1-①-5）。大学院では、所属する専修に対応する専修免許状を取得することができ、平成26年度では、修士課程で139名、専門職学位課程で48名が取得している（資料6-1-①-6）。

修士課程では、修士論文発表会、専門職学位課程では、修士論文に代わるものとして、自ら設定した課題について実践に根ざした学びを集積した「自身の研究物語」であるマイオリジナルブック（MOB）を作成しており、マイオリジナルブック（MOB）発表会を開催することにより、学修成果を積極的に公開している。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	過去5年平均
教員養成課程	163.1	163.4	162.8	162.9	158.1	162.1
人間地域科学課程	149.0	148.4	146.1	141.5	136.9	144.4
芸術課程	155.1	149.8	150.3	154.7	146.9	151.4
スポーツ教育課程	154.7	153.5	153.1	147.9	151.5	152.1

出典：教務課資料

## 資料6-1-①-2 大学院修士生の平均単位取得数

修士課程

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	過去5年平均
1年	28.9	25.4	25.7	25.6	26.7	26.46
2年	14.5	8.9	9.3	10.2	10.6	10.7

専門職学位課程

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	過去5年平均
1年	31.6	32.3	32.4	34.5	32.9	32.74
2年	21.8	21	18.1	16	16.6	18.7

出典：教務課資料

## 資料6-1-①-3 学部における標準修業年限内卒業率

標準修業年限内卒業率

$\frac{\text{標準修業年限で卒業した者の数}}{\text{標準修業年限前の入学者数}}$	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
標準就業年限で卒業した者の数	1,199	1,187	1,134	1,152	1,173
標準就業年限前の入学者数	1,316	1,303	1,286	1,219	1,295
標準修業年限内卒業率	91.11%	91.10%	88.18%	94.50%	90.58%

「標準修業年限×1.5」年内卒業率

$A$ のうち、 $(\text{標準修業年限} \times 1.5)$ 年間に $\frac{\text{学位を取得した者の数}}{(\text{標準修業年限} \times 1.5) \text{年前の入学者数}(A)}$	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
「標準就業年限×1.5」年間に学位を取得した者の数	1,315	1,290	1,271	1,257	1,211
$(\text{標準修業年限} \times 1.5)$ 年前の入学者数	1,352	1,338	1,316	1,303	1,286
「標準修業年限×1.5」年内卒業率	97.26%	96.41%	96.58%	96.47%	94.17%

出典：教務課資料

## 資料6-1-①-4 大学院における標準修業年限内修了率

標準修業年限内修了率

$\frac{\text{標準修業年限で修了した者の数}}{\text{標準修業年限前の入学者数}}$	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
標準就業年限で卒業した者の数	修士課程	87	102	77	74	67
	専門職学位課程	33	26	42	43	45
標準就業年限前の入学者数	修士課程	119	140	100	117	93
	専門職学位課程	34	29	44	48	47
標準修業年限内修了率	修士課程	73.11%	72.86%	77.00%	63.25%	72.04%
	専門職学位課程	97.06%	89.66%	95.45%	89.58%	95.74%

「標準修業年限×1.5」年内修了率

$A$ のうち、 $(\text{標準修業年限} \times 1.5)$ 年間に $\frac{\text{学位を取得した者の数}}{(\text{標準修業年限} \times 1.5) \text{年前の入学者数}(A)}$	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
「標準就業年限×1.5」年間に学位を取得した者の数	修士課程	106	98	121	95	95
	専門職学位課程	38	33	28	43	46
$(\text{標準修業年限} \times 1.5)$ 年前の入学者数	修士課程	127	119	140	100	117
	専門職学位課程	38	34	29	44	48
「標準修業年限×1.5」	修士課程	83.46%	82.35%	86.43%	95.00%	81.20%

年内修了率	専門職学位課程	100.00%	97.06%	96.55%	97.73%	95.83%
-------	---------	---------	--------	--------	--------	--------

出典：教務課資料

資料6-1-①-5 各種資格の取得人数（平成26年度 単位：人）

教育職員免許状取得状況

小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		幼稚園		養護教諭		計
1種	2種	1種	2種	1種	1種	2種	1種	2種	1種	2種		
609	63	796	130	765	168	30	46	1	41	0	2,649	

学校図書館 司書教諭※1	学芸員※2
282	29

(※1) 開設校は札幌校、函館校、旭川校、釧路校、岩見沢校  
(※2) 開設校は函館校、旭川校、釧路校、岩見沢校

出典：教務課資料

資料6-1-①-6 大学院における教育職員免許状取得状況（平成26年度 単位：人）

修士課程

小学校			中学校			高等学校		特別支援学校			幼稚園			養護教諭			計
専修	1種	2種	専修	1種	2種	専修	1種	専修	1種	2種	専修	1種	2種	専修	1種	2種	
29	0	0	52	0	1	55	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	139

専門職学位課程

小学校			中学校			高等学校		特別支援学校			幼稚園			養護教諭			計
専修	1種	2種	専修	1種	2種	専修	1種	専修	1種	2種	専修	1種	2種	専修	1種	2種	
9	0	0	21	0	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48

出典：教務課資料

別添資料6-1-①-A 平成26年度卒業生・修了生単位取得状況

【分析結果とその根拠理由】

学部及び大学院における単位取得率は、卒業・修了に必要な単位数よりも大幅に上回る取得単位数であり、「標準修業年限内卒業（修了）率」、「『標準修業年限×1.5』年内卒業（修了）率」についても、それぞれ高い水準を維持している。また、資格取得状況では、平成26年度卒業生数1,257人に対して、教育職員免許状の取得延べ人数が2,649人であることから、1人あたりの取得数が2.1となっており、教員養成大学としての機能を生かした取得数となっている。

このことから、各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から判断して、学習成果が上がっていると判断する。

観点 6-1-②： 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到係る状況】

平成25年度後期に実施した在学生による「授業評価アンケート」（資料6-1-②-1）では、「全体として授業に満足できましたか。」という設問に、63.52%の学生が「非常に満足」「満足」と回答し、満足度は高い水準にある。

平成25年度学部卒業生を対象として実施したアンケートの結果では、教養教育で得た能力・資質の到達度として、「教養科目（日本国憲法、体育、外国語等を含む）により、次のような能力や資質が高まったと思いますか」という設問に対し、「そう思う」「ある程度思う」との回答率が、「幅広い知識や教養」は80.4%、「現代社会の諸問題や学際的テーマに関する知識」は72.6%、「人間や子どもに対する理解」は87.4%、「専門を理解するための基礎的な力」は82.8%、「外国語の能力」は40.7%、「レポートや論文の書き方」は75.8%、「自分の考えを説明したり、発表したりする力」は79.5%であった（資料6-1-②-2）。そのほか、教養教育の満足度では、「教養科目について、満足していますか」の設問に対して「そう思う」19.3%「ある程度そう思う」59.8%と全体の79.1%が満足している（資料6-1-②-3）。専門教育の満足度では、「専門科目（教養科目以外の授業、教育実習を含む）について、満足していますか」の設問に対して「満足している」37.6%「ある程度満足している」55.1%と全体の92%以上が満足している（資料6-1-②-4）。

大学院修士課程修了生を対象としたアンケートでは、「教育目標はどの程度達成されているとお考えですか」の設問に対し、「十分に達成できている」との回答が58.5%、「指導教員の指導法にはどの程度満足していますか」の設問に対し、「満足している」「ほぼ満足している」との回答が88.6%となっている（資料6-1-②-5）。

資料6-1-②-1 平成25年度後期「授業評価アンケート結果」（抜粋）

25後期期末			数						%					
			札幌	函館	旭川	釧路	岩見沢	全体	札幌	函館	旭川	釧路	岩見沢	全体
科目数			28	35	58	22	14	157						
全対象学生数			1378	1411	2041	1068	495	6393						
全回答数			226	480	738	264	189	1897						
回答率			16.40	34.02	36.16	24.72	38.18	29.67						
問	設問	選択肢												
3	全体として授業に満足できましたか。	1:非常に満足	46	109	232	32	57	476	20.35	22.71	31.44	12.12	30.16	25.09
		2:満足	95	177	283	83	91	729	42.04	36.88	38.35	31.44	48.15	38.43
		3:どちらとも言えない	68	157	191	82	34	532	30.09	32.71	25.88	31.06	17.99	28.04
		4:不満	10	29	19	47	6	111	4.42	6.04	2.57	17.80	3.17	5.85
		5:非常に不満	6	5	3	18	0	32	2.65	1.04	0.41	6.82	0.00	1.69
		無回答	1	3	10	2	1	17	0.44	0.63	1.36	0.76	0.53	0.90

出典：平成25年度後期期末授業評価アンケート集計結果

資料6-1-②-2 平成25年度学部卒業アンケート（抜粋）

(1) 教養科目(日本国憲法, 体育, 外国語等を含む)により, 次のような能力や資質が高まったと思いますか?								
	①幅広い知識や教養				⑥外国語の能力			
	そう思う	ある程度 思う	あまり 思わない	思わない	そう思う	ある程度 思う	あまり 思わない	思わない
札幌	36	130	45	10	12	62	92	54
函館	50	157	31	8	27	103	84	32
旭川	63	134	37	5	33	63	95	47
釧路	44	95	27	2	20	35	81	32
岩見沢	24	57	24	4	15	29	45	20
	22.1%	58.3%	16.7%	3.0%	10.9%	29.8%	40.5%	18.9%
	②現代社会の諸問題や学祭的テーマに対する知識				⑦パソコンなどの情報関連機器の操作			
札幌	34	120	56	10	24	102	71	21
函館	42	149	49	6	54	120	60	12
旭川	47	115	70	6	46	78	82	32
釧路	46	95	26	1	25	73	60	10
岩見沢	18	45	41	4	23	51	27	8
	19.1%	53.5%	24.7%	2.8%	17.6%	43.3%	30.6%	8.5%
	③人間や子供に対する理解				⑧レポートや論文の書き方			
札幌	74	116	24	6	65	104	32	18
函館	79	127	32	8	68	127	36	15
旭川	111	107	18	1	88	99	38	14
釧路	78	73	16	1	46	82	33	7
岩見沢	33	58	15	3	23	41	32	13
	38.3%	49.1%	10.7%	1.9%	29.6%	46.2%	17.4%	6.8%
	④専門を理解するための基礎的な力				⑨他人と議論する力			
札幌	52	120	39	8	47	106	51	16
函館	69	137	35	3	36	140	60	10
旭川	75	125	33	5	71	107	43	17
釧路	55	81	27	4	57	85	21	5
岩見沢	46	49	9	5	19	46	33	11
	30.4%	52.4%	14.6%	2.6%	23.5%	49.3%	21.2%	6.0%
	⑤北海道に関する知識や関心				⑩自分の考えを説明したり発表したりする力			
札幌	20	78	99	21	54	113	42	11
函館	40	130	62	14	53	140	46	6
旭川	35	76	103	21	74	116	34	12
釧路	35	66	51	15	56	91	16	4
岩見沢	16	46	40	7	25	54	24	5
	15.0%	40.6%	36.4%	8.0%	26.8%	52.7%	16.6%	3.9%

※小数点以下第2位を四捨五入しているため, 割合の総和が100とならない場合がある。

出典：平成25年度学部卒業生アンケート

資料6-1-②-3 平成25年度学部卒業アンケート（抜粋）

(2) 教養教育について満足していますか				
	そう思う	ある程度 思う	あまり 思わない	思わない
札幌	24	133	41	11
函館	55	150	27	3
旭川	50	120	52	4
釧路	35	104	25	2
岩見沢	17	55	31	1
	19.3%	59.8%	18.7%	2.2%

※小数点以下第2位を四捨五入しているため, 割合の総和が100とならない場合がある。

出典：平成25年度学部卒業生アンケート



## 資料 6-1-②-4 平成 25 年度学部卒業アンケート (抜粋)

(3) 専門教育について満足していますか				
	そう思う	ある程度思う	あまり思わない	思わない
札幌	69	131	16	4
函館	84	138	19	3
旭川	99	128	9	1
釧路	61	96	11	0
岩見沢	58	51	8	1
	37.6%	55.1%	6.4%	0.91

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の総和が100とならない場合がある。

出典：平成 25 年度学部卒業生アンケート

## 資料 6-1-②-5 平成 25 年度大学院修了時アンケート (抜粋)

## 問3 大学院教育について

(1) 大学院は「教育現場の課題に応える実践的な指導力を養成する」ことを教育目標とし、教育課程を編成しています。教育目標はどの程度達成されているとお考えですか。あてはまる番号に○をつけてください。

十分に達成できている	あまり達成されていない	ほとんど達成されていない
55	33	6
58.5%	35.1%	6.4%

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の総和が100とならない場合がある。

## 問4 大学院での指導体制について

(1) 指導教員の指導法にはどの程度満足していますか。

(単位：人)

満足している	ほぼ満足している	どちらともいえない	やや不満である	不満である
60	26	9	1	1
61.8%	26.8%	0.9%	0.1%	0.1%

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の総和が100とならない場合がある。

出典：平成 25 年度大学院修了時アンケート

## 【分析結果とその根拠理由】

在学生による授業評価アンケート結果から、授業に満足している学生が63.52%であることや、卒業生アンケート結果からも、教養教育に対する能力・資質の達成度や教養教育・専門教育に対する満足度について、高い結果が示されている。また、大学院生による修了生アンケート結果において、「教育目標に対する達成度」では「十分に達成できている」が58.5%、「指導教員の指導法に関する満足度」について、「満足している」「ほぼ満足している」が88.6%との結果が示されている。

このことから、学習の達成度や学習の満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から、学習成果が上がっていると判断する。

**観点 6-2-①：** 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

## 【観点到に係る状況】

過去5年間の教育学部教員養成課程卒業生に対する就職率は81.1～85.8%であり、就職希望者に対する就職率は91.8～96.6%である。また、就職先別では、教員の就職希望者に対する就職率は92.6～99.1%、民間企業・公務員等では88.6～91.6%となっている（資料6-2-①-1）。

教員養成課程以外の課程における卒業者に対する就職率は72.8～79.0%であり、就職希望者に対する就職率は85.2～89.3%である。就職先別では、教員の就職希望者に対する就職率は84.4～92.6%、民間企業・公務員等では84.2～90.4%となっている（資料6-2-①-2）。

学部卒業者の平成22～26年度の大学院への進学率は、課程全体で、7.9～10.1%となっている（資料6-2-①-3）。

同様に、過去5年間大学院修士課程修了者に対する就職率は47.2～69.2%であり、就職希望者に対する就職率は81.3～89.3%である。就職先別では、教員の就職希望者に対する就職率は76.6%～97.6%、民間企業・公務員等では75.9%～89.3%である。大学院専門職学位課程修了者については、現職教員を含まない教員就職希望者の就職率は95.7%～100.0%である（資料6-2-①-4）（資料6-2-①-5）。

教員就職者については、北海道・札幌市公立学校教員採用試験における全登録者に占める本学登録者の割合は、平成22～26年度の5年間で平均56.2%（既卒者を含む。）と、半数を占めている（資料6-2-①-6）。

資料6-2-①-1 教員養成課程の就職状況（「教員養成学部調査」資料による）

年度		平成22年度 (H23.3卒業)	平成22年度 (H24.3卒業)	平成24年度 (H25.3卒業)	平成25年度 (H26.3卒業)	平成26年度 (H27.3卒業)
卒業生数		745	719	699	705	760
就職志望者数		671	628	619	648	675
就職者数		626	583	592	595	652
卒業生に対する就職率		84.0%	81.1%	84.7%	84.4%	85.8%
就職希望者に対する就職率		93.3%	92.8%	95.6%	91.8%	96.6%
教員	就職志望者数	517	470	492	472	448
	就職者数	488	443	476	437	444
	就職率	94.4%	94.3%	96.8%	92.6%	99.1%
民間企業 ・公務員 等	就職志望者数	154	158	127	176	227
	就職者数	138	140	116	158	208
	就職率	89.6%	88.6%	91.3%	89.8%	91.6%

出典：教員養成学部調査資料 就職状況調査(平成27年5月1日)

資料6-2-①-2 教員養成課程以外の就職状況

年度		平成22年度 (H23.3卒業)	平成22年度 (H24.3卒業)	平成24年度 (H25.3卒業)	平成25年度 (H26.3卒業)	平成26年度 (H27.3卒業)
卒業生数		499	493	474	475	523
就職志望者数		426	426	415	420	444
就職者数		363	364	357	375	381
卒業生に対する就職率		72.8%	73.8%	75.3%	79.0%	72.8%
就職希望者に対する就職率		85.2%	85.5%	86.0%	89.3%	85.8%
教員	就職志望者数	110	103	90	77	81
	就職者数	97	87	80	65	75
	就職率	88.2%	84.5%	88.9%	84.4%	92.6%
民間企業 ・公務員 等	就職志望者数	316	323	325	343	363
	就職者数	266	277	277	310	306
	就職率	84.2%	85.8%	85.2%	90.4%	84.3%

出典：教員養成学部調査資料 就職状況調査(平成27年5月1日)

資料6-2-①-3 大学院への進学率

年度	卒業生数(a)	大学院進学者数(b)	進学率(b/a)
平成22年度 (H23.3卒業)	1,264	103	8.1%
平成23年度 (H24.3卒業)	1,241	125	10.1%
平成24年度 (H25.3卒業)	1,202	97	8.1%
平成25年度 (H26.3卒業)	1,239	109	8.8%
平成26年度 (H27.3卒業)	1,283	101	7.9%
合計	6,229	535	8.6%

出典：就職状況調査(平成27年5月1日)

資料6-2-①-4 大学院(修士課程)修了者の教員就職状況

年度		平成22年度 (H23.3卒業)	平成22年度 (H24.3卒業)	平成24年度 (H25.3卒業)	平成25年度 (H26.3卒業)	平成26年度 (H27.3卒業)
修了者数		107	125	106	101	91
就職志望者数		75	78	56	70	73
就職者数		61	67	50	62	63
修了者に対する就職率		57.0%	53.6%	47.2%	61.4%	69.2%
就職希望者に対する就職率		81.3%	85.9%	89.3%	88.6%	86.3%
教員	就職志望者数	47	56	40	41	42
	就職者数	36	48	37	40	37
	現職	23	18	24	18	8
	就職率	76.6%	85.7%	92.5%	97.6%	88.1%
民間企業 ・公務員 等	就職志望者数	28	22	16	29	31
	就職者数	25	19	13	22	26
	現職	0	0	0	4	0
	就職率	89.3%	86.4%	81.6%	75.9%	83.9%
その他		3	6	6	7	8

※現職は就職志望者数には含めていません。

出典：教員養成学部調査資料就職状況調査(平成27年5月1日)

資料6-2-①-5 大学院(教職大学院)修了者の教員就職状況(本学集計)

年度		平成22年度 (H23.3卒業)	平成22年度 (H24.3卒業)	平成24年度 (H25.3卒業)	平成25年度 (H26.3卒業)	平成26年度 (H27.3卒業)
修了者数		33	26	44	44	48
就職志望者数		14	15	23	23	24
就職者数		14	15	23	22	22
修了者に対する就職率		42.4%	57.7%	52.3%	50.0%	45.8%
就職希望者に対する就職率		100%	100%	100%	95.7%	91.7%
教員	就職志望者数	13	15	22	23	22
	就職者数	13	15	22	22	22
	現職	19	11	20	21	23
	就職率	100%	100%	100%	95.7%	100%
民間企業 ・公務員 等	就職志望者数	1	0	1	0	2
	就職者数	1	0	1	0	0
	現職	0	0	0	0	1
	就職率	100%	-	100%	-	0.00%
その他		0	0	1	0	0

※現職は就職志望者数には含めていません。

出典：就職状況調査（平成27年5月1日）

資料6-2-①-6 北海道・札幌市公立学校教員採用試験における本学登録者の全登録者に占める割合（既卒含）

年 度	全登録者数(a)			本学の登録者数(b)			全登録者に占める割合(b/a)		
	北海道	札幌市	計	北海道	札幌市	計	北海道	札幌市	計
平成22年度実施	875	235	1,110	511	181	692	58.4%	77.0%	62.3%
平成23年度実施	835	302	1,137	457	214	671	54.7%	70.9%	59.0%
平成24年度実施	804	271	1,075	414	175	589	51.5%	64.6%	54.8%
平成25年度実施	725	241	966	363	148	511	50.1%	61.4%	52.9%
平成26年度実施	825	253	1,078	385	169	554	46.7%	66.8%	51.4%
合 計	4,064	1,302	5,366	2,130	887	3,017	52.4%	68.1%	56.2%

出典：本学集計（平成27年3月2日）

【分析結果とその根拠理由】

過去5年間の学部・大学院における就職希望者に対する就職率は、教員養成課程で91.8%~96.6%、教員養成課程以外の課程で85.2%~89.3%、大学院修士課程で81.3%~89.3%、大学院専門職学位課程で91.7%~100.0%（現職教員含まない）となっている。大学院への進学率についても、課程全体で、7.9%~10.1%となっている。学部卒業者における教員就職では、教員養成課程以外の卒業者においても、教員の就職志望者数に対する就職率が84.4%~92.6%と高い水準を維持しており、北海道・札幌市公立学校教員採用試験において、全登録者に占める本学登録者の割合は、56.2%を占めている。

このことから、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から、学習成果が上がっていると判断する。

観点6-2-②： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

平成21年12月に「教員の資質能力追跡調査事業」として、北海道内に勤務している約5年及び約10年を経過した本学の出身者に、聞き取り調査を実施した。その検証結果から、在学時に大学での勉学で一定以上の成績をあげ、サークル活動やボランティア活動に参加していた人の方が、物事に主体的に取り組むという姿勢が高く、教職に就いてからも活かされているという分析を行っている。

また、平成22年12月に「教員の資質能力の向上に係る基礎的調査」として小学校教員として新規に正規雇用された教員及びその勤務校の学校長や指導担当教員に対して面談等による調査を実施した。その調査結果では、「教師という職業に従事して良かったと思いますか」というアンケート項目に対して、教員の約95%が「とてもそう思う」「どちらかというと思う」と回答している。また、小学校長等からは、「大学で学んできた「授業力」がついている」「専門知識をしっかりとっており、学ぼうとする姿勢がある」「授業への関わりを大学で学んできたためか、授業をつくるという大切な思いが本人の中にできている」などの評価が得られている。

本学では、これらの教員等から収集されたデータに基づいて、カリキュラムや実践的な指導体制を再検討し、学校現場の意見を踏まえて、カリキュラム改善の課題としている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

平成 21 年度の「教員の資質能力追跡調査事業」及び平成 22 年度の「教員の資質能力の向上に係る基礎的調査」から、大学の授業等で学んだ内容の有用性については高い評価を得ている。

このことから、卒業生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっていると判断する。

### (2) 優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

- 教員就職者について、北海道・札幌市公立学校教員採用試験における全登録者に占める本学登録者の割合は、平成 21～25 年度の 5 年間で平均 56.2%（既卒者を含む。）と、半数を占めている。
- 教育職員，学校図書館司書教諭，学芸員，社会教育主事，社会福祉士を取得することが可能な教育課程を編成している。

#### 【改善を要する点】

- 学部卒業生に対する卒業生アンケート結果において、「教養科目における能力や資質が高まったと思いますか」の設問に対する「外国語の能力」について、「そう思う」「ある程度思う」との回答が 40.7%であったことから、今後この結果を踏まえて改善を行う必要がある。

## 基準 7 施設・設備及び学生支援

### (1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①: 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

#### 【観点到係る状況】

本学の土地・校舎面積は、大学現況票のとおりであり、本学の収容定員（学部 4,790 人 大学院 360 人 養護教諭特別科 40 人）に対して、大学設置基準第 37 条及び 37 条の 2 に定められた校地・校舎面積を確保した上で、各校にそれぞれ講義室、各種実験・実習室、体育館等を整備している。また、教員養成大学として、教育研究活動を展開する上で必要な附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校を整備している。

施設・設備について、第 2 期中期目標・中期計画や国の施設整備に係る施策を踏まえ、各校の現況の課題やニーズを整理し、長期的な方向性を示すため、平成 22 年度にキャンパスマスタープラン 2010 を策定（別添資料 7-1-①-A）し、施設・設備の整備に取り組んでいる。当該計画に基づき、耐震化改修や老朽化改善といった安全・安心な教育環境の整備をはじめ、平成 26 年度の学科設置に対応する施設整備のため、函館校のマルチメディア国際語学センター、岩見沢校の地域文化活動棟やスポーツ棟（第 3 体育館）の新営といった多様化する新たな教育研究活動に必要な施設の整備を行った。さらに、学生のニーズを把握するための「学生生活実態調査」を 3 年に一度（前回は平成 24 年度）実施して、その結果等に基づき、学生寄宿舎の改修、トイレの改修、講義室への冷暖房設備の設置のほか、情報基盤の充実による教育研究の向上を目的とし、食堂等の共用スペースへの民間事業者による Wi-Fi スポットの設置を行っている。

講義室の利用状況は、通常の授業に加えて、学生の課外活動や各種セミナー（就職ガイダンス等）にも利用しており、全学の講義室面積計 8,723 m<sup>2</sup>のうち、稼働率 61%~80%が 4,394 m<sup>2</sup>、81%以上が 3,092 m<sup>2</sup>であり、稼働率 60%超の面積は 85.82%となっている（資料 7-1-①-1）。

施設の耐震化対策については、昭和 56 年以前建設の全建物（104,693 m<sup>2</sup>、附属学校を含む。）について、平成 25 年度末に開始となった 11,098 m<sup>2</sup>の耐震化改修事業（外部資金／施設整備費補助金（文部科学省））により、平成 27 年 5 月、全ての耐震化対策が完了した。

バリアフリー対策としては、各校の主要な建物にエレベーターや多目的トイレ、自動ドアを設置しているほか、車椅子での入構を可能とするスロープを整備（資料 7-1-①-2）しており、大規模改修と併せて整備する等、今後も計画的なバリアフリー対策を進める予定である。また、平成 21 年度に受審した大学機関別認証評価で「図書館の一般開架書架への車椅子での移動などについては、バリアフリー化が十分になされているとはいえない。」との指摘を受け、旭川館では、2階入口にインターフォンを設置し（平成 24 年度）、図書館職員が付き添い、館外エレベーターを利用して3階別入口を解錠の上、3階一般開架書架への移動を可能とした。また、校舎内館外エレベーターを増設し（平成 26 年度函館校、平成 27 年度函館校・岩見沢校予定）、別棟から図書館入り口へ車椅子で移動できる経路を増やす等、バリアフリー化を進めている。なお、図書館入口と異なる階にある一般開架書架（札幌・釧路・函館館）への移動は、図書館職員等が介助を行っている。

夜間における校舎利用は、学部、大学院共に 21 時まで講義室や演習室等において授業を実施しており、冬季間の採暖は、授業の実施に合わせ、曜日により 17 時又は 19 時まで集中暖房による採暖を、以降は余熱による採暖としているが、当該採暖時間帯以外での授業については、個別暖房の使用により対応している。

安全・防犯面への配慮として、不特定多数が往来する通行者の危険防止、夜間の防犯を目的とし、平成 25 年度に LED 式の外灯を函館校及び釧路校の敷地内へ各 2 基新設した他、平成 23 年度に札幌校、旭川校、釧路校及び函館校の学生寄宿舍、平成 24 年度に釧路校の校舎内に、それぞれ防犯カメラを設置した。今後、キャンパスマスタープランに基づく老朽化建物の機能改善に係る大規模改修時に、外灯設備の更新・増設を当該工事と併せて計画・施工することにより、順次整備を進める予定である。

資料 7-1-①-1 講義室稼働率調査

(1) 講義室の稼働率 (カリキュラム上)

	稼働率ごとの面積 (㎡)				
	~20%	21~40%	41~60%	61~80%	81%~
札幌校	0	238	903	459	0
函館校	0	161	655	1,163	71
旭川校	0	0	847	499	806
釧路校	0	43	433	873	0
岩見沢校	0	0	673	642	257
合計	0	442	3,511	3,636	1,134
(分布)	(0.00%)	(5.07%)	(40.25%)	(41.68%)	(13.00%)

(2) 講義室の稼働率 (カリキュラム外の稼働含む)

	稼働率ごとの面積 (㎡)				
	~20%	21~40%	41~60%	61~80%	81%~
札幌校	0	0	397	1,044	159
函館校	0	0	108	801	1,141
旭川校	0	0	119	1,227	806
釧路校	0	0	43	692	614
岩見沢校	0	0	570	630	372
合計	0	0	1,237	4,394	3,092
(分布)	(0.00%)	(0.00%)	(14.18%)	(50.37%)	(35.45%)

(1)と(2)の増減比

面積	±0	△442	△2,274	+758	+1,958
(分布)	(±0.00%)	(△5.07%)	(△26.07%)	(+8.69%)	(+22.45%)

出典：平成 27 年度国立大学法人等施設実態報告

資料 7-1-①-2 バリアフリー対策状況

	エレベーター	身障者用 トイレ	自動ドア	スロープ	身障者用 駐車場	サイン 案内表示
札幌校	2(1)	3(1)	10(1)	4	1	2
函館校	2(1)	5	6	11(1)	0(1)	2
旭川校	4	6	7	7(2)	1(1)	1
釧路校	6	3	6	4(1)	1	1(1)
岩見沢校	4(1)	5	14	4	2	1
合計	18(3)	22(1)	43(1)	30(4)	5(2)	7(1)

注 1. ( ) 内は、今後の整備予定数

注 2. 旭川校と釧路校のエレベーターには、階段昇降機 (各 1 台) を含む。

出典：平成 27 年度国立大学法人等施設実態報告

別添資料 7-1-①-A キャンパスマスタープラン 2010

【分析結果とその根拠理由】

本学は、大学設置基準を満たす施設・設備を整備した上で、講義室については、稼働率60%を超える割合が85.82%であり、有効に活用されている。また、平成27年5月をもって耐震化が完了し、計画的なバリアフリー化を進めている。

このことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備の整備及び有効活用がなされており、安心・安全に配慮した施設整備を進めていると判断する。

観点7-1-②： 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点到に係る状況】

各校並びに附属学校（園）を結ぶネットワークを整備し、情報リテラシー教育等に対応できるコンピュータ室を複数有している。加えて、各校の附属図書館にも学生が自由に使用できる端末を備えている（資料7-1-②-1）。附属図書館の閲覧室には、学内無線LANのアクセスポイントを設置している。また、各校を接続して同時に授業を行うための双方向遠隔授業システムをそれぞれ3室（うち1室は高度教職実践専攻（教職大学院）専用室）を整備しており、授業の便宜及び交流の推進に努めている。

修学支援のため、「大学教育情報システム（資料7-1-②-2）」を導入整備し、すべての学生が「大学教育情報システム」経由で履修登録を行っている。教職実践演習の開設に伴う「電子ポートフォリオ」機能の追加（平成22年度）、スマートフォンからのアクセスを可能とする（平成26年度）等のバージョンアップを行っている。また、平成23年度から出席確認用ICカードリーダーを導入し、運用している。

「国立大学法人北海道教育大学情報システム基本規則」に基づく各種要項やガイドラインを整備し、学生に対して、「情報機器の操作」の授業や大学教育情報システムで周知を図るとともに、ソフトウェアの適正な管理についても、新入生ガイダンス等で周知を行っている。

「平成25年度卒業生アンケート」の「7. パソコンなどの情報関連機器の操作」の能力が高まったと感じるかという問いに、60.9%の学生が「そう思う」「ある程度思う」と回答している（前掲資料6-1-②-2）。教員については、平成24年度に実施した「ICTを活用した教育方法に関する調査」から、多くの教員が、教室にPCを持ち込みプロジェクターあるいはTVを利用して、授業を実施していることがわかる（資料7-1-②-3）。

資料7-1-②-1 パソコン利用可能台数等（図書館、その他）

	図書館（台）	コンピュータ室（台）
札幌校	20	132
函館校	12	219
旭川校	17	114
釧路校	19	107
岩見沢校	14	66

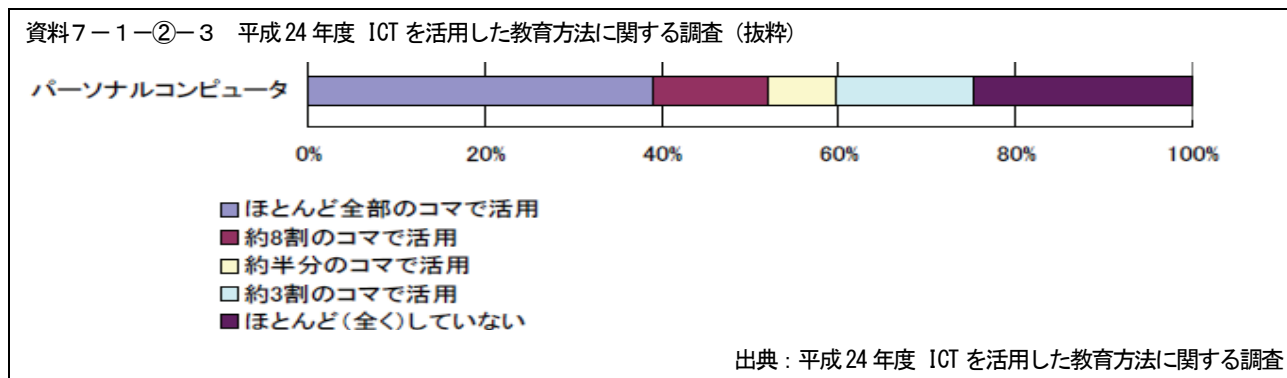
（平成27年4月現在）

出典：附属図書館、情報化推進室資料

資料7-1-②-2 大学教育情報システム

<https://eis.sap.hokkyodai.ac.jp/up/faces/login/Com00501A.jsp>





#### 【分析結果とその根拠理由】

学内 LAN 環境，双方向遠隔授業システム，無線 LAN，大学教育情報システムが整備されており，学生の調査結果から，60.9%の学生が情報関連機器の操作に関する能力が高まったと回答している。

このことから，教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境を整備し，有効に活用していると判断する。

#### 観点7-1-③： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

##### 【観点到る状況】

本学附属図書館は，札幌館，旭川館，釧路館，函館館及び岩見沢館の5館で構成されており，全館合わせて蔵書数約100万冊，所蔵雑誌数約3万1千タイトルを有し，教員養成大学として各館とも幅広い分野の資料を収集し提供している。また，ILL（図書館間相互貸借）システムにより，他館の図書資料や雑誌論文のコピーを取り寄せて利用することが可能となっており，他館で収集した資料を有効に活用できるようになっている。

全館，原則として年末年始（12月29日～1月3日）・入学試験期間等を除いて通年開館を実施しており，開館時間は平日8時30分から22時まで（岩見沢館は21時まで），土・日・祝祭日は10時から17時までとし，授業時間外においても学生等の利便性を考慮した開館体制を実施している。

蔵書の内訳は，教育関連の社会科学分野資料は全蔵書の約28%を占めており，特色あるコレクションとして，現行検定制度以前を含む教科書約10万冊及び北海道内の小中学校の記念誌等を含む教育資料類を所蔵している。電子資料としては，オンラインデータベース（ERIC，PsycINFO，新聞記事DB），電子ジャーナル（ScienceDirect 等約4千7百タイトル），電子ブック（eBook Library 等約3千7百冊）を提供している。さらに，ビデオテープ，CD，DVD等の視聴覚資料約1万6千タイトルを所蔵し，視聴覚機器を設置した館内の視聴覚コーナー（室）等で閲覧可能となっている（別添資料7-1-③-A）。また，平成23年3月に資料収書方針を定め，それに基づき各構成館の収書委員会による収書体制を構築し，系統的な収集を行っている（資料7-1-③-1）。

所蔵する資料は，データベース化したオンライン蔵書目録（OPAC）を作成するとともに，利用しやすいようにNDC（日本十進分類表）で分類・整理しており，平成25年度に図書館情報システムを更新し，OPACの機能向上を図り，速やかな学術情報資料の提供に努めている。OPACを始め，電子資料等の学術情報の検索等のために，情報検索用パソコンを全館に79台（札幌館20台，旭川館14台，釧路館19台，函館館12台，岩見沢館14台）設置している。さらに，設置パソコン以外にも，利用者がノート型パソコンを館内に持ち込み閲覧席で利用できるように全館学内無線LANの使用を可能としている。

図書館の利用促進を図る取組として，平成22年12月から自動貸出返却装置を全館に導入し，図書の貸出返却手続の自動化を図り，貸出冊数の約半数が利用者自身で貸出手続きを行っている。また，平成23年7月から図書館学

生サポーターと協働し、附属図書館活性化プロジェクト（読書会、ビブリオバトル、書評コンテスト、図書展示、選書活動等）を実施している。最新の附属図書館利用統計（平成25年度分）では、入館者数は延べ約27万4千人、図書貸出冊数は延べ約10万2千冊であり、ここ5年間の貸出冊数の推移状況は、増加傾向にある（資料7-1-③-2）。電子ジャーナルの利用状況は、最近4年間で見ると毎年約5%~20%の割合で閲覧件数が増加している（資料7-1-③-3）。

資料7-1-③-1 北海道教育大学附属図書館収書方針（抜粋）

（基本方針）

第1 収書に当たっては、次の事項について留意するものとする。

- (1) 学部、大学院及び別科（以下「学部等」という。）のカリキュラム並びに学部等の目指す人材養成に役立つ資料を収集する。
- (2) 蔵書構成・研究動向に留意しつつ、長期的展望に立って広く体系的に資料を収集する。
- (3) 特定の主義・主張、思想・信条に偏らず幅広く均衡のとれた収集を行う。
- (4) 情報媒体の多様化及び紙媒体の廃止・代替等による新しいメディアの資料については、各分野の資料要求、利用頻度、経済性、耐用年数等を考慮した上で積極的に収集する。
- (5) 高額資料の収集に当たっては、重複購入を避ける等、予算の効率的な執行に務める。
- (6) 地域社会への貢献も考慮した資料を収集する。

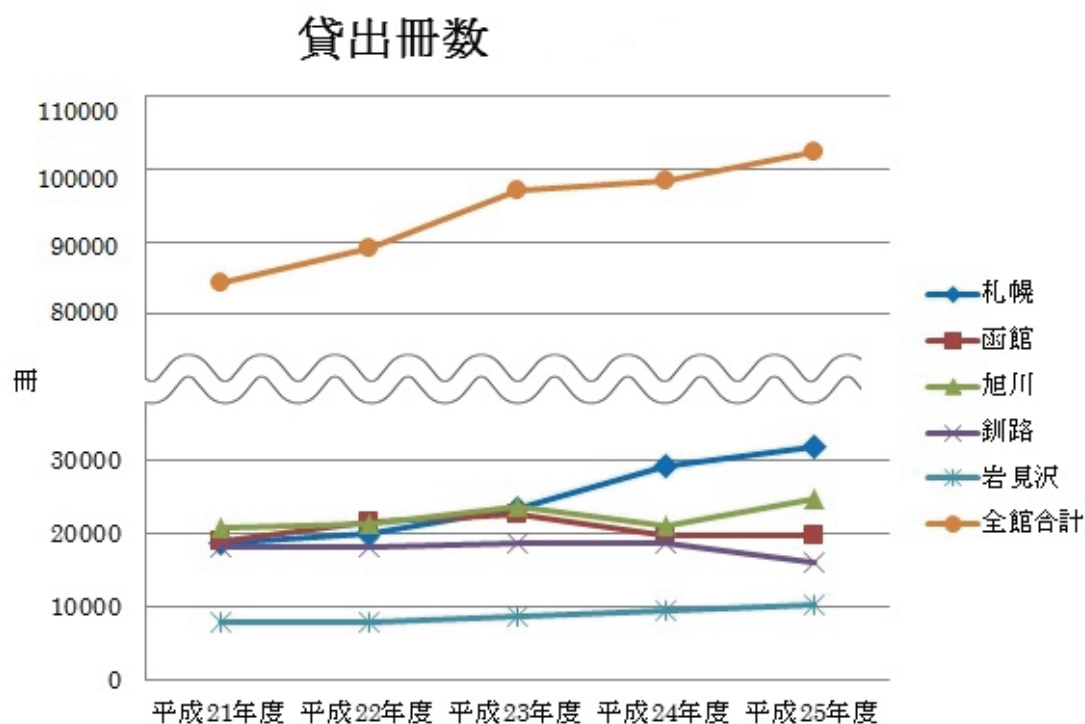
（収書体制）

第2 収書に当たっては、各構成館に収書委員会を置き、各キャンパスの特色に応じた構成館収書方針及び収書計画を策定して行うものとする。

- 2 収書委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 構成館長
  - (2) 構成館運営委員会委員
  - (3) 図書館職員 若干人
  - (4) 構成館長が必要と認めた者 若干人

出典：北海道教育大学附属図書館収書方針

資料7-1-③-2 附属図書館利用状況



出典：北海道教育大学附属図書館概要から作成

## 資料 7-1-③-3 電子ジャーナル利用統計

## ★電子ジャーナル別全文閲覧件数

電子ジャーナル (出版社)	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
EBSCOhost : General Science Collection (EBSCO 社)	17	37	36	19	8	11
EBSCOhost : Professional Development Collection (EBSCO 社)	74	227	232	250	216	161
SpringerLink (Springer 社)	1,577	1,153	1,520	1,876	2,068	2,288
ScienceDirect (Elsevier 社)	2,736	3,368	4,420	5,392	5,615	6,401
合 計	4,404	4,785	6,208	7,537	7,907	8,861

出典：学術情報室作成資料

## 別添資料 7-1-③-A 北海道教育大学附属図書館概要 (平成 26 年度)

## 【分析結果とその根拠理由】

平成 23 年 3 月に定めた資料収書方針に基づいた収書体制を整備し、蔵書目録 (OPAC) を作成し、資料の検索・利用に役立つよう整理している。また、全館、原則として年末年始、入学試験期間等を除き通年開館を実施するとともに、平日以外に土日祝祭日も開館することと併せて、利用者の利便性向上のため、全館に自動貸出返却装置を導入したことで、図書の貸出冊数や電子ジャーナルの閲覧件数が増加傾向にある。

このことから、教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しており、有効に活用していると判断する。

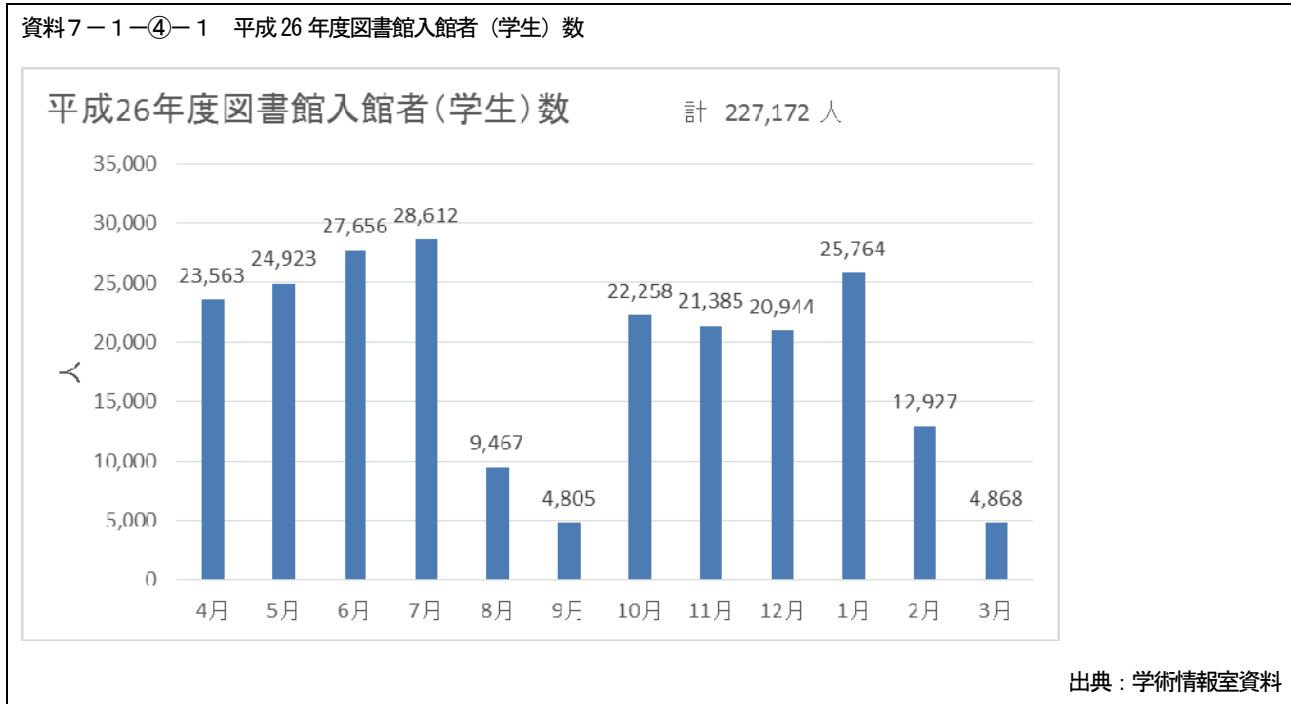
## 観点 7-1-④： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

## 【観点に係る状況】

各校に自主的学習等、学生 (院生等を含む。以下同様) が自由に使用できるスペースを整備している (別添資料 7-1-③-A)。各校の教室 (20~280 人規模) が 8~20 室あり、授業で使用していない場合は、学生の申請に基づき、自由に利用できる (附随設備を含む) ようにしている。

上記以外の学習施設として、図書館があり、閲覧スペースの他に札幌館及び釧路館にはグループ学習室を設置し、閲覧室での学内無線 LAN 接続を可能にする等、「学生が自ら学ぶ学習の場」となるよう工夫している。図書館の利用状況 (平成 26 年度) は、学生入館者数が延べ 227,172 人であり、グループ学習室の利用者数は札幌館 899 人、釧路館 358 人である (資料 7-1-④-1)。これら図書館の環境 (建物・照明等) に関する学生の満足度は、「満足」と「ほぼ満足」を合わせて各項目 90%以上を示している (資料 7-1-④-2)。

また、情報ネットワーク及び情報機器の利用促進の観点から、学生が自由に使用できるパソコンを各校のパソコン教室等に整備 (前掲資料 7-1-②-1) しており、授業時間を除き 21 時まで使用可能としている。学部 3 年生以上になると、上記のパソコンに加えて、各専攻の演習室や実験室に整備されているパソコン等も自由に学習・研究に使用できるようにしている。



資料7-1-④-2 平成27年度図書館利用者アンケート調査実施報告書

Q. 5 あなたは、現在の図書館の環境(建物・照明・雑音・閲覧席等)についてどう思いますか。

		満足	やや満足	やや不満	不満	計
建 物	人 数	491	321	46	20	878
	割 合	55.9 %	36.6 %	5.2 %	2.3 %	100.0 %
照 明	人 数	587	255	29	3	874
	割 合	67.2 %	29.2 %	3.3 %	0.3 %	100.0 %
静 け さ	人 数	549	263	46	14	872
	割 合	63.0 %	30.2 %	5.3 %	1.6 %	100.0 %
閱 覧 席	人 数	470	333	52	9	864
	割 合	54.4 %	38.5 %	6.0 %	1.0 %	100.0 %
視 聴 覚 コーナ-	人 数	453	350	20	16	839
	割 合	54.0 %	41.7 %	2.4 %	1.9 %	100.0 %
情 報 検 索 コーナ-	人 数	464	348	26	8	846
	割 合	54.8 %	41.1 %	3.1 %	0.9 %	100.0 %
資料の 配置・配列	人 数	446	360	43	9	858
	割 合	52.0 %	42.0 %	5.0 %	1.0 %	100.0 %
案内表示等	人 数	469	354	20	3	846
	割 合	55.4 %	41.8 %	2.4 %	0.4 %	100.0 %

出典：平成27年度図書館利用者アンケート調査実施報告書

【分析結果とその根拠理由】

附属図書館をはじめ、自主的学習スペースやパソコン等の整備等環境整備を行っており、図書館環境に関しては、延べ227,172人の学生が図書館を利用し、図書館利用者アンケートの結果から各項目90%以上の学生が「満足」「やや満足」と回答しており、満足度の高い環境を整備している。

このことから、自主的学習環境を十分に整備し、効果的に利用していると判断する。

観点 7-2-①： 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到に係る状況】

学部では、入学後の2日間で全体ガイダンス及び専攻等ガイダンス、大学院では専攻（又は専修）ガイダンスを実施し、学生便覧に基づいた履修要領、単位修得方法、教育職員免許状及び各種資格の取得について説明している（資料7-2-①-1）。専攻等ガイダンスでは、履修指導、担当教員の紹介、教育職員免許、分野への所属のルール等について説明している（資料7-2-①-2）。キャンパスによっては、学部入学生のガイダンスの一環として、課程（又は専攻）単位で5月下旬までに宿泊を伴う新入生合宿研修を実施し、専攻の内容に応じた施設訪問、学生同士や教員との交流を通して、修学意識の涵養や連帯感の育成等を図っている。

履修登録時には、履修計画立案のための履修モデルを提示した上で、学生が記入した履修科目登録票を学生指導教員が確認、指導助言の後、署名をする。これに基づいて、学生がウェブ上の大学教育情報システムで履修登録を行っている。学生指導教員は、履修登録に係る助言を含む指導助言内容を大学教育情報システムの学生プロフィールに書き込み、指導助言の履歴を蓄積している。また、学生は、学生指導教員だけではなく「学生なんでも相談室」に履修相談をすることが可能であり、学習を進める上での支援体制を構築している。

資料7-2-①-1 本学学生便覧目次：学部（抜粋）、大学院学生便覧（抜粋）

第2 教育課程 I 教育課程の編成 II 卒業要件 第3 履修要領等 I 授業について 1. 学期・授業期間 2. 授業の方法及び単位の計算方法 3. 授業形態 4. 授業時間 5. 休講 II 授業科目の履修、単位認定等について 1. 履修登録 2. 試験 3. 成績評価 4. 単位の授与・単位認定等の通知 5. 感染症により欠席した場合	III GPA制度、CAP制について 1. GPA制度 2. CAP制 IV シラバスについて V 修学指導について 1. 学生指導教員 2. オフィス・アワー VI 履修上の留意事項等 1. 教育実習 2. 介護等体験 3. 卒業研究 VII 本学各校間における授業科目の履修について VIII 他大学等における授業科目の履修について 1. 入学前の既修得単位等の認定 2. 他大学等における授業科目の履修等	目次（大学院） 2 履修要領等 (1) 履修要領等 (2) 取得可能な専修免許状の種類 (3) 専修免許状の所要資格取得の方法 (4) 各種資格の取得方法
--	---	--

出典：本学学生便覧目次：学部（抜粋）、大学院学生便覧（抜粋）

資料7-2-①-2 平成26年度札幌校養護教育専攻新入生ガイダンス資料

履修計画

<前期>							<後期>							2014/4/7現在		集中講義、不定期開講科目等
校時	月	火	水	木	金		校時	月	火	水	木	金				
1 学 年	1	日本国憲法A	体育	外コミIE	発達と学習A	英語IE	1	b	体育	外コミIE	発達と学習B	英語IE				・解剖学(前期)
	2	大学入門ゼミ	b	外コミIF	C教職(教育実践科目)	情報機器の操作	2	b	b	外コミIF	教育の基礎と理念C	b				・栄養・生理・解剖学実験I(前期)
	3			栄養学I*	C	教職論	3	h 専攻		微生物学・免疫学I	栄養学II*	C				・基礎実習(前期)
	4	生理学I			C		4	h 専攻								・病理学(後期)
	5						5									※生理学II(後期)は未定
2 学 年	1	b・初等〇〇	b	b・初等〇〇	特別活動の指導法A,B	b・初等〇〇	1	b・小中〇教育法	b	b・小中〇教育法	教育の制度と社会(小学校教員と卒業生)	b・小中〇教育法				・微生物免疫学実験I(前期)
	2	b・初等〇〇	疫学統計学	b・初等〇〇	教育課程と教育方法A,B	b・初等〇〇	2	b・小中〇教育法	b	b・小中〇教育法	生徒理解と生徒指導	b・小中〇教育法				・養護実践I,II(前期)
	3	基礎看護学	薬理学概論	中学校保健科教育法I	学校保健I		3	実践看護学	専攻科目	中学校保健科教育法II	養護概説II					※生徒指導・進路指導の理論と方法は未定
	4	公衆衛生学I	微生物学・免疫学II	衛生学	学校カウンセリング		4		学校保健II		衛生・公衆衛生学実験I					・公衆衛生学II(後期)
	5		初等生活		養護概説I		5		小学校生活科教育法		衛生・公衆衛生学実験I					
3 学 年	1	初等〇〇 h 専攻	h 専攻	初等〇〇 h 専攻		初等〇〇 h 専攻	1	小中〇教育法 h 専攻	h 専攻	小中〇教育法 h 専攻		小中〇教育法 h 専攻				・看護技術演習(後期)
	2		h 専攻	初等〇〇 h 専攻	c	初等〇〇 h 専攻	2	小中〇教育法 h 専攻		小中〇教育法 h 専攻	c	小中〇教育法 h 専攻				・臨床実習I・II(後期)
	3	専攻科目	中学校保健科教育法III	救急処置	看護実習		3	h 専攻	高校保健科教育法I							・公衆衛生学実習(後期)
	4	精神保健	学校看護学		"		4	h 専攻	健康相談活動							・小児看護学(後期)
	5	小児医学		臨床医学I	"		5			臨床医学II						・教育実習(中学校)
	6						6									
4 年 生	◆各ゼミごとの演習等I(担当教員によって異なる。前期履修登録)															
◆各ゼミごとの演習等II(担当教員によって異なる。前期履修登録)																・養護活動(前期)
																・教育実習(小学校、中学校)
																・教職実践演習D(養護教諭)
																・教職実践演習M(教諭)

出典：平成26年度札幌校養護教育専攻新入生ガイダンス資料

【分析結果とその根拠理由】

学部では、入学後の2日間で全体ガイダンス及び専攻等ガイダンス、大学院では専攻(又は専修)ガイダンスを実施することに加え、履修科目登録票を学生指導教員がチェックすることで、学生がスムーズに修学できる環境を整備している。

このことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

観点7-2-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

各学期の授業評価アンケートや3年ごとの「学生生活実態調査」(資料7-2-②-1)等を実施し、学生のニーズを把握している。成果として、交換留学をあきらめる要因の30%を占めていた費用の問題に対応するため、「北海道教育大学授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則」及び「北海道教育大学留学による授業料免除に関する申合せ」を制定し、留学生に対する授業料免除制度を導入した(資料7-2-②-2)。結果、平成25年度から平成26年度で、延べ47人がこの制度を利用している。また、学生指導教員制度やオフィス・アワー制度、「学

生なんでも相談室」の設置等により、多様な相談窓口を用意し、学生便覧等で周知の上、学生ニーズの汲み上げを図っている（資料7-2-②-3）。

オフィス・アワーの時間帯の一覧を学生に示すとともに、大学教育情報システム上や電子メールによって、学生指導教員や履修科目担当教員に質問や相談を行えるようにしている。「学生なんでも相談室」では修学・進路相談が平成25年度は72件、平成26年度は37件となっている。また、経済・生活・課外活動・対人関係・精神的相談等、修学・進路以外の様々な相談に対応することにより、学生生活を支援している（資料7-2-②-4）。

特別な支援を必要とする学生に対しては、カリキュラム委員会等を中心に個々の障害の状況により対応している。具体的には、「サポート委員会」を設置するなどして、学生本人の状況や意向などの把握に努め、学生や学外のボランティアによるノートテイクの設置（平成26年度においては、聴覚障害の学生1人に対して、ノートテイク、パソコンテイク及び文字起こしの実施、肢体不自由の学生3人に対して、使用教室配慮、実技・実習配慮等を実施）、設備面の整備などの支援を行っている。

外国人留学生は、平成27年4月現在、学部生、大学院生、研究生、特別聴講学生（交換留学生）として、合計13カ国・地域、87人が在籍している（資料7-2-②-5）。交換留学生については、日本語教育支援の充実を図るため、最初の半期は札幌校内の国際交流・協力センターにおいて、集中的に日本語教育を行い、後半の半期は、各校の交換留学専門プログラムを受講させている。また、各校では、留学生に対し、チューターを配置し（資料7-2-②-6）（資料7-2-②-7）、講義や論文作成などの各種支援を実施している。交換留学生に対しては、日本語や日本文化関係の科目を開設（平成25年度50科目、平成26年度54科目開設）し、教育内容の充実に努めている。

大学院への入学者は社会人が多いため、昼夜開講制度を実施している。さらに、やむを得ない事情（現職教員、介護など）の場合、最大4年の修業年限を認める長期履修制度を全国でも早期に導入した（資料7-2-②-8）。

#### 資料7-2-②-1 学生生活実態調査

<http://www2.hokkyodai.ac.jp/pdf/2012gakuseijittataichosa.pdf>

#### 資料7-2-②-2 学生のニーズの対応した具体例

##### 北海道教育大学授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則（抜粋）

（留学による免除）

第11条の2 北海道教育大学学則（平成26年学則第1号）第65条に規定する留学（以下「留学」という。）をした学生が修業年限を超えて在学する場合、当該留学により修業年限を超過する期間のうち、修業年限を超過したときから1年以内の期間について、授業料を免除することができる。

2 前項に定める授業料の免除は、年度を前期及び後期の2期に分け各期ごとに許可するものとし、免除の額は、原則として各期分の授業料の全額とする。

3 第1項に規定する授業料の免除の実施に関し必要な事項は、別に定める。

出典：北海道教育大学授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則

##### 北海道教育大学留学による授業料免除に関する申合せ（抜粋）

（趣旨）

第1 北海道教育大学授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則（平成16年規則第34号。以下「規則」という。）第11条の2第3項の規定に基づき、規則第11条の2第1項に規定する留学（以下「留学」という。）による授業料免除の実施に関し、必要な事項を定める。

（免除対象者）

第3 授業料免除の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 外国の大学又は短期大学に6月以上（国際交流協定に基づき留学した場合は、当該協定に定める期間）留学した者（以下「留学生」という。）

(2) 留学により修業年限を超えて在学することに相応な理由があると認められる者

(3) 北海道教育大学入学料及び授業料免除等選考基準（平成16年5月7日制定）第6から第9に規定する学力基準のうち、該当す

る学力基準を満たした者

2 留学生には、申請時に留学中又は留学が決定している者を含むものとする。

出典：北海道教育大学留学による授業料免除に関する申合せ

当該制度による授業料免除の採択者数等

	平成 25 年度前期		平成 25 年度後期		平成 26 年度前期		平成 26 年度後期	
学部	9 人	2,411 千円	9 人	2,411 千円	11 人	2,947 千円	12 人	3,215 千円
修士課程	1 人	260 千円	2 人	521 千円	3 人	781 千円	1 人	260 千円

出典：学生課資料

資料 7-2-②-3 平成 27 年度学生便覧（旭川校）（抜粋）

V. 就学指導について

1. 学生指導教員

学生に対する適切な修学指導を行うため、個々の学生について、学生が所属する専攻の教員が学生指導教員となり、学生の修学指導に責任を持ち、入学時から卒業まで継続的に指導する体制をとっています。

学生指導教員は、以下に示すような役割を担うほか、恒常的に学生の修学に関して適切な指導・助言を行うこととしています。

- ・学生の履修登録状況及び成績を絶えず把握し、必要な指導・助言を行う。
- ・学生が行う履修登録、履修登録の変更、履修取消申請、休学や病気等やむを得ない事由による履修取消申請に承認を与える。
- ・学生の休学、退学、留学、転校、転専攻・コース、転学等身分異動に関して指導・助言を行い、願い出に承認を与える。

2. オフィス・アワー

オフィス・アワーとは、教員（非常勤講師を含む。）が各研究室等において、学生からの履修相談や授業に関する質問等に応じるため、教員があらかじめ設定した時間帯であり、学生が、気軽に研究室等を訪問してオフィス・アワーを積極的に活用することで、履修上の問題解決に役立てることを目的として設定するものです。

オフィス・アワーの時間帯、場所等については、各授業科目のシラバスに掲載するほか、掲示、ホームページ等により適宜周知します。積極的に活用してください。

（中略）

V. 学生相談について

1. なんでも相談

学生のあらゆる相談に応える相談窓口として『学生なんでも相談室』を設置しています。学生相談員は、教員・事務職員・大学院生で組織されており、学生なんでも相談室の『学生なんでも相談コーナー』には、大学院生が常駐し、電話（TEL 0166-██-██）による相談も受け付けています。相談希望者は相談の際に、「学生なんでも相談カード」を相談コーナーに提出してください。

個人に関する秘密は厳守し、不利益になることはありません。なんでも気軽に相談してください。

出典：平成 27 年度学生便覧（旭川校）P. 17 及び P. 107

資料 7-2-②-4 「なんでも相談」利用状況（平成 22～26 年度）

（単位：件）

年度	修学	進路	経済	生活	課外活動	対人関係	精神的相談	その他	計
平成 22 年度	22	12	2	19	2	5	5	20	87
平成 23 年度	76	11	10	15	4	2	2	30	150
平成 24 年度	70	18	1	25	2	3	3	29	151
平成 25 年度	47	25	0	20	5	5	0	23	125
平成 26 年度	28	9	4	9	10	8	1	17	86

出典：学生課資料



## 資料 7-2-②-5 留学生数 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

キャンパス	学部	大学院	研究生	特別聴講学生	計
札幌校	2	15	8	23	48
旭川校	2	4	3	2	11
釧路校	0	3	1	1	5
函館校	1	1	1	19	22
岩見沢校	0		0	1	1
計	5	23	13	46	87

出典：教務課資料

## 資料 7-2-②-6 アカデミック・チューターの概要

## アカデミック・チューターの概要

## 1. アカデミック・チューターとは

留学生にとって、日本人学生と共に勉強したりすることは言葉の問題をはじめ様々な面で負担が大きいことから、日本人学生がアカデミック・チューターとして、留学生の学習・研究面、日本語学習面等における個別支援を行うものである。

## 2. アカデミック・チューターの主な役割

交換留学生担当...論文の方向性や構成の相談、参考文献探しの補助、アンケートまたはインタビューを行う際の補助、日本語の添削、パワーポイント作成補助など、学期末に行われる研究発表会に向けての論文指導、及びレポート指導。  
正規生/研究生担当... 参考文献探しの補助、レポート指導、日本語の添削、ゼミでの発表等の補助、その他留学生の研究に関する指導や補助全般。

## 3. チューター実施対象期間

前期： 4月下旬～8月上旬

後期： 11月～3月

## 4. チューター対象留学生

— 特別聴講学生及び研究生(国費日本語・日本文化研修留学生)

— 研究生

— 上記以外で、研究指導及び生活指導上特に必要があると認めた留学生

## 5. チューターにあたる日本人学生

留学生指導教員が推薦する大学院生、学部4年生又は3年生

## 6. チューター計画(実施)時間数

原則として25時間以内/半期

## 7. チューター単価

1時間900円(国立大学法人北海道教育大学報酬等支出基準による)

## 8. その他

実施期間の中頃に中間ヒアリングを実施する。留学生及びアカデミック・チューターに対し別々にヒアリングを行い、指導内容の向上を図る。

対象： 交換留学生及びアカデミック・チューター

出典：国際課資料

## 資料 7-2-②-7 チューターの実績

各校	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
札幌校	39	35	39	33	31	36
旭川校	0	6	10	5	6	7
釧路校	3	7	3	0	0	16
函館校	23	15	32	39	40	43
岩見沢校	0	0	1	0	0	2
計	65	63	85	77	77	104

※釧路校・岩見沢校は留学生数が少ないため、他校に比べて、低い数となっている。

出典：教務課資料

## 資料 7-2-②-8 修士課程における長期履修制度

<https://www.hokkyodai.ac.jp/faculty/post/master/graduate-long-range.html>

【分析結果とその根拠理由】

学生生活実態調査の実施やオフィス・アワー制度の導入等により、学生ニーズを把握し、派遣留学生の授業料免除等を実施している。また、障害を有する学生には、ノートテイク等のサポート、留学生及び社会人学生に対しても、チューターの設置及び授業の昼夜開講等を実施している。

このことから、学習支援に関する学生のニーズを把握した上で、学習相談等を適切に実施し、必要に応じて、特別な支援を必要とする学生への学習支援を実施していると判断する。

**観点 7-2-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。**

該当しない。

**観点 7-2-④： 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。**

【観点到係る状況】

本学では、正課以外に大学が承認した、学生が自主的、自律的に行う文化・体育的な集団活動を通じて、広い知的視野を開発するとともに、豊かな情操と健全な心身を育成することを目的とした学生団体による活動を課外活動としている。団体数は、全学で文化系 134 団体、体育系 138 団体の計 272 団体である（資料 7-2-④-1）。

本学における人材育成に関する目的を実現するため、課外活動に対する大学の支援体制として、担当副学長を委員長とする全学委員会の学生支援委員会を組織している他、担当副学長の下、学生・キャリア支援担当の特別補佐 2 名を配置し、課外活動を含めた学生支援の充実に取り組んでいる。各校では、学生委員会（又は学生支援委員会）を置き、学生団体及び学生活動に関する支援を行っている（資料 7-2-④-2）。

課外活動施設として、釧路校を除く各校に課外活動共用施設を設置し、長期又は短期で使用できる施設として、共用室、練習室、器具庫、暗室及び印刷室等を整備し、学生団体の利用に供している。課外活動共用施設がない釧路校では、管理棟、研究棟及び福利厚生施設に共用室、合奏室、器具庫及び印刷室等を確保し学生団体に供する工夫をしている（資料 7-2-④-3）。また、屋内体育施設として、体育館、武道場、トレーニングルーム、更衣室及びシャワー室を完備し、屋外体育施設として、陸上競技場、野球場、サッカー場及びテニスコートを整備して体育系サークルを中心とした学生団体の利用に供している。平成 26 年度は、運営資金や備品貸与に約 740 万円を支援しているほか、各校後援会から約 1,560 万円の支援を受けている。主として、課外活動関係設備を更新し、後援会からの支援により各種加盟団体・連盟への登録料、各団体で使用する消耗品購入費、大学行事での経費を補助している（資料 7-2-④-4）。

課外活動の活性化を図るため、学生表彰を実施しており、課外活動の成果が特に顕著で、本学の課外活動等の振興に功績があり、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められる個人又は団体を表彰している。この他、課外活動のリーダー等を対象にした「リーダー研修会」や、自主的・創造的活動の支援を目的とした「hue 学生プロジェクト」を実施している。

## 資料 7-2-④-1 各校課外活動団体一覧

(平成26年6月1日現在)

	文化系	体育系	団体計
札幌校	38	27	65
旭川校	21	38	59
釧路校	27	20	47
函館校	34	36	70
岩見沢校	14	17	31
計	134	138	272

出典：各校の平成26年度キャンパスガイドから抜粋

## 資料 7-2-④-2 課外活動の支援体制に係る本学の関連規則

## 国立大学法人北海道教育大学運営規則（抜粋）

(特別補佐)

第19条 本学に、特別補佐を置くことができる。

2 特別補佐は、理事又は副学長を補佐する。

3 特別補佐は、学長が指名する者をもって充てる。

4 特別補佐に関し必要な事項は、別に定める。

出典：国立大学法人北海道教育大学運営規則

## 北海道教育大学学生支援委員会規則（抜粋）

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長が指名する副学長 1人
- (2) 学長が指名する特別補佐 若干人
- (3) 保健管理センター長
- (4) 各校、教職大学院及び学校臨床心理専攻において選出された教員 各1人
- (5) 学務部長

2 前項第4号の委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員長は、第1項第1号の副学長を充てる。

4 副委員長は、第1項第2号から第4号の委員のうちから、委員長が指名する者とする。

5 委員長は、委員会を招集する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 学生相談に関する事項
- (2) 就学支援に関する事項
- (3) 学生の健康管理に関する事項
- (4) 課外活動に関する事項
- (5) 学生に対する広報に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) その他学生支援に関する事項

出典：北海道教育大学学生支援委員会規則

## 北海道教育大学札幌校委員会規則（抜粋）

(委員会等)

第2条 本校に、次に掲げる委員会等を置く。

(中略)

## (7) 学生委員会

(中略)

(組織及び審議事項)

第4条 委員会等の組織及び審議事項は、別表のとおりとする。

(中略)

別表 (第4条, 第11条関係)

委員会等名	組織	審議事項	主管課等
学生委員会	(略)	(2) 学生の賞罰に関する事項 (3) 学生団体及び学生活動に関する事項	(略)

・北海道教育大学教育学部旭川校委員会規則  
 ・北海道教育大学教育学部釧路校委員会規則  
 ・北海道教育大学教育学部函館校委員会規則  
 ・北海道教育大学教育学部岩見沢校委員会規則

札幌校委員会規則に同じ

出典：北海道教育大学札幌校委員会規則

資料 7-2-④-3 北海道教育大学課外活動共用施設規則 (抜粋)

(共用施設の名称等)

第4条 本学に置く共用施設の名称及び室は、次のとおりとする。

名 称	室
札幌校課外活動共用施設	共用室, 器具庫, 制作作業室, 暗室, 練習室, 音楽共用練習室
旭川校課外活動共用施設	共用室, 器具庫, 制作作業室, 暗室, 印刷室, ミーティング室, 和室
函館校課外活動共用施設	共用室, 器具庫, 制作作業室, 暗室, 印刷室
岩見沢校課外活動共用施設	共用室, 器具庫, 暗室, 資料制作室, 会議室・練習室, ミーティング室

出典：北海道教育大学課外活動共用施設規則

資料 7-2-④-4 各校後援会による支援額

(単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
札幌校	2,585	3,346	3,339	3,778	3,073	2,975
旭川校	2,076	2,527	3,441	3,157	3,098	4,585
釧路校	400	469	761	884	1,132	708
函館校	2,135	578	2,034	2,719	2,374	2,795
岩見沢校	3,287	3,486	4,152	4,250	5,247	4,518
計	10,483	10,406	13,727	14,788	14,924	15,581

出典：平成21年度～26年度の各校後援会決算書から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

全学委員会として担当理事を委員長とする学生支援委員会、各校に学生（支援）委員会を設置している他、課外活動共用施設、屋内外体育施設を整備し、学生団体及び学生活動に関する支援を行っている。

このことから、学生の課外活動が円滑に行われるよう支援を行っている判断する。

観点 7-2-⑤：生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

**【観点に係る状況】**

本学は、3年に1度、家庭及び住居の状況、通学、経済状況、アルバイト、日常生活の5項目合計45問の学生生活実態調査を実施（直近は平成24年度）し、学生の生活支援等に関する学生ニーズの把握に努めている。入学時の経緯から在学中の状況、卒業後の進路の状況を明らかにし、全学的、男女別及びキャンパス毎にまとめた調査結果を、各種学生支援等の基礎データとして活用する他、学生支援体制の在り方や機能強化、キャリア教育の充実に活用している。

学生指導教員を制度化しており、学生指導教員が中心となって、生活に関する指導・助言、進路相談、就職指導を行うとともに、適切な相談窓口へ取次ぐ体制となっている。相談窓口としては、学生なんでも相談室、人権相談員、保健管理センター（心身の健康相談）等を設けており、学生には学生便覧や個別パンフレット及び本学ウェブサイトで周知している。

これらの相談窓口では、学生なんでも相談室で、平成25年度125件、平成26年度86件、保健管理センターで、平成25年度1,329件、平成26年度1,398件の相談に対応した（資料7-2-⑤-1）。

就職支援に関しては、担当理事をセンター長とするキャリアセンターが中心となり、各校に設置された各校センターにおいて、就職担当者や相談員による相談体制を構築し、学生サポートを行っている。

留学生に関しては、国際交流・協力センター所属教員や学務部国際課が一元的な窓口となり、各相談窓口につながることで、言語上の問題にも対応している。その他、留学開始当初のガイダンスでの資料配付や、学生寮に入寮している学部学生や大学院生をレジデンスチューターとして配置し、学生寮入寮留学生の相談に対応するなど、生活上の不安・支障を取り除くための体制整備を行っている。

特別な支援を必要とする学生については、当該学生や保護者の要望を聞いた上で、当該校の教職員で情報共有を図り、コーディネーター役を担う教職員を中心として対応している。原則として他の一般学生との平等を基礎としつつ、適切な修学環境・生活環境確保の支援を行っている。

ハラスメント防止への取組として、平成21年9月に学外有識者による「北海道教育大学における倫理・人権教育の在り方に関する有識者会議」を設置し、同会議から出された五つの提言を基に、入学式でのガイダンス、リーフレットの配付、「倫理・人権」授業の必修化、「飲酒事故、アルコールハラスメント防止」の特別講義及びアルコールパッチテストを実施し、全学生に対する教育・啓蒙活動を行っている。また、平成26年4月には、学生団体不祥事の再発防止策検討ワーキンググループを設置し、そこで出された答申を基に、課外活動団体に対して課外活動の目的や学生の役割と責任を明示するとともに、全学学生リーダーシップ研修会において、法令遵守やハラスメント防止に関する指導を行っている。

資料7-2-⑤-1 保健管理センター・学生なんでも相談室利用実績						
●保健管理センター相談利用実績						
年度	札幌校	旭川校	釧路校	函館校	岩見沢校	計
H21	316	297	177	97	358	1,245
H22	210	169	174	91	253	897
H23	161	128	189	100	250	828
H24	229	224	167	124	281	1,025
H25	149	348	163	261	408	1,329
H26	283	293	219	238	365	1,398

(単位：件)  
出典：学生課資料

●学生なんでも相談室相談利用実績									
年度	修学	進路	経済	生活	課外活動	対人関係	精神的相談	その他	計
H22	22	12	2	19	2	5	5	20	87
H23	76	11	10	15	4	2	2	30	150
H24	70	18	1	25	2	3	3	29	151
H25	47	25	0	20	5	5	0	23	125
H26	28	9	4	9	10	8	1	17	86

(単位：件)  
出典：学生課資料

【分析結果とその根拠理由】

学生生活実態調査の実施によるニーズ把握や、学生なんでも相談室等の各種相談窓口の設置により、相談・助言体制を整備しており、平成26年度は保健管理センターで1,398件、学生なんでも相談室で86件の相談に対応している。

また、特別な支援を必要とする学生に対しても、当該校の教職員間で情報共有を図り、当該学生からの要望をくみ取った上で対応している。

このことから、生活支援等に関する学生のニーズを把握し、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備されており、必要に応じて、特別な支援を必要とする学生への生活支援等を適切に行っていると判断する。

観点7-2-⑥： 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学の学生に対する経済面の援助として、入学科・授業料免除制度を設けており、授業料免除申請者数は平成21年度1,561人に対し、平成26年度は2,060人と増加している。これを受けて、授業料免除に係る予算も平成21年度の186,088千円から平成26年度時点で292,347千円と1億円以上増額して対応している。これらに加えて、毎年4月上旬から中旬にかけて、日本学生支援機構奨学金に関する説明会を開催する等情報提供しており、学部学生の約5割、大学院生の約3割が当該奨学金の貸与を受けている。大学院に入学する現職教員に対しても、「北海道教育大学授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則」第4条第2号の規定（資料7-2-⑥-1）に基づき、入学科免除を実施するとともに、平成23年度からは、東日本大震災被災者を対象とした入学科免除・授業料免除を実施し、対象者全員を全額免除としている（資料7-2-⑥-2）。

留学生を対象とした経済的支援として、平成26年2月より「北海道教育大学海外留学奨励金に関する要項」（資

料 7-2-⑥-3) に基づき、派遣交換留学生及び短期海外派遣研修プログラム参加学生に奨学金を支給（平成 26 年度 15 名）し、また、平成 25 年 4 月から、「北海道教育大学授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則」第 11 条の 2（前掲資料 7-2-②-2）及び「北海道教育大学留学による授業料免除に関する申合せ」（資料 7-2-⑥-4）に基づき、留学に伴い卒業延期となった学生に対し、基準該当者全員の授業料免除を実施している。

学生寮については、各校に学生寮を置いている。平成 21～22 年度に大規模改修を実施、平成 23 年度から各学生寮に施設維持管理・清掃等を目的とした管理人を配置する等、寮生の生活環境向上に努めている。毎年 4 月には、札幌校を除いた各校において入寮可能数を上回る入寮申請があり、収容定員を持続的に充足している。

#### 資料 7-2-⑥-1 北海道教育大学授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則（抜粋）

（大学院の免除対象者）

第 4 条 大学院に入学する者（科目等履修生、研究生等として入学する者を除く。）で、入学料の免除の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 入学時に学校又は教育委員会、教育研究所及びその他これらに準ずる教育関係機関に在職する者で次のいずれかに該当する者
  - ア 小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、幼稚園及び特別支援学校に教員として在職している者（臨時採用、非常勤講師及び時間講師等期限付き採用の者は除く。）
  - イ 教育委員会、教育研究所及びその他これらに準ずる教育関係機関に在職している者で、前号に規定する教員として勤務した期間が通算で 3 年以上ある者

出典：北海道教育大学授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則

#### 資料 7-2-⑥-2 平成 26 年度東日本大震災に伴う被災者に係る入学料免除及び授業料免除の実施について（抜粋）

##### 1. 趣旨

東日本大震災による被災者の経済的負担を軽減するため、対象となる入学者の入学料や対象となる在籍学生の授業料を免除する。

##### 2. 対象者（センター試験検定料の免除対象者に同じ）

- ① 東日本大震災における災害救助法が適用されている地域で被災した者で、以下のいずれかに該当する者
  - ア 主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合
  - イ 主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合
- ② 居住地が福島第一原子力発電所事故により、警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に指定された者

##### 3. 免除の額

入学料及び授業料とも全額免除とする。

##### 4. 次年度以降の取扱い

次年度以降、国の方針として東日本大震災に伴う被災者の支援が継続する場合、本学においても継続することとする。なお、前述の継続の判断は、文部科学省からの復興支援に係る授業料減免関連の概算要求事項の有無を参考に行う。

出典：学生課作成（H25.9.24 役員会資料）

#### 資料 7-2-⑥-3 北海道教育大学海外留学奨励金に関する要項（抜粋）

（名称）

第 2 条 奨励金の名称は、「北海道教育大学海外留学奨励金」（以下「奨励金」という。）とする。

（支給対象者）

第 3 条 奨励金の支給対象者は、海外の大学もしくは短期大学に 6 月以上（国際交流協定に基づき留学する場合は、当該協定に定める期間）留学する者（以下「交換留学生等」という。）、本学が指定する 3 月以上の語学研修プログラムにより留学する者（以下「長期語学研修生」という。）又は本学が指定する短期留学プログラムにより留学する者（以下「短期留学生」という。）で、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 留学の目的及び計画が明確で、留学による効果が期待できる者
- (2) 留学期間終了後、本学に戻り学業を継続する者
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構の海外留学支援制度奨学金又はこれに準ずる奨学金（以下「海外留学支援制度奨学金等」という。）を受給していない者
- (4) 奨励金を過去に受給していない者

（奨励金の額）

第 4 条 奨励金の支給額は、往復渡航運賃及び海外旅行保険相当額とし、次の各号の金額を支給額の上限とする。

- (1) 交換留学生等及び長期語学研修生 200,000 円

- (2) 短期留学生 100,000 円  
2 奨励金は一括して支給し、原則として返済の義務は生じない。

出典：北海道教育大学海外留学奨励金に関する要項

資料 7-2-⑥-4 北海道教育大学留学による授業料免除に関する申合せ

(趣旨)

第1 北海道教育大学授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則（平成16年規則第34号。以下「規則」という。）第11条の2第3項の規定に基づき、規則第11条の2第1項に規定する留学（以下「留学」という。）による授業料免除の実施に関し、必要な事項を定める。

(免除の申請)

第2 授業料免除を受けようとする者は、各期ごとの授業料の納付月の前月20日までに、授業料免除申請書をキャンパス長又は教職大学院長（以下「キャンパス長等」という。）を経て、学長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請に当たっては、指導教員の事由書及び各校又は教職大学院の授業料免除の選考に関する委員会（以下「各校等の委員会」という。）の意見書を付すものとする。

(免除対象者)

第3 授業料免除の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 外国の大学又は短期大学に6月以上（国際交流協定に基づき留学した場合は、当該協定に定める期間）留学した者（以下「留学生」という。）  
(2) 留学により修業年限を超えて在学することに相応な理由があると認められる者  
(3) 北海道教育大学入学料及び授業料免除等選考基準（平成16年5月7日制定）第6から第9に規定する学力基準のうち、該当する学力基準を満たした者

- 2 留学生には、申請時に留学中又は留学が決定している者を含むものとする。

(選考及び許可)

第4 授業料の免除の許可は、本人及び連帯保証人連署の申請に基づき、キャンパス長等の申出により、学生支援委員会の審議を経て、学長が行う。

- 2 キャンパス長等は、前項の申出に当たっては、各校等の委員会の審議を経るものとする。

出典：北海道教育大学留学による授業料免除に関する申合せ

【分析結果とその根拠理由】

東日本大震災被災者を対象とした入学料免除・授業料免除等の授業料等免除に係る予算の充実や、派遣留学生の授業料免除、現職教員大学院生の入学料免除等の経済援助制度を充実させているほか、各校での学生寮の整備及び管理人の配置による寮環境の充実により、収容定員を持続的に充足している。

このことから、経済援助を行っており、学生に対する経済面の援助を適切に行っていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 平成26年度の学科設置に対応する施設整備のため、函館校のマルチメディア国際語学センター、岩見沢校の地域文化活動棟や体育館の新営といった多様化する新たな教育研究活動に必要な施設の整備を行った。
- 出席確認用ICカードリーダーの導入や、教職実践演習の開設に伴い、「大学教育情報システム」に「電子ポートフォリオ」機能を追加する等、修学支援に係るICT環境整備を行っている。
- 授業料免除予算について、平成21年度比1億円以上を増額し、学生への経済面での援助を充実している。

【改善を要する点】

- 特になし。



## 基準 8 教育の内部質保証システム

### (1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

#### 【観点到係る状況】

教育課程の編成による教育の質保証として、平成 23 年度に、教育担当理事，北海道教育研究所員，大学教育開発センターセンター員，教育改革室特別補佐，各校選出の教育コーディネータから構成されるカリキュラム開発チームによって、ディプロマ・ポリシー及び各専攻・コースのディプロマ・ポリシーを細分化した観点を決定した（別添資料 8-1-①-A）。大学教育開発センターは、教員が作成するシラバス上の具体的な到達目標と評価方法・評価基準を元に作成されるカリキュラム・マップを点検（別添資料 8-1-①-B）し、各専攻・コースのカリキュラムが、ディプロマ・ポリシーを適合しているか確認している。

また、平成 17 年度から大学教育開発センターが主管し、各学期 2 回、学生による「授業評価アンケート」を実施し、学生の理解度や授業時間外の学習時間がどの程度であるか等を調査している。学期中間では、予習・復習の方法説明の有無や教員の説明のわかりやすさについて調査し、学期末には、予習・復習の時間や授業の満足度について調査を行っており、あわせて、成績評価の観点・方法に係る説明の有無や適切性について調査している。アンケート結果は、大学教育情報システム上で、各教員が自らの授業評価について確認できる。さらに、教育改革室では、教員が授業・教育改善に関する取組の目標を定め、授業評価アンケートを踏まえた成果を自己評価する「教育実績に対する自己評価」（資料 8-1-①-1）を実施している。

資料 8-1-①-1 教育実績に対する自己評価 (記入例)

教育実績に対する自己評価 (記入例)

所属部局等	札幌校	職名	講師
氏名	札幌 太郎		
専門分野等			

1. 教育等に関する評価

1.1 授業・教育改善の取り組み (平成26年度(2014年度)を対象)

本年度の目標(公開)		
学生の効果的な学習を成立させるためのワークシートの有効かつ適切な活用法について、実践的に研究し、検証する。		
評価内容等	実績の有無等	公開・非公開の別
自主的な学習を促す取り組み(例えば学生参加型授業への取り組み)	有	公開
授業を何回か実施し、授業の方向性を学生が理解できるようになった時点において、学生に授業内容に関連した各自の学習テーマを設定させた。授業と並行してその学習テーマについて学生は、授業以外の時間において調査・研究を進める。これによって、学生は自主的に学習する習慣をつけることが出来、授業の内容をさらに深く理解するための基本的な知識や、当該学問の基本的な認識の枠組みを身につけることが出来た。この学生の学びの成果は、学期末の何回かの授業時間において発表され、学生同士の交流がなされる。これによって、学生の授業に対する取り組みは向上した。		
学習意欲や学習姿勢の改善につながる成績評価の導入	有	公開
毎時間ワークシートを渡し、いくつかのポイントとなる授業内容を記入させる。それを集めてチェックし、点数で評価する。それを次の時間に返却する。学生はそれによって、自分のその時間の学びを振り返ることが出来る。また、このワークシートの最後には、質問の欄を設けており、学生は自由に質問を書くことが出来るようにしてある。授業内容に深く関連し、重要な質問については、次の時間に取り上げて解説を加えた。また、それ以外の質問は、それぞれの質問者のワークシートに回答を書き込んで返却した。これによって、学生と教員とのフィードバックが密になり、学生の毎回の授業内容の理解がどの程度か把握することが出来るので、期末試験のみの評価ではなく、学期全体を通しての評価をすることが出来るようになった。これによって、学生の授業に対する取り組みは積極的になった。		
授業評価アンケート結果を受けた取り組み	有	公開
学生による授業評価アンケートでは、教員が一方的に話をする講義形式であり、学生は授業に参加しているという実感がもてない、という回答が多かった。この点を改善するために、授業内容を再構成し、分節化した。これによって、一時間の授業内容を2ないし3つの分節によって構成し、各分節のはじめには学生に対する「発問」を準備した。この「発問」によって学生への問いかけを意識して行い、教員と学生との間に対話が成り立つように工夫した。また、授業内容で重要な点については、学生間で意見交換し、議論できるような時間を設けた。これらのことによって、学生の学びが、受動的なものから、能動的・主体的なものになった。		
教養科目改善への取り組み	無	公開
学校現場や地域社会と連携した授業の取り組み、学生の社会参加と貢献を促進する授業の取り組み	無	公開
FD企画の実施又は参加	有	公開
今年度は、東北・北海道地区大学一般教育研究協議会の年次大会に参加し、「〇〇〇の手法による、教養教育改善の試み」というテーマで研究発表をした。また、この大会で研究発表した他の大学の試みについても学ぶことが出来、その一部は後期の授業に取り入れた。		
その他の顕著な取り組み	無	公開

出典：教務課資料

別添資料 8-1-①-A ディプロマ・ポリシーを細分化した観点（教員養成課程養護教育専攻）

別添資料 8-1-①-B カリキュラム・マップ（教員養成課程養護教育専攻）

【分析結果とその根拠理由】

平成 23 年度、ディプロマ・ポリシー、及び各専攻・コース別のディプロマ・ポリシーを細分化した観点を決定している。また、大学教育開発センターがカリキュラム・マップを点検することで、ディプロマ・ポリシーが実現されているかを点検している。

学生による授業評価アンケートを実施することで、学生の学習成果を把握しており、教員はアンケート結果に基づく授業改善を行い、研究者総覧のウェブサイト上で公開する体制を整えている。

このことから、教育の質を保証する体制を整え、学生の学習成果を自己点検評価し、教育の質の向上・改善を図る体制が整備されていると判断する。

**観点 8-1-②： 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。**

【観点到に係る状況】

学生からの意見聴取の取組として、平成 17 年度から毎年度、在学生に対する統一的な「授業評価アンケート」（資料 8-1-②-1）及び卒業生に対する「卒業生アンケート」（資料 8-1-②-2）を全学で実施している。アンケートの集計結果は、大学教育情報システムを利用して教員へフィードバックしている。

平成 20 年度から、「教育実績に対する自己評価」（前掲資料 8-1-①-1）により、授業評価アンケート結果を受けた授業改善の取組について、教員の主体的かつ継続的な授業改善活動を行う仕組みを構築している。さらに、平成 24 年度から「授業評価アンケート」と「教育実績に対する自己評価」の関係を明確にするため、教育改革室の統括の下、両者の記述を「教育改善調査票」に集約しており、これもウェブサイト上に公開している（資料 8-1-②-3）。このように、「授業評価アンケート」で収集した学生の意見に対し、「教育実績に対する自己評価」と「教育改善調査票」で改善に活かす仕組みを構築することで、各教員の授業改善の PDCA サイクルを確立している。

また、平成 21 年度から、本学における勉学に強い意欲を持たせること、基礎的学力の充足を図り入学後の学力面での不安を取り除くこと、勉学の習慣を入学まで維持させることを目的として、推薦入試合格者を対象に入学前教育を実施している。毎年、対象者へアンケートを実施し、集計結果について、入学前教育実施部会において協議を行い、問題作成及び実施方法等について継続的な改善に努めている。

教職員への意見聴取の取組については、平成 24 年度と平成 26 年度に各校の教員が教科毎に部会を立ち上げ、横断的に検討を行う教員協議会を開催している。これにより、新たな教育改革の方向性及び到達目標の設定（平成 24 年度）、科目間の体系制、教育課程における位置づけ及び名称の統一（平成 26 年度）等、教育課程における改革及び編成に必要な事項を検討し、教育の質の改善・向上を図っている。

資料 8-1-②-1 授業評価アンケート集計結果

		札幌	函館	旭川	釧路	岩見沢	全体	
科目数		29	40	49	16	29	163	
全対象学生数		1,482	1,931	1,878	665	820	6,776	
全回答数		383	637	811	170	328	2,329	
回答率		25.8%	33.0%	43.2%	25.6%	40.0%	34.4%	
	設問	選択肢						
回答数	予習・復習の説明 はありましたか	1:はい	249	431	530	113	157	1,480
		2:いいえ	60	87	125	28	101	401
		3:わからない	72	115	147	28	67	429
		無回答	2	4	9	1	3	19
	目的や一般目標 の説明はありまし たか。	1:はい	303	505	681	147	255	1,891
		2:いいえ	18	22	33	6	23	102
		3:わからない	55	105	93	16	48	317
		無回答	7	5	4	1	2	19
	到達目標と評価の 観点・方法の説明 はありましたか	1:はい	286	479	651	138	234	1,788
		2:いいえ	27	36	30	12	30	135
		3:わからない	65	116	118	18	64	381
		無回答	5	6	12	2	0	25
割合	予習・復習の説明 はありましたか	1:はい	65.0%	67.7%	65.4%	66.5%	47.9%	63.5%
		2:いいえ	15.7%	13.7%	15.4%	16.5%	30.8%	17.2%
		3:わからない	18.8%	18.1%	18.1%	16.5%	20.4%	18.4%
		無回答	0.5%	0.6%	1.1%	0.6%	0.9%	0.8%
	目的や一般目標 の説明はありまし たか。	1:はい	79.1%	79.3%	84.0%	86.5%	77.7%	81.2%
		2:いいえ	4.7%	3.5%	4.1%	3.5%	7.0%	4.4%
		3:わからない	14.4%	16.5%	11.5%	9.4%	14.6%	13.6%
		無回答	1.8%	0.8%	0.5%	0.6%	0.6%	0.8%
	到達目標と評価の 観点・方法の説明 はありましたか	1:はい	74.7%	75.2%	80.3%	81.2%	71.3%	76.8%
		2:いいえ	7.0%	5.7%	3.7%	7.1%	9.1%	5.8%
		3:わからない	17.0%	18.2%	14.5%	10.6%	19.5%	16.4%
		無回答	1.3%	0.9%	1.5%	1.2%	0.0%	1.1%

出典：平成25年度後期中間授業評価アンケート集計結果

## 資料 8-1-②-2 卒業生アンケート (抜粋)

## 2013 (平成 25) 年度 学部卒業時アンケート

本日は、ご卒業おめでとうございます。北海道教育大学では、これまでも卒業生のご意見を参考に、教養教育の改善やフリースペースの充実などを行ってきました。アンケート記入にかかる時間は5分ほどですので、アンケートにご協力をお願いいたします。あなたの判断に最も近い選択肢を選び、番号に○をつけて下さい。なお、アンケートを集約したものを、本学ホームページで公表する予定です。

**キャンパス、課程、性別について**

あてはまる番号に○をつけてください。

- (1) キャンパス：①札幌校 ②函館校 ③旭川校 ④釧路校 ⑤岩見沢校  
 (2) 課程：①教員養成 ②人間地域科学 ③芸術 ④スポーツ教育 ⑤その他  
 (3) 性別：①男性 ②女性

**1 教養教育等について**

(1) 教養科目（日本国憲法、体育、外国語等を含む）により、次のような能力や資質が高まったと思いますか？

- |                          |       |         |          |       |
|--------------------------|-------|---------|----------|-------|
| 1. 幅広い知識や教養              | ①そう思う | ②ある程度思う | ③あまり思わない | ④思わない |
| 2. 現代社会の諸問題や学際的テーマに対する知識 | ①そう思う | ②ある程度思う | ③あまり思わない | ④思わない |
| 3. 人間や子どもに対する理解          | ①そう思う | ②ある程度思う | ③あまり思わない | ④思わない |
| 4. 専門を理解するための基礎的な力       | ①そう思う | ②ある程度思う | ③あまり思わない | ④思わない |
| 5. 北海道に関する知識や関心          | ①そう思う | ②ある程度思う | ③あまり思わない | ④思わない |
| 6. 外国語の能力                | ①そう思う | ②ある程度思う | ③あまり思わない | ④思わない |
| 7. パソコンなどの情報関連機器の操作      | ①そう思う | ②ある程度思う | ③あまり思わない | ④思わない |
| 8. レポートや論文の書き方           | ①そう思う | ②ある程度思う | ③あまり思わない | ④思わない |
| 9. 他人と議論する力              | ①そう思う | ②ある程度思う | ③あまり思わない | ④思わない |
| 10. 自分の考えを説明したり、発表したりする力 | ①そう思う | ②ある程度思う | ③あまり思わない | ④思わない |

(2) 教養教育について、満足していますか？

- ①満足している ②ある程度満足している ③あまり満足していない ④満足していない

(3) 教養科目について、何かご意見・ご提案があれば、お書きください。

(4) 大学での学修に関し、入学前に自分の学力に不安はありましたか？

- ①不安だった ②少し不安だった ③あまり不安はなかった ④全く不安はなかった

(5) 大学での学修に関し、入学前教育\*は、学力の不安の軽減あるいは解消に役立ちましたか？

\*「入学前教育」は、推薦入試及びAO入試合格者を対象として平成21年度入学生から実施しています。

- ①受講していない ②役立った ③少し役立った ④あまり役に立たなかった ⑤全く役に立たなかった

**2 専門教育について**

(1) 専門科目（教養科目以外の授業、教育実習を含む）について、満足していますか？

- ①満足している ②ある程度満足している ③あまり満足していない ④満足していない

(2) 学士論文等の研究分野について、あてはまる番号に○をつけて下さい。

- ①人文科学 ②社会科学 ③自然科学 ④芸術 ⑤スポーツ健康科学 ⑥教育科学 ⑦その他

出典：2013（平成 25）年度学部卒業時アンケート

資料 8-1-②-3 教育改善調査ホームページ

<http://www.chem.hak.hokkyodai.ac.jp/catalog/pdca2014/>

【分析結果とその根拠理由】

学生から、「授業評価アンケート」「卒業生アンケート」により、継続的に意見を聴取する仕組みを構築しており、また、教職員から意見聴取が可能なよう「教員協議会」を開催し、科目間の体系制、教育課程における位置づけ及び名称の統一（平成 26 年度）といった改善に結びつけている。

このことから、学生、教職員の意見を聴取し、教育の質の向上・改善に結びつけていると判断する。

**観点 8-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。**

【観点に係る状況】

平成 14 年度から継続的に、本学学長が会長を務める「北海道地域教育連携推進協議会」（本学及び北海道教育委員会、札幌市教育委員会、北海道立教育研究所、北海道教育庁石狩教育局により組織された協議会）において、各機関の取組等の情報を共有するとともに（資料 8-1-③-1）、各機関からの本学に対する意見・要望等を聞き、学生ボランティア事業への協力（平成 22 年度）、スキー学習への学生派遣（平成 22 年度）、ボランティアに対する単位認定（平成 23 年度）、現職教員を対象とした札幌駅前サテライトでの一部授業実施（平成 23 年度）等の教育の質の向上・改善等を図っている（資料 8-1-③-2）。さらに、教育委員会等からの意見・要望を踏まえ、教育等に関して改善を図っている。

平成 20 年度から、学長を中心とした大学本部が各地域の校長会と意見交換会を行う「北海道教育大学と各校長会との意見交換会」（資料 8-1-③-3）を実施しており、意見交換内容を踏まえて、教育フィールド研究等の改善につなげている。

さらに経営協議会・監事等の外部の人材の意見を参考にして、教育・学生支援等に関してグローバル教員養成プログラムの開設（平成 27 年度）等の改善・推進を図ってきた（資料 8-1-③-4）。

資料 8-1-③-1 北海道地域教育連携協議会における各年度の討議課題

年度	内容
平成 21 年度	いじめ・不登校等への対応、時間外勤務の縮減、札幌らしい特色ある学校教育、食育、小学校外国語活動、教員をどう育てるのか、学生支援員への協力
平成 22 年度	学生ボランティアを活用した学力向上の取組、教職大学院における教員研修、研究者との問題意識の共有、特別支援学校等での教育実習、教員の研修内容の充実、生徒指導関係
平成 23 年度	教職実践演習、これから求められる教師像、現職教員の資質能力の向上に向けた各機関の取り組み
平成 24 年度	子どもの学力向上、児童生徒の問題抗力への対応、体罰の問題、障がい者雇用、札幌市学校教育の重点、学生ボランティア事業
平成 25 年度	（開催せず）
平成 26 年度	（開催せず）

出典：総務課作成資料

資料 8-1-③-2 北海道地域教育連携協議会からの意見・要望に対して本学が改善を図った事例	
意見・要望の内容	本学における対応内容
学生の積極的な参加を図るため、学生ボランティアを行った者に対して、単位を認定してもらいたい（石狩教育局、平成 21 年度）	札幌校では、平成 24 年度から「教育フィールド研究Ⅰ・Ⅱ」において単位認定し、釧路校でも、平成 23 年度から学生ボランティアの一部を「教育フィールド研究Ⅲ」において単位認定している。
子どもの学力の向上について、色々な形態の取り組みが北海道全域に広まるよう協力願いたい（北海道教育委員会、平成 22 年度）	平成 22 年度から、北海道教育委員会との連携による「学生ボランティア派遣事業」に積極的に協力しており、参加学生は年々増加している。
現職教員の派遣にあたって、学びやすい環境を整備するため、サテライト教室を設置して、全時間又は一部の時間の講義を実施してもらいたい（北海道教育委員会、平成 22 年度）	平成 23 年 4 月に札幌駅前サテライトを開設し、教職大学院の講義の一部を実施している。
札幌らしい特色ある学校教育の取り組みに関わり、スキー学習の指導について、学生にも協力をいただきたい（札幌市教育委員会、平成 22 年度）	指導員の資格を有する学生 2～3 名を派遣している。
平成 24 年度については、さらなる防災意識の涵養の面から、佐々木准教授に協力をいただきたいと考えており、1 日日程の防災教育研修講座を実施したいと考えているところである（北海道立教育研究所、平成 23 年度）	北海道立教育研究所要請に基づき、防災教育研修講座の講師として派遣している。

出典：総務課資料

資料 8-1-③-3 「各校長会との懇談会開催要項」（抜粋：平成 23 年度）	
平成 23 年度 校長会と北海道教育大学との意見交換会開催要項	
日 時	平成 24 年 1 月 11 日（水） 14 時 00 分～15 時 50 分
場 所	KKR ホテル札幌 2F 孔雀 （札幌市中央区北 4 条西 5 丁目 TEL 011-231-6711）
内 容	<p>1 本学の現状について</p> <p>（1）本学の学部化構想について</p> <p>（2）本学の教員養成の取り組みについて</p> <p>（3）教職大学院について</p> <p>（4）地域貢献について</p> <p>（5）その他</p> <p>2 意見交換</p>
配付資料	<p>資料 1 校長会と北海道教育大学との意見交換会出席者名簿</p> <p>資料 2 複数学部化構想について</p> <p>資料 3 教員養成に関わる取り組みについて</p> <p>資料 4 教職大学院の取り組みについて</p> <p>資料 5 地域貢献の取り組みについて</p>

出典：総務課資料

資料 8-1-③-4 経営協議会・監事から意見を反映した改善・推進等の事例	
経営協議会・監事からの意見	改善例の事例
入試に際して、道外からの学生募集に力を入れる必要がある。	東北地方（青森・盛岡）において 5 キャンパス合同の、進学説明会を実施した。（平成 21 年度～）

<p>附属図書館の利用率が低いように見受けられるので、学生がもっと図書館を活用するような工夫をしてほしい。</p>	<p>図書館学生サポーター制度の導入や書評コンテストの実施等、「図書館活性化プロジェクト」を充実させた。(平成20年度～)</p>
<p>社会のニーズはグローバル人材の育成であり、グローバル人材を育てることが重要な大学のミッションであると考えます。</p>	<p>「グローバル教員養成プログラム」を教員養成課程3キャンパス(札幌校、旭川校、釧路校)において実施することとした。(平成27年度～)</p>
<p>道内の国立大学との教養教育の単位互換を推進することで、幅広い教養教育科目を履修する機会を用意し、学生の学ぶ意欲に応えていくことが重要である。</p>	<p>函館校において函館キャンパスコンソーシアム間で単位互換制度を導入した。(平成20年度～)</p>
<p>本学では様々な良いイベントや活動を行っているのですが、それをマスコミなどの外向けに発信して欲しい。若い人は新聞やHPもあまり見なくなっているため、効果的なSNSの活用を検討してほしい。</p>	<p>学生に身近な広報手段として、大学公式facebookを開設した。(平成26年度～)</p>

出典：総務課資料

【分析結果とその根拠理由】

「北海道地域教育連携推進協議会」での議論や、経営協議会の学外委員の意見から、「学生ボランティア事業への協力」「スキー学習への学生派遣」「グローバル教員養成プログラムの実施」等の取組を実施している。このことから、学外者からの意見を取り入れ、教育・研究の質の向上・改善に活用していると判断する。

観点 8-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

FD活動については、大学教育開発センターにおいて「北海道教育大学FDアクションプラン2011-2015」(資料8-2-①-1)を策定し、大学全体のFD活動、各校FD委員会が主催するFD活動、自主的FD活動の3つの柱を基本として、組織的で、体系的なFD活動ができるように整備した。

自主的FD活動については、ウェブサイト上に各校FD委員会等が実施するFD活動や自主的FD活動の開催状況をまとめたFDカレンダーを掲載するとともに、FD活動の成果を組織として共有することを目的に、FD活動報告書への掲載を義務付け、大学教育開発センターや各校FD委員会主催のFD活動と同様に取りまとめを行っている(資料8-2-①-2)。平成26年度は、全学、各校、各教員による自主的なFD活動について、21件の活動が大学全体として行われ、357名の教員が参加している。

本学のFD活動としては、平成19年の大学設置基準の改正によるFD活動の義務化及び中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」(平成20年12月)の「単なる授業改善のための研修と狭く解するのではなく、我が国の学士課程教育の改革を目的とした、教員団の職能開発として幅広く捉えることが適当である」を踏まえ、平成21年度から「シラバス作成の手引き」により、シラバスの改善を実施し、キャンパスごとに教員を対象とするシラバスワークショップを開催している。学生の授業評価アンケート(前掲資料8-1-②-1)でも、「目的や一般目標の説明はありましたか」の設問に81.2%が「はい」と答え、「到達目標と評価の観点・方法の説明はありましたか」の設問に76.8%が「はい」と答えており、授業の目的を十分に説明する改善が図られている。また、平成25年度には授業でのICT活用と学生参加型授業への転換を意図して「ICTの活用の考え方と実践」をテーマに外部講師を招いて特別講義を実施した。



FD活動の事例としては、例えば旭川校では、授業公開の実施や附属学校での新任教員研修を行い、函館校ではすべての授業を公開し、参観者が自由に科目を選択して参観するオープンクラスウィークを実施した。これらの取組は、FDに関する連絡・調整機関として開催しているFD合同会議において、各校FD委員会等の今後のFD活動の企画に資するために情報交換を行い、情報共有している。これらの成果を全学で共有させるため、FD活動報告書にとりまとめ、学内に配布している。

#### 資料8-2-①-1 北海道教育大学FDアクションプラン2011-2015 (抜粋)

本学は、第2期中期計画47に「FD・SDを効果的に実施するためのアクションプランを策定し、組織的に能力開発に取り組む」を、平成22年度計画に「大学教育開発センターを中心として全学的なFD活動を展開すると共に、より効果的に実施するためのアクションプランを策定する」を掲げ、「北海道教育大学FDアクションプラン2011-2015」を策定した。本プランは、平成23年度の実績を踏まえ、24年度以降について策定するものである。

##### 1. アクションプランの基本的な考え方

FD活動は、平成11年に実施の努力義務が定められ、その後、大学院設置基準において平成19年度から「大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする」と、大学設置基準において平成20年度から「大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする」と定められ、義務化されている。一方、改正された教育基本法(平成18年12月)において、教員は「絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」こと、そして、「養成と研修の充実が図られなければならない」ことが規定された。したがって、大学は組織的な研修及び研究を実施し、教員は研究と修養に励む義務を負っている。これを的確な仕方で遂行するために、FDアクションプランを立案する必要がある。その際の基本的な考え方は次の3点である。

##### 1.1 FDとは

そもそも、FD (Faculty Development) とは、教員団・学部教授陣 (Faculty) の (能力の) 開発・向上 (Development) のことである。中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」(平成20年12月)は、「単なる授業改善のための研修と狭く解するのではなく、我が国の学士課程教育の改革を目的とした、教員団の職能開発として幅広く捉えることが適当である」としている。これに応じて、FD活動は、個々の大学教員 (faculty member) から大学組織全体までの様々なレベルの教員団の、教育・研究・社会貢献・マネジメント能力の向上のための組織的活動をも意味する。とはいえ、本プランの次元では、社会貢献・マネジメントを視野に収めることはせず、全学、課程、キャンパス、専攻、コース・分野等の様々なレベルにおける、教員団の教育能力および教育に関わる研究能力の組織的開発として理解することとする。教授能力の向上や授業改善のための研修はこのなかに位置づけられる。

##### 1.2 何のためのFDか

FDは、ともすると個々の授業に対する学生の満足度を高めるための——極端な場合には教員の業績を評価するための——ものとして捉えられる。たしかに、学生が本学の教育に対して満足することは大切である。しかし何より重要なのは、本学が明示する人材養成の目的を実現し、学位の質を保証することであり、学生の満足度を高めるのは、そのための活動の一つの重要な要素である。すなわち、FDは学位の質を保証するために行われる、教員団の教育能力および教育に関わる研究能力の組織的開発である。本学第2期中期目標・計画の前文には「『常に学生を中心とした (Students-first) 』大学を目指す」とあるが、これは学生の学位の質を保証することにほかならない。このように、FD活動は単独で展開すべきものではなく、本学第2期中期目標・計画にかかわる様々な取り組みと密接に関係するものである。

##### 1.3 自主的な協働作業としてのFD

学位の質を保証するための教員団の組織的活動である以上、FDは教員の自主的な協働作業という形態をとる。大学設置基準に、「大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」とある。大学の教育は個々の授業の単なる総計ではないし、教員団 (Faculty) は教員個人の寄せ集めではない。大学の教育は、学生に授与する学位の質を保証するために、自律した教員団の自主的な協働をとって、体系的で系統的な教育課程を編成し授業を実施することによって行われる。FDにおいて教員団の自主的な協働作業が最も重要だと考えられるゆえんである。

出典：北海道教育大学FDアクションプラン2011-2015

資料 8-2-①-2 FD活動参加状況			
年度	種別	テーマ	参加人数
平成24年度	全学FD	シラバスワークショップ	32
		教育に関する環太平洋国際会議	14
		シンポジウム「成長し続ける教員と研修の在り方」	5
		北海道教育大学評価講演会	15
	各校FD	今日的な教育現場に求められる教師像を考える～15年間の現職教員としての立場から～	16
		鞍馬天狗と坂本龍馬－鞍馬天狗はなぜ消えたのか？	9
		対応が難しい学生・院生に関する初期対応と支援に関する事例検討会	8
		附属学校園における新任教員研修	10
		公開授業「初等理科」	6
		公開授業「北海道スタディズ」	4
		公開授業「人文科学入門」	9
		新任教員研修会	11
		附属学校における新任教員研修(共同研究)	4
		「発達障害が疑われる学生の理解と支援 Part3	8
		オープンクラスウィーク	4
		グローバル人材養成時代における地方中堅大学の教育指導改善の実践と今後の展望	6
		授業開発コース会議	8
		生徒指導コース会議	5
	教育実践交流会	20	
	自主的FD	「地域における学生の学び」研究会	14
		生活科科目の企画・運営マニュアルの作成	17
		科研費調書作成のためのワークショップ	11
		障害学生に対応した授業公開の実施	5
		函館校人間発達専攻心理学分野自主的FD活動	5
		地域連携科目に関するアンケート	11
全学FD:4件(66人) 各校FD:15件(128人) 自主的FD:6件(63人) 計25件(257人)			
平成25年度	全学FD	ディスカッション「小中学校におけるICT関連教材を用いた授業方法について」	10
		特別講義「小中学校におけるICT関連教材を用いた授業について」	23
	各校FD	札幌校における教職実践演習の充実に向けたFD活動	17
		学生参加型FDの試み	5
		公開授業Ⅰ(哲学概論)	8
		公開授業Ⅱ(幾何学Ⅴ)	9
		公開授業Ⅲ(日本文学史(近代))	8
		公開授業Ⅳ(英米文学史2)	8
		附属学校園における新任教員FD研修	7
		めざす教師像－各教育局の教育行政方針から見る教育課題	47
		新任教員研修	10
		「授業評価アンケート」の実施方法の改善について	20
		授業開発コース会議	8
		生徒指導コース会議	6
		学級経営・学校経営コース会議	6
		教育実践交流会	19
	教職大学院調査報告・検討会	18	
	自主的FD	対応が難しい学生・院生に関する対応と支援に関する意見交流会	7
		中堅大学の特徴を活かすFD	7
		地域連携FD	16
		サポートが必要そうな学生が出すサインについて	25
	全学FD:2件(33人) 各校FD:15件(196人) 自主的FD:4件(55人) 計21件(284人)		
全学FD	新任教員研修	17	
	特別講義「ICTの活用の考え方と実践」	16	

各校FD	アカデミックアドバイザーについて	76	
	公開授業Ⅰ(哲学概論)	6	
	公開授業Ⅱ(日本文学史(近代))	4	
	学生への履修指導のポイント	20	
	予防としてのストレスマネジメント	20	
	学生の発達障がいの特徴と対応方法について	20	
	授業評価アンケート新フォーマットの作成について	66	
	教職大学院調査報告・交流会	21	
	授業開発コース会議	8	
	学級学校経営コース会議	6	
	生徒指導・教育相談コース会議	4	
	自主的FD	対応が難しい学生・院生に関する対応と支援に関する意見交流会	16
		教科を横断する教授法の研究	6
		『今後の国立大学改革について』講演会	20
「異文化理解講演会」		8	
「特別支援活動講演会」		5	
「地域連携FD」		5	
中堅大学教員のワークライフバランス		8	
学生参加型FD活動の試み	5		
全学FD:2件(33人) 各校FD:11件(251人) 自主的FD:8件(73人) 計21件(357人)			

出典：教務課資料

## 【分析結果とその根拠理由】

FDを組織的に実施するため、「北海道教育大学FDアクションプラン2011-2015」を策定し、全学、各校、各教員による自主的なFD活動を実施しており、21件の活動が大学全体として行われ、357名の教員が参加している(平成26年度)。学生の授業評価アンケートでも、81.2%の学生が「目的や一般目標の説明があった」、76.8%の学生が「到達目標と評価の観点・方法の説明があった」と回答しており、これらのFD活動授業改善・教育改善に役立てられていると判断する。

**観点8-2-②：教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。**

## 【観点に係る状況】

教育支援者としての教務関係事務職員については、毎年全国規模及び地方規模の研修会(学生指導研修会等)に派遣し、資質の向上を図っている(資料8-2-②-1)。また、平成20年度からは大学独自の研修として、海外での語学研修を開始しており(資料8-2-②-2)、平成25年度受講者アンケートから、海外語学研修では、参加した3人全員が研修に満足であったという結果が得られた。海外語学研修については、研修前後でTOEIC-IPのスコアが125上昇した者がいた他、海外大学やホームステイ先での異文化交流をすること、海外大学における学生サービスを実際に見学・学習すること等により、「異文化交流によって視野が広がった」「留学生の立場になってその視点から物事を見ることができた」「他国の留学生と同じクラスで学び貴重な経験となった」等のアンケートの回答が得られた。

教育補助者として、毎年170人前後のTA(主に大学院生、一部学部生)を採用している(前掲資料5-5-①-3)。TAについては、担当教員が事前に指導を行う等して、資質の向上を図っている。

資料 8-2-②-1 教務関係事務職員研修会派遣状況

規模	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地方	6人	5人	5人	6人	7人	17人

出典：教務課資料

資料 8-2-②-2 北海道教育大学事務職員海外語学研修

主催 国立大学法人北海道教育大学

	期間	研修先	派遣人数
平成20年度	平成20年4月28日～8月29日	カルガリー大学 (カナダ)	1名
	平成21年1月9日～7月29日	〃	1名
平成21年度	なし		
平成22年度	平成22年4月23日～8月31日	カルガリー大学 (カナダ)	1名
平成23年度	なし		
平成24年度	平成24年8月25日～9月16日	ワシントン大学 (アメリカ合衆国)	4名
平成25年度	平成26年2月10日～2月28日	グリフィス大学 (オーストラリア)	3名
平成26年度	平成27年2月9日～2月27日	グリフィス大学 (オーストラリア)	3名

出典：人事課資料

【分析結果とその根拠理由】

教育支援を担当する事務職員の研修会を必要に応じて開催し、事務職員を国内・海外に派遣している。平成25年度の事務職員海外語学研修では、参加者すべてが高い満足度を示しており、参加者アンケートの自由記述から、国際的な視野を涵養するのに有益であった。また、教育補助者として、毎年170人前後のTAを採用し、担当教員が事前に指導を行う等して、資質の向上を図っている。

このことから、研修や資質向上のための取組を適切に実施していると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ディプロマ・ポリシー及び各専攻・コースのディプロマ・ポリシーを細分化した観点を作成し、各科目のシラバスの到達目標、評価方法・評価基準を基に作成したカリキュラム・マップを点検することで、教育の質を保証している。
- 平成20年度から事務職員の海外語学研修を実施しており、国際的な視野を涵養するよう努めている。

【改善を要する点】

- 特になし。

## 基準9 財務基盤及び管理運営

## (1) 観点ごとの分析

観点9-1-①：大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

## 【観点到係る状況】

本学の資産については、平成16年度国立大学法人化に伴い、国から出資を受けたものがほとんどであるが、出資された資産を改修する等して教育研究活動に対し有効に活用している。また、新学科設置に際しては平成23年度から3ヶ年に渡り教育改革推進事業を展開し、マルチメディア国際語学センター（函館校）及び岩見沢校第3体育館の整備、新営を行い、より一層の教育研究活動の向上に努めた。平成16年度から平成25年度で建物等が増加（対平成16年度比25.1%増）している。

本学の平成25年度末現在の資産は、貸借対照表において、固定資産47,056,123千円、流動資産2,377,658千円であり、合計49,433,782千円である。負債については、固定負債6,154,716千円、流動負債2,272,997千円であり、合計8,427,714千円である。

平成21年度から平成25年度において、建物、工具器具備品、図書、美術品・収蔵品（以下、建物等）等の教育研究活動の基盤となる資産が、15,433,126千円から16,776,461千円と約8.7%増加傾向にある。

また、負債の総額は資産の総額を超えておらず、債務超過には陥っていない（資料9-1-①-1）。

資料9-1-①-1 貸借対照表の年次比較

(単位：千円)

	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度決算
固定資産	46,105,088	46,215,013	45,689,829	45,717,337	47,056,123
有形固定資産	45,786,806	45,882,097	45,377,760	45,437,699	46,787,361
土地	29,667,673	29,667,673	29,667,673	29,667,673	29,667,673
建物	12,052,920	12,392,552	11,932,812	11,696,469	12,835,507
構築物	346,958	314,992	291,806	279,941	300,830
機械装置	22,172	19,060	15,948	12,836	9,724
工具器具備品	467,021	488,288	416,456	327,513	838,889
図書	2,813,427	2,832,247	2,855,013	2,891,131	2,901,171
美術品・収蔵品	99,758	132,734	160,254	161,654	200,894
車両運搬具	1,539	11,269	31,069	26,867	23,795
建設仮勘定	315,334	23,279	6,726	373,611	8,876
無形固定資産	102,541	113,354	92,488	60,057	49,181
ソフトウェア	102,147	113,058	92,193	59,762	48,886
電話加入権	394	295	295	295	295
投資その他の資産	215,740	219,561	219,580	219,580	219,580
投資有価証券	215,445	215,445	215,445	215,445	215,445
長期前払費用	295	347	366	366	366
差入敷金・保証金	-	3,769	3,769	3,769	3,796
長期未収入金	5,714	5,700	5,694	5,679	5,661
貸倒引当金	△5,714	△5,700	△5,694	△5,679	△5,661
流動資産	2,364,075	1,813,044	1,945,420	1,969,329	2,377,658
現金及び預金	2,266,265	1,643,023	1,819,619	1,797,584	2,103,787
未収学生納付金収入	51,299	55,331	60,046	54,420	64,256
未収入金	35,409	76,505	25,875	32,202	192,218

その他の流動資産	11,101	38,183	39,879	85,121	17,396
資産合計	48,469,163	48,028,058	47,635,250	47,686,666	49,433,782
固定負債	4,592,975	4,846,264	4,855,512	5,172,387	6,154,716
資産見返負債	4,338,225	4,612,073	4,639,059	4,956,942	5,775,065
長期寄附金債務	215,445	215,445	215,445	215,445	215,445
環境対策引当金	-	-	-	-	72,450
長期未払金(※1)	39,305	18,746	1,008	-	91,754
流動負債	1,714,103	1,769,022	1,887,259	1,823,963	2,272,997
運営費交付金債務	-	93,432	290,279	364,421	293,388
授業料債務	-	80,794	-	-	-
預り補助金等	8,249	14,238	10,524	1,430	9,844
寄附金債務	122,307	120,581	128,805	114,185	110,326
前受受託研究費等	-	-	-	100	-
預り科学研究費補助金	8,713	7,993	20,830	19,755	28,653
預り金	71,656	83,914	109,647	101,778	102,769
未払金(※2)	1,487,956	1,313,097	1,253,550	1,138,863	1,705,018
損害賠償損失引当金	-	43,009	62,002	72,623	10,257
その他の流動負債	15,219	11,960	11,619	10,805	12,740
負債合計	6,307,078	6,615,286	6,742,772	6,996,351	8,427,714
資本金	41,257,081	41,257,081	41,257,081	41,257,081	41,257,081
政府出資金	41,257,081	41,257,081	41,257,081	41,257,081	41,257,081
資本剰余金	△418,808	△271,654	△785,676	△1,052,558	△646,739
資本剰余金	4,864,473	5,673,116	5,826,023	6,218,038	7,269,991
損益外減価償却累計額	△5,281,114	△5,942,504	△6,609,434	△7,268,330	△7,914,465
損益外減損損失累計額	△2,167	△2,265	△2,265	△2,265	△2,265
利益剰余金	1,323,811	427,344	421,073	485,791	395,726
前中期目標期間繰越積立金	-	168,870	22,792	22,792	22,792
教育研究環境整備積立金	513,261	-	243,391	270,922	267,419
積立金	22,792	-	15,081	127,358	127,358
当期末処分利益(当期末処理損失)	787,757	258,473	139,807	64,718	△21,843
純資産合計	42,162,084	41,412,771	40,892,478	40,690,315	41,006,068
負債純資産合計	48,469,163	48,028,058	47,635,250	47,686,666	49,433,782

※1 「長期未払金」は全額リース資産に係る未払金債務であり、翌々年度以降に支払う総額を計上している。  
 ※2 「未払金」には翌年度に支払うリース資産に係る未払金債務を含む。  
 (平成21年度:20,559千円、平成22年度:20,559千円、平成23年度17,738千円、平成24年度:1,008千円、平成25年度25,184千円)  
 ※3 千円未満切り捨てにより表示しているため、合計額は必ずしも一致しない。

出典：国立大学法人北海道教育大学財務諸表

【分析結果とその根拠理由】

貸借対照表に計上している負債については、国立大学法人会計基準の特有な会計処理により計上される運営費交付金債務、資産見返負債(平成25年度末、両債務合計で負債総額の72.0%)であり、これらは、実質的な債務ではない(資金の返済を要しない)。また、平成25年度末において借入金もないことから、債務は過大ではなく極めて良好な状態であると言える。

このことから、大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有し、債務も過大ではないと判断する。

観点9-1-②：大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

## 【観点に係る状況】

経常的収入としては、国からの運営費交付金、授業料等の学生納付金をはじめとする自己収入及び寄附金収入等の外部資金で構成されている。学生納付金収入は、平成21年度から減額傾向にあるが、これは学生支援のための本学独自の授業料及び入学科に係る免除を充実させたことに起因しており、定員充足率は108%前後を推移するなど、学生を安定的に確保することで継続的に確保できている(資料9-1-②-1)。学生の確保に向けては、オープンキャンパス、ウィークリー進学相談会、5キャンパス合同進学相談会及び進路指導担当者との懇談会を実施している。また、寄附金収入及び受託研究・事業等の産学連携等研究収入は逐年減少傾向にはあるが、経常的に収入を確保できている(資料9-1-②-2)(資料9-1-②-3)(資料9-1-②-4)。

資料9-1-②-1 収容定員及び学生数

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
収容定員 (学 部)	4,840	4,840	4,840	4,840	4,815	4,790
(大学院)	360	360	360	360	360	360
学生数 (学 部)	5,341	5,312	5,276	5,313	5,245	5,142
(大学院)	371	356	364	346	327	309
定員充足率 (学 部)	110%	110%	110%	110%	109%	107%
(大学院)	103%	101%	101%	96%	91%	86%

学生数は毎年度5月1日現在

出典：北海道教育大学概要

資料9-1-②-2 キャッシュフロー計算書の年次比較

(単位：千円)

	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度決算
I 業務活動によるキャッシュフロー					
原材料 商品又はサービスの購入による支出	△1,832,307	△1,919,586	△1,826,147	△1,680,726	△1,648,262
人件費支出	△8,016,493	△7,694,150	△7,699,638	△7,592,278	△7,574,380
その他の業務支出	△387,041	△365,669	△347,843	△519,619	△356,447
運営費交付金収入	6,807,842	6,947,043	6,854,560	6,564,553	6,833,811
学生納付金収入	3,357,537	3,333,795	3,290,718	3,193,632	3,129,926
授業料収入	(2,852,089)	(2,829,886)	(2,780,121)	(2,698,342)	(2,665,030)
入学金収入	(410,683)	(402,515)	(407,012)	(407,070)	(375,243)
検定料収入	(94,763)	(101,393)	(103,583)	(88,219)	(89,651)
産学連携等研究収入	83,163	69,969	27,450	31,332	21,264
受託研究等収入	(46,254)	(44,897)	(12,441)	(18,778)	(9,904)
受託事業等収入	(36,908)	(25,072)	(15,009)	(12,553)	(11,360)

	補助金等収入	219,058	53,536	83,173	8,574	191,554
	補助金等の精算による返還金の支出	△8,700	△126	△14,238	△10,524	△1,430
	寄附金収入	63,207	49,712	61,644	53,451	57,481
	預り金の増加	48,755	11,538	38,569	△8,944	9,888
	その他業務収入	150,582	149,922	186,706	184,746	184,949
	小計	485,603	635,983	654,954	224,196	848,354
	国庫納付金の支払額	-	△179,303	-	-	-
	業務活動によるキャッシュフロー	485,603	456,680	654,954	224,196	848,354
II	投資活動によるキャッシュフロー	△1,230,127	△1,059,362	△457,799	△228,469	△532,160
III	財務活動によるキャッシュフロー	△23,024	△20,559	△20,559	△17,761	△9,991
IV	資金の増加高	△767,548	△623,241	176,596	△22,034	306,202
V	資金期首残高	3,033,813	2,266,265	1,643,023	1,819,619	1,797,584
VI	資金期末残高	2,266,265	1,643,023	1,819,619	1,797,584	2,103,787

出典：国立大学法人北海道教育大学財務諸表

資料9-1-②-3 外部資金等受入状況

(単位：千円)

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
民間等との共同研究	3	1,500	3	4,100	2	2,500	2	750	1	500
受託研究	8	33,792	7	33,657	3	2,345	6	9,274	5	5,045
受託研究員等	2	7,623	3	7,879	2	7,051	2	7,051	2	6,539
奨学寄附金	42	56,368	35	38,029	30	44,864	43	53,897	36	55,046
受託事業	13	32,734	11	14,487	10	13,193	14	12,797	10	13,539
計	68	132,017	59	98,152	47	69,953	67	83,769	54	80,669

出典：国立大学法人北海道教育大学概要



## 資料9-1-②-4 奨学費の年次比較

(単位：千円)

	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度決算
奨学費	207,315	261,139	309,761	292,464	327,901
授業料減免費	185,627	245,844	285,714	270,303	300,661
入学料減免費	8,178	5,105	4,512	6,486	14,241
検定料減免費	-	-	506	323	289
海外留学奨励費	1,060	810	1,440	1,300	900
留学生奨励費	500	780	1,478	3,401	4,710
奨励費	11,950	8,600	16,110	10,650	7,100

出典：国立大学法人北海道教育大学財務諸表

## 【分析結果とその根拠理由】

平成21年度から学生納付金については減額傾向であるが、これは学生支援のための本学独自の授業料及び入学料に係る減免費を充実させたことに起因しており、定員充足率は108%前後を推移していることから、継続して安定している。

学生の確保に向けては、オープンキャンパスや進学相談会を開催するなどの取組により、学生納付金収入が継続的に確保できている。また、寄附金収入や受託研究・事業等の産学連携等研究収入も安定的に確保されていることから、学生納付金収入以外の経常的収入も確保ができています。

このことから、大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されている。これらの取組や過去の収入の状況から、教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入が確保できていると判断できる。

**観点9-1-③：大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。**

## 【観点に係る状況】

収支計画については、平成22～27年度までの6年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、経営協議会の審議を経て、役員会で決定している。その後、文部科学大臣に認可申請し、認可を受けている。

これらの財務に関する予算、収支計画及び資金計画については、本学ウェブサイトに掲載（資料9-1-③-1）し、学生、教職員はもとより、広く学外に公開している。また、役員会で決定した各年度の予算については、連絡調整会議において報告し、教職員へ周知している。

## 資料9-1-③-1 組織、業務・評価、財務、監査等に関する情報

<http://www.hokkyodai.ac.jp/public/info/>

## 【分析結果とその根拠理由】

大学の目的を達成するための財務上の基礎として、中期計画及び年度計画に係る予算、収支計画及び資金計画を作成し、経営協議会の審議を経て、役員会で決定し、文部科学大臣の認可を受けている。これらの情報は本学

ホームページ上に掲載することで、学生・教職員及び学生の保護者等の関係者に明示している。また、役員会で決定した各年度の予算については、連絡調整会議において報告し、教職員への周知を徹底している。

このことから、大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

**観点 9-1-④： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。**

**【観点に係る状況】**

本学の平成 25 年度の収支状況は、損益計算書において、経常費用 10,323,008 千円、経常収益 10,375,425 千円で経常利益 52,417 千円となっており、臨時損失、臨時利益及び目的積立金取崩額を加えた当期総損失は 25,434 千円となっている。

これは、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB）の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、処理が義務付けられている PCB 廃棄物の処理に要する費用について、運営費交付金により財源措置がされない本学負担分（3 割）について、環境対策引当金繰入額として臨時損失に 72,450 千円を計上したためであり、支出超過にはなっていない。

なお、平成 21 年度から平成 24 年度においては、当期総利益を計上している（資料 9-1-④-1）。

資料 9-1-④-1 損益計算書の年次比較

(単位：千円)					
	21 年度決算	22 年度決算	23 年度決算	24 年度決算	25 年度決算
経常費用	10,435,733	10,328,059	10,429,750	10,210,368	10,323,008
業務費	10,117,618	9,949,150	10,056,975	9,858,469	9,914,215
教育経費	1,632,910	1,761,040	1,622,064	1,801,183	1,993,098
研究経費	401,019	359,044	372,564	377,610	423,011
教育研究支援経費	201,698	178,622	180,317	166,435	277,029
受託研究費	43,932	45,613	11,884	16,975	12,176
受託事業費	32,730	14,459	13,193	12,797	13,539
役員人件費	75,148	74,365	78,583	75,687	78,851
教員人件費	6,094,469	5,833,852	5,943,152	5,647,261	5,443,405
職員人件費	1,635,708	1,682,151	1,835,215	1,760,519	1,673,101
一般管理費	317,104	368,765	370,043	351,858	408,389
財務費用	-	-	-	23	-
雑損	1,011	10,143	2,731	18	403
経常収益	11,014,101	10,419,591	10,547,267	10,284,972	10,375,425
運営費交付金収益	7,061,859	6,813,686	6,649,808	6,163,778	6,024,959
授業料収益	2,634,535	2,497,585	2,828,467	2,823,711	2,830,292
資産見返運営費交付金等戻入	151,292	171,708	187,981	191,230	190,636
公開講座収益	991	958	1,060	1,037	1,014
入学金収益	419,766	415,011	416,201	409,890	394,901
検定料収益	94,763	101,393	103,583	88,219	89,651
受託研究等収益	44,419	45,637	11,896	16,975	12,184
受託事業等収益	32,734	14,487	13,193	12,797	13,539

寄附金収益	63,591	56,673	64,316	70,587	68,824
資産見返寄附金戻入	30,746	27,026	24,336	23,162	24,419
補助金等収益	193,868	89,448	13,262	10,692	251,271
資産見返補助金戻入	5,221	7,610	10,714	10,774	11,908
施設費収益	72,969	3,010	11,260	257,667	239,599
財務収益	2,796	921	220	319	649
雑益	204,546	174,434	210,964	204,127	221,573
経常利益	578,368	91,532	117,516	74,603	52,417
臨時損失	1,547	46,833	19,225	9,900	77,870
臨時利益	180,962	14	194	15	18
当期純利益（当期純損失）	757,783	44,712	98,486	64,718	△25,434
目的積立金取崩額	29,974	213,761	41,321	-	3,590
当期総利益（当期総損失）	787,757	258,473	139,807	64,718	△21,843

出典：国立大学法人北海道教育大学財務諸表

### 【分析結果とその根拠理由】

平成 25 年度については当期純損失を計上しているが、これはポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく処理である。平成 21 年度から平成 24 年度においては、毎年度、当期総利益を計上している。

このことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていない。

**観点 9-1-⑤：大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。**

### 【観点に係る状況】

予算配分に当たっては、毎年度、「予算編成の基本方針」（資料 9-1-⑤-1）及び「学内予算配分方針」（資料 9-1-⑤-2）をもとに、各部局からの要求をヒアリングした上で予算（案）を作成し、学長の下に置かれている予算検討委員会において審議され、経営協議会及び役員会で決定している。それに基づく学内予算配分案を作成し、予算検討委員会及び経営協議会の審議を経て、役員会で決定している。

教育研究活動に要する経費については、毎年度、運営費交付金が削減される中で、部局規模に応じた「学生数等積算分」・「施設保有面積積算分」・「教職員数積算分」等により、安定した教育研究活動を保障する予算配分を行っている。

このほかに、「教育研究等重点・政策経費」の配分区分として、「学長戦略経費」・「中期計画等実施経費」・「大学運営改善等政策経費」・「施設改修・営繕経費」等の項目を設けており、様々な改革に向けた取組支援のため、学長がその必要性を判断し、メリハリある配分を行っている。これまでに、教育研究等重点・政策経費においては、本学の教育研究を推進し、自治体や地域の教育機関等と連携の上、地域課題の解決や地域の活性化、地域の学校教育に貢献するための公募型プロジェクト事業の実施などを行ってきたほか、教育・研究設備（講義室整備・附属学校 ICT 設備整備等）及び施設整備（附属函館小学校教育実践研修室新営、岩見沢校体育研究施設新営等）に伴う経費などに配分している。

また、施設・設備に対する予算配分については、キャンパスマスタープラン（別添資料 7-1-①-A）及び設備マスタープラン（別添資料 9-1-⑤-A）を策定し、老朽化・陳腐化した教育研究等の施設・設備の整備

を計画的に進めている。

**資料9-1-⑤-1 予算編成の基本方針（抜粋）**

本学の第2期中期目標・中期計画に掲げる「人が人を育てる北海道教育大学」をスローガンに、学位の質を保証する教育体制を実現するため、教員組織の抜本的改革、カリキュラム改革、大学院改革及び入試改革を進め、学校現場や地域の課題解決につながる実践的な研究を推進するとともに、「常に学生を中心とした（Students-first）大学」の実現に向けた取組等を軸とした教育・研究活動の基盤充実を図るため、予算編成の基本方針を策定する。

特に、ミッションの再定義等を踏まえた教員養成改革の推進及び新学科の発展を目指し、引き続き施設・設備等の整備を進めるとともに、学生支援の充実を図るための予算確保を行う。

出典：平成27年度北海道教育大学予算編成の基本方針

**資料9-1-⑤-2 学内予算配分方針（抜粋）**

平成27年度北海道教育大学予算編成の基本方針に基づき、学内予算配分方針について定める。

**I 収入予算**

**1. 収入区分**

収入の性質を明確に整理するため、次のとおり区分し、その細目として予算事項及び積算事項を設ける。（内訳は別表1のとおり）

- (1) 運営費交付金（運営費交付金債務取崩を含む）
- (2) 自己収入
- (3) 目的積立金取崩
- (4) 引当金取崩
- (5) 産学連携等研究収入及び寄附金収入
- (6) 施設整備費補助金
- (7) 補助金等収入

**2. 自己収入**

自己収入が直接支出予算の財源となるため、収入の増減が支出予算に影響することになる。については、適切かつ確実な収入の確保が必要であることから、各予算配分部局に対し、自己収入の事項毎に収入目標額を設定する。

- (1) 予算配分部局に対する授業料及び入学金の収入目標額については、本学の「授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則」による授業料等の免除相当額を控除したものとす。
- (2) 授業料、入学金、検定料収入及びその他の収入は、過去3年間の平均収入実績額又は前年度収入決算見込額等を勘案して算定する。
- (3) 授業料及び入学金の経済的免除は、当該年度の収入予定額に対して、文部科学省積算の免除率に基づき算定された額を限度として実施する。
- (4) 科学研究費補助金等の外部資金及び資金運用による利息収入を見込むものとする。

**3. 目的積立金の取崩**

目的積立金については、中期計画に記載された剰余金の使途に基づき、当該年度の使用計画を定め、学長が取崩しを決定する。

出典：平成27年度 学内予算配分方針

**別添資料9-1-⑤-A 北海道教育大学設備マスタープラン**

**【分析結果とその根拠理由】**

本学の大学運営に伴う予算配分は、毎年度「予算編成の基本方針」や「学内予算配分方針」に基づき予算検討委員会及び経営協議会の審議を経て、役員会で決定している。また、教育研究の向上、学生の教育環境の整備、施設等の維持管理経費等には、学長のリーダーシップに基づき、戦略的な経費を確保している。

このことから、大学の目的を達成するため、教育研究活動に対して、適切な資源配分がされていると判断する。

**観点9-1-⑥： 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。**

## 【観点に係る状況】

国立大学法人法等関係法令に基づき、毎事業年度にかかる財務諸表並びに事業報告書、決算報告書を作成し、監事及び会計監査人の意見を伺い、経営協議会の審議、役員会の議を経て決定している。その後、監事及び会計監査人の意見を記載した書面を付して、6月末までに文部科学大臣に提出し、その承認を受けている。また、文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告するとともに、本学ウェブサイトに掲載（資料9-1-⑥-1）し、公表している。

本学においては内部監査として、監事監査（資料9-1-⑥-2）、監査室（資料9-1-⑥-3）による内部監査（資料9-1-⑥-4）、財務部財務課による会計内部監査（資料9-1-⑥-5）を実施している他、外部監査として会計監査人による監査を実施している。

監事監査では、「国立大学法人北海道教育大学監事監査規則」第11条に則り、監事が年度当初に作成する監査計画に基づき、各校においてキャンパス長等からのヒアリングを実施するとともに、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えている。

監査室による内部監査では、業務全般におけるリスクの影響度及び現実化の可能性について緊急度の高いものを優先的に監査事項として設定し、そのうち財務に与えるリスクの影響度を勘案した事項の会計監査を行っている。監査事項としなかった事項については、毎年度業務全般における緊急度を見直しのうえ、監査事項とするか検証する。

財務課による会計内部監査では、各校において実地監査を行い、学内の証拠書類等の書面監査にとどまらず、取引業者から関係書類を取り寄せて照合し、謝金については、研究補助等の業務に従事した学生に対し、業務の実施状況等の事情聴取を行うなど、リスクアプローチ監査を行った。監査終了後、監査受検部局に対し、実施結果及び是正措置等を求める通知を行い、改善措置等については具体的な報告を求めて、その後適切な対応策が執られたか等を確認している。

また、監査室を学長直轄の組織（内部監査部門）として独立させ、監査対象部局から切り離すことにより、学内における独立性・中立性を確立している。

会計監査人監査では、新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、毎年度全てのキャンパスの実地監査を行っている。

監事と会計監査人による年2回程のディスカッション（会計監査人監査計画・報告など）を通じて緊密な連携を図り、適正かつ効率的な監査の実施に努めている（別添資料9-1-⑥-A）。

## 資料9-1-⑥-1 本学ウェブサイトでの情報公開

<http://www.hokkyodai.ac.jp/public/info/financial-statement.html>

## 資料9-1-⑥-2 国立大学法人北海道教育大学監事監査規則（抜粋）

（監査の目的）

第2条 監査は、本学の業務の適正かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的とする。

（監査の種類）

第3条 監査の種類は、業務監査及び会計監査とする。

（監査の対象）

第4条 監査の対象は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 関係諸法令、業務方法書、諸規則等の実施状況
- (2) 中期計画及び年度計画の実施状況
- (3) 組織及び制度全般の運営状況
- (4) 予算の執行に関する事項
- (5) 資産の取得、管理及び処分に関する事項

- (6) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する事項
  - (7) その他監査の目的を達成するために必要な事項
- (中略)

(会計監査人との連携)

第10条 監事は、必要に応じ、会計監査人と連携し、適正かつ効率的な監査の実施に努めなければならない。

(監査計画)

第11条 監事は、毎事業年度初めに監査計画を策定し、速やかに学長に通知するものとする。ただし、臨時監査については、この限りではない。

(監査結果の報告等)

第12条 監事は、監査終了後、速やかに監査の結果に基づく監査報告書を作成し、学長に提出するものとする。

- 2 監事は、監査の結果、改善を要すると認める場合は、前項の報告書に意見を付すものとする。
- 3 学長は、監査報告書に基づき改善すべき事項がある場合には、速やかに改善措置を講じ、その結果を監事に文書で報告するものとする。
- 4 学長は、監査の結果が業務へ適切に反映されるよう努めなければならない。
- 5 監事は、第1項に定めるもののほか、法人法第11条第4項の規定による監査報告書を作成しなければならない。

出典：国立大学法人北海道教育大学監事監査規則

#### 資料9-1-⑥-3 国立大学法人北海道教育大学監査室規則（抜粋）

(目的)

第2条 監査室は、本学における適正な内部監査を実施し、業務運営の効率化と会計処理の適正化を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 監査室は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 業務及び会計監査に関すること。
- (2) 監事が行う監査に関すること。
- (3) 監事及び会計監査人との連絡調整に関すること。
- (4) 他大学監査室等との連絡調整に関すること。
- (5) その他監査に関すること。

出典：国立大学法人北海道教育大学監査室規則

#### 資料9-1-⑥-4 国立大学法人北海道教育大学内部監査実施に関する細則（抜粋）

(監事及び会計監査人との連携)

第3条 内部監査は、監事監査及び会計監査人監査とは独立して実施する。

- 2 監査室は、監事及び会計監査人と緊密な連携を図り、的確かつ効率的な内部監査の実施に努めなければならない。

(内部監査の実施体制)

第4条 内部監査は、学長の命により、監査室長が統括する。

- 2 内部監査は、監査室長の統括のもとに監査室員（以下「監査員」という。）が実施する。
- 3 監査室長が必要と認めたときは、学長の承認を得て、前項の監査員以外の本学職員を監査員又は監査補助員に委嘱することができる。
- 4 学長が必要と認めたときは、監査室長は、本学職員以外の者（以下「監査支援員」という。）から内部監査実施の支援を受けることができる。

(内部監査の種類)

第5条 内部監査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 業務監査 本学における諸業務及び制度の運用状況が適正かつ妥当であるかを検証するとともに、有効性、効率性及び合規性の観点から問題提起を行う監査
- (2) 会計監査 本学における会計処理が適正であるかを検証するとともに、有効性、効率性及び合規性の観点から問題提起を行う監査

出典：国立大学法人北海道教育大学内部監査実施に関する細則

#### 資料9-1-⑥-5 国立大学法人北海道教育大会計内部監査規則（抜粋）

(主任監査員及び監査員)

第3条 学長は、監査を実施するため、財務部財務課（以下「財務課」という。）所属職員のうちから主任監査員及び監査員（以下「監査員等」という。）を命ずる。

ただし、必要があると認めるときは、役員又は財務課所属の職員以外の職員に監査員等を命ずることができる。

## (監査事項)

第4条 監査は、財務及び会計に関し、次に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) 財務及び会計に関する法令等の適用に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 収入及び支出に関する事項
- (4) 債権に関する事項
- (5) 資産に関する事項
- (6) 契約に関する事項
- (7) 旅費に関する事項
- (8) 寄附金に関する事項
- (9) 科学研究費補助金に関する事項
- (10) 帳簿及び関係書類に関する事項
- (11) その他学長が必要と認める事項

出典：国立大学法人北海道教育大会計内部監査規則

## 別添資料9-1-⑥-A 監事・監査室・会計監査人の連携図

## 【分析結果とその根拠理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書を作成し、経営協議会の審議、役員会の議を経て決定している。その後、監事及び会計監査人の意見を記載した書面を付して、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。また、会計内部監査については、監査受検部局に対し、実施結果及び是正措置等を求める通知を行い、改善措置等については具体的な報告を求めて、その後適切な対応策が執られたか等を確認するなど、適正に会計監査を実施している。

このことから、財務諸表の作成・承認プロセスについては、関係諸規定に則って行われているとともに、会計監査の適正性を通じ、財務諸表が適切に作成されていると判断する。

**観点9-2-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。**

## 【観点に係る状況】

本学の管理運営組織は法令で定められた「学長選考会議」「役員会」「教育研究評議会」「経営協議会」を設けているほか、学長、理事、副学長、キャンパス長、教職大学院長、学校臨床心理専攻長及び事務局長で構成する「連絡調整会議」を設置し、各校等間の全学的調整や全学的な課題に対する意見交換の場としている。また、役員会の中に「役員連絡会」を設置し、役員間の連携、自由な意見交換や共通理解を図っている。このほか、学長が指名する理事又は副学長を室長とする「教育改革室」等の9つの「学長室」を設置し、これら学長室には室長を補佐する特別補佐、並びに室員として教員と事務職員を配置している（資料9-2-①-1）。

事務組織は、事務局長のもと3部19課（室）44グループ（別添資料3-3-①-B）で構成され、管理業務が滞りなく運営されている。なお、全学的な諸課題・諸施策について、事務局が一致した対応をしていくために、各課（室）の副課（室）長以上を構成員とする「事務局連絡会議」を設置することにより、各部課（室）の連絡調整・共通理解を図り、機能的な体制を実現している。

全学的な危機管理の推進及び組織連携を進めるため、「国立大学法人北海道教育大学危機管理要項」を定め、学長を委員長とする危機管理委員会、総務部長を室長とする庶務担当の危機管理室を置き、必要に応じて、危機管理対策本部を置くことで、予測困難な外的環境の変容に対応できる体制を整えている（資料9-2-①-2）。

構成員への法令遵守に対応する体制は、「国立大学法人北海道教育大学公益通報保護規則」に基づき、組織的又は個人的な法令違反行為等を受け付ける公益通報窓口を設置している。公益通報等された事案に対し、学長が必要に応じて調査委員会を設置して事実調査を行い、是正措置及び再発防止措置を講じることとしている（資料9-2-①-3）（資料9-2-①-4）。

研究倫理への対応として、「北海道教育大学研究倫理規則（資料9-2-①-5）」「北海道教育大学動物実験取扱規則（資料9-2-①-6）」「北海道教育大学利益相反マネジメント規則（資料9-2-①-7）」を策定している。「北海道教育大学研究倫理規則」に基づき、ヒトを対象とした研究のうち、倫理上の問題が生じる研究及びそのおそれがある研究について、担当理事を委員長とする北海道教育大学研究倫理委員会で審議し、改善を要する事項に対して必要な指導・助言を講じている。動物実験については、「北海道教育大学動物実験取扱規則」に基づき、担当理事が委員長を務める動物実験委員会が動物実験計画の審議を行い、併せて、動物実験を行っているキャンパスにおいて、キャンパス長等が緊急事態発生時の実験動物の管理や緊急時に講ずる措置をまとめた「北海道教育大学教育学部札幌校動物実験施設における緊急時の対応について」（平成26年10月28日制定）及び「北海道教育大学教育学部岩見沢校動物実験施設における緊急時の対応について」（平成26年10月30日制定）を策定し、周知を実施している。利益相反については、担当理事を委員長とする北海道教育大学利益相反マネジメント委員会を設置し、利益相反マネジメント調査（年1回）の結果に基づき、必要が認められる場合に勧告を行うこととしている。また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（平成26年2月18日、文部科学大臣決定）を踏まえ、学長を最高管理責任者とする研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用防止等に関する体制を整備（資料9-2-①-8）するとともに、「北海道教育大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」（平成27年3月31日学長裁定）を新たに策定して公的研究費の適正な運営・管理の方針を明確にした。さらに、「北海道教育大学における公的研究費に係る不正使用の防止計画」（平成27年3月31日改訂）に基づき、各校において研究不正防止に関する説明会を年3回程度実施し、教員には必ず1回の出席を義務付けるとともに、不正使用を行わない旨の包括的な誓約書の提出を義務付け、教員の意識の向上を図っている。

**資料9-2-①-1 学長室構成員等** (平成27年5月28日現在)

学長室	室長	特別補佐	室員(教員)	室員(事務職員)	計(除室長)
教育改革室	担当理事1人	3人	0人	2人	5人
学術研究推進室	担当理事1人	1人	9人	2人	12人
大学評価室	担当副学長1人	1人	4人	1人	6人
地域連携推進室	担当理事1人	4人	8人	0人	12人
広報企画室	担当理事1人	5人	1人	5人	11人
総合情報企画室	担当理事1人	2人	4人	1人	7人
入試企画室	担当理事1人	2人	4人	3人	9人
教員免許状更新講習推進室	担当理事1人	5人	0人	1人	6人
国際戦略室	担当副学長1人	3人	2人	0人	5人

出典：総務課資料

**資料9-2-①-2 国立大学法人北海道教育大学危機管理要項(抜粋)**

(危機管理委員会)

第2 本学に、全学的な危機管理の推進及び組織連携を図るために、国立大学法人北海道教育大学運営規則(平成26年規則第25号)第10条第1項の規定に基づき、国立大学法人北海道教育大学危機管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(中略)

(危機管理室)

第3 本学に危機管理全般にかかわる庶務、委員会及び対策本部の庶務を行うために危機管理室を置く。

(中略)



(危機管理対策本部)

第4条 学長は、危機発生時における緊急対応のために必要に応じて危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

出典：国立大学法人北海道教育大学危機管理要項

#### 資料9-2-①-3 国立大学法人北海道教育大学公益通報者保護規則（抜粋）

(窓口)

第4条 公益通報及び相談（以下「公益通報等」という。）を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を、監査室に置く。

2 公益通報等を通報窓口に取り次ぐため、通報コーナーを函館校室、旭川校室、釧路校室及び岩見沢校室（以下「各校室」という。）に置く。

(中略)

(調査)

第7条 学長は、公益通報等された事項について、事実調査の必要があると認めるときは、調査委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長が指名する理事

(2) 学長が必要と認める者若干人

3 委員会に委員長を置き、前項第1号に規定する委員をもって充てる。

4 委員会は、調査の実施に当たっては、通報者が特定されないよう十分配慮しなければならない。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

6 委員会は、調査結果を速やかに学長及び監事に報告するものとする。

7 委員会の庶務は、通報内容に係る職員等の所属する部局等の協力を得て監査室において行う。

(中略)

(是正措置等)

第10条 学長は、調査の結果、不正行為等が明らかになった場合は、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

2 学長は、調査結果及び是正措置等の内容について、必要があると認めるときは、公表又は関係行政機関に通知を行うものとする。

出典：国立大学法人北海道教育大学公益通報者保護規則

#### 資料9-2-①-4 北海道教育大学における公益通報フロー図

<https://www.hokkyodai.ac.jp/files/00000100/00000170/kouekituhouflow.pdf>

#### 資料9-2-①-5 北海道教育大学研究倫理規則（抜粋）

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人北海道教育大学（以下「本学」という。）の役員、職員、大学院生、学部学生、研究生、外国人留学生等研究に従事するすべての者（以下「研究者」という。）が、教育学的、心理学的、医学的又は生物学的研究等の人間を直接対象とした研究のうち、倫理上の問題が生じるおそれのある研究（以下「研究」という。）を行う場合の留意事項、手続き等を定め、もって研究対象者及びその関係者（以下「対象者等」という。）の人権を擁護するとともに、本学における研究の円滑な推進に資することを目的とする。

(中略)

(研究倫理委員会)

第4条 第1条の目的を達成するため、本学に、国立大学法人北海道教育大学運営規則（平成26年規則第25号）第26条第2項に基づき、北海道教育大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(中略)

(審査申請)

第6条 研究者は、研究を行おうとするときは、あらかじめ学長の承認を得なければならない。

(中略)

(審査手続)

第7条 学長は、申請書を受理したときは、委員会に審査を求めるものとする。ただし、第9条に定める場合においては、この限りでない。

(中略)

(研究の検証)

第11条 委員会は、研究代表者から当該研究について報告を求め、調査することができる。この場合において、当該研究に改善すべき事項があるときは、必要な指導及び勧告を行わなければならない。

資料9-2-①-6 北海道教育大学動物実験取扱規則（抜粋）

（動物実験委員会）

第6条 本学に、国立大学法人北海道教育大学運営規則（平成26年規則第25号）第26条第2項に基づき、北海道教育大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（中略）

（動物実験計画の立案、審査及び手続き）

第7条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験計画書（別記様式第1号）により学長に申請し、その承認を得なければ動物実験を行ってはならない。

(1) 研究の目的、意義及び必要性

(2) 代替法の利用

(3) 使用数を削減するための、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、実験動物の遺伝学的品質及び微生物学的品質並びに飼養条件

(4) 苦痛の軽減

(5) 苦痛度の高い動物実験等（致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等をいう。）を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミングをいう。）の設定を検討すること。

3 学長は、前2項の申請があった場合には、委員会に審議を付託し、その結果に基づき、申請を承認するか否かの決定を行い、当該動物実験責任者に通知するものとする。

（中略）

（緊急時の対応）

第25条 キャンパス長等は、地震、火災等の緊急時に講ずる措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

出典：北海道教育大学動物実験取扱規則

資料9-2-①-7 国立大学法人北海道教育大学利益相反マネジメント規則（抜粋）

（利益相反マネジメント委員会）

第5条 本学に、利益相反マネジメントに関する事項等を審議又は実施するため、国立大学法人北海道教育大学運営規則（平成26年規則第25号）第26条第2項に基づき、北海道教育大学利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（中略）

（利益相反マネジメント調査）

第6条 利益相反マネジメント調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 利益相反自己申告書の提出

(2) ヒヤリング

(3) カウンセリング

(4) 追跡調査

(5) その他利益相反に関する必要な調査

（中略）

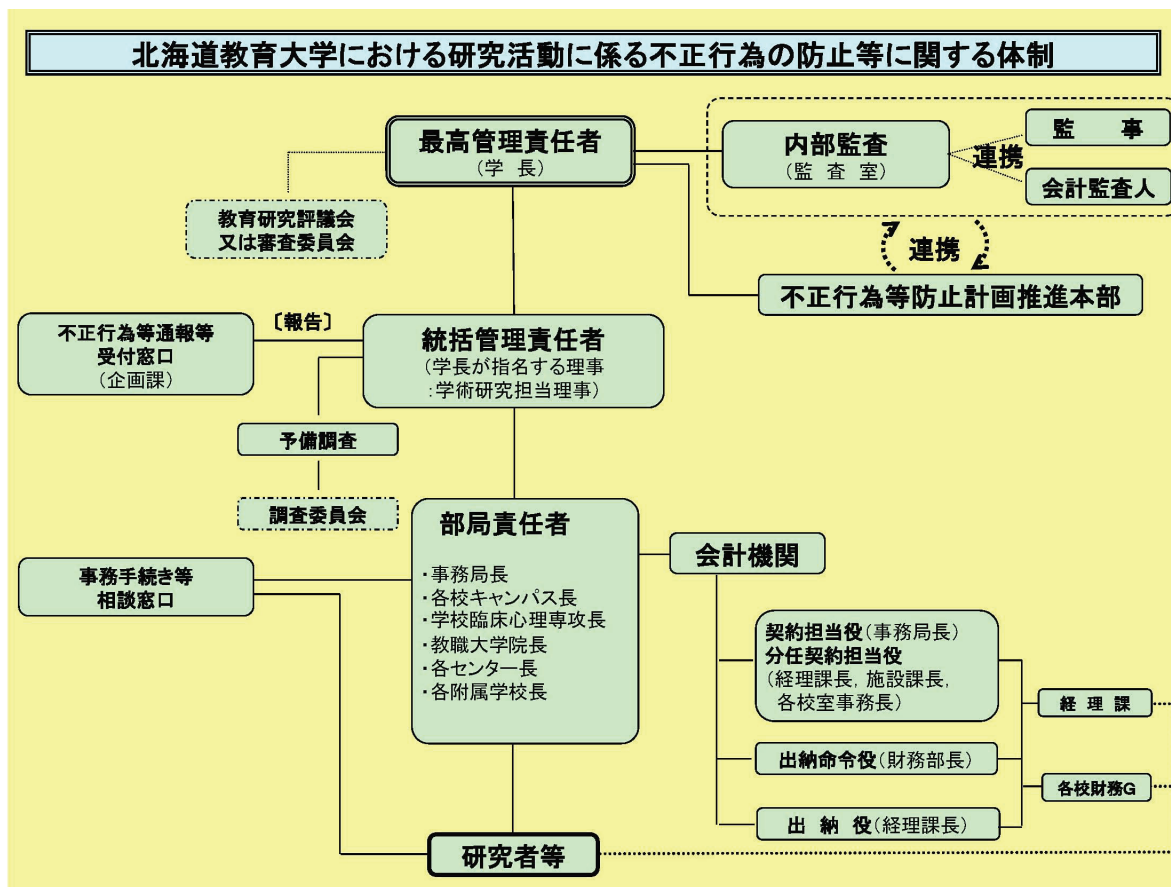
（審議等の手続）

第7条 委員会は、前条の規定により実施した調査に基づき、職員等の利益相反に関して大学として許容できるか否かについて審議する。

2 委員会は、前項の審議の結果、必要と認められる場合は、関係する職員等に対して利益相反に関する勧告等を行う。

出典：国立大学法人北海道教育大学利益相反マネジメント規則

資料 9-2-①-8 北海道教育大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する体制



出典：企画課資料

【分析結果とその根拠理由】

「学長選考会議」「役員会」「教育研究評議会」「経営協議会」のほか、各校間の調整や全学的な課題に対する意見交換を行う「連絡調整会議」、役員間の連携、自由な意見交換や共通理解を図る「役員連絡会」及び戦略的な大学改革を推進する9つの「学長室」を設置している。事務組織は、事務局長のもと3部19課(室)44グループで構成し、「事務局連絡会議」を設置し、全学的な諸課題・諸施策について、事務局が一致した対処をしており、管理業務が滞りなく運営されている。

また、「国立大学法人北海道教育大学危機管理要項」に基づき、危機管理委員会を設置し、「国立大学法人北海道教育大学公益通報保護規則」による法令違反行為等への対応を行っており、研究倫理への対応についても、「北海道教育大学研究倫理規則」「北海道教育大学動物実験取扱規則」「北海道教育大学利益相反マネジメント規則」「北海道教育大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」「北海道教育大学における公的研究費に係る不正使用の防止計画」を策定し、組織的に対応できる体制を整えている。

このことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、危機管理に係る体制を整備していると判断する。

観点 9-2-②：大学の構成員(教職員及び学生)、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

学生については、「学生生活実態調査」、「図書館利用アンケート」等のアンケートを通じて修学上・大学生活上のニーズの把握に努めている。また、修学支援、就職支援、施設環境の改善等に係る学生の相談窓口として設置されている「学生なんでも相談室」において、相談内容に応じて適切な担当部局へ対応の割り振りを一括して行うことにより効率的な管理運営を行えるようにしている。教職員の意見やニーズを把握するために、原則毎週水曜日の12時から1時間でランチミーティングを実施している。ランチミーティングには、学長、理事、副学長、事務局各部長、総務課長が出席しており、会議等以外の場で、教職員の意見等を伝達する場となっている。

その他学外関係者等については、「経営協議会」に外部有識者が加わっており、役員会、教育研究評議会等における意見を踏まえ、道外での進学説明会の実施やグローバル教員養成プログラムの導入、他大学との単位互換制度の導入等、大学の教育の質向上において、社会からのニーズを大学運営に反映させる体制が整備している（前掲資料8-1-③-4）。さらに、後援会との懇談会（資料9-2-②-1）をはじめ、地域教育連絡協議会（資料9-2-②-2）や各教育委員会、各校長会（前掲資料8-1-③-3）、等から様々な意見を得て、必要に応じて教育研究の改善が実施できるようにしている。

地区 No.	開催地区名	開催頻度	対象学年	開催年度	該当学生数	参加保護者数	会場
1	旭川	毎年	2年～3年	H20	126	15	旭川校
				H21	151	28	旭川校
				H22	161	24	旭川校
				H23	146	18	旭川校
				H24	131	21	旭川校
				H25	126	23	旭川校
2	札幌	2年に1度	3年～4年	H21	125	37	小樽商科大学札幌サテライト
				H23	127	24	札幌駅前サテライト (hue-pocket)
				H25	143	27	札幌駅前サテライト (hue-pocket)
3	岩見沢	2年に1度	1～4年	H20	63	16	岩見沢市民会館／文化センター
				H22	77	21	岩見沢市民会館／文化センター
				H24	74	11	岩見沢市民会館／文化センター
				H26	80	10	岩見沢市民会館／文化センター
4	名寄	3年に1度	1～4年	H21	24	12	名寄市民文化センター
				H24	26	6	名寄市民文化センター
5	留萌	3年に1度	1～4年	H21	10	4	留萌市中央公民館
				H24	13	4	留萌市中央公民館
6	帯広	3年に1度	1～4年	H21	61	25	とかちプラザ
				H24	67	19	とかちプラザ
7	苫小牧	3年に1度	1年～4年	H22	71	24	苫小牧市文化交流センター
				H25	56	17	苫小牧市文化交流センター
8	富良野	3年に1度	1年～4年	H22	23	8	富良野文化会館
				H25	22	8	富良野地域人材開発センター
9	釧路	3年に1度	1年～4年	H22	27	9	釧路市生涯学習センター
				H25	35	10	釧路市生涯学習センター
10	稚内	3年に1度	1年～4年	H20	15	5	稚内海員会館
				H23	24	5	稚内海員会館
				H26	14	1	稚内海員会館
11	北見	3年に1度	1年～4年	H20	67	19	北見芸術文化ホール
				H23	65	17	北見市北地区公民館

				H26	79	22	北見市北地区公民館
12	小樽	3年に1度	1年～4年	H20	26	7	小樽市民会館
				H23	29	13	小樽市民会館
				H26	34	7	小樽市民センター
13	仙台	2年に1度	1～4年	H20	112	16	仙台国際センター
				H22	99	18	仙台市戦災復興記念館
				H24	103	19	ホテルパールシティ仙台
14	盛岡	2年に1度	1年～4年	H26	101	14	仙台市民会館
				H21	104	27	盛岡市民文化ホール
				H23	95	24	盛岡市民文化ホール
				H25	103	23	盛岡市民文化ホール

出典：旭川校室資料

#### 資料9-2-②-2 北海道地域教育連携推進協議会要項（抜粋）

（設置）

第1条 北海道における地域教育連携の推進体制を構築し、国立大学法人北海道教育大学、北海道教育委員会及び札幌市教育委員会等が地域教育連携事業等に 係る調査検討及び実施に関する協議を行うため、北海道地域教育連携推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

（協議事項）

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域教育連携施策の調査検討に関すること。
- (2) 地域教育連携事業の実施計画に関すること。
- (3) 地域教育連携事業の実施に関すること。
- (4) 地域教育連携事業の評価に関すること。
- (5) その他地域教育連携に関し必要な事項

（組織）

第3条 推進協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 北海道教育委員会教育長
- (2) 札幌市教育委員会教育長
- (3) 北海道立教育研究所長
- (4) 北海道教育庁石狩教育局長
- (5) 国立大学法人北海道教育大学長
- (6) 国立大学法人北海道教育大学理事（総務，教育担当）
- (7) 国立大学法人北海道教育大学理事（学生支援・国際交流担当）
- (8) 国立大学法人北海道教育大学理事（地域連携担当）
- (9) 国立大学法人北海道教育大学事務局長
- (10) その他推進協議会が必要と認めた者 若干人

出典：北海道地域教育連携推進協議会要項

#### 【分析結果とその根拠理由】

学内外の意見・ニーズを把握する機会として、学生、教職員、外部有識者、後援会、同窓会、教育関係者等、多くの意見等を聞く場を整備している。学生、教職員から提示された学内でのニーズに対しては、学生相談窓口や各種会議等に対応することになっている。他方、学外から寄せられる意見や要望は、役員会等において情報共有した上で、例えば「グローバル教員養成プログラム」の導入等大学運営に活用している。

このことから、大学の構成員や学外関係者の管理運営に関する意見やニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映していると判断する。

観点9-2-③： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

監事による監査については、「国立大学法人北海道教育大学監事監査規則」第11条（前掲資料9-1-⑥-2）に則り監事が年度当初に策定する「監査計画」（資料9-2-③-1）に基づき実施している。監査の対象は「国立大学法人北海道教育大学監事監査規則」第4条に掲げる事項を基本とするが、毎年度、より具体化した項目（教育研究、国際化など）を重点事項として掲げ監査を実施している。定期監査は、事務局及び各校の業務実施状況及び会計経理処理状況について主にヒアリングの方法により行い、その結果を役員会等で報告し学内への浸透を図っている。臨時監査は、監事が必要と認めたときに適宜、実施することとしているが、平成26年度までにおいては、臨時監査の実績はない。その他、外部監査として会計監査人による監査があり、監事と会計監査人は年2回程度のディスカッション（会計監査人監査計画・報告など）を通じて緊密な連携を図り、適正かつ効率的な監査の実施に努めている。

また、監事は、役員会、教育研究評議会、経営協議会等の主要会議への出席のほか、本学が独自に置いている役員連絡会や連絡調整会議への出席も可能としており、第3期中期目標・中期計画の素案の検討に際しても、監事の意見を素案へと反映させる等、業務運営等の改善へと結びついている。

事務局及び各校の業務実施状況及び会計経理処理状況のヒアリングや、諸会議への出席を通して把握した管理運営状況等を確認検討し、「監査報告書」（別添資料9-2-③-A）を作成している。その後は学長へ提出及び報告した上で、役員会等でも報告し、その内容についての周知徹底を図っている。

資料9-2-③-1 監査計画

第1 監査の基本方針

国立大学法人北海道教育大学監事監査規則（以下「規則」という。）に基づき、北海道教育大学の業務の適正かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的として、監査を実施する。

第2 監査の対象

規則第4条各号に掲げる事項を監査対象とするが、平成27年度においては、次の事項に重点を置き監査を実施する。

1. 業務監査

(1) 関係法令、業務方法書、諸規則等に基づく業務の実施状況

- ① 業務方法書に基づく組織機構・規程等の整備状況について
- ② 裁量労働制を採用する教員の勤務状況等について
- ③ 非常勤講師の授業実績管理について
- ④ 職員の出勤簿について

(2) 中期計画及び年度計画の実施状況

- ① 中期計画及び年度計画の進捗状況等について

(3) 組織及び制度全般の運営状況

- ① 学生相談・支援窓口の活動状況について
- ② シラバスの整備・活用状況について
- ③ 授業評価について
- ④ 研究者総覧について
- ⑤ 内部規則等改正後の各キャンパスの運営状況について
- ⑥ 附属図書館の効果的な運営と利用の促進について
- ⑦ 危機管理について

～個別危機事象に対するキャンパス毎の対応マニュアルの策定等～

2. 会計監査

(1) 予算の執行に関する事項

- ① 公的研究費不正防止の取り組みについて
- ② 各キャンパス、附属学校の会計・経理指導及び研修について

出典：平成27年度監査計画

別添資料9-2-③-A 監査報告書

### 【分析結果とその根拠理由】

監事は、毎年度「監査計画」に基づき、業務実施状況及び会計経理処理状況をヒアリングすること等により監査を実施している。監査事項は、財務や会計だけでなく、組織及び制度全般の運営状況（教育研究・国際化など）から年度毎に決めている。また、監事と会計監査人は年2回程のディスカッション（会計監査人監査計画・報告など）を通じて緊密な連携を図り、会計監査人の意見や指摘事項等を汲み取ることで、外部からの視点による効率的な監査の向上に資している。

さらに、その結果について監査を受けた部局等へ適切に伝達することにより学内への浸透を図り、業務の改善に資している。また、主要会議への出席を通して監事から出された意見は、第3期中期目標・中期計画素案の検討等業務運営等の改善へと結びついている。

これらのことから、本学では監事が適切な役割を果たしていると判断する。

### 観点 9-2-④： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

#### 【観点に係る状況】

国立大学法人職員としての自覚と誇りを持ち、職務に必要な知識技能を持った人材を育成するために、本学において研修を実施している。また、一般社団法人国立大学協会、国立大学法人北海道大学、人事院北海道事務局、日本学生支援機構等の外部機関が主催している研修にも参加させている。

管理運営を十分に果たすために、役員及び管理運営の中心となる職員が、一般社団法人国立大学協会主催の国立大学法人等理事研修会、大学マネジメントセミナー等に定期的に参加させ、経営的視点に立った管理運営能力、教育や経営等にかかるマネジメント能力の向上を図っている。また、平成26年度には産能マネジメントスクール公開セミナーへの派遣も行っている。

事務系職員に対しての取組としては、初任職員研修、フォローアップ研修、財務系初任者研修等の各種の研修を本学で企画・実施している。また、一般社団法人国立大学協会北海道地区支部及び国立大学法人北海道大学が主催している初任職員研修、中堅職員研修、会計基準研修、人事院北海道事務局主催の中堅係員研修、係長研修、課長補佐研修、メンター養成研修、日本学生支援機構主催の就職・キャリア支援研修会、障害学生支援研修会等の他機関主催の研修に参加させている（資料9-2-④-1）。初任職員研修、中堅職員研修、係長研修及び部課長研修等を階層別研修として、また、学生指導研修や会計事務研修等を業務別研修として位置付けている。さらに、英語力向上プロジェクトに基づき、事務職員英語研修や事務職員海外語学研修等を企画・実施する等SD研修にも力を入れているほか、一般社団法人国立大学協会主催の若手職員勉強会、一般社団法人国立大学協会北海道地区支部及び国立大学法人北海道大学主催の事務職員英語研修（グローバル化対応）、学生支援担当職員SD研修、国立大学法人北海道大学主催のSD研修「大学職員セミナー」、FDネットワーク“つばさ”主催の大学間連携SD研修会といった外部機関主催の複数のSD研修に参加させている。事務組織が十分に任務を果たすことができるように、日常業務に対する研修として業務別研修を、中・長期的な視点に立って階層別研修やSD研修を行っている。

資料9-2-④-1 研修実施・参加状況一覧（平成25年度）			
研修名	主催機関	期間	参加者数
平成25年度国立大学法人北海道教育大学初任職員研修	国立大学法人北海道教育大学	H25. 4. 9	9名
平成25年度北海道地区国立大学法人等初任職員研修（一般職）	一般社団法人国立大学協会北海道地区支部，国立大学法人北海道大学	H25. 4. 10～H25. 4. 11	9名
平成25年度国立大学法人等理事研修会	一般社団法人国立大学協会	H25. 6. 3	1名
平成25年度北海道地区国立大学法人等中堅職員研修	一般社団法人国立大学協会北海道地区支部，国立大学法人北海道大学	H25. 6. 11～H25. 6. 13	4名
平成25年度国立大学法人北海道教育大学初任職員研修	国立大学法人北海道教育大学	H25. 6. 14	3名
第54回北海道地区中堅係員研修	人事院北海道事務局	H25. 6. 18～H25. 6. 21	1名
平成25年度就職・キャリア支援研修会（専門コース）	日本学生支援機構	H25. 6. 28～H25. 6. 29	1名
平成25年度北海道地区女性セミナー「キャリアアッププラン」	人事院北海道事務局	H25. 7. 10～H25. 7. 12	1名
平成25年度国立大学法人等部課長級研修	一般社団法人国立大学協会	H25. 7. 17～H25. 7. 18	2名
平成25年度北海道地区学生指導研修会	北海道地区大学学生指導協議会，国立大学法人北海道大学，稚内北星学園大学	H25. 8. 29～H25. 8. 30	8名
総務省情報システム統一研修（平成25年度第2／四半期）（e-ラーニング受講者追加募集）	総務省	H25. 8. 29～H25. 9. 20	1名
平成25年度国立大学法人北海道大学事務職員英語研修（グローバル化対応）	国立大学法人北海道大学	H25. 9. 2～H25. 9. 3	1名
平成25年度国立大学法人北海道大学外簿記研修	国立大学法人北海道大学，国立大学法人北海道教育大学，国立大学法人小樽商科大学	H25. 9. 2～H25. 11. 8	4名
平成25年度就職・キャリア支援研修会（基礎コース）	日本学生支援機構	H25. 9. 4～H25. 9. 6	1名
平成25年度北海道教育大学事務職員英語研修	国立大学法人北海道教育大学	H25. 9. 4～H26. 2. 5	27名
第5回平成25年度大学間連携SD研修会	FDネットワーク”つばさ”	H25. 9. 5～H25. 9. 6	1名
平成25年度大学マネジメントセミナー【企画戦略編】	一般社団法人国立大学協会	H25. 9. 17	1名
平成25年度障害学生支援研修会〔理解・実践プログラム〕	日本学生支援機構	H25. 9. 18～H25. 9. 19	1名
第41回北海道地区係長研修	人事院北海道事務局	H25. 9. 24～H25. 9. 27	1名
平成25年度北海道地区国立大学法人等係長研修	一般社団法人国立大学協会北海道地区支部，国立大学法人旭川医科大学	H25. 9. 25～H25. 9. 27	5名
平成25年度北海道教育大学財務系初任者研修	国立大学法人北海道教育大学	H25. 9. 26～H25. 9. 27	10名
平成25年度大学マネジメントセミナー【研究編】	一般社団法人国立大学協会	H25. 10. 7	1名
平成25年度国立大学法人北海道教育大学接遇研修	国立大学法人北海道教育大学	H25. 10. 10	7名
平成25年度国立大学法人北海道教育大学フォローアップ研修	国立大学法人北海道教育大学	H25. 10. 10～H25. 10. 11	15名
平成25年度北海道地区大学SD研修「大学職員セミナー」	国立大学法人北海道大学	H25. 10. 23～H25. 10. 24	4名
平成25年度北海道地区国立大学法人等会計事務研修（上級）	国立大学法人北海道大学	H25. 10. 30～H25. 11. 1	2名



平成 25 年度大学マネジメントセミナー【教育編】	一般社団法人国立大学協会	H25. 11. 12	1 名
第 21 回北海道地区課長補佐研修	人事院北海道事務局	H25. 11. 13～H25. 11. 15	3 名
第 12 回大学改革シンポジウム	一般社団法人国立大学協会	H25. 11. 26	1 名
平成 25 年度北海道地区国立大学法人等会計基準研修	一般社団法人国立大学協会北海道地区支部，国立大学法人北海道大学	H25. 12. 4～H25. 12. 6	2 名
平成 25 年度国立大学法人等若手職員勉強会	一般社団法人国立大学協会	H25. 12. 9～H25. 12. 10	1 名
平成 25 年度北海道地区国立大学法人等学生支援担当職員 SD 研修	一般社団法人国立大学協会北海道地区支部，国立大学法人北海道大学	H25. 12. 9～H25. 12. 10	7 名
総務省情報システム統一研修（平成 25 年度第 3 / 四半期）	総務省	H25. 12. 11～H25. 12. 13	1 名
平成 25 年度北海道地区メンター養成研修	人事院北海道事務局	H26. 1. 24	1 名
平成 25 年度北海道教育大学事務職員海外語学研修	国立大学法人北海道教育大学	H26. 2. 10～H26. 2. 28	3 名

出典：人事課資料

#### 【分析結果とその根拠理由】

役員及び管理運営の中心となる職員の一般社団法人国立大学協会主催の大学マネジメントセミナー等への参加、事務系職員を対象とした各種研修の実施及び外部機関主催研修への参加を推進している。

このことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

**観点 9-3-①：大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。**

#### 【観点到係る状況】

「国立大学法人北海道教育大学点検評価規則」を制定し、自己評価について規定している。これは本学の教育研究活動等について自己点検・評価することを通じて改善を図り、その一層の向上に役立てるとともに、評価結果を広く社会へ発信することによって本学の現況を明らかにし、公共教育機関としての説明責任を果たすことを目的としている。

学校教育法第 109 条第 1 項に規定する大学が自ら行う自己評価については、「国立大学法人北海道教育大学点検評価規則」（資料 9-3-①-1）の中で規定している。自己評価の基本項目として規定した 8 項目（規則第 9 条）の中から評価項目（教育、研究、学生支援、社会貢献、国際交流、大学運営、施設・設備、その他必要と認められる項目）を選択し、2 年に 1 度、自己点検評価を実施することとしている（規則第 6 条）。

自己点検・評価の実施に際しては、点検及び評価に関して総括を行う「大学評価室」が、自己評価の実施目的、評価項目の選定プロセス、実施体制及び方法、点検評価項目を分析するための評価基準・観点・資料例、作業スケジュール、公表方法など、学内で作業を進める上での必要事項を示した「点検評価実施要項」（別添資料 9-3-①-A）を作成する。担当する部局はそれに基づき、客観的な根拠・データを踏まえた自己点検評価を実施し、その評価結果を「自己点検評価シート」にまとめる。最終的には、大学評価室が「自己点検評価シート」のとりまとめを行い、自己点検評価書を作成している。「自己点検評価書」は、「国立大学法人北海道教育大学点検評価規則」第 11 条（資料 9-3-①-1）のとおり、教育研究評議会及び経営協議会の議を経て決定し、学内の教職員、学外の関係者に周知することとなる。

これまでの実施状況は、平成 18 年度に「学生支援等」、平成 20 年度に「社会貢献」、平成 22 年度に「大学運営」、平成 24 年度に「国際交流・協力」、平成 26 年度に「教育」について、自己点検・評価を行った。

**資料 9-3-①-1 国立大学法人北海道教育大学点検評価規則（抜粋）**

（自己評価等の実施）

第 6 条 自己評価等の実施は、点検評価実施要項に基づき、部局等がそれぞれ所掌する業務について行い、これらを踏まえて、大学評価室が本学全体について行うものとする。

2 第 2 条第 1 号に規定する自己評価は、原則として 2 年に 1 回実施するものとする。

（中略）

（自己評価の基本項目及び実施区分）

第 9 条 自己評価の基本項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育
- (2) 研究
- (3) 学生支援
- (4) 社会貢献
- (5) 国際交流
- (6) 大学運営
- (7) 施設・設備
- (8) その他必要と認められる項目

（中略）

（自己評価等の結果の決定及び公表）

第 11 条 大学評価室は、第 6 条に規定する自己評価等について評価案を作成し、これに改善に関する意見を付して、学長に報告しなければならない。

2 学長は、教育研究評議会及び経営協議会の議を経て、自己評価等の結果を決定するものとする。

3 学長は、自己評価の結果（第 9 条第 3 項に規定する実施区分のうち、教員個人の自己評価の結果を除く。）並びに認証評価機関及び国立大学法人評価委員会から通知のあった認証評価及び法人評価の結果を、公表するものとする。

出典：国立大学法人北海道教育大学点検評価規則

**別添資料 9-3-①-A 点検評価実施要項 平成 24 年度自己評価「国際交流・協力」**

**【分析結果とその根拠理由】**

「国立大学法人北海道教育大学点検評価規則」に基づいて、実施目的、実施体制、実施項目等を明記した点検評価実施要項を策定し、2 年に 1 度、自己点検評価を実施しており、教育研究活動等の質の向上を図る環境を整備している。

このことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて自己点検・評価を行っている判断する。

**観点 9-3-②：** 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

**【観点到係る状況】**

学校教育法第 109 条第 1 項の規定に基づく教育研究等の自己評価を 2 年に 1 度実施し、翌年度にその結果について、学外の有識者（外部評価者）の検証を受けることを、いわゆる外部評価として「国立大学法人北海道教育大学点検評価規則」で定めている（資料 9-3-②-1）。

この外部評価の実施に際しては、外部評価の目的、方針、実施体制、実施方法などを定めた「点検評価実施要項」を策定し（別添資料 9-3-②-A）、それに基づき、自己評価の結果について、本学で選定した外部評価者

が点検・評価を行う。

外部評価者の選定は、大学関係者や地方公共団体関係者に限定せず、民間企業の関係者も加え、より幅広い視点から評価してもらうよう配慮している（資料9-3-②-2）。

外部評価書の作成は、前年度作成した自己点検評価書の「書類審査」、本学関係者と質疑応答等を行う「訪問調査」（資料9-3-②-3）、訪問調査を踏まえた「評価結果の確定」の3つの過程により実施している。

「書類調査」では、前年度に実施した自己評価の結果をとりまとめた自己点検評価書を点検し、外部評価書（案）を作成する。「訪問調査」では、大学側から自己点検評価書の説明を行うとともに外部評価書（案）に対する質疑応答及び意見交換を行い、外部評価者からは、訪問調査を通し、各外部評価者が捉えた本学の活動に対して総合的な意見を講評として発表してもらう。訪問調査の記録を後日送付し、外部評価者は、外部評価書に必要な加筆・修正し「評価結果の確定」を行う。

外部評価書において指摘された事項や顕在化した課題点について改善策を策定し、「教育研究評議会の議を経た上での教員の配置換えを可能にする」等、業務の改善に活かしている。

また外部評価の結果については、「外部評価報告書」として取りまとめ、本学ウェブサイト（資料9-3-②-4）上に掲載し、明らかにした本学の現況を広く社会へ発信している。

#### 資料9-3-②-1 国立大学法人北海道教育大学点検評価規則（抜粋）

（外部評価の実施）

第15条の2 外部評価の実施は、原則として自己評価を実施した翌年度に、点検評価実施要項に基づき行うものとする。

2 前項に定めるほか、第11条第2項及び第12条第2項の自己評価等の結果についても、必要に応じ、外部評価を実施するものとする。

（外部評価の結果に基づく改善及び公表）

第15条の3 学長は、前条の外部評価の結果に基づき、改善が必要と認めた事項について、部局等の長に改善を指示するものとする。

2 部局等の長は、前項の指示を受けたときは、改善案を作成し、指定された期日までに大学評価室に提出しなければならない。

3 大学評価室は、前項の改善案に意見を付して学長に報告しなければならない。

4 学長は、前項の報告に基づき、改善策を決定するものとする。

5 大学評価室は、外部評価の結果及び改善策を基に外部評価報告書を作成し、学長に報告するものとする。

6 学長は、教育研究評議会及び経営協議会の議を経て外部評価報告書を決定し、公表するものとする。

出典：国立大学法人北海道教育大学点検評価規則

#### 資料9-3-②-2 外部評価者名簿

所属・職	備考
北海道大学国際本部副本部長・留学生センター長	国立大学関係者
読売新聞北海道支社編集部長	民間企業関係者
北海道総合政策部知事室国際課長	地方公共団体関係者
一般財団法人日本国際協力センター理事長	一般財団法人関係者

出典：企画課資料

資料9-3-②-3 訪問調査スケジュール

時間	LAP	事項	対応	内容		
13:30 ～ 13:45	15分	開会	特別補佐	①外部評価者の紹介 ②大学関係者の紹介		
		外部評価者 大学関係者の紹介				
		学長 挨拶				
		配付資料の確認			特別補佐	・座席表 ・訪問調査実施スケジュール ・外部評価書 ・自己点検評価書 －北海道教育大学の国際交流・協力－
		日程の確認				
外部評価の説明						
13:45 ～ 14:45	60分	質疑応答	各担当理事等	・確認したい点に関する質疑		
14:45 ～ 14:50	5分	休憩				
14:50 ～ 15:50	60分	意見交換	各担当理事等	・改善を要する点等に関する意見交換		
15:50 ～ 16:05	15分	休憩		・大学関係者退出		
16:05 ～ 16:25	20分	講評の発表	外部評価者	・1人5分程度		
16:25 ～ 16:30	5分	閉会の挨拶	担当副学長			

出典：企画課資料

資料9-3-②-4 外部評価書の公表  
<http://www.hokkyodai.ac.jp/public/info/external-review.html>

別添資料9-3-②-A 平成25年度外部評価「国際交流・協力」点検評価実施要項

【分析結果とその根拠理由】

「国立大学法人北海道教育大学点検評価規則」及び「点検評価実施要項」により、外部有識者による評価体制が整備されている。平成19年度から隔年で「学生支援等」「社会貢献」「大学運営」「国際交流・協力」の外部評価を実施しており、業務改善するための継続的な体制が整備され、機能している。

このことから、大学の活動状況について、外部者（本学の教職員以外の者）による評価が行われる体制が整備されていると判断する。

### 観点 9-3-③： 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

#### 【観点に係る状況】

国立大学法人評価、認証評価、学校教育法 109 条第 1 項に規定する自己評価並びに外部評価の評価結果をフィードバックする仕組みを、「国立大学法人北海道教育大学点検評価規則」（資料 9-3-③-1）で定めている。また、各評価における「点検評価実施要項」において、点検結果を踏まえた改善プロセス（資料 9-3-③-2）を示しており、いわゆる PDCA サイクルによる評価活動を確立し、教育研究活動等の質の向上を図る環境を整備している。

学校教育法第 109 条第 1 項に基づく教育研究等の自己評価の結果に対する外部評価では、外部評価書において指摘された事項や顕在化した課題点に基づき、学長が改善を要すると認めた事項を改善策として策定している。

改善策の取組状況は、1 年後のフォローアップ調査、また、2 年後の最終調査で明らかにしている。

具体的事例として、重要な課題について企画・運営のために設置している 9 つの学長室における相互の連絡連携の充実や、各校に対する学長室からの情報発信を含めた事務組織上の工夫・改善が挙げられる。その対応として運営会議（現 連絡調整会議）において、各学長室等及び各校からの取組を報告する機会を設け情報共有を進めるとともに、教職大学院との相互の連絡連携を図るため、教職大学院長を運営会議（現 連絡調整会議）の構成員とする規則改正を行った。また、学長室からの情報発信として全学統合グループウェアの掲示板機能を活用し、全教職員に対し情報共有を行った。

国立大学法人評価では、各年度計画の上半期の取組状況を確認する「中間評価」、次年度の年度計画を策定するために、点検・評価時点の年度計画の現況を確認する「1 月評価」及び年度終了時点で総括する「最終評価」を行う。これにより、大学評価室が年度計画の進捗管理を行い、文部科学省に提出する「業務の実績に関する報告書」の基となる学内自己評価書を作成している。

学内自己評価書における自己点検・評価結果及び国立大学法人評価委員会による評価結果に基づき、年度計画の取組状況に関して改善の提言を行い、関係部局では、改善に向けた取組を遂行するとともに次年度の年度計画の策定に反映させている。

なお、大学評価室と各部局との間で、より正確な意思疎通と共通理解を図ることを目的とした学内ヒアリングを実施しており、その際、前年度に示された改善の提言に対する対応状況を確認している。

具体的な改善の提言事例として、国立大学法人評価委員会からの指摘事項とされた「研究費の不適切な経理」の事案について、改善の提言として部局に示し、再発防止に向けた積極的な取組を行うことを求めた。その対応として、年間を通じた研修会・説明会の開催、誓約書の提出、検収の強化、内部監査の強化、研究活動における不正防止マニュアルの作成など、再発防止の取組を充実させた。

#### 資料 9-3-③-1 国立大学法人北海道教育大学点検評価規則（抜粋）

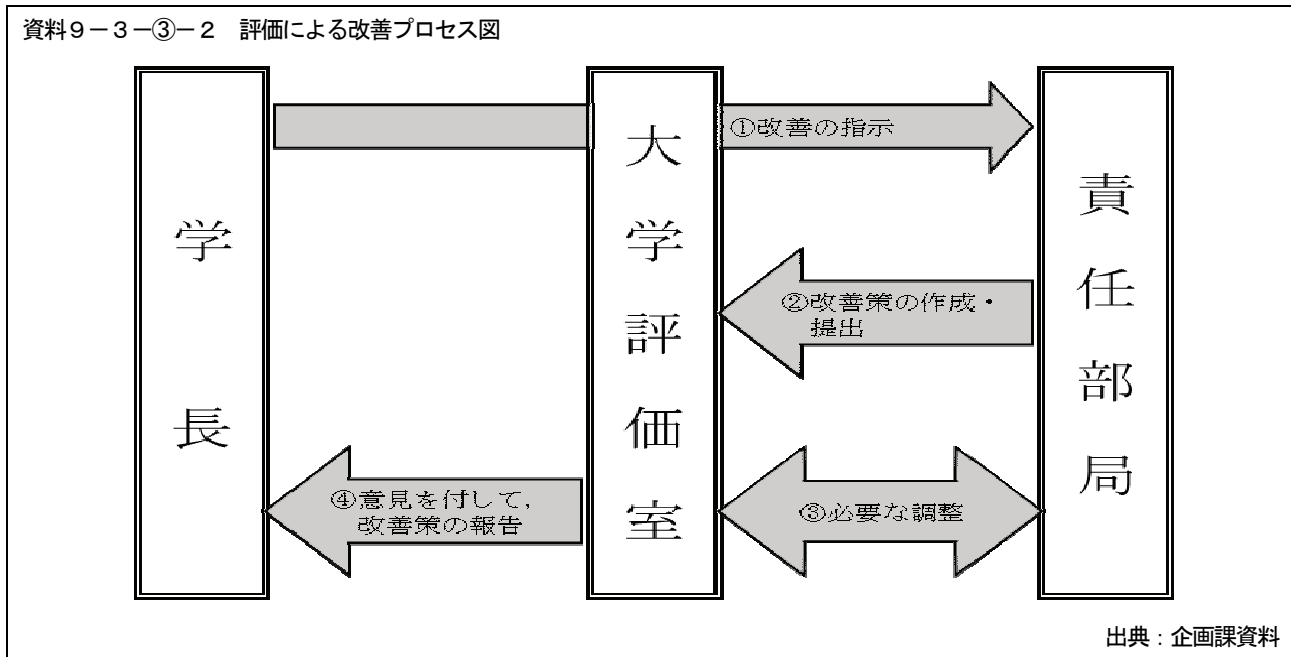
（自己評価等の結果に基づく改善）

第 14 条 学長は、第 11 条第 2 項の自己評価等の結果に基づき、改善が必要と認めた事項について、部局等の長に改善を指示するものとする。認証評価機関から通知のあった認証評価又は国立大学法人評価委員会から通知のあった法人評価の結果に基づき、改善が必要と認めた場合も同様とする。

- 2 部局等の長は、前項の指示を受けたときは、改善案を作成し、指定された期日までに大学評価室に提出しなければならない。
- 3 大学評価室は、前項の改善案に意見を付して学長に報告しなければならない。
- 4 学長は、前項の報告に基づき、改善策を決定するものとする。

(外部評価の結果に基づく改善及び公表)  
 第15条の3 学長は、前条の外部評価の結果に基づき、改善が必要と認めた事項について、部局等の長に改善を指示するものとする。  
 2 部局等の長は、前項の指示を受けたときは、改善案を作成し、指定された期日までに大学評価室に提出しなければならない。  
 3 大学評価室は、前項の改善案に意見を付して学長に報告しなければならない。  
 4 学長は、前項の報告に基づき、改善策を決定するものとする。  
 5 大学評価室は、外部評価の結果及び改善策を基に外部評価報告書を作成し、学長に報告するものとする。  
 6 学長は、教育研究評議会及び経営協議会の議を経て外部評価報告書を決定し、公表するものとする。

出典：国立大学法人北海道教育大学点検評価規則



【分析結果とその根拠理由】

「国立大学法人北海道教育大学点検評価規則」で、組織間の連携・役割、意思決定プロセス、責任の所在を明確にし、国立大学法人評価、認証評価、自己評価、外部評価の各評価結果をフィードバックし、改善へと結びつける仕組みを構築している。

このことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 学校教育法第109条第1項に基づく教育研究等の自己評価の結果に対する外部評価において指摘された事項や顕在化した課題点に基づき、学長が改善を要すると認めた事項を改善策として策定し、改善策の取組状況について、1年後のフォローアップ調査、また、2年後の最終調査で明らかにしている。
- 国立大学法人評価では、各年度計画の上半期の取組状況を確認する「中間評価」、次年度の年度計画を策定するために、点検・評価時点の年度計画の現況を確認する「1月評価」及び年度終了時点で総括する「最終評価」を行い、年度計画に係る進捗管理を行っている。

【改善を要する点】

- 特になし。

## 基準 10 教育情報等の公表

### (1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①: 大学の目的(学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。)が、適切に公表されるとともに、構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

#### 【観点到係る状況】

学則に定められた大学及び大学院の目的(前掲資料 1-1-①-1・2 及び前掲資料 1-1-②-1)は、本学ウェブサイトにて学則を公開することで、広く公表している(資料 10-1-①-1)。

本学ウェブサイトの「教育情報の公表」に、教育研究活動を実施していく上での基本的な方針を示した「大学憲章」を掲載し、社会一般に広く公表している(資料 10-1-①-2)。

学生に対しては、入学式において「大学憲章」(資料 10-1-①-3)のリーフレットを配布するとともに、教育担当理事から「本学の教育方針」について説明する中で、パワーポイントを使い、学科、課程、大学院、教職大学院ごとの養成する人材像を説明している。学生が入学式で本学での教育研究活動へ理解を深めることで、本学学生としての自覚を芽生えさせ、教育の目的を意識した学習態度の涵養に努めている。

また、教職員に対しては毎年配布している「大学概要」(資料 10-1-①-4)において、表紙の裏部分に「大学憲章」を掲載することで周知するとともに、新任教職員に対しては、研修等の際に説明を行っている。

資料 10-1-①-1 本学ウェブサイト「規則集(学則・別科規則)」

<http://www.hokkyodai.ac.jp/intro/regulation/school-rules.html>

資料 10-1-①-2 本学ウェブサイト「教育情報の公表」

<http://www.hokkyodai.ac.jp/public/info-kyouiku.html>

資料 10-1-①-3 本学ウェブサイト「大学憲章」

<http://www.hokkyodai.ac.jp/intro/rinen.html>

資料 10-1-①-4 本学ウェブサイト「北海道教育大学概要」

<https://www.hokkyodai.ac.jp/intro/public/daigakugaiyo.html>

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学の目的や方針を記載した、大学概要、大学憲章リーフレットを配布し、本学ウェブサイト「教育情報の公表」ページを設けることで、本学構成員及び社会に広く周知・公表している。また、これらの資料を用いて入学式や新規採用教職員に対して入学式、研修等で説明を行っている。ウェブサイトについては「大学の教育研究上の目的に関すること」という項目を最初に掲載し、構成員である教職員や学生を含めて広く周知し、学外者からもアクセスしやすい場所に公表している。

このことから、大学の目的が公表され、構成員に周知されていると判断する。



**観点 10-1-②：** 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

**【観点到係る状況】**

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、すべての入学者選抜要項及び各種の募集要項に掲載した上で、本学ウェブサイトでも公開（資料 10-1-②-1）し、受験を希望する者に対して遺漏なく周知できるように公表している。

教育課程の編成・実施方針についても、本学ウェブサイトで公開（資料 10-1-②-2）し、教育課程の編成概要について、入試広報冊子「大学案内」で課程・学科毎に詳細に記載している（前掲資料 2-1-①-1）。大学案内は、本学志願者や、志願実績のある高等学校等に送付しているほか、各校のオープンキャンパスや進学相談会で配布している。

学位授与方針についても、本学ウェブサイト公開している（資料 10-1-②-3）。

**資料10-1-②-1 本学ウェブサイトでの入学者受入方針の公表状況**

学 部

<http://www.hokkyodai.ac.jp/exam/department/summary/26admissionpolicy.html>

大学院

<http://www.hokkyodai.ac.jp/exam/graduate/graduate-admission-policy.html>

**資料10-1-②-2 本学ウェブサイトでの教育課程編成・実施の方針の公表状況**

課程・学科の概要

<http://www.hokkyodai.ac.jp/faculty/intro/summary/>

カリキュラム・履修基準

<http://www.hokkyodai.ac.jp/faculty/intro/curriculum/>

教育課程編成基準

<http://www.hokkyodai.ac.jp/files/00001000/00001004/kyoikukateiki.jun.pdf>

**資料10-1-②-3 本学ウェブサイトでの学位授与方針の公表状況**

学部（課程・学科）のディプロマポリシー

<http://www.hokkyodai.ac.jp/faculty/intro/diploma-policy.html>

修士課程のディプロマポリシー

<http://www.hokkyodai.ac.jp/faculty/post/master/>

専門職学位課程のディプロマポリシー

<http://www.hokkyodai.ac.jp/faculty/post/professional/>

**【分析結果とその根拠理由】**

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針のいずれも本学ウェブサイト等に公開・周知している。

このことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表・周知されていると判断する。

**観点 10-1-③： 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。**

**【観点に係る状況】**

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される公表すべき教育研究活動等の状況について、本学ウェブサイト「教育情報の公表」（前掲資料 10-1-①-2）で公開情報の項目ごとにページを作成し整理した上、公開している。各教員が有する研究業績及び学位については、当該ページにリンクされた「研究者総覧」サイトから閲覧が可能となっているが、一部の教員の学位や研究業績が公表されていない状況となっている。これに対応するため、平成 27 年 5 月 28 日に「北海道教育大学研究業績システムに関する要項」を制定し、教員に必要な情報の登録を義務付け、学位及び研究業績を一律に公表する体制を整備した。今後、本要項に基づき、各教員に必要な情報の入力を徹底させ、全ての教員の学位及び研究業績が公表されるよう対応を進めていく。入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針については、観点 10-1-②で記載したとおり、本学ウェブサイト等で公開している。

自己点検・評価の結果及び財務諸表等の情報については上記ウェブサイトに掲載しており、財務諸表については官報にも公告し、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 35 条において準用する独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 38 条第 4 項の規定に基づき、公表している。

冊子体では、「北海道教育大学概要」（前掲資料 10-1-①-4）に本学組織図、入学定員・志願者数、科学研究費補助金の採択率、建物配置図等の情報を載せているほか、「大学案内」（前掲資料 2-1-①-1）には、教員養成大学として具体的な本学の特色有る授業科目や各専攻の募集人数、卒業生の就職状況等を載せている。

学園情報誌（HUE-LANDSCAPE）では、各校の大学生活をより身近に感じられるように、特集テーマや表紙デザインを学生にとって手に取りやすいものになるよう、年度ごとに工夫をこらし、企画編集に学生スタッフを加え、学生によるインタビューなど学生の目線での記事を掲載し、特色を持たせたより分かりやすく親しみやすい冊子になるよう心がけている。学外へ向けた学園情報誌の配布を積極的に行い、広く社会に活動の状況・成果に関する情報を発信するため、冊子での配布に加えて、本学ウェブサイト上でも公開している（資料 10-1-③-1）。

**資料 10-1-③-1 学園情報誌（HUE-LANDSCAPE）**

<https://www.hokkyodai.ac.jp/intro/public/gakuen.johoshi.html>

**【分析結果とその根拠理由】**

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定める公表すべき教育研究活動等の状況について、本学ウェブサイト「教育情報の公表」ページで公表している。また、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針についても、本学ウェブサイト上でそれぞれページを設け、公表している。

法令に定める公表事項の他、企画編集に学生スタッフが加わる学園情報誌を発行、ウェブサイトに掲載する等により、本学の教育研究活動を広く社会一般に公表している。

このことから、本学教育研究活動等の情報を広く一般に、公表していると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 本学での大学生活を紹介する学園情報誌を発行しており、身近で手に取りやすいものとなるよう、編集スタッフに学生を加え、特集テーマに学生の意見を反映、インタビューを学生自らが行うようにする等、親しみやすい情報を提供できるよう工夫している。

【改善を要する点】

- 一部の教員の学位や研究業績が未公表であるが、教員に必要な情報の登録を義務付け、学位及び研究業績を一律に公表する体制を整備するため、平成 27 年 5 月 28 日に制定した「北海道教育大学研究業績システムに関する要項」に基づき、速やかに公表する必要がある。